官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房四）　九

〔府　令〕
○内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二七）　九
○内閣府の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同二八）　三
○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同二九）　四
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同三〇）　七
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（同三一）　三
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（同三二）　三

〔府令・復興庁令・省令〕
○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業一）　三
○株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・経済産業一）　三
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学二）　三
○預金保険法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務一）　四
○農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・農林水産一）　四
○株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業三）　四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働三）　四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令等の一部を改正する命令（同四）　五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（同五）　五
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産三）　五

〔デジタル庁令〕
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令の一部を改正する庁令（デジタル庁三）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一）　五

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一）　五

〔省　令〕
○特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（カジノ管理委員会・国土交通一）　五
○住民基本台帳法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令（総務二二）　六
○総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令（同二三）　六
○地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同二四）　六
○非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令（同二五）　六
○無線設備規則の一部を改正する省令（同二六）　六
○総務省組織規則の一部を改正する省令（同二七）　七
○矯正管区組織規則の一部を改正する省令（法務一三）　六
○会社計算規則の一部を改正する省令（同一四）　七
○公証人定員規則の一部を改正する省令（同一五）　八
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務一四）　八
○日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則及び財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令（同一五）　九
○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び防衛力強化資金事務取扱規則の一部を改正する省令（同一六）　九
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部を改正する省令（同一七）　九
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）　九
○義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令（文部科学七）　九
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（同八）　九
○教育映像等審査規程の一部を改正する省令（同九）　九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働三一）　一〇三

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○医療法施行規則等の一部を改正する省令（同三二）　一〇六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同三三）　一一三
○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（同三四）　一二五
○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（同三五）　一三三
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（同三六）　一三六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（同三七）　一四〇
○社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同三八）　一四一
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同三九）　一四二
○医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（同四〇）　一四三
○医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令（同四一）　一四三
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一三）　一四三
○農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同一四）　一五五
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（同一五）　一六六
○みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令（**経済産業**二一）　一七六
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同二二）　一九三
○容器保安規則等の一部を改正する省令（同二三）　二三五
○計量法関係手数料規則等の一部を改正する省令（同二四）　二三五
○高圧ガス保安法に基づく外国容器等製造業者及び外国特定設備製造業者の登録申請手数料の額の計算に関する省令の一部を改正する省令（同二五）　二三五
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（同二六）　二三五
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業・国土交通・環境**一）　二三五
○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業・環境**三）　二三六
○自動車型式指定規則等の一部を改正する省令（**国土交通**二一）　二三七
○鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（同二二）　二三七
○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令（同二三）　二三七
○特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同二四）　二三八
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（同二五）　二三四
○船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二六）　二三六
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（同二七）　二三二
○国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令（同二八）　二三九
○国土地理院組織規則の一部を改正する省令（同二九）　二三九
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同三〇）　二三九
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同三一）　四〇三
○地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（同三二）　四〇四
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同三三）　四〇六
○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（同三四）　四〇七
○気象庁組織規則の一部を改正する省令（同三五）　四〇八
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（同三六）　四〇八
○船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令及び船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令（同三七）　四一〇
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（同三八）　四一〇
○航空法施行規則の一部を改正する省令（同三九）　四一五
○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**環境**一一）　四一六
○防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則及び若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令（**防衛**八）　四一六

〔**規　則**〕

○人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一五―一四―四四）　四一八
○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（同一六―〇―七六）　四一八
○人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則（同一六―二―一七）　四二〇
○人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則（同一六―三―五〇）　四二三
○人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則（同一六―四―二九）　四二三
○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（**公正取引委**一）　四二四
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する規則（同二）　四二五
○警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則（**国家公安委**三）　四二五

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整理に関する規則（**個人情報保護委**一）　四五二

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**五）　四五二

〔告　示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（**内閣府**四一）　四五五

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（**同**四二）　四五五

○内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件（**同**四三）　四五九

○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（**内閣府・厚生労働**一）　四五九

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示（**個人情報保護委**六）　四六六

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁**三四）　四六七

○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**同**三五）　四七一

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**同**三六）　四七四

○協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**同**三七）　四七八

○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（**同**三八）　四八四

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（**同**三九）　四八八

○信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（**同**四〇）　五〇五

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（**同**四一）　五一三

○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件（**同**四二）　五一四

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**同**四三）　五一七

○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**同**四四）　五一七

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**同**四五）　五一八

○協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件（**同**四六）　五一九

○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（**同**四七）　五二〇

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**二）　五二九

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（**同**三）　五三三

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件（同四）　五五六

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**二）　五五四

○労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（同三）　五五七

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**六）　五五七

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同七）　五七一

○漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同八）　五七七

○農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同九）　五八二

○農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同一〇）　五九五

○漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同一一）　五九九

○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件（同一二）　六〇二

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件（同一三）　六〇三

○漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件（同一四）　六〇三

○農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（同一五）　六〇五

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件（同一六）　六〇六

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（**こども家庭庁**二）　六〇六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示（**こども家庭庁・厚生労働**二）　六四三

○児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（同三）　七二五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁・厚生労働省関係告示の整理に関する告示及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の一部を改正する告示（同四）　七二五

○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（同五）　七二五

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**四）　七二五

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**七）　七二六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同八）　七二六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する告示（同九）　七六〇

○ｅシールに係る認証業務の認定に関する規程（**総務**一一三）　七六一

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一一四）　七六三

○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの一部を改正する件（同一一五）　七六四

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件の一部を改正する告示（同一一六）　七六六

○平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件（同一一七）　七六

○平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件（同一一八）　七六八

○平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を改正する件（同一一九）　七七〇

○平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を改正する件（同一二〇）　七七一

○平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を改正する件（同一二一）　七七四

○平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を改正する件（同一二二）　七七五

○昭和四十二年自治省告示第百五十号（地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について）の一部を改正する件（同一二三）

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一二四）　七七七

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一二五）　七八〇

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（同一二六）　七八一

○地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（同一二七）　七八二

○退職消防団員報償規程の一部を改正する件（**消防庁**一）

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**八〇）　七八三

○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（同八一）

○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同八二）　七八四

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（同八三）　七八四

○主務大臣が指定する電子計算機の一部を改正する告示（**財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　七八五

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**二）　七八五

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（同三）　七八六

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（同四）　七八六

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（同五）　七九一

○特定事業者責任比率の一部を改正する件（同六）　七九四

○再商品化義務総量の一部を改正する件（同七）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（同八）　七九五

○国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（**国税庁**一）　七九六

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（**文部科学**四五）　七九六

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（同四六）　七九八

○公認心理師法施行規則第三条第一項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準並びに公認心理師法施行規則第三条第四項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示（**文部科学・厚生労働**一）　八〇三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示（**厚生労働**八七）　八〇五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（同八八）

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（同八九）　八〇九

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（同九〇）　八一〇

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同九一）　八一二

○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率（同九二）　八一八

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同九三）　八一九

○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ⑴の支給率を定める件（同九四）　八二三

○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（同九五）

○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件（同九六）

○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同九七）　八二三

○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（同九八）

○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同九九）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一〇〇）

○中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一〇一）

○中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一〇二）

○中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一〇三）

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示（同一〇四）　八三三

○医療法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（同一〇五）　八三〇

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件（同一〇六）　八三二

○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額（同一〇七）

○高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画の全部を改正する件（同一〇八）　八三三

○予防接種に関する基本的な計画の一部を改正する件（同一〇九）　八四〇

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により登録研修機関の登録の更新をした件（同一一〇）　八五一

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一一一）　八五二

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同一一二）　八五三

○介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容の全部を改正する件（同一一三）

○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一一四）　八五四

○介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（同一一五）　八五六

○健康保険組合の分割を認可した件（同一一六）　八五八

○健康保険組合の解散を認可した件（同一一七）

○健康保険組合の合併を認可した件（同一一八）

○健康保険組合の名称を変更した件（同一一九）

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同一二〇）　八五九

○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（同一二一）　八六一

○令和七年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（同一二三）　八六三

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一二四）　八六四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（同一二五）

○医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（同一二六）　八六五

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく令和七年度の単位掛金額を定める件（同一二七）　八六六
○令和七年度における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第十九条の九第一号イ(2)の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（同一二八）　八六七
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和七年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（同一二九）　八六七
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件（同一三〇）　八六七
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業・環境**二）　八六七
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件（**同**三）　八六七
○漁業法第五十七条第七項第一号の都道府県知事が許可をすることができる船舶の隻数を定める件の一部を改正する告示（**農林水産**五〇四）　八六七
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（**同**五〇五）　八七七
○農産物規格規程の一部を改正する件（**同**五〇六）　八七九
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（**経済産業**三六）　八八五
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件（**同**三七）　八九八
○電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（**同**三八）　九一〇
○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（**同**三九）　九一〇
○インバランスリスク単価等を定める告示（**同**四〇）　九一四
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（**同**四一）　九一五
○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（**同**四二）　九一六
○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示の一部を改正する告示（**同**四三）　九一六
○鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示（**経済産業・国土交通**一）　九二五
○乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（**同**二）　九二七
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**経済産業・環境**四）　九四〇
○道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示及び完成検査実施規程の一部を改正する告示（**国土交通**二四六）　九四三
○枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件及びＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示（**同**二四七）　九四四
○評価方法基準及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する告示（**同**二四八）　九五七
○圧縮水素ガスを燃料とする車両の燃料電池等の技術上の基準を定める告示（**同**二四九）　九七一
○木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（**同**二五〇）　九七三
○建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（**同**二五一）　九八一
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（**同**二五二～二五四）　九八五
○自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（**同**二五五）　九八七
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**二五六）　九八八
○排出ガス対策型原動機の書面の記載事項変更に関する件（**同**二五七）　九八八
○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示（**同**二五八）　九八九
○デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する告示（**海上保安庁**一二）　九九五
○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（**環境**三五）　九九六
○環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部を改正する件（**同**三六）　一〇〇六

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件（同三七）　一〇一二
○土壌汚染対策法施行規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法の一部を改正する件（同三八）　一〇一四
○土壌汚染対策法施行規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法の一部を改正する件（同三九）　一〇一六
○土壌汚染対策法施行規則第六条第四項第二号の環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法の一部を改正する件（同四〇）　一〇一八
○地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（同四一）　一〇一九
○水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法の一部を改正する件（同四二）　一〇二四
○水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める測定方法の一部を改正する件（同四三）　一〇二六
○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法の一部を改正する件（同四四）　一〇三〇
○特定悪臭物質の測定の方法の一部を改正する件（同四五）　一〇三一
○臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する件（同四六）　一〇三二
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同四七）　一〇三三
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同四八）　一〇三三
○南西諸島陸産貝類に関する保護増殖事業計画を定める件（同四九）　一〇三四
○道路に関する件（東北地方整備局三一～三五）　一〇三五
○道路に関する件（北陸地方整備局一五～一七）　一〇三五
○道路に関する件（中部地方整備局三七～四四）　一〇三六
○都市計画に関する件（同四五～五一）　一〇三七
○道路に関する件（近畿地方整備局四五～五〇）　一〇三八
○道路に関する件（中国地方整備局三一、三三）　一〇三九
○都市計画に関する件（同三二）　一〇四〇
○道路に関する件（四国地方整備局二五、二六）　一〇四一
○道路に関する件（九州地方整備局四九～七一）　一〇四二
○都市計画に関する件（北海道開発局三二～三六）　一〇四二

〔官庁報告〕

官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示六）　一〇四三
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の二第一項及び人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十七条の規定に基づき、平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同七）　一〇四四
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同八）　一〇四五
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の四第二項第二号並びに人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第三十三条の二第一項及び第二項並びに第三十三条の十一の規定に基づき、平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同九）　一〇四六
人事院規則一六―〇（職員の災害補償）第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同一〇）　一〇四八
土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　一〇四九
令和七年度塩需給見通しの公表について（財務省）　一〇四九
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇五〇
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇五〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一〇五〇
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇五〇
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（山梨労働局最低工賃公示一）　一〇五〇
あっせん員候補者に関する公示（中央労働委員会）　一〇五一

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和六年度令和七年一月分）（財務省）　一〇五四

内閣官房令

○内閣官房令第四号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十九条の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（平成二十一年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三、別記様式第四及び別記様式第五中「㊞」を「押印」に改める。

附　則

この内閣官房令は、令和七年六月一日から施行する。

府令

○内閣府令第二十七号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（目的） **第一条**　内閣府所管の国費をもって、国家公務員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「令」という。）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「規程」という。）の規定により、内閣総理大臣が財務大臣に協議して定める事項その他旅費の取扱については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （相当する職務等） **第二条**　令第一条第二項第一号の規定により、衆議院議員選挙区画定審議会会長及び国会等移転審議会会長の職務は、内閣総理大臣等に相当する職務とする。 2　令第一条第二項第二号及び第三号の規定により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。別表において「一般職給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の適用を受けない者（規程第八条第一号及び第四号から第六号までに規定する者を除く。）及び同項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受けない者の行政職俸給表㈠に相当する職務の級及び指定職俸給表に相当する職務は、別表に定めるところによる。	（目的） **第一条**　内閣府所管の国費をもって、国家公務員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）の規定により、内閣総理大臣が財務大臣に協議して定める事項その他旅費の取扱については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （相当する職務等） **第二条**　法第二条第一項第二号の規定により、衆議院議員選挙区画定審議会会長及び国会等移転審議会会長の職務は、内閣総理大臣等に相当する職務とする。 2　法第二条第一項第三号及び同条第二項の規定により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の適用を受けない者（第五項に規定する者を除く。）及び同項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受けない者の行政職俸給表㈠に相当する職務の級及び指定職俸給表に相当する職務は、別表一に定めるところによる。

3　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第三条各項の規定により任期を定めて採用された者について、令第一条第二項第三号の規定により定める行政職俸給表㈠に相当する職務の級は、次のとおりとする。ただし、これにより難い場合には、令第一条第二項第二号の規定により、財務大臣と協議の上、指定職職員等に相当する職務とすることができる。

一　［略］

二　任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された者　規程別表第一の一及び別表第一の二による行政職俸給表㈠に相当する職務の級

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［条を削る。］

3　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第三条各項の規定により任期を定めて採用された者について、法第二条第二項の規定により定める行政職俸給表㈠に相当する職務の級は、次のとおりとする。ただし、これにより難い場合には、法第二条第一項第三号の規定により、財務大臣と協議の上、指定職の職務に相当する職務とすることができる。

一　［同上］

二　任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された者　第五項の規定による行政職俸給表㈠に相当する職務の級

4　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第三条第一項各号の規定により任期を定めて採用された者について、法第二条第二項の規定により定める行政職俸給表㈠に相当する職務の級は、次のとおりとする。

一　任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された者　次のイからヘまでの規定による。

イ　六号俸の俸給月額を受ける職員（六号俸を超える俸給月額を受ける職員を含む。）の職務の級　行政職俸給表㈠による九級の職務に相当する職務の級

ロ　五号俸の俸給月額を受ける職員の職務の級　行政職俸給表㈠による八級の職務に相当する職務の級

ハ　四号俸の俸給月額を受ける職員の職務の級　行政職俸給表㈠による七級の職務に相当する職務の級

ニ　三号俸の俸給月額を受ける職員の職務の級　行政職俸給表㈠による六級の職務に相当する職務の級

ホ　二号俸の俸給月額を受ける職員の職務の級　行政職俸給表㈠による五級の職務に相当する職務の級

ヘ　一号俸の俸給月額を受ける職員の職務の級　行政職俸給表㈠による四級の職務に相当する職務の級

二　任期付研究員法第三条第二号の規定により任期を定めて採用された者　行政職俸給表㈠による三級の職務に相当する職務の級

5　一般職給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠以外の同項各号（第十一号を除く。）に規定する俸給表の適用を受ける者の行政職俸給表㈠に相当する職務の級は、別表二の一及び別表二の二に定めるところによる。

6　法第三十四条第一項第一号イに規定する特定指定職在職者及び特定指定職在職者に相当するものは、別表三に定めるところによる。

（電磁的記録による旅費の請求手続）

第三条　国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第七条第四項に規定する各庁の長が定める方法は、旅費の支給を受けようとする旅行者等の使用に係る電子計算機と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

（証人等の旅費）

第三条　法第三条第四項の規定によって旅行する証人等に支給する旅費は、次の区分による旅費とする。

一　証人、鑑定人、参考人、通訳その他これらに類する者の旅行の場合には、行政職俸給表㈠による一級の職員の出張の例に準じて計算した旅費

二　前号に規定する者以外の者の旅行の場合には、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、旅行命令権者が行政職俸給表㈠の適用を受ける者の職務の級に相当すると認める級の職員の出張の例に準じて計算した旅費

三　前各号により難い場合には、令第二十条の規定により、財務大臣と協議の上、内閣総理大臣等又は指定職職員等の出張の例に準じて計算した旅費

（渡航雑費）

第四条　規程第十七条第六号に規定する旅行者の負担とすべきでないものとして主計局長が定める費用は、財務大臣と協議して定める費用のうち、旅行命令権者がその旅行に必要と認める費用とする。

（電磁的記録による旅費の請求手続）

第五条　規程第二十三条に規定する各庁の長が定める方法は、旅費の支給を受けようとする旅行者等の使用に係る電子計算機と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（証人等の旅費）

第四条　法第十五条の規定によって旅行する証人等に支給する旅費は、次の区分による旅費とする。

一　証人、鑑定人、参考人、通訳その他これらに類する者の旅行の場合には、一級の職員の出張の例に準じて計算した旅費

二　前号に規定する者以外の者の旅行の場合には、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、相当すると認める級の職員の出張の例に準じて計算した旅費

［号を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第五条　外国に留学する職員に対し、その留学中、国から特別の調査研究を依頼した場合には、法第三条第四項の規定により支度料として三万円を支給することができる。

（内国旅行の航空賃）

第六条　法第十八条に規定する航空賃については、当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法であると旅行命令権者が認める場合には支給することができる。

2　前項の場合には、法第十八条に規定する航空賃については、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十六条第三項（同附則第五条第一項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な措置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するものをいう。以下同じ。）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）、旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）及び地方公共団体が管理する空港における同様の料金を含むものとする。

（外国旅行の航空賃）

第六条の二　法第三十四条に規定する航空賃については、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）、旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）及び地方公共団体が管理する空港及び海外の空港における同様の料金を含むものとする。

［条を削る。］

［条を削る。］

（在勤地内旅行の旅費）

第七条　法第二十七条第一号の規定に基き、在勤地内旅行の旅費の額を、次の各号のとおり定める。

一　旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は引き続き五時間以上八時間未満の場合には、法別表第一の日当の定額の三分の一に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額）

二　旅行が、行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合には、法別表第一の日当の定額の二分の一に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額）

2　前項の規定は、法第四十二条において法第二十七条第一号を準用する場合に、準用する。この場合において、前項中「法別表第一」とあるのは「法別表第二」と読み替えるものとする。

（調整）

第八条　法第四十六条第一項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

一　職員の職務の級がさかのぼって変更された場合においては、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減を行わない。

二　旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給しない。

三　鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合いにより所定の級に応ずる旅客運賃、急行料金、特別車両料金又は座席指定料金を支給する必要がないと認められる場合には、その級に応ずる旅客運賃又は当該料金を支給しない。

四　陸路旅行の場合において定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるときは、当該運賃の実費を車賃として支給することができる。

五　全行程で公用車を利用するなど交通費実費が伴わない方法による旅行の場合、又は、旅行期間中における移動の伴わない日程の場合には、日当の二分の一の額を支給しない。

六　自動車運転手が一日につき七十五キロメートル未満又は引き続き八時間未満（出張先における待時間を含む。）の運転を行った場合は、日当を支給しない。ただし、諸雑費が発生した場合、又は宿泊を伴う場合には七十五キロメートル以上かつ八時間以上の場合を含め日当の二分の一を支給する。

七　旅行者が庁舎の一部等公用の施設に宿泊した場合は、次の区分により宿泊料を支給することができる。

イ　有料で食事を提供する公用の施設に宿泊するとき　三千百二十円

ロ　食事を提供しない公用の施設に宿泊するとき　三千九百円

ハ　その他研修施設等の安価な施設へ宿泊した場合には、実態に応じた宿泊料の減額を行う。

八　自宅宿泊等、宿泊料を一切必要としない場合には、宿泊料を支給しない。

九　旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に規定する療養補償、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に規定する療養の給付若しくはこれらに準ずる補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の二分の一に相当する額を支給しない。

十　赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた法別表第一の移転料定額を支給する。

十一　赴任に伴う旅行が次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準による着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。）を支給する。

イ　旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員のための国設宿舎を利用できる場合又は自宅に入る場合には、法別表第一に掲げる日当定額の二日分及び宿泊料定額の二夜分に相当する額

ロ　赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル未満の場合には、法別表第一に掲げる日当定額の三日分及び宿泊料定額の三夜分に相当する額

ハ　赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満の場合には、法別表第一の日当定額の四日分及び宿泊料定額の四夜分に相当する額

十二　国の経費以外の経費から旅費が支給される旅行にあっては、法の規定どおりの旅費のうち国の経費以外の経費から支給される旅費額に相当する額を支給しない。

十三　留学など赴任に相当するもので旅行期間が長期（一ヶ月以上）となる場合を除き、原則支度料を支給しない。なお、保険料、医薬品、最低限の儀礼品、携行品、旅行雑費の対象とならない任意の予防注射等については、旅行命令権者によりその必要性が認められた場合には、領収書等を確認の上、実費支給（支度料の額を上限）を行う。

十四　支度料を支給する旅行が次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準による支度料を支給する。

イ　旅行期間十五日未満の出張をする場合には、法別表第二の三に掲げる旅行期間一月未満の支度料定額の二分の一に相当する額

ロ　本邦から公海に旅行する場合には、法別表第二の三に掲げる支度料定額の範囲内において、必要に応じ内閣総理大臣が財務大臣に協議して定める額

十五　行政官在外研究員に支給する旅費のうち、次のイからハまでに掲げるものについては、法第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十九条第一項の規定にかかわらず、それぞれイからハまでに定めるところによる。

イ　航空賃は、最下級の運賃とする。

ロ　留学する国に到着した日の翌日から出発の日の前日までの日当及び宿泊料の合計額は、一日九千六百円とする。

ハ　支度料は、三万円とする。

十六　前各号の規定により難い特別の事情がある場合には、この限りでない。

2　法第四十六条第二項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

一　法第十六条第一項第三号に規定する線路による旅行において、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣、大臣政務官又は宮内庁長官（以下この項（第九号を除く。）において「内閣総理大臣等」という。）に秘書官（秘書官と同様の職務の者を含む。以下この項において同じ。）が随行する場合には、当該秘書官に対し、内閣総理大臣等と同一の鉄道賃を支給することができる。

二　法第十七条第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項に規定する船舶による旅行において、内閣総理大臣等に秘書官が随行する場合には、当該秘書官に対し、内閣総理大臣等と同一の船賃を支給することができる。

三　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第二条第二項に規定する本土と同条第一項に規定する沖縄との間の赴任の場合に支給する法第二十三条第一項に規定する移転料の額は、当分の間、同項に規定する移転料の額の十分の三に相当する額を同項に規定する移転料の額に加算した額とすることができる。

四　法第二十五条第一項第一号及び第二号に規定する扶養親族移転料のうち、十二歳未満の者に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額によることができる。

五　法第二十五条第一項第一号及び第二号に規定する扶養親族移転料の鉄道賃又は船賃のうち、六歳未満の者を三人以上随伴する場合における二人を超える者ごと及び十二歳未満六歳以上の者に支給する特別車両料金又は特別船室料金の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の特別車両料金又は特別船室料金の額とすることができる。

六　法第三十二条第一号及び第四号に規定する線路による旅行において、内閣総理大臣等に秘書官が随行する場合には、当該秘書官に対し、内閣総理大臣等と同一の鉄道賃を支給することができる。

七　法第三十三条第一号及び第三号に規定する船舶による旅行において、内閣総理大臣等に秘書官が随行する場合には、当該秘書官に対し、内閣総理大臣等と同一の船賃を支給することができる。

八　法第三十四条第一項第一号及び第二号に規定する航空路による旅行において、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣又は大臣政務官に秘書官が随行する場合には、当該秘書官に対し、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣又は大臣政務官と同一の級の運賃を支給することができる。

九　法第三十四条第一項第一号及び第二号に規定する航空路による旅行において、法第二条第一項第二号に規定する内閣総理大臣等、特定指定職在職者又は特定指定職在職者に相当するものの代理（発令行為を伴うものに限る。）として公務のため旅行する場合には、最上級の運賃を支給することができる。

十　法第三十四条第一項第一号ハ又は第二号ロに規定する運賃の支給を受ける者が一の旅行区間における所要航空時間が二十四時間以上の航空路による旅行をする場合には、当該航空路による旅行における乗り継ぎ回数及びそれに要する時間を勘案し、直近上位の級の運賃を支給することができる。

十一　国際会議等に出席するため内閣総理大臣、国務大臣、副大臣、大臣政務官又は国会議員の外国旅行に同行する者が同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障を来たす場合、又は国際会議等において外国政府等より宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難な場合には、宿泊料定額を超過して現に支払った額を上限として旅行命令権者が適当と認める額を支給することができる。

［条を削る。］

（日額旅費）

第九条　職員が法第二十六条第一項第一号又は第三号に該当し旅行する場合には、次の区分により日額旅費を支給する。

一　日帰りの場合

イ　旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の場合

二級以下の職務にある者　五百三十円

三級以上の職務にある者　五百九十円

ロ　旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合

二級以下の職務にある者　七百九十円

三級以上の職務にある者　九百円

ハ　旅行が在勤地以外の地にわたり二十五キロメートル以上の場合

二級以下の職務にある者　千五十円

三級以上の職務にある者　千百九十円

二　宿泊する場合

イ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設で宿泊料を徴する場合

二級以下の職務にある者　四千七百六十円

三級以上の職務にある者　五千八百七十円

ロ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設で宿泊料を徴しない場合

二級以下の職務にある者　二千五百七十円

三級以上の職務にある者　三千百四十円

ハ　下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合

二級以下の職務にある者　四千七十円

三級以上の職務にある者　四千四百円

ニ　旅館に宿泊する場合（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項の旅館業の用に供する宿泊施設に宿泊する場合。以下同じ。）

㈠　三十日未満の期間につき

二級以下の職務にある者　七千四百十円

三級以上の職務にある者　九千百九十円

㈡　三十日以上六十日未満の期間につき

二級以下の職務にある者　六千六百七十円

三級以上の職務にある者　八千二百六十円

㈢　六十日以上の期間につき

二級以下の職務にある者　五千九百三十円

三級以上の職務にある者　七千三百五十円

［条を削る。］

［条を削る。］

第十条　職員が法第二十六条第一項第二号に該当し旅行する場合には、次の区分により日額旅費を支給する。

一　日帰りの場合

イ　旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の場合　四百二十円

ロ　旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合　六百二十円

二　宿泊する場合

イ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合

(一)　国が主として職員の研修等に伴う宿泊の用に供している施設に宿泊する場合

(i)　宿泊料を徴する場合　二千八百円

(ii)　宿泊料を徴しない場合　二千八十円

(二)　(一)以外の施設に宿泊する場合

(i)　宿泊料を徴する場合　三千八百円

(ii)　宿泊料を徴しない場合　二千八十円

ロ　下宿その他これらに準ずる宿泊施設に宿泊する場合　三千二百六十円

ハ　旅館に宿泊する場合

(一)　三十日未満の期間につき　五千九百十円

(二)　三十日以上六十日未満の期間につき　五千三百十円

(三)　六十日以上の期間につき　四千七百二十円

三　研修のため国又は地方公共団体の各共済組合が運営する宿泊施設に宿泊する場合において、その宿泊料が三千百八十円を超えるときは、三千八百円にその超える部分に相当する額を加算して得た額（ただし、旅館に宿泊する場合のそれぞれの区分による定額の限度内とする。）を支給することができる。

四　研修のため公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊することとされている場合において、自己の都合により公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊しないときは、公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合の研修者に対して支給する額と同一額の日額旅費を支給するものとする。

第十一条　前二条の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が次の各号に該当するときは、当該各号の定めるところにより支給する。

一　特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（以下「運賃」という。）を必要とする場合には、前二条の規定による日額旅費の額に次に掲げる額を加算した額を支給する。

イ　日帰りの場合

最低運賃の実費額が当該旅行において支給される日額の二分の一に相当する額を超える場合は、その超える額

ロ　宿泊する場合

最低運賃の実費額が宿泊所と用務地間の距離又は所要時間に応じた第十条第一号又は前条第一号の区分により支給される日額の二分の一に相当する額を超える場合は、その超える額

［条を削る。］

附　則

［１～３　略］

４　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により皇嗣職が置かれている間においては、別表の規定の適用については、同表中「東宮大夫」とあるのは「皇嗣職大夫」とする。

別表（第二条関係）

相当する職務の級	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	日本学術会議会員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、カジノ管理委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員	日本学術会議会長及び同副会長	東宮大夫、式部官長	
１０級	経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、中央防災会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	日本学術会議会員（会長及び副会長を除く。）	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
９　級				
８　級		日本学術会議連携会員		
７　級	審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の専門委員、幹事及び地方支分部局に置かれた審議会等の会長			
６　級				
５　級	地方支分部局に置かれた審議会等の委員その他これらに準ずる者			
４　級				
３　級				
２　級				
１　級				

備考　非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員の職務の級を定める場合において、その者を指定職以上の職務とする場合は、内閣総理大臣が財務大臣に協議して定めるものとする。

二　公用の交通機関を利用する又は通勤手当が支給される等日額旅費で賄うこととされている交通費実費を伴わない場合（旅行期間における移動の伴わない日程を含む。）には、支給される日額旅費の額から次に掲げる額を控除した額を支給する。

イ　日帰りの場合　前二条の規定による日額旅費の額の二分の一に相当する額

ロ　宿泊する場合　宿泊所と用務地間の距離又は所要時間に応じた第十条第一号又は前条第一号の区分により支給される日額の二分の一に相当する額

（普通旅費の支給）

第十二条　次の各号に掲げる場合の旅費は、前三条の規定にかかわらず、日額旅費に代えて法に定める旅費を支給する。

一　第十条又は第十一条の場合において、用務地に到着した日まで及び用務終了後その地を出発した日から帰着の日までの旅費

二　日額旅費の支給を受ける者が、用務地から一時他の地に旅行し、若しくは一時帰庁する場合の旅費。ただし、帰着の日の日当は支給せず日額旅費を支給する。

三　日額旅費の支給を受ける者が、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合の宿泊料。ただし日帰り旅行等、宿泊を想定していない場合に限る。

附　則

［１～３　同上］

４　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により皇嗣職が置かれている間においては、別表第一及び別表第三の規定の適用については、これら表中「東宮大夫」とあるのは「皇嗣職大夫」とする。

別表一（第二条関係）

相当する職務の級	秘書官	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	日本学術会議会員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職		経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、カジノ管理委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会臨時委員、企業会計審議会委員	日本学術会議会長及び同副会長	東宮大夫、式部官長	
１０級		経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、中央防災会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	日本学術会議会員（会長及び副会長を除く。）	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
９　級	特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）別表第三の９号俸以上12号俸以下				
８　級			日本学術会議連携会員		
７　級	５号俸以上８号俸以下	審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の専門委員、幹事及び地方支分部局に置かれた審議会等の会長			
６　級	３号俸及び４号俸				
５　級		地方支分部局に置かれた審議会等の委員その他これらに準ずる者			
４　級	２号俸				
３　級	１号俸				
２　級					
１　級					

備考　非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員の職務の級を定める場合において、その者を指定職以上の職務とする場合は、内閣総理大臣が財務大臣に協議して定めるものとする。

［別表を削る。］

別表二の一（第二条関係）
行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級

行政職俸給表（一）	行政職俸給表（二）	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表（一）	公安職俸給表（二）	海事職俸給表（一）	海事職俸給表（二）	教育職俸給表（一）	教育職俸給表（二）	研究職俸給表	医療職俸給表（一）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（三）	福祉職俸給表	専門スタッフ職俸給表
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級		4級の5号俸以上		5級の5号俸以上	4級	8級			3級
8級		6級	8級	9級	8級			4級の4号俸以下 3級の29号俸以上		5級の4号俸以下	3級の5号俸以上				2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級		3級の9号俸から28号俸まで	3級の29号俸以上		3級の4号俸以下	7級	7級	6級	
6級		4級	6級	7級	6級			2級の25号俸以上	3級の25号俸から28号俸まで 2級の49号俸以上	4級 3級の13号俸以上	2級の13号俸以上	6級	6級	5級	1級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		3級の8号俸以下 2級の17号俸から24号俸まで	3級の17号俸から24号俸まで 2級の41号俸から48号俸まで	3級の5号俸から12号俸まで	2級の9号俸から12号俸まで	5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級の5号俸から16号俸まで	3級の5号俸から16号俸まで 2級の37号俸から40号俸まで 1級の57号俸以上	3級の4号俸以下	2級の8号俸以下 1級の25号俸以上				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	2級の4号俸以下 1級の25号俸以上	3級の4号俸以下 2級の25号俸から36号俸まで 1級の37号俸から56号俸まで	2級の25号俸以上	1級の13号俸から24号俸まで	4級 3級の5号俸以上	4級 3級の5号俸以上	3級 2級の13号俸以上	
2級	3級	1級の17号俸以上	2級	3級の9号俸以上 2級の33号俸以上 1級の41号俸以上	2級	2級の9号俸以上	4級 3級	1級の9号俸から24号俸まで	2級の9号俸から24号俸まで 1級の21号俸から36号俸まで	2級の9号俸から24号俸まで 1級の45号俸以上	1級の12号俸以下	3級の4号俸以下 2級の9号俸以上	3級の4号俸以下 2級の29号俸以上	2級の12号俸以下	
1級	2級 1級	1級の16号俸以下	1級	3級の8号俸以下 2級の32号俸以下 1級の40号俸以下	1級	2級の8号俸以下 １級	2級 1級	1級の8号俸以下	2級の8号俸以下 1級の20号俸以下	2級の8号俸以下 1級の44号俸以下		2級の8号俸以下 1級	2級の28号俸以下 1級	1級	

［別表を削る。］

別表二の二（第二条関係）

定年前再任用短時間勤務職員（国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員）又は暫定再任用職員（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員）の行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級

行政職俸給表（一）	行政職俸給表（二）	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表（一）	公安職俸給表（二）	海事職俸給表（一）	海事職俸給表（二）	教育職俸給表（一）	教育職俸給表（二）	研究職俸給表	医療職俸給表（一）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（三）	福祉職俸給表	専門スタッフ職俸給表
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級					4級	8級			3級
8級		6級	8級	9級	8級			4級		5級					2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級					3級	7級	7級	6級	
6級		4級	6級	7級	6級					4級		6級	6級	5級	1級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		3級	3級	3級		5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級	2級		2級				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	1級	1級	2級	1級	4級 3級	4級 3級	3級 2級	
2級	3級	1級	2級	3級 2級 1級	2級	2級	4級 3級			1級		2級	2級		
1級	2級 1級		1級		1級	1級	2級 1級					1級	1級	1級	

［別表を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表三（第二条関係）

特定指定職在職者等

特定指定職在職者	特定指定職在職者に相当するもの
内閣府事務次官	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）
内閣府審議官	総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）
内閣府経済社会総合研究所長	国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）
宮内庁次長	中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）
公正取引委員会事務総長	男女共同参画会議の議員（有識者）
金融庁長官	食品安全委員会の非常勤の委員
消費者庁長官	原子力委員会の非常勤の委員
こども家庭庁長官	衆議院議員選挙区画定審議会委員
	国会等移転審議会委員
	公益認定等委員会の非常勤の委員
	再就職等監視委員会委員
	日本学術会議会長及び同副会長
	東宮大夫
	式部官長
	個人情報保護委員会の非常勤の委員
	カジノ管理委員会の非常勤の委員
	公認会計士・監査審査会の非常勤の委員

附　則

１　この府令は、令和七年四月一日から施行する。

２　改正後の内閣府所管旅費取扱規則（以下「改正後の府令」という。）の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「新法」という。）第二条第四号に規定する旅行命令権者が新法第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正法による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧法第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新法第二条第四号に規定する旅行命令権者が新法第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の府令の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

○内閣府令第二十八号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項の規定に基づき、内閣府の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣府の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和六年内閣府令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定納付受託者の指定の手続） **第九条**　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあっては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［2・3　略］	（指定納付受託者の指定の手続） **第九条**　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあっては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十九号

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第五条の規定に基づき、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則（平成十四年内閣府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（拉致被害者等給付金の額等） **第四条**　［略］ ［2・3　略］ 4　対象被害者等が別表第一に掲げる地域に居住地を有するときの当該世帯に属する対象被害者等に支給する拉致被害者等給付金の月額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する月額（前二項の規定の適用がある場合においては、これらの規定による加算後の額）に、別表第一の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。 一級地　百分の十一・五 二級地　百分の八 三級地　百分の四・五 四級地　百分の〇・五	（拉致被害者等給付金の額等） **第四条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　対象被害者等が別表第一に掲げる地域に居住地を有するときの当該世帯に属する対象被害者等に支給する拉致被害者等給付金の月額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する月額（前二項の規定の適用がある場合においては、これらの規定による加算後の額）に、別表第一の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。 一級地　百分の十一・五 二級地　百分の八 三級地　百分の七 四級地　百分の四・五 五級地　百分の二・五

別表第一（第四条、第十条関係）

都道府県	支給地域	級地
宮城県	仙台市　多賀城市	四級地
茨城県	つくば市	二級地
	取手市　守谷市	三級地
	水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市　牛久市	四級地
埼玉県	さいたま市　蕨市　志木市　和光市	三級地
	川越市　東松山市　狭山市　上尾市　朝霞市　新座市　桶川市　富士見市　坂戸市　鶴ヶ島市　ふじみ野市	四級地
千葉県	千葉市　成田市　習志野市　我孫子市　袖ケ浦市　印西市	三級地
	市川市　船橋市　松戸市　佐倉市　柏市　市原市　八千代市　富津市　浦安市　四街道市	四級地
東京都	特別区	一級地
	八王子市　立川市　武蔵野市　三鷹市　青梅市　府中市　昭島市　調布市　町田市　小金井市　小平市　日野市　東村山市　国分寺市　国立市　福生市　狛江市　東大和市　清瀬市　東久留米市　武蔵村山市　多摩市　稲城市　羽村市　あきる野市　西東京市　瑞穂町　日の出町　檜原村　奥多摩町　大島町　利島村　新島村　神津島村　三宅村　御蔵島村　八丈町　青ヶ島村　小笠原村	二級地
神奈川県	横浜市　川崎市　藤沢市　厚木市	二級地
	相模原市　横須賀市　平塚市　鎌倉市　小田原市　茅ヶ崎市　逗子市　三浦市　秦野市　大和市　伊勢原市　海老名市　座間市　南足柄市　綾瀬市　葉山町　寒川町　大磯町　二宮町　中井町　大井町　松田町　山北町　開成町　箱根町　真鶴町　湯河原町　愛川町　清川村	三級地
静岡県	裾野市	三級地
	静岡市	四級地

別表第一（第四条、第十条関係）

都道府県	支給地域	級地
宮城県	多賀城市	五級地
茨城県	取手市　つくば市	二級地
	守谷市	三級地
	牛久市	四級地
	水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市	五級地
埼玉県	和光市	二級地
	さいたま市　蕨市　志木市	三級地
	東松山市　狭山市　朝霞市　ふじみ野市	四級地
	新座市　桶川市　富士見市　坂戸市　鶴ヶ島市	五級地
千葉県	我孫子市　袖ケ浦市　印西市	二級地
	千葉市　成田市　習志野市	三級地
	船橋市　浦安市	四級地
	市川市　松戸市　佐倉市　市原市　八千代市　富津市　四街道市	五級地
東京都	特別区	一級地
	武蔵野市　調布市　町田市　小平市　日野市　国分寺市　狛江市　清瀬市　多摩市	二級地
	八王子市　青梅市　府中市　昭島市　小金井市　東村山市　国立市　福生市　稲城市　西東京市	三級地
	立川市　東大和市	四級地
	三鷹市　あきる野市	五級地
神奈川県	横浜市　川崎市　厚木市	二級地
	鎌倉市　逗子市	三級地
	相模原市　藤沢市　海老名市　座間市	四級地
	横須賀市　平塚市　小田原市　茅ヶ崎市　大和市　伊勢原市	五級地
静岡県	裾野市	三級地

愛知県	名古屋市　刈谷市　豊田市　豊明市　日進市	三級地
	豊橋市　岡崎市　一宮市　瀬戸市　半田市　春日井市　豊川市　津島市　碧南市　安城市　西尾市　蒲郡市　犬山市　常滑市　江南市　小牧市　稲沢市　新城市　東海市　大府市　知多市　知立市　尾張旭市　高浜市　岩倉市　田原市　愛西市　清須市　北名古屋市　弥富市　みよし市　あま市　長久手市　東郷町　豊山町　大口町　扶桑町　大治町　蟹江町　飛島村　阿久比町　東浦町　南知多町　美浜町　武豊町　幸田町　設楽町　東栄町　豊根村	四級地
三重県	四日市市　鈴鹿市	四級地
滋賀県	大津市　草津市　栗東市	四級地
京都府	長岡京市	三級地
	京都市　福知山市　舞鶴市　綾部市　宇治市　宮津市　亀岡市　城陽市　向日市　八幡市　京田辺市　京丹後市　南丹市　木津川市　大山崎町　久御山町　井手町　宇治田原町　笠置町　和束町　精華町　南山城村　京丹波町　伊根町　与謝野町	四級地
大阪府	大阪市　吹田市	二級地
	堺市　岸和田市　豊中市　池田市　泉大津市　高槻市　貝塚市　守口市　枚方市　茨木市　八尾市　泉佐野市　富田林市　寝屋川市　河内長野市　松原市　大東市　和泉市　箕面市　柏原市　羽曳野市　門真市　摂津市　高石市　藤井寺市　東大阪市　泉南市　四條畷市　交野市　大阪狭山市　阪南市　島本町　豊能町　能勢町　忠岡町　熊取町　田尻町　岬町　太子町　河南町　千早赤阪村	三級地
兵庫県	西宮市　芦屋市　宝塚市	三級地
	神戸市　尼崎市　明石市　伊丹市　高砂市　川西市　三田市	四級地
奈良県	奈良市　大和郡山市　天理市	四級地
広島県	広島市	四級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	四級地

愛知県	刈谷市　豊田市　日進市	二級地
	名古屋市　豊明市	三級地
	西尾市　知多市　知立市　清須市　みよし市　長久手市	五級地
三重県	鈴鹿市	四級地
	四日市市	五級地
滋賀県	大津市　草津市　栗東市	五級地
京都府	長岡京市	二級地
	京田辺市	四級地
	京都市	五級地
大阪府	大阪市　守口市	二級地
	池田市　高槻市　大東市　門真市　高石市　大阪狭山市	三級地
	豊中市　吹田市　寝屋川市　松原市　箕面市　羽曳野市	四級地
	堺市　枚方市　茨木市　八尾市　柏原市　東大阪市　交野市	五級地
兵庫県	西宮市　芦屋市　宝塚市	三級地
	神戸市	四級地
	尼崎市　伊丹市　高砂市　川西市　三田市	五級地
奈良県	天理市	四級地
	奈良市　大和郡山市	五級地
広島県	広島市	五級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	五級地

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和七年四月一日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

第一条　沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融証券検査官及び上席金融証券検査官） **第三十条**　検査課に、金融証券検査官五人以内及び上席金融証券検査官二人以内を置く。 ［２・３　略］ （生産振興課の所掌事務） **第三十八条**　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　略］ 五　米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第四十条第四号及び第九十二条の表を除き、以下同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 ［六～十四　略］ （消費・安全課の所掌事務） **第四十条**　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。第九十二条の表において「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。 ［三～十三　略］ （食料産業課の所掌事務） **第四十一条**　食料産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　略］ 四　農林水産部の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関すること。 ［五～十四　略］ （総務運航課の所掌事務） **第八十三条**　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　略］ 八　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 ［九・十　略］	（金融証券検査官及び上席金融証券検査官） **第三十条**　検査課に、金融証券検査官六人以内及び上席金融証券検査官二人以内を置く。 ［２・３　同上］ （生産振興課の所掌事務） **第三十八条**　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　同上］ 五　米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第四十条第三号及び第九十三条を除き、以下同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 ［六～十四　同上］ （消費・安全課の所掌事務） **第四十条**　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。第九十三条の表において「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。 ［三～十三　同上］ （食料産業課の所掌事務） **第四十一条**　食料産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　同上］ 四　農林水産部の所掌事務に係る物質についての輸出の促進に関すること。 ［五～十四　同上］ （総務運航課の所掌事務） **第八十三条**　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　同上］ 八　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 ［九・十　同上］

（船舶船員課の所掌事務）

第八十五条　船舶船員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　略］

五　造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（海事振興・防災危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）。

六　船舶、船舶用機関、船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海事振興・防災危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）。

七　モーターボート競走に関すること（海事振興・防災危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）。

［八・九　略］

十　船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること（海事振興・防災危機管理調整官、運航労務監理官及び海技試験官の所掌に属するものを除く。）。

十一　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二条　沖縄総合事務局組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（船舶船員課の所掌事務） **第八十五条**　船舶船員課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　略］ 六　船舶、船舶用機関、船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海事振興・防災危機管理調整官、海事技術専門官及び外国船舶監督官の所掌に属するものを除く。）。 ［七～十一　略］ （海事技術専門官及び首席海事技術専門官の職務） **第八十九条**　海事技術専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 ［一・二　略］ 三　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表の確認及び特定船舶の再資源化解体の承認等の執行に関すること（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。）。 四～十三　［略］ 2　［略］	（船舶船員課の所掌事務） **第八十五条**　船舶船員課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　同上］ 六　船舶、船舶用機関、船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海事振興・防災危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）。 ［七～十一　同上］ （海事技術専門官及び首席海事技術専門官の職務） **第八十九条**　海事技術専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］ 三～十二　［同上］ 2　［同上］

（船舶船員課の所掌事務）

第八十五条　船舶船員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　同上］

五　造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（海事振興調整官の所掌に属するものを除く。）。

六　船舶、船舶用機関、船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海事振興調整官の所掌に属するものを除く。）。

七　モーターボート競走に関すること（海事振興調整官の所掌に属するものを除く。）。

［八・九　同上］

十　船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること（海事振興調整官、運航労務監理官及び海技試験官の所掌に属するものを除く。）。

十一　［同上］

（外国船舶監督官及び首席外国船舶監督官の職務）

第九十一条　外国船舶監督官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。

二　［略］

2　［略］

附　則

［条を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三条　沖縄総合事務局組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消費・安全課の所掌事務） **第四十条**　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　略］ 七　特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第三項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。第九十二条の表において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（届出採捕者（同法第三条第三項に規定する届出採捕者をいう。第九十二条の表において同じ。）及び特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（同法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。）以外の同法第二条第五項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。第九十二条の表において同じ。）に対する同法第十条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施（第九十二条の表において「勧告等」という。）に係るものに限る。）。 ［八～十三　略］ （事務所） **第九十二条**　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。	（消費・安全課の所掌事務） **第四十条**　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　同上］ 七　特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第二項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。以下同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（同法第七条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令並びに同法第十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施（第九十二条において「勧告等」という。）に係るものに限る。）。 ［八～十三　同上］ （事務所） **第九十二条**　総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［略］			
那覇農林水産センター	［略］	地方農政局において所掌することとされている事務のうち、次に掲げる事務を行うこと。 ［一～七　略］	

名称	位置	管轄区域	所掌事務
［同上］			
那覇農林水産センター	［同上］	地方農政局において所掌することとされている事務のうち、次に掲げる事務を行うこと。 ［一～七　同上］	

（外国船舶監督官及び首席外国船舶監督官の職務）

第九十一条　外国船舶監督官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。

二　［同上］

2　［同上］

附　則

（運輸部海事技術専門官の所掌事務の特例）

第十二条　運輸部海事技術専門官は、第八十九条第一項に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号。以下この条において「法」という。）の施行の日の前日までの間、法第四十条及び国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）第四十八条の規定により委任された権限のうち、法附則第五条の規定による相当確認の執行に関する事務をつかさどる。

名護農林水産センター	［略］
宮古島農林水産センター	［略］
石垣農林水産センター	［略］
［略］	

八　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する勧告等に係るものに限る。）。

九　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

名護農林水産センター	［同上］
宮古島農林水産センター	［同上］
石垣農林水産センター	［同上］
［同上］	

八　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。

九　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日（令和七年六月二十六日）

二　第三条の規定　漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）の施行の日（令和八年四月一日）

○内閣府令第三十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（流動負債の区分表示） **第四十九条**　［略］ 2　［略］ 3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。 ［4～6　略］ （当期純利益又は当期純損失） **第九十五条の五**　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。 一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。） ［二・三　略］ ［2～4　略］	（流動負債の区分表示） **第四十九条**　［同上］ 2　［同上］ 3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。 ［4～6　同上］ （当期純利益又は当期純損失） **第九十五条の五**　［同上］ 一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。） ［二・三　同上］ ［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（流動負債の区分表示） **第三十七条**　［略］ ２　［略］ ３　第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。 ［４～７　略］ （当期純利益又は当期純損失） **第六十五条**　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。 一　当該連結会計年度に係る法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。） 二　［略］ ［２～６　略］	（流動負債の区分表示） **第三十七条**　［同上］ ２　［同上］ ３　第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。 ［４～７　同上］ （当期純利益又は当期純損失） **第六十五条**　［同上］ 一　当該連結会計年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。） 二　［同上］ ［２～６　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この項において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表若しくは第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいう。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新連結財務諸表規則」という。）の規定は、令和七年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この項において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表については、新連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第百九十二条に規定する比較情報をいう。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○内閣府令第三十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第十八条の二十七　［略］ ［②～⑥　略］ ［⑦］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の二十七**　［同上］ ［②～⑥　同上］ ［項を加える。］
第十八条の二十八　［略］ ［②～④　略］ ［⑤］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の二十八**　［同上］ ［②～④　同上］ ［項を加える。］
第十八条の二十九　［略］ ［②～⑤　略］ ［⑥］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の二十九**　［同上］ ［②～⑤　同上］ ［項を加える。］
第十八条の二十九の二　［略］ ［②～④　略］ ［⑤］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の二十九の二**　［同上］ ［②～④　同上］ ［項を加える。］
第十八条の三十　［略］ ［②～④　略］ ［⑤］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の三十**　［同上］ ［②～④　同上］ ［項を加える。］
第十八条の三十四の四　［略］ ［②］　前項に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の三十四の四**　［同上］ ［項を加える。］
第十八条の三十五　［略］ ［②～④　略］ ［⑤］　第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。	**第十八条の三十五**　［同上］ ［②～④　同上］ ［項を加える。］
第二十五条の二十一　［略］ ［②～④　略］ ［⑤］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第二十五条の二十一**　［同上］ ［②～④　同上］ ［項を加える。］
第二十五条の二十一の三　［略］ ［②］　前項に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第二十五条の二十一の三**　［同上］ ［項を加える。］

第二十五条の二十二　指定障害児入所施設の設置者は、第二十五条の二十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児入所施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

［②　略］

［③］　第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。

第二十五条の二十六の六　［略］

［②～⑤　略］

［⑥］　第一項本文及び第三項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。

第二十五条の二十六の七　［略］

［②・③　略］

［④］　第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。

第三十六条の三十の二　法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報（同項に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるとき及び毎会計年度終了後とする。

第三十六条の三十の三　次条第三号に掲げる事項の報告は、毎会計年度終了後三月以内に行うものとする。

［②］　報告は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

第三十六条の三十の四　法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

一　情報公表対象支援（法第三十三条の十八第一項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするとき　別表第二に掲げる事項に関するもの

二　法第三十三条の十八第一項の内閣府令で定めるとき　別表第二及び別表第三に掲げる事項に関するもの

三　毎事業年度が終了したとき　次に掲げる事項に関するもの（次条において「経営情報」という。）

イ　事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

ロ　事業所又は施設の収益及び費用の内容

ハ　事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

ニ　その他必要な事項

第二十五条の二十二　指定障害児入所施設の設置者は、第二十五条の二十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児入所施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

［②　同上］

［項を加える。］

第二十五条の二十六の六　［同上］

［②～⑤　同上］

［項を加える。］

第二十五条の二十六の七　［同上］

［②・③　同上］

［項を加える。］

第三十六条の三十の二　法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報（同項に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

第三十六条の三十の三　報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

［項を加える。］

第三十六条の三十の四　法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公表対象支援（同項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするときにあつては別表第二に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第二及び別表第三に掲げる項目に関するものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

第三十六条の三十の五　都道府県知事は、報告（経営情報の報告を除く。）を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第三十三条の十八第三項の調査を行つたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

②　都道府県知事は、経営情報の報告を受けた後、当該報告を受けた経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するものとする。

第三十六条の三十の六　法第三十三条の十八第八項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公表対象支援の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［略］		
第十八条の二十七第六項 第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四第一項 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四項 第十八条の三十五の七	都道府県知事	
		指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
［略］		
第三十六条の三十の二 第三十六条の三十の三第二項 第三十六条の三十の五第一項		

第三十六条の三十の五　都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第三十三条の十八第三項の調査を行つたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

［項を加える。］

第三十六条の三十の六　法第三十三条の十八第八項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［同上］		
第十八条の二十七第六項 第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四号 第十八条の三十五の七	都道府県知事	
		指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
［同上］		
第三十六条の三十の二 第三十六条の三十の三 第三十六条の三十の五		

第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の二第二項 第三十六条の三十二の四第二項 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の九 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
［略］		

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［略］		
第十八条の二十七第六項 第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四第一項 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四項 第十八条の三十五の七	都道府県知事	中核市の市長
［略］		

第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の二第二項 第三十六条の三十二の四第二項 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の九 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
［同上］		

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［同上］		
第十八条の二十七第六項 第十八条の二十八 第十八条の二十九第一項から第三項まで及び第五項 第十八条の二十九の二 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十四の二第一項 第十八条の三十四の三 第十八条の三十四の四 第十八条の三十五第一項、第三項及び第四項 第十八条の三十五の七	都道府県知事	中核市の市長
［同上］		

第三十六条の三十の三第二項	都道府県知事	
第三十六条の三十の四第一号	情報公表対象支援を	情報公表対象支援（指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）を除く。）を
第三十六条の三十の五第一項		
第三十六条の三十の六		
第三十六条の三十の七第二項		
第三十六条の三十二の二第二項		
第三十六条の三十二の四第二項	都道府県知事	
第三十六条の三十二の八		
第三十六条の三十二の九		
第三十六条の三十三第二項		
第三十六条の三十五第二項		
第三十六条の三十八第二項		
第三十六条の三十九の二		
［略］		

別表第二（第三十六条の三十の四第一号及び第二号関係）

［一～六　略］

別表第三（第三十六条の三十の四第二号関係）

［第一～第三　略］

第三十六条の三十の三	都道府県知事	
第三十六条の三十の四	情報公表対象支援を	情報公表対象支援（指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）を除く。）を
第三十六条の三十の五		
第三十六条の三十の六		
第三十六条の三十の七第二項		
第三十六条の三十二の二第二項		
第三十六条の三十二の四第二項	都道府県知事	
第三十六条の三十二の八		
第三十六条の三十二の九		
第三十六条の三十三第二項		
第三十六条の三十五第二項		
第三十六条の三十八第二項		
第三十六条の三十九の二		
［同上］		

別表第二（第三十六条の三十の四関係）

［一～六　同上］

別表第三（第三十六条の三十の四関係）

［第一～第三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二十七から第十八条の三十まで、第十八条の三十四の四、第十八条の三十五、第二十五条の二十一、第二十五条の二十一の三、第二十五条の二十二、第二十五条の二十六の六及び第二十五条の二十六の七の改正規定、第五十条の二の表の改正規定（「第十八条の三十四の四」を「第十八条の三十四の四第一項」に改める部分に限る。）並びに第五十条の三の表の改正規定（「第十八条の三十四の四」を「第十八条の三十四の四第一項」に改める部分に限る。）並びに附則第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の日前にこの府令による改正前の児童福祉法施行規則の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された申請又は届出については、この府令による改正後の児童福祉法施行規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

3　令和八年三月三十一日までの間は、この府令による改正後の児童福祉法施行規則第三十六条の三十の三第一項中「毎会計年度終了後三月以内」とあるのは、「令和八年三月三十一日まで」と読み替えるものとする。

府令・復興庁令・省令

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省　令第一号

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省　令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条中「第三条第四号、第五号、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号」を「第三条第三号、第四号、第十一号、第十二号及び第十四号から第十六号」に改める。

附　則

この命令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、経済産業省　令第一号

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省　令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（政策金融機関、預金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等） **第二条**　法第二条第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政策金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）、預金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。 一　［略］	（政策金融機関、預金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等） **第二条**　法第二条第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政策金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）、預金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。 一　［同上］

［号を削る。］
二～二十八　［略］

二　株式会社商工組合中央金庫
三～二十九　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○内閣府総務省令第二号
文部科学省

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

総理府
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（指名競争契約） **第二十九条**　契約担当者は、前条の規定による一般の競争に付することを明らかに不利と認める場合のほか、次の各号に掲げる場合には、指名競争に付することができる。 ［一　略］ 二　予定価格が八百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が五百万円を超えない財産の買入れをするとき。 三　予定賃借料の年額又は総額が三百万円を超えない物件の借入れをするとき。 四　予定賃貸料の年額又は総額が百万円を超えない物件の貸付けをするとき。 五　予定価格が二百万円を超えない財産の売払をするとき。 六　工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が三百五十万円を超えないとき。 ［2・3　略］ （随意契約） **第三十条**　契約担当者は、第二十八条の規定による一般の競争に付することが明らかに不利と認める場合のほか、次の各号に掲げる場合には随意契約によることができる。 ［一・二　略］ 三　予定価格が四百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が三百万円を超えない財産の買入れをするとき。	（指名競争契約） **第二十九条**　［同上］ ［一　同上］ 二　予定価格が五百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が三百万円を超えない財産の買入れをするとき。 三　予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件の借入れをするとき。 四　予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件の貸付けをするとき。 五　予定価格が百万円を超えない財産の売払をするとき。 六　工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないとき。 ［2・3　同上］ （随意契約） **第三十条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　予定価格が二百五十万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が百六十万円を超えない財産の買入れをするとき。

四　予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件の借入れをするとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件の貸付けをするとき。
六　予定価格が百万円を超えない財産の売払をするとき。
七　工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないとき。
［八～十一　略］
［2　略］
（契約書の作成）
第三十一条　契約担当者は、契約をしようとする場合には、契約の目的、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成し、これに契約当事者が記名して印を押さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。
一　二百五十万円を超えない契約をするとき。
［二～四　略］
［2　略］
（育児休業支援手当金）
第百十五条の二の二　法第七十条の三第一項の規定により育児休業支援手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業支援手当金請求書を組合に提出しなければならない。
一　組合員の氏名
二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号
三　所属機関の名称及び所在地
四　育児休業の初日及び末日
五　育児休業に係る子の生年月日
六　標準報酬の等級及び月額
七　育児休業支援手当金の請求に係る期間及び請求金額
八　その他必要な事項
2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　育児休業に関する所属機関の長の証明書
二　勤務しなかつた期間に支払われた報酬についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書
三　配偶者が法第七十条の三第一項第二号又は同条第二項各号のいずれかに該当することを証明する書類
四　その他必要な書類
3　第一項の規定にかかわらず、前条第一項の規定する育児休業手当金請求書と併せて第一項に規定する育児休業支援手当金請求書を提出する場合は、当該育児休業手当金請求書に記載した事項と同一の事項については、当該育児休業支援手当金請求書への記載を省略することができる。
4　第二項の規定にかかわらず、同項に規定する書類のうち、前条第二項の規定により提出した書類と同一の事実を証明する書類の提出を省略することができる。

四　予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件の借入れをするとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件の貸付けをするとき。
六　予定価格が五十万円を超えない財産の売払をするとき。
七　工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないとき。
［八～十一　同上］
［2　同上］
（契約書の作成）
第三十一条　［同上］
一　百五十万円を超えない契約をするとき。
［二～四　同上］
［2　同上］

［新設］

（介護休業手当金）

第百十五条の三　法第七十条の四第一項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者は、組合員と同居し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものとする。

［一～四　略］

2　法第七十条の四第一項に規定する主務省令で定める組合員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員である組合員とする。

3　法第七十条の四第一項に規定する主務省令で定める者の承認は、市町村の教育委員会の承認とする。

第百十五条の四　法第七十条の四第一項の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。

［一～七　略］

［２・３　略］

（育児時短勤務手当金）

第百十五条の五　法第七十条の五第一項の規定により育児時短勤務手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児時短勤務手当金請求書を組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

三　所属機関の名称及び所在地

四　育児時短勤務（法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務をいう。以下この条において同じ。）の開始年月日及び終了予定日

五　育児時短勤務に係る子の生年月日

六　育児時短勤務を開始する前の一週間の所定勤務時間

七　標準報酬の等級及び月額

八　支給対象月中の一週間の所定勤務時間及び支給対象月に支払われた報酬の額

九　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　育児時短勤務に関する所属機関の長の証明書

二　支給対象月中の一週間の所定勤務時間及び支給対象月に支払われた報酬の額についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書

三　その他必要な書類

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る

（介護休業手当金）

第百十五条の三　法第七十条の三第一項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者は、組合員と同居し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものとする。

［一～四　同上］

2　法第七十条の三第一項に規定する主務省令で定める組合員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員である組合員とする。

3　法第七十条の三第一項に規定する主務省令で定める者の承認は、市町村の教育委員会の承認とする。

第百十五条の四　法第七十条の三第一項の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。

［一～七　同上］

［２・３　同上］

［新設］

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　［同上］

請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章第一節（第三十条第一項第七号及び第十一号ロ、第二項第四号の三及び第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第二節（第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第十四号ロ、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九条、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び第三節の二、第三章の二（第七十八条の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第三十条第一項第三号	［略］	［略］
	第七号において同じ。	以下同じ。
［略］	［略］	［略］
第三十条第一項第十一号	イから二まで	イ及びハ
第三十条第一項第十一号イ	希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。）	希望する者
［略］	［略］	［略］
第三十条の五第一項	第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）	第三十八条第二項
［略］	［略］	

［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
	第五号から第七号までにおいて同じ。	
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	希望する者（ロに規定する者を除く。）	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の五第一項	第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）	第三十八条第二項
第三十条の五第一項第四号	法又は旧法	法
［同上］	［同上］	［同上］

第四十二条第一項第六号	イからハまで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］
第四十四条第一項第九号	イから二まで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］
第五十八条第一項第六号	イからハまで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］
第六十条第一項第十四号	イから二まで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］
第六十条の二第一項第三号	イから二まで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］
第七十二条第一項第三号	イからハまで	イ及びハ
［略］	［略］	［略］

［2　略］

（請求書等の確認）

第百七十四条　組合員、組合員であつた者又はその者の遺族がこの命令の規定により、組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。この項において同じ。）に対し次に掲げる書類を提出する場合は、所属機関の長（組合員であつた者又はその遺族については、当該組合員であつた者の退職又は死亡の時における所属機関の長）を経由して、組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金又は育児時短勤務手当金の請求書

［四～六　略］

［2　略］

［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イ及びロ	イ
［同上］	［同上］	［同上］

［2　同上］

（請求書等の確認）

第百七十四条　［同上］

［一・二　同上］

三　傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の請求書

［四～六　同上］

［2　同上］

別表第１号表

第１号表の１

短　　期　　経　　理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　略］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［略］	［略］	経常収益	［略］	［略］
	休業等給付			育児休業等給付交付金	
		育児休業手当金 育児休業支援手当金 介護休業手当金 育児時短勤務手当金			育児休業手当金交付金 育児休業支援手当金交付金 介護休業手当金交付金 育児時短勤務手当金交付金
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	前期高齢者納付金				
		前期高齢者納付金 事務費拠出金			
	［略］	［略］			
	連合会拠出金				
		特別調整拠出金 育児休業等給付拠出金			
［略］	［略］	［略］			

別表第１号表

第１号表の１

短　　期　　経　　理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　同左］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［同左］	［同左］	経常収益	［同左］	［同左］
	休業給付			育児・介護休業手当金交付金	
		育児休業手当金 介護休業手当金			育児休業手当金交付金 介護休業手当金交付金
	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	退職者給付拠出金				
		療養給付費拠出金 事務費拠出金			
	前期高齢者納付金				
		前期高齢者納付金 事務費拠出金			
	［同左］	［同左］			
	連合会拠出金				
		特別調整拠出金 育児・介護休業手当金拠出金			
［同左］	［同左］	［同左］			

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式第45号

別紙様式目次を削る。
別紙様式第45号を次のように改める。

任意継続組合員原票

任意継続組合員	ふりがな		資格取得年月日	資格期限年月日	資格喪失年月日
	氏名	男 女	・　・	・　・	・　・
	生年月日	年　月　日			
	現住所		組合員等記号・番号		
			記事		

被扶養者	氏名	性別	続柄	生年月日	職業	同居別居の別（別居の場合その住所）	認定年月日	認定取消年月日
				年　月　日			年　月　日	年　月　日
				｜　｜			｜　｜	｜　｜
				｜　｜			｜　｜	｜　｜
				｜　｜			｜　｜	｜　｜
				｜　｜			｜　｜	｜　｜
				｜　｜			｜　｜	｜　｜
				｜　｜			｜　｜	｜　｜
				｜　｜			｜　｜	｜　｜
				｜　｜			｜　｜	｜　｜
				｜　｜			｜　｜	｜　｜

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和七年四月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。ただし、第百二十条の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に行われた契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る改正前の地方公務員等共済組合法施行規程第三十一条第一項第一号に規定する契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

2　施行日前に地方公務員等共済組合法（次項において「法」という。）第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下この項において「育児休業等」という。）を開始した組合員であって、施行日において現に当該育児休業等をしているものについては、施行日を当該組合員が育児休業等を開始した日とみなして、改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（次項において「改正後規程」という。）第百十五条の二の二の規定を適用する。

3　施行日前に法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務（以下この項において「育児時短勤務」という。）を開始した組合員であって、施行日において現に当該勤務をしているものについては、施行日を当該組合員が育児時短勤務を開始した日とみなして、改正後規程第百十五条の五の規定を適用する。

○内閣府財務省令第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、預金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信

預金保険法施行規則の一部を改正する命令

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（預金等情報） **第二十一条**　［略］ 2　法第五十五条の二第二項の金融機関が預金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）を記録している預金等についての前項の規定の適用については、同項第一号中「顧客番号」とあるのは「顧客番号、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「預金者等に」とあるのは「法人番号その他の預金者等に」とする。	（預金等情報） **第二十一条**　［同上］ 2　法第五十五条の二第二項の金融機関が預金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）を記録している預金等についての前項の規定の適用については、同項第一号中「顧客番号」とあるのは「顧客番号、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「預金者等に」とあるのは「法人番号その他の預金者等に」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○内閣府
財務省令第一号
農林水産省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令

農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和四十八年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貯金等情報） **第二十一条**　［略］ 2　法第五十七条の二第二項の農水産業協同組合が貯金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）を記録している貯金等についての前項の規定の適用については、同項第一号中「顧客番号」とあるのは「顧客番号、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「貯金者等に」とあるのは「法人番号その他の貯金者等に」とする。	（貯金等情報） **第二十一条**　［同上］ 2　法第五十七条の二第二項の農水産業協同組合が貯金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）を記録している貯金等についての前項の規定の適用については、同項第一号中「顧客番号」とあるのは「顧客番号、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号において同じ。）」と、同項第二号中「貯金者等に」とあるのは「法人番号その他の貯金者等に」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○内閣府
財務省令第三号
経済産業省

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社産業再生機構法施行規則（平成十五年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（政府関係金融機関及び預金保険機構に準ずる特殊法人等）

第二条　法第二条第一項第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政府関係金融機関（株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）及び預金保険機構のほか、次に掲げる法人とする。

［一～六　略］

［号を削る。］

七～二十九　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

（受給者証の再交付の申請）

第二十三条　（略）

一　（略）

二　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　資格確認書等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十一条の三第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項（同法第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第五十四条第三項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十三条の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十五条の二第一項に規定する書面（健康保険法による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）を含む。第三十八条第一項第一号を除き、以下同じ。）、介護保険法による被保険者証、児童扶養手当証書（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当証書をいう。以下同じ。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

２・３　（略）

改正前

（受給者証の再交付の申請）

第二十三条　（略）

一　（略）

二　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　資格確認書等（健康保険法（大正第十一年法律第七十号）第五十一条の三第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項（同法第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第五十四条第三項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十三条の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十五条の二第一項に規定する書面（健康保険法による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）を含む。第三十八条第一項第一号を除き、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、介護保険法による被保険者証、児童扶養手当証書（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当証書をいう。以下同じ。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

２・３　（略）

改正前

（政府関係金融機関及び預金保険機構に準ずる特殊法人等）

第二条　法第二条第一項第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政府関係金融機関（株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）及び預金保険機構のほか、次に掲げる法人とする。

［一～六　同上］

七　株式会社商工組合中央金庫

八～三十　［同上］

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等）

第三十四条の七　（略）

２～６　（略）

７　第一項本文及び第三項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（療養介護に係る指定の申請等）

第三十四条の八　（略）

２～４　（略）

５　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（生活介護に係る指定の申請等）

第三十四条の九　（略）

２～６　（略）

７　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（短期入所に係る指定の申請等）

第三十四条の十一　（略）

２～７　（略）

８　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（重度障害者等包括支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十二　（略）

２～４　（略）

５　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十四　（略）

２～５　（略）

６　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十五　（略）

２～５　（略）

６　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（就労選択支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十五の二　（略）

２～４　（略）

５　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等）

第三十四条の七　（略）

２～６　（略）

（新設）

（療養介護に係る指定の申請等）

第三十四条の八　（略）

２～４　（略）

（新設）

（生活介護に係る指定の申請等）

第三十四条の九　（略）

２～６　（略）

（新設）

（短期入所に係る指定の申請等）

第三十四条の十一　（略）

２～７　（略）

（新設）

（重度障害者等包括支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十二　（略）

２～４　（略）

（新設）

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十四　（略）

２～５　（略）

（新設）

（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十五　（略）

２～５　（略）

（新設）

（就労選択支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十五の二　（略）

２～４　（略）

（新設）

（就労移行支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十六　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（就労継続支援Ａ型に係る指定の申請等）

第三十四条の十七　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（就労継続支援Ｂ型に係る指定の申請等）

第三十四条の十八　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（就労定着支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十八の二　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（自立生活援助に係る指定の申請等）

第三十四条の十八の三　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（共同生活援助に係る指定の申請等）

第三十四条の十九　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）

第三十四条の二十　法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二第一項において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型とする。

（就労移行支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十六　（略）

2～4　（略）

（新設）

（就労継続支援Ａ型に係る指定の申請等）

第三十四条の十七　（略）

2～4　（略）

（新設）

（就労継続支援Ｂ型に係る指定の申請等）

第三十四条の十八　（略）

2～4　（略）

（新設）

（就労定着支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十八の二　（略）

2～4　（略）

（新設）

（自立生活援助に係る指定の申請等）

第三十四条の十八の三　（略）

2～4　（略）

（新設）

（共同生活援助に係る指定の申請等）

第三十四条の十九　（略）

2～4　（略）

（新設）

（法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）

第三十四条の二十　法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型とする。

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）

第三十四条の二十二　（略）

2　前項に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三　（略）

2～4　（略）

5　第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定障害者支援施設の指定の申請等）

第三十四条の二十四　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定障害者支援施設の指定の変更の申請）

第三十四条の二十五　（略）

2　前項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十四条の二十六　（略）

2　（略）

3　第一項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定一般相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十七　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五十八　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定特定相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十九　（略）

2～5　（略）

6　第一項本文及び第三項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の六十　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）

第三十四条の二十二　（略）

（新設）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定障害者支援施設の指定の申請等）

第三十四条の二十四　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定障害者支援施設の指定の変更の申請）

第三十四条の二十五　（略）

（新設）

（指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十四条の二十六　（略）

2　（略）

（新設）

（指定一般相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十七　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五十八　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定特定相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十九　（略）

2～5　（略）

（新設）

（指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の六十　（略）

2・3　（略）

（新設）

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるとき）

第六十五条の九の六　法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービス等情報（同項に規定する情報公表対象サービス等情報をいう。第六十五条の九の十において同じ。）の報告（次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるとき及び毎会計年度終了後とする。

（報告の方法）

第六十五条の九の七　次条第三号に掲げる事項の報告は、毎会計年度終了後三月以内に行うものとする。

2　報告は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の八　法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

一　情報公表対象サービス等（法第七十六条の三第一項に規定する情報公表対象サービス等をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするとき　別表第一号に掲げる事項に関するもの

二　法第七十六条の三第一項の主務省令で定めるとき　別表第一号及び別表第二号に掲げる事項に関するもの

三　毎会計年度が終了したとき　次に掲げる事項に関するもの（次条において「経営情報」という。）

イ　事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

ロ　事業所又は施設の収益及び費用の内容

ハ　事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

ニ　その他必要な事項

（法第七十六条の三第二項の規定による公表の方法）

第六十五条の九の九　都道府県知事は、報告（経営情報の報告を除く。）を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第七十六条の三第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

2　都道府県知事は、経営情報の報告を受けた後、当該報告を受けた経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するものとする。

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十　法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるとき）

第六十五条の九の六　法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービス等（同項に規定する情報公表対象サービス等をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

（報告の方法）

第六十五条の九の七　報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

（新設）

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の八　法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときにあっては別表第一号に掲げる項目に関するものとし、同項の主務省令で定めるときにあっては別表第一号及び別表第二号に掲げる項目に関するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（法第七十六条の三第二項の規定による公表の方法）

第六十五条の九の九　都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第七十六条の三第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

（新設）

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十　法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

（大都市の特例）

第七十条　令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	指定都市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項		
第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五の二		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二第一項		
第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五第一項		
第三十四条の二十六		
第三十四条の二十六の八		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第三十五条第四項		

（大都市の特例）

第七十条　令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	指定都市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項		
第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五の二		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
第三十四条の十九		
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		
第三十四条の二十六		
第三十四条の二十六の八		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第三十五条第四項		

第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十五条の九の六		
第六十五条の九の七第二項		
第六十五条の九の九		
第六十五条の九の十		
第六十六条第二項		
別表第八号		
別表第九号		
（略）	（略）	（略）

（中核市の特例）

第七十一条　令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	中核市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五の二		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
（略）	（略）	（略）

第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十五条の九の六		
第六十五条の九の七		
第六十五条の九の九		
第六十五条の九の十		
第六十六条第二項		
別表第八号		
別表第九号		
（略）	（略）	（略）

（中核市の特例）

第七十一条　令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	中核市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五の二		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
（略）	（略）	（略）

第三十四条の十九	（略）	（略）
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二第一項		
第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五第一項		
第三十四条の二十六		
第三十四条の二十六の八		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十五条の九の六		
第六十五条の九の七第二項		
第六十五条の九の九		
第六十五条の九の十		
第六十六条第二項		
別表第八号		
別表第九号		

別表第一号（第六十五条の九の八第一号及び第二号関係）

一～六　（略）

別表第二号（第六十五条の九の八第二号関係）

第一～第三　（略）

第三十四条の十九	（略）	（略）
第三十四条の二十の三第四項		
第三十四条の二十二		
第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項		
第三十四条の二十四		
第三十四条の二十五		
第三十四条の二十六		
第三十四条の二十六の八		
第三十四条の三十		
第三十四条の五十七		
第三十四条の五十八		
第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十五条の九の六		
第六十五条の九の七		
第六十五条の九の九		
第六十五条の九の十		
第六十六条第二項		
別表第八号		
別表第九号		

別表第一号（第六十五条の九の八関係）

一～六　（略）

別表第二号（第六十五条の九の八関係）

第一～第三　（略）

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第三十四条の七から第三十四条の九まで、第三十四条の十一、第三十四条の十二、第三十四条の十四から第三十四条の二十まで、第三十四条の二十二から第三十四条の二十四まで、第三十四条の二十五、第三十四条の二十六及び第三十四条の五十七から第三十四条の六十までの改正規定、第七十条の表の改正規定（「第六十五条の九の七」を「第六十五条の九の七第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の日前にこの命令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された申請又は届出については、この命令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

3　令和八年三月三十一日までの間は、この命令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第六十五条の九の七第一項中「毎会計年度終了後三月以内」とあるのは、「令和八年三月三十一日まで」と読み替えるものとする。

○内閣府厚生労働省令第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和七年政令第八十三号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令等の一部を改正する命令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条中介護給付費等の請求に関する命令様式第二の改正規定は、令和七年十月一日から施行する。	**附　則** （施行期日） **第一条**　この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条中介護給付費等の請求に関する命令様式第二の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、令和七年十月一日から施行する。	**附　則** （施行期日） **第一条**　この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令の一部改正）

第三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年十月一日から施行する。	**附　則** この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第百七条第一項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第六章　（略） 第七章　雑則（第六十九条―第七十一条） 附則 （削る）	目次 第一章～第六章　（略） 第七章　雑則（第六十九条―第七十二条） 附則 （権限の委任） **第七十二条**　法第百七条第一項の規定により、法第五十一条の三、第五十一条の四、第五十一条の三十二及び第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。
附　則 この命令は、令和七年四月一日から施行する。	

○内閣府農林水産省令第三号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第六項並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条並びに農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第七項第一号及び第四号の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　江藤　拓

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　［略］ 2　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	**附　則** （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　［同上］ 2　［同上］

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第十四条の二第一項第一号ヘ	ヘ　信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額	ヘ　地方公共団体により貸付金に係る損失が補償されることとなつている場合における当該貸付金に係る補償の額 ト　国又は地方公共団体から支出された資金を基金の全部又は一部として債務の保証をすることを目的とする法人が債務の保証をした貸出金であつて、債務の保証につき保険又は再保証を行う法人により当該保証に保険又は再保証の付されているものの額のうち、当該保険金額又は当該再保証額
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第二条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（同一人に対する信用の供与等） **第七十二条**　令第七条第七項第一号の貸出金として主務省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号（農林中央金庫が特定取引勘定を設けた場合にあっては、別紙様式第六号）の貸借対照表（以下この条及び次条第一項第一号ハにおいて「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるもの（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものを除く。）とする。 ［一～三　略］ ［２・３　略］ ４　令第七条第七項第四号の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの（農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものを除く。）並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。 ［一～七　略］	（同一人に対する信用の供与等） **第七十二条**　令第七条第七項第一号の貸出金として主務省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第二号（農林中央金庫が特定取引勘定を設けた場合にあっては、別紙様式第六号）の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。 ［一～三　同上］ ［２・３　同上］ ４　令第七条第七項第四号の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。 ［一～七　同上］

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第十四条の二第一項第一号ホ	ホ　信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額	ホ　地方公共団体により貸付金に係る損失が補償されることとなつている場合における当該貸付金に係る補償の額 ヘ　国又は地方公共団体から支出された資金を基金の全部又は一部として債務の保証をすることを目的とする法人が債務の保証をした貸出金であつて、債務の保証につき保険又は再保証を行う法人により当該保証に保険又は再保証の付されているものの額のうち、当該保険金額又は当該再保証額
［同上］		

八　有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他の証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）

［九・十　略］

［5・6　略］

（法第五十八条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第七十三条　法第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額（次項及び第七十六条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により、又は農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一　前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

［イ・ロ　略］

ハ　貸借対照表の貸倒引当金勘定に計上されるものの額のうち当該貸出金に対して計上される額

ニ～チ　［略］

［二～六　略］

2　農林中央金庫が、自己資本比率（法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の債権を保全するために提供された手段として農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段（農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等に係るものに限る。以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により、又は農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、前項の規定にかかわらず、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあっては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものにより保全される額については、担保等提供者に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

八　有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他の証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）

［九・十　同上］

［5・6　同上］

（法第五十八条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第七十三条　法第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額（次項及び第七十六条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ～ト　［同上］

［二～六　同上］

2　農林中央金庫が、自己資本比率（法第五十六条第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の債権を保全するために提供された手段として農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段（農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等に係るものに限る。以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、前項の規定にかかわらず、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあっては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものにより保全される額については、担保等提供者に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該担保等提供者に対する信用の供与等の額とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3　［同上］

デジタル庁令

○デジタル庁令第三号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十四条第二項の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令の一部を改正する庁令

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令（令和七年デジタル庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十四条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令 （趣旨） **第一条**　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が保管する金銭（以下「本保管金」という。）の受払い等については、この庁令の規定によるほか、保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）、保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号。以下「特例省令」という。）及び出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の定めるところによる。 （定義） **第二条**　この庁令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～三　略］ 四　日本銀行　特例省令第十条に規定する日本銀行 五　特定納付　特例省令第十条の二の規定に基づき納付情報により日本銀行に現金を振り込む方法 （出納保管の方法） **第四条**　出納官吏は、利用者の利用料の効率的な支払に資するため、保管金取扱規程第三条の規定により定められた本保管金の保管金取扱店のほか、確実な銀行その他の金融機関において本保管金の出納保管を行うことができる。 （利用料の通知） **第六条**　出納官吏は、提供事業者から利用料の引渡しの請求を受けたときは、当該利用料を支払うべき利用者に対し、速やかに次に掲げる事項を通知するものとする。 ［一～三　略］ 四　特定納付により納付する場合における納付情報 ［五・六　略］	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十九条第一項の金銭の保管に関するデジタル庁令 （趣旨） **第一条**　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が保管する金銭（以下「本保管金」という。）の受払い等については、この庁令の規定によるほか、保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）、保管金払込事務等取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第三十号）、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号。以下「特例省令」という。）及び出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の定めるところによる。 （定義） **第二条**　この庁令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～三　同上］ 四　取扱店　保管金取扱規程第三条の規定により定められた本保管金の保管金取扱店［号を加える。］ （出納保管の方法） **第四条**　出納官吏は、利用者の利用料の効率的な支払に資するため、取扱店のほか、確実な銀行その他の金融機関において本保管金の出納保管を行うことができる。 （利用料の通知） **第六条**　出納官吏は、提供事業者から利用料の引渡しの請求を受けたときは、当該利用料を支払うべき利用者に対し、速やかに次に掲げる事項を通知するものとする。 ［一～三　同上］ 四　納付情報により取扱店に現金を振り込む方法（以下「特定納付」という。）により納付する場合における納付情報 ［五・六　同上］

（特定納付による利用料の払込手続）

第七条　前条の規定による通知を受けた者（以下「利用料払込者」という。）は、特定納付により、利用料を日本銀行に払い込むものとする。

（利用料の納付の特則）

第八条　［略］

２　出納官吏は、前項の規定による利用料の振込みを確認したときは、特例省令第十条の規定に基づき、第六条の通知に記載された納付情報により、当該利用料を速やかに日本銀行に払い込まなければならない。

（利用料等の払渡し）

第十一条　［略］

２　前項の規定による払渡しは、特例省令第十一条第一項の規定に基づき、振込みによる払渡しのための同令別紙第二号書式による支払指図書を同令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して作成し、日本銀行本店に送信する方法により行わなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

この庁令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　個人番号カード（第十六条―第三十九条の二十九）	第三章　個人番号カード（第十六条―第三十九条）
［第四章～第六章　略］	［第四章～第六章　同上］
附則	附則

（個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置）

第十九条　法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。第三十九条の三において同じ。）に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。

（カード代替電磁的記録の記録事項）

第三十九条　法第二条第八項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　次のイからヘまで（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている場合にあっては、イからホまで）に掲げるカード代替記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録のそれぞれに付されたカード代替記録事項に係る電磁的記録の作成ごとに作成される符号（以下「カード代替記録乱数符号」という。）を主務大臣が定める基準に従い変換した符号（第三十九条の五第五項第一号において「カード代替記録事項等変換符号」という。）

イ　氏名

ロ　住所（国外転出者にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届に記載された転出の予定年月日）

ハ　生年月日

ニ　性別

ホ　個人番号

ヘ　本人の写真

二　カード代替電磁的記録利用者が法第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行うに際して電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行うために用いる符号（以下「カード代替電磁的記録利用者符号」という。）と当該カード代替電磁的記録利用者の使用に係る移動端末設備（法第十八条の二第一項に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を用いて作成されることにより対応する符号であって、当該電子署名が当該カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるもの（以下「カード代替電磁的記録利用者検証符号」という。）

三　機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いる符号（以下「カード代替電磁的記録発行者署名符号」という。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であって、第三十九条の五第五項第一号に規定する電子署名がカード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるもの（以下「カード代替電磁的記録発行者署名検証符号」という。）に係る情報

（電子署名の基準）

第三十九条の二　法第二条第八項の主務省令で定める基準は、電子署名の安全性が楕円曲線上の点がなす大きさ二百五十六ビット以上の群における離散対数の計算の有する困難性に基づくものであることとする。

（法第十八条の二第一項に規定する電磁的記録媒体）

第三十九条の三　法第十八条の二第一項の主務省令で定める電磁的記録媒体は、半導体集積回路であって、主務大臣が定める技術的基準を満たすものとする。

［新設］

（個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置）

第十九条　法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。

第三十九条　削除

［新設］

（法第十八条の二第二項に規定するカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信の方法）

第三十九条の四　法第十八条の二第二項の規定によるカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信は、移動端末設備の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

［新設］

（カード代替電磁的記録の発行の方法等）

第三十九条の五　機構は、法第十八条の二第三項の規定による確認をしたときは、当該確認の結果を申請者に送信しなければならない。

2　前項の規定による送信を受けた申請者は、当該送信を受けた移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体（法第十八条の二第一項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下この章において同じ。）において、二組以上のカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号を作成し、これらを当該電磁的記録媒体に記録するものとする。

3　前項の規定によるカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

4　申請者は、第二項の規定による記録をしたときは、記録したカード代替電磁的記録利用者検証符号を機構に対し送信するものとする。

5　前項の規定による送信を受けた機構は、機構の使用に係る電子計算機の操作により、次に掲げる措置を講じるものとする。

一　法第十八条の二第二項の規定により送信を受けたカード代替記録事項に係るカード代替記録事項等変換符号及び前項の規定により送信を受けたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対し、カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて電子署名を行うこと。

二　カード代替電磁的記録発行者署名検証符号に係る情報に対し、特定カード代替電磁的記録発行者署名符号（機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いるカード代替電磁的記録発行者署名符号以外の符号であって、特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号（送信を受けたカード代替電磁的記録が真正なものであることを確認するために用いられる符号をいう。第三十九条の二十六第一号において同じ。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものをいう。第三十九条の十一第二項において同じ。）を用いて電子署名を行うこと。

6　法第十八条の二第三項の規定によるカード代替電磁的記録の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、発行するカード代替電磁的記録の数は、二以上とする。

7　第一項に規定する確認の結果の送信及び法第十八条の二第三項の規定によるカード代替電磁的記録の送信並びに第四項の規定によるカード代替電磁的記録利用者検証符号の送信は、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

［新設］

（カード代替電磁的記録の記録に係る暗証番号等の設定）

第三十九条の六　法第十八条の二第四項の規定により申請者がカード代替電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するときは、当該申請者は、当該電磁的記録媒体に記録されたカード代替電磁的記録利用者符号を利用するために用いる生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を移動端末設備の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。第三十九条の二十一において同じ。）又は暗証番号を設定するものとする。

［新設］

（カード代替電磁的記録の記録に係る手続）

第三十九条の七　法第十八条の二第四項の規定により申請者がカード代替電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するときは、機構は、次に掲げる措置を行わなければならない。

一　カード代替電磁的記録の利用方法その他のカード代替電磁的記録の利用に関する重要な事項についての提示を行うこと。

二　その他主務大臣が必要と認める措置

（カード代替電磁的記録の有効期間）

第三十九条の八　法第十八条の二第五項の主務省令で定める期間は、カード代替電磁的記録の発行の日から起算して一月とする。

［新設］

（カード代替電磁的記録の失効を求める旨の届出）

第三十九条の九　カード代替電磁的記録利用者は、機構に対し、その者が発行を受けたカード代替電磁的記録の失効を求める旨の届出をすることができる。

2　前項の届出は、機構が定める方法により行うものとする。

［新設］

（カード代替電磁的記録を失効させるべき場合等）

第三十九条の十　法第十八条の二第八項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　カード代替電磁的記録利用者符号が漏えいし、滅失し、又は毀損したとき。

二　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したとき。

三　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失したとき（当該カード代替電磁的記録利用者が、第三十九条の十六第一号の規定による届出を行った場合を除く。）。

2　法第十八条の二第八項の規定による機構への届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

［新設］

（カード代替電磁的記録の失効事由等）

第三十九条の十一　法第十八条の二第九項第五号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信したとき。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、カード代替電磁的記録を送信した相手方に当該カード代替電磁的記録を送信することができる状態が継続するときは、当該カード代替電磁的記録を送信した相手方以外の者から新たにカード代替電磁的記録の送信を求められたとき。

二　カード代替電磁的記録の有効期間内にカード代替電磁的記録利用者の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）の前日が経過したとき。

三　カード代替電磁的記録利用者から機構に対し、第三十九条の九第一項の規定による届出があったとき。

2　前項に規定する場合のほか、カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号が漏えいし、滅失し、又は毀損した場合にも、当該カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号に係るカード代替電磁的記録は、その効力を失うものとする。

3　機構は、前項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

（カード代替電磁的記録利用者の失効に係る通知）

第三十九条の十二　法第十八条の二第十項の規定によるカード代替電磁的記録が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備への通知は、これを暗号化して行うものとする。［新設］

（法第十八条の二第十一項の主務省令で定める事由）

第三十九条の十三　法第十八条の二第十一項の主務省令で定める事由は、第三十九条の十一第一項第一号又は第二号に掲げる場合とする。［新設］

（市町村の長へのカード代替電磁的記録の発行又は失効に係る通知の方法）

第三十九条の十四　法第十八条の二第十二項の規定による市町村の長に対する通知は、これを暗号化して行うものとする。［新設］

（市町村の長に通知する事項）

第三十九条の十五　法第十八条の二第十二項の主務省令で定める事項は、当該カード代替電磁的記録を発行した旨又は当該カード代替電磁的記録の効力が失われた旨とする。［新設］

（カード代替電磁的記録に関し機構が処理する事務）

第三十九条の十六　法第十八条の二第十三項の主務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。［新設］

一　カード代替電磁的記録の利用を一時停止する旨の届出の受付に関する事務

二　カード代替電磁的記録に係る住民からの問合せへの対応

（運用規程）

第三十九条の十七　機構は、カード代替電磁的記録に係る業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。［新設］

（カード代替電磁的記録利用者符号の適切な管理の方法）

第三十九条の十八　カード代替電磁的記録利用者は、次に掲げるところにより、カード代替電磁的記録利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該カード代替電磁的記録利用者符号の適切な管理をしなければならない。［新設］

一　カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

二　第三十九条の六の規定により設定した暗証番号をみだりに他人に知らせないこと。

（電磁的記録の保存）

第三十九条の十九　機構は、カード代替電磁的記録の発行及び失効等に係る電磁的記録を次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。［新設］

一　法第十八条の二第一項の規定によるカード代替電磁的記録の申請に係る電磁的記録　当該電磁的記録の送信を受けた日から起算して十五年を経過する日

二　法第十八条の二第八項の規定による届出の通知に係る電磁的記録　当該電磁的記録の送信を受けた日から起算して十年を経過する日

三　法第十八条の二第九項の規定によるカード代替電磁的記録の失効に関する電磁的記録　当該電磁的記録を作成した日から起算して十年を経過する日

四　内閣総理大臣が行う法第十八条の三第一項の規定による認定に係る電磁的記録　当該電磁的記録を作成した日から起算して十年を経過する日

五　内閣総理大臣が行う法第十八条の四第一項の規定による認定に係る電磁的記録　当該電磁的記録を作成した日から起算して十年を経過する日

（カード代替電磁的記録に関する技術的基準）

第三十九条の二十　カード代替電磁的記録に関する技術的基準は、主務大臣が定める。［新設］

（カード代替電磁的記録利用者本人がカード代替電磁的記録の送信を行ったことを確認するための措置）

第三十九条の二十一　法第十八条の三第一項第三号の主務省令で定める措置は、第三十九条の六の規定により設定した生体認証符号等の使用又は暗証番号の入力とする。［新設］

（法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準）

第三十九条の二十二　法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。［新設］

一　電磁的記録媒体にアクセスすることができる機能を有するものであること。

二　カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、カード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号に対し、カード代替電磁的記録利用者符号を用いて電子署名を行う機能を有するものであること。

三　カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、当該送信に係るカード代替記録事項を確認することができる機能を有するものであること。

四　過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有するものであること。

五　過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対するカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなった場合には、機構に対してその旨の通知を送信する機能を有するものであること。

六　法第十八条の四第一項及び第二項に規定するプログラムと正常に通信できる機能を有するものであること。

七　前号の通信を暗号化して行う機能を有するものであること。

（カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定に係る公示の方法）

第三十九条の二十三　法第十八条の三第二項の規定による同条第一項に規定するプログラムの認定に係る公示は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。［新設］

（カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定の取消し等）

第三十九条の二十四　内閣総理大臣は、法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムが同項各号に掲げる基準に適合しなくなったときその他内閣総理大臣が必要と認めるときは、その認定を取り消すことができる。［新設］

2　内閣総理大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

（カード代替電磁的記録の送信がカード代替電磁的記録利用者によって行われたことを確認するための措置）

第三十九条の二十五　法第十八条の四第一項第一号の主務省令で定める措置は、送信を受けたカード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号に対して行われた電子署名が、当該カード代替電磁的記録に記録されたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対応するカード代替電磁的記録利用者符号を用いて行われたことを確認することとする。［新設］

（カード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置）

第三十九条の二十六　法第十八条の四第一項第二号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。［新設］

一　第三十九条の五第五項第二号の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係る特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。

二　第三十九条の五第五項第一号の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。

（法第十八条の四第一項第三号の主務省令で定める機能）

第三十九条の二十七　法第十八条の四第一項第三号の主務省令で定める機能は、次に掲げる機能とする。

一　法第十八条の三第一項に規定するプログラムと正常に通信できる機能

二　前号の通信を暗号化して行う機能

（カード代替電磁的記録確認用プログラムの認定に係る公示の方法）

第三十九条の二十八　法第十八条の四第三項の規定による同条第二項に規定するプログラムの認定に係る公示は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。　［新設］

（カード代替電磁的記録確認用プログラムの認定の取消し等）

第三十九条の二十九　内閣総理大臣は、法第十八条の四第二項の認定を受けたプログラムが同条第一項各号に掲げる機能を有しないと認めるときその他内閣総理大臣が必要と認めるときは、その認定を取り消すことができる。　［新設］

2　内閣総理大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

（情報提供者による利用特定個人情報の提供の方法等）

第四十六条　令第二十九条の規定による利用特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

［2　略］

3　令第二十九条のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

（情報提供等の記録等）

第四十七条　［略］

2　情報照会者及び情報提供者は、法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録について、法第二条第九項に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

［3　略］

（法第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供）

第四十八条　第四十一条から前条までの規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第一項	第二十六条第一項	第三十一条において準用する令第二十六条第一項
［略］	［略］	［略］
第四十一条第二項	第二十六条第五項	第三十一条において準用する令第二十六条第五項
［略］	［略］	［略］

（情報提供者による利用特定個人情報の提供の方法等）

第四十六条　令第二十八条の規定による利用特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

［2　同上］

3　令第二十八条のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

（情報提供等の記録等）

第四十七条　［同上］

2　情報照会者及び情報提供者は、法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録について、法第二条第八項に規定する個人番号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

［3　同上］

（法第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供）

第四十八条　［同上］

第四十一条第一項	第二十六条第一項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第一項
［同上］	［同上］	［同上］
第四十一条第二項	第二十六条第五項	第二十九条の二において準用する令第二十六条第五項
［同上］	［同上］	［同上］

第四十二条	第二十七条第二項第一号及び第二号	第三十一条において準用する令第二十七条第二項第一号及び第二号
第四十三条	第二十七条第四項	第三十一条において準用する令第二十七条第四項
第四十四条第一項及び第二項	第二十七条第三項	第三十一条において準用する令第二十七条第三項
第四十五条	第二十七条第六項	第三十一条において準用する令第二十七条第六項
第四十六条第一項	第二十九条	第三十一条において準用する令第二十九条
［略］	［略］	［略］
第四十六条第三項	第二十九条	第三十一条において準用する令第二十九条
［略］	［略］	［略］

（利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）

第四十九条　都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会。次項において同じ。）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（次項及び次条第一項において「支援法人」という。）は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三条第一項に規定する電子計算機及び法第二条第十五項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。

［一・二　略］

［2・3　略］

（交付金）

第五十条　委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二条第十五項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

［2　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四十二条	第二十七条第二項第一号及び第二号	第二十九条の二において準用する令第二十七条第二項第一号及び第二号
第四十三条	第二十七条第四項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第四項
第四十四条第一項及び第二項	第二十七条第三項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第三項
第四十五条	第二十七条第六項	第二十九条の二において準用する令第二十七条第六項
第四十六条第一項	第二十八条	第二十九条の二において準用する令第二十八条
［同上］	［同上］	［同上］
第四十六条第三項	第二十八条	第二十九条の二において準用する令第二十八条
［同上］	［同上］	［同上］

（利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）

第四十九条　都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会。次項において同じ。）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（次項及び次条第一項において「支援法人」という。）は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三条第一項に規定する電子計算機及び法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。

［一・二　同上］

［2・3　同上］

（交付金）

第五十条　委任都道府県知事等（支援法人を除く。）の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした利用特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

［2　同上］

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

省　令

○カジノ管理委員会規則国土交通省令第一号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第一項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

カジノ管理委員会委員長　佐藤　隆文
国土交通大臣　中野　洋昌

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年カジノ管理委員会規則国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

「

繰延税金資産
使用権資産

」を

繰延税金資産

」に改める。

別表第一資産の部中「リース資産」を「使用権資産」に、「

繰延税金資産

」を

繰延税金資産

」に改める。

別表第一負債の部中「リース債務」を「リース負債」に改める。

別表第一収益及び費用の部中「

営業外費用
支払利息

」を

営業外費用
支払利息
リース負債に係る利息費用

」に改める。

別記第一号様式中「リース資産」を「使用権資産」に、「繰延税金資産」を「繰延税金資産　×××　×××」に、「リース債務」を「リース負債」に改める。

別記第二号様式中

営業費用	×××
営業利益（又は営業損失）	×××
	×××

」を

営業費用	×××
営業利益（又は営業損失）	×××
	×××
「支払利息	×××
リース負債に係る利息費用	×××

」に、「支払利息　×××」を「支払利息　×××　リース負債に係る利息費用　×××」に改める。

別記第七号様式中「リース資産」を「使用権資産」に、「

長期前払費用						

」を

長期前払費用		
使用権資産（投資その他の資産）		

」に改める。

別記第九号様式中「リース債務」を「リース負債」に改める。

別記第十二号様式及び別記第十三号様式中「リース資産」を「使用権資産」に改める。

別記第十六号様式中「リース資産」を「使用権資産」に、「繰延税金資産		
×××　　×××　　×××　　×××　　×××」を「繰延税金資産　　使用権資産		
×××　　×××」に「リース債務」を「リース負債」に改める。		
別記第十七号様式中「支払利息	×××	×××
×××」を「支払利息　　リース負債に係る利息費用	×××	×××
に改める。		
別記第二十一号様式中「短期借入金	×××	×××
×××」を「長期借入金　　リース負債	×××	×××
借入金	×××	×××
×××」を「長期借入金　　リース負債	×××	×××
別記第二十三号様式中「支払利息	×××	×××
×××」を「支払利息　　リース負債に係る利息費用	×××	×××
改める。		
別記第二十六号様式中「短期借入金	×××	×××
×××」を「短期借入金　　リース負債	×××	×××
ス債務」を「リース負債」に、「　その他の包括利益累計額合計	×××	×××
×××」を「　その他の包括利益累計額合計　　新株予約権	×××	×××
に改める。		
別記第二十七号様式中「支払利息	×××	×××
×××」を「支払利息　　リース負債に係る利息費用	×××	×××
改める。		

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（以下この項において「新命令」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新命令の規定を適用することができる。

○総務省令第二十二号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第六項並びに第七条第五項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令

（住民基本台帳法施行規則の一部改正）

第一条　住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線を囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信技術活用法の適用）	（情報通信技術活用法の適用）
第五十二条　法及び令の規定による申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）について情報通信技術活用法第六条第六項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、次の表の上	**第五十二条**　法及び令の規定による申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）について情報通信技術活用法第六条第六項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、申請等をす

欄に掲げる場合とし、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが著しく困難又は不適当と認められる部分は、同欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定による申請等のうち同表の下欄に掲げる部分とする。

申請等をする者について対面により本人確認をする必要がある場合	法第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条（法第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける場合を除く。）、第二十五条及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで	法第二十七条第二項に規定する届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認
	法第三十条の四第一項	令第三十条の三に規定する書類の提示
申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。次項において同じ。）のうちにその原本を確認する必要がある場合	令第三十条の十四第一項	令第三十条の十四第一項に規定する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付
	令第三十条の十四第三項	令第三十条の十四第三項に規定する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付
	令第三十条の十六第一項	令第三十条の十六第一項に規定する通称として記載を求める呼称が居住関係の公証のために住民票に記載がされることが必要であることを証するに足りる資料の提示

2　法及び令の規定による処分通知等（情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下この項において同じ。）について情報通信技術活用法第七条第五項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合とし、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが著しく困難又は不適当と認められる部分は、同欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる規定による処分通知等のうち同表の下欄に掲げる部分とする。

処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合	令第二十四条	令第二十四条第一項又は第二項に規定する転出証明書の交付又は再交付

る者について対面により本人確認をする必要があり、かつ、申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。次項において同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合とし、当該場合に該当する申請等は、法第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条（法第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける場合を除く。）、第二十五条、第三十条の四第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで並びに令第三十条の十四第一項及び第三項並びに第三十条の十六第一項の規定による申請等とする。

2　法及び令の規定による処分通知等（情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下この項において同じ。）について情報通信技術活用法第七条第五項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があり、かつ、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合とし、当該場合に該当する処分通知等は、令第二十四条の規定による処分通知等とする。

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部改正）

第二条　住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による請求等に係る適用除外） **第二十二条**　総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第四条第一項の規定により、法第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第十二条の四第一項並びに第十五条の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項ただし書の規定は、適用しない。 2　前項に規定する場合であつて、法第十二条第三項、第十二条の二第三項若しくは第十二条の三第五項（これらの規定を法第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第十二条の四第一項又は第一条第三項若しくは第二条第三項の規定により、請求又は申出を行う者が本人であることを対面により明らかにするときは、前項の規定にかかわらず、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項の規定は、適用しない。	（電子情報処理組織による請求等に係る適用除外） **第二十二条**　総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第四条第一項の規定により、法第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第十二条の四第一項並びに第十五条の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項ただし書の規定は、適用しない。 ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十三号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令

総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十七年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣　村上誠一郎

改正後	改正前
不動産登記令第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 大臣官房会計課長 ┌統計局長┐ └政策統括官┘ 自治大学校長 情報通信政策研究所長 管区行政評価局長 四国行政評価支局長 沖縄行政評価事務所長 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 消防庁長官	不動産登記令第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 大臣官房会計課長 ┌統計局長┐ └──────┘ 自治大学校長 情報通信政策研究所長 管区行政評価局長 四国行政評価支局長 沖縄行政評価事務所長 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 消防庁長官

附　則

この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。

○総務省令第二十四号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の三第二項第一号、第三号及び第四号、同条第三項第一号及び第二号、第七十条の五第一項及び第四項第二号並びに附則第十四条の二第一項並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合） **第二条の五の五**　法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　法第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下「育児休業等」という。）に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育（以下この号及び第二条の五の十一第八号において「保育所における保育等」という。）の利用を希望し、申込みを行つているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。） ［二・三　略］ 四　育児休業等の申出をした組合員について法第七十条の四第一項に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）を開始するため、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合 ［イ・ロ　略］ 五　育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合 ［イ・ロ　略］ ハ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。以下同じ。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。 ［2　略］	（法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合） **第二条の五の五**　［同上］ 一　法第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下この条及び次条において「育児休業等」という。）に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育（以下この号において「保育所における保育等」という。）の利用を希望し、申込みを行つているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。） ［二・三　同上］ 四　育児休業等の申出をした組合員について法第七十条の三第一項に規定する介護休業を開始するため、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合 ［イ・ロ　同上］ 五　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。 ［2　同上］

（法第七十条の三第二項第一号の総務省令で定める者）

第二条の五の七　法第七十条の三第二項第一号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　組合員がする育児休業等に係る子が、当該組合員の配偶者の子に該当しない者

二　その他前号に掲げる者に準ずる者として組合が認める者

（法第七十条の三第二項第三号の総務省令で定める休業）

第二条の五の八　法第七十条の三第二項第三号の総務省令で定める休業は、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第七号及び人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第一項第十一号に掲げる場合における休暇その他これらに相当する休業とする。

（法第七十条の三第二項第四号の総務省令で定める場合）

第二条の五の九　法第七十条の三第二項第四号の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　配偶者が日々雇用される者である場合

二　配偶者が期間を定めて雇用される者である場合であつて、その養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日）から起算して五十六日を経過する日の翌日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかである場合

三　配偶者が、その雇用する事業主と当該配偶者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、法第七十条の二第二項に規定する配偶者育児休業等（以下この号において「配偶者育児休業等」という。）をすることができないものとして定められた労働者に該当する場合であつて、その雇用する事業主にその配偶者育児休業等の申出を拒まれた場合

四　その他子の出生の日から起算して五十六日を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができないことについてやむを得ない理由があると組合が認める場合

（法第七十条の三第三項第一号の総務省令で定める場合）

第二条の五の十　法第七十条の三第三項第一号の総務省令で定める場合は、組合員が取得する育児休業等であつて、育児休業手当金が支給されるものを合計二回以上する場合とする。

（法第七十条の三第三項第二号の総務省令で定める場合）

第二条の五の十一　法第七十条の三第三項第二号の総務省令で定める場合は、その養育する一歳に満たない子について、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　育児休業等の申出をした組合員について産前産後休業期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業期間が終了する日（当該産前産後休業期間の終了後に引き続き当該産前産後休業期間中に出産した子に係る新たな育児休業等の期間が始まつた場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日）までに、当該産前産後休業期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ　死亡したとき。

ロ　養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

二　育児休業等の申出をした組合員について介護休業を開始するため、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ　死亡したとき。

ロ　離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

三　育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ　死亡したとき。

ロ　養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

ハ　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

四　育児休業等の申出に係る子の養育を行つている配偶者が死亡した場合

五　前号の配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業等の申出に係る子を養育することが困難な状態になつた場合

六　婚姻の解消その他の事情により第四号の配偶者が当該育児休業等の申出に係る子と同居しないこととなつた場合

七　育児休業等の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、十四日以上の期間にわたり世話を必要とする状態になつた場合

八　育児休業等の申出に係る子について、保育所における保育等の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われない場合

九　育児休業等の申出をした組合員について出向をした日の前日において育児休業等をしている場合であつて、出向をした日以後も引き続き当該育児休業等をする場合（出向をした日以後も引き続き組合員であるときに限る。）

（法第七十条の五第一項の総務省令で定める勤務）

第二条の五の十二　法第七十条の五第一項の総務省令で定める勤務は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び同法第十九条第一項に規定する部分休業（その初日及び末日を明らかにして承認を請求したものに限る。）が承認された期間における勤務並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の十二第一項に規定する育児時短就業その他これらに相当する勤務（以下この条及び次条において「育児時短勤務」という。）とする。ただし、その期間の末日（その事業主に申し出ることによつて変更された場合にあつては、その変更後の日とし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、その前日とする。）までに、次の各号に掲げる事由に該当することとなつた場合には、当該事由に該当することとなつた日（第三号又は第四号に該当する場合にあつては、その前日）後は、育児時短勤務手当金は、支給しない。

一　子の死亡その他の組合員が育児時短勤務に係る子を養育しないこととなつた事由として組合が認める事由が生じたこと。

二　育児時短勤務に係る子が二歳に達したこと。

三　育児時短勤務の申出をした組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業等をする期間が始まつたこと。

四　育児時短勤務の申出をした組合員について、新たな育児時短勤務をする期間が始まつたこと。

［新設］

（法第七十条の五第四項第二号の総務省令で定める率）

第二条の五の十三　法第七十条の五第四項第二号の総務省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額

二　法第七十条の五第三項に規定する支給対象月に支払われた報酬の額

三　第一号に掲げる額に百分の一を乗じて得た額にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ　第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額

ロ　第一号に掲げる額に百分の十を乗じて得た額

（法附則第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める職員等）

第二条の十一　法附則第十四条の二第一項に規定する職務内容の特殊な職員で総務省令で定めるものは、地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号。次項において「政令第二百七十四号」という。）第二条の三第一項に規定する者若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第二十条の二に規定する警察官若しくは人事院規則一六―〇（職員の災害補償）（次項において「規則一六―〇」という。）第三十二条の表以外の部分に規定する者にそれぞれ該当する職員又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する国際緊急援助活動（次項において「国際緊急援助活動」という。）若しくは当該活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整若しくは情報の収集に従事する職員及び国の職員（法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。）とする。

2　法附則第十四条の二第一項に規定する犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定めるものは、前項に規定する職員の区分に応じ、政令第二百七十四号第二条の三第二項の表の下欄若しくは規則一六―〇第三十二条の表の下欄に掲げる職務又は国際緊急援助活動若しくは当該活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整若しくは情報の収集とする。

（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）

第十一条の七の二　法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二条第十五項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業

［四～八　略］

（旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用の負担）

第二十七条　施行日前に旧町村職員恩給組合（法附則第四条に規定する旧町村職員恩給組合をいう。以下この条において同じ。）を組織していた市町村の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用については、当該市町村が負担する。この場合において、当該市町村は、毎年度、当該年度の前年度の当該給付の支払に要する費用の額を当該年度の前年度の掛金の基礎となつた当該市町村の職員である組合員（長期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の標準報酬等合計額の総額を基礎として按分した額を市町村職員共済組合に払い込まなければならない。

［2～5　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

（法附則第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める職員等）

第二条の十一　法附則第十四条の二第一項に規定する職務内容の特殊な職員で総務省令で定めるものは、地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号。次項において「政令第二百七十四号」という。）第二条の三第一項に規定する者若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第二十条の二に規定する警察官若しくは人事院規則一六―〇（職員の災害補償）（次項において「規則一六―〇」という。）第三十二条の表以外の部分に規定する者にそれぞれ該当する職員又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。次項において「緊急援助法」という。）第二条各号に掲げる活動に従事する職員及び国の職員（法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。）とする。

2　法附則第十四条の二第一項に規定する犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定めるものは、前項に規定する職員の区分に応じ、政令第二百七十四号第二条の三第二項の表の下欄若しくは規則一六―〇第三十二条の表の下欄に掲げる職務又は緊急援助法第二条各号に掲げる活動とする。

（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）

第十一条の七の二　［同上］

［一・二　同上］

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業

［四～八　同上］

（旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用の負担）

第二十七条　施行日前に旧町村職員恩給組合（法附則第四条に規定する旧町村職員恩給組合をいう。以下この条において同じ。）を組織していた市町村の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用については、当該市町村が負担する。この場合において、当該市町村は、毎年度、当該年度の前年度の当該給付の支払に要する費用の額を当該年度の前年度の掛金の基礎となつた当該市町村の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額を基礎として按分した額を市町村職員共済組合に払い込まなければならない。

［2～5　同上］

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （令和七年度の地方公共団体の負担金） **第二条**　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和七年度において負担すべき金額は、令和七年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。 一　都道府県の議会の議員　百分の十四・三 二　市（特別区を含む。）の議会の議員　百分の二十六・九 三　町村の議会の議員　百分の二十六・九 2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和七年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。 一　地方公共団体の議会の議員が、令和七年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該任期満了の日 二　地方公共団体の議会の議員が、令和七年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該退職の日 三　令和七年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の一般選挙の日 四　令和七年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の増員選挙の日 3　前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。	**附　則** （令和六年度の地方公共団体の負担金） **第二条**　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和六年度において負担すべき金額は、令和六年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。 一　都道府県の議会の議員　百分の十六・三 二　市（特別区を含む。）の議会の議員　百分の二十九・三 三　町村の議会の議員　百分の二十九・三 2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和六年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。 一　地方公共団体の議会の議員が、令和六年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該任期満了の日 二　地方公共団体の議会の議員が、令和六年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該退職の日 三　令和六年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の一般選挙の日 四　令和六年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の増員選挙の日 3　［同上］

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和七年五月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和七年八月

［同上］	令和六年五月
［同上］	令和六年八月

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和七年十一月	［同上］
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和八年二月	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に地方公務員等共済組合法（次項において「法」という。）第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下この項において「育児休業等」という。）を開始した組合員であって、施行日において現に当該育児休業等をしているものについては、施行日から当該組合員が育児休業等を開始した日とみなして、改正後の地方公務員等共済組合法施行規則（次項において「改正後規則」という。）第二条の五の七から第二条の五の十一までの規定を適用する。

２　施行日前に法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務（以下この項において「育児時短勤務」という。）を開始した組合員であって、施行日において現に当該勤務をしているものについては、施行日を当該組合員が育児時短勤務を開始した日とみなして、改正後規則第二条の五の十二及び第二条の五の十三の規定を適用する。

○総務省令第二十五号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第五条ただし書の規定に基づき、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（損害補償のうち休業補償を行わない場合） **第一条**　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第五条ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一　拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	（損害補償のうち休業補償を行わない場合） **第一条**　［同上］ 一　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十六条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、この省令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第一条第一号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

○総務省令第二十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第四節の二　海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二―第四十九条の四の二の三）	第四節の二　海洋観測等を行う無線標定業務の無線局の無線設備（第四十九条の四の二・第四十九条の四の二の三）
［第四節の二の二～第九節　略］	［第四節の二の二～第九節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則
（空中線電力の許容偏差）	（空中線電力の許容偏差）
第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	**第十四条**　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～五　略］	［略］	［略］
六　次に掲げる送信設備 ［㈠～㈢　略］ ㈣　第四十九条の四の二の三においてその無線設備の条件が定められている無線局の送信設備	五〇	五〇
［七～二十一　略］	［略］	［略］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～五　同上］	［同上］	［同上］
六　次に掲げる送信設備 ［㈠～㈢　同上］ ［新設］	五〇	五〇
［七～二十一　同上］	［同上］	［同上］

［2～5　略］

第四十九条の四の二の三　沿岸監視等を行う無線標定業務の無線局の無線設備であつて、九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下又は九、八〇〇MHzを超え九、九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　使用する電波の型式は、次のとおりであること。

イ　送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するものの場合は、P〇Nとする。

ロ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用するものの場合は、P〇N、Q〇N又はV〇Nとする。

二　空中線電力は、次のとおりであること。

イ　送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するものの場合は、五〇キロワット以下とする。

ロ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用するものの場合は、七〇〇ワット以下とする。

［2～5　同上］

［新設］

三　送信設備の等価等方輻射電力は、次のとおりであること。
イ　送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するものの場合は、八二デシベル（一ワットを〇デシベルとする。この号において同じ。）以下とする。
ロ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの場合は、五八デシベル以下とする。
ハ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、八〇〇MHzを超え九、九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの場合は、六二デシベル以下とする。
四　パルス幅は、次のとおりであること。
イ　送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するものの場合は、〇・一マイクロ秒以上とする。
ロ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの場合、Ｐ〇Ｎ電波は〇・一六マイクロ秒以上とし、Ｑ〇Ｎ電波は一二マイクロ秒以下とする。
ハ　送信用終段増幅器に半導体素子を使用し、九、八〇〇MHzを超え九、九〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの場合、Ｐ〇Ｎ電波は〇・〇七マイクロ秒以上とし、Ｑ〇Ｎ電波は三〇マイクロ秒以下とする。
五　パルス繰り返し周波数は、三kHz以下であること。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［略］		
8　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［１・２　略］	［略］
	3　無線測位局	
	(1)　ＭＬＳ角度系	10kHz
	(2)　気象観測を行う無線標定陸上局（第四十九条の四の二の二に規定するものに限る。）	20
	(3)　沿岸監視等を行う無線標定業務の無線局のうち送信用終段増幅器に半導体素子を使用するもの（第四十九条の四の二の三に規定するものに限る。）	300
	(4)　その他の無線測位局（注29）	1,250
	［４～６　略］	［略］
［略］		

［注　略］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［同左］		
8　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［１・２　同左］	［同左］
	3　無線測位局	
	(1)　ＭＬＳ角度系	10kHz
	(2)　気象観測を行う無線標定陸上局（第四十九条の四の二の二に規定するものに限る。）	20
	(3)　その他の無線測位局（注29）	1,250
	［４～６　同左］	［同左］
［同左］		

［注　同左］

別表第二号（第６条関係） ［第１～第80　略］ 第81　第49条の４の２の３に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。 １　送信用終段増幅器にマグネトロンを使用するもの　40MHz ２　送信用終段増幅器に半導体素子を使用するもの ⑴　9,700MHzを超え9,800MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がＰ０Ｎのもの　25MHz ⑵　9,700MHzを超え9,800MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がＱ０Ｎのもの　24MHz ⑶　9,800MHzを超え9,900MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がＰ０Ｎのもの　58MHz ⑷　9,800MHzを超え9,900MHz以下の周波数の電波を使用し、電波の型式がＱ０Ｎのもの　24MHz	**別表第二号**（第６条関係） ［第１～第80　同左］ ［新設］
別表第三号（第７条関係） ［１～62　略］ 63　船上通信設備（デジタル船上通信設備に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、中心周波数からの離調が9.375kHz（ただし、チャネル間隔が12.5kHzの場合は18.75kHzとする。）を超える周波数帯において、0.25μW以下の値とする。 ［64～72　略］	**別表第三号**（第７条関係） ［１～62　同左］ 63　船上通信設備（デジタル船上通信設備に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、中心周波数からの離調が9.375kHzを超える周波数帯において、0.25μW以下の値とする。 ［64～72　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例） **第十三条**　第二十六条の二第一項の企画官は、令和十年三月三十一日までの間、置かれるものとする。	**附　則** （自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例） **第十三条**　第二十六条の二第一項の企画官は、令和七年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○法務省令第十三号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十二条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

法務大臣　鈴木　馨祐

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（首席管区監査官、管区監査官及び施設運営評価分析官） **第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人、管区監査官一人（関東矯正管区、中部矯正管区及び近畿矯正管区にあっては、二人）及び施設運営評価分析官一人を置く。 ［２～４　略］ （総務企画部の所掌事務） **第二条**　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十　略］ （成人矯正部の所掌事務） **第三条**　成人矯正部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　略］ （少年矯正部の所掌事務） **第四条**　少年矯正部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　略］ （部次長） **第四条の二**　関東矯正管区及び近畿矯正管区の総務企画部に、それぞれ次長一人を置く。 ２　［略］ （総務企画部に置く課等） **第五条**　総務企画部に、次に掲げる課を置く。 総務課 職員課 更生支援企画課 矯正医事課 ２　前項に掲げる課のほか、総務企画部に、それぞれ管区調査官一人を置く。 （管区調査官の職務） **第八条**　管区調査官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。 （成人矯正部に置く課等） **第九条**　成人矯正部に、次に掲げる課を置く。 成人矯正第一課 成人矯正第二課 成人矯正第三課（関東矯正管区及び近畿矯正管区に限る。） ２　前項に掲げる課のほか、成人矯正部に、それぞれ成人矯正調整官一人を置く。 （成人矯正第一課の所掌事務） **第十条**　成人矯正第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］	（首席管区監査官、管区監査官及び施設運営評価分析官） **第一条**　矯正管区に、それぞれ首席管区監査官一人、管区監査官一人（東京矯正管区、名古屋矯正管区及び大阪矯正管区にあっては、二人）及び施設運営評価分析官一人を置く。 ［２～４　同上］ （第一部の所掌事務） **第二条**　第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十　同上］ （第二部の所掌事務） **第三条**　第二部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　同上］ （第三部の所掌事務） **第四条**　第三部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　同上］ （部次長） **第四条の二**　東京矯正管区及び大阪矯正管区の第一部に、それぞれ次長一人を置く。 ２　［同上］ （第一部に置く課等） **第五条**　第一部に、次に掲げる課を置く。 総務課 職員課 更生支援企画課 矯正医事課 ２　前項に掲げる課のほか、第一部に、それぞれ管区調査官一人を置く。 （管区調査官の職務） **第八条**　管区調査官は、命を受けて、第一部の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。 （第二部に置く課等） **第九条**　第二部に、次に掲げる課を置く。 成人矯正第一課 成人矯正第二課 成人矯正第三課（東京矯正管区及び大阪矯正管区に限る。） ２　前項に掲げる課のほか、第二部に、それぞれ成人矯正調整官一人を置く。 （成人矯正第一課の所掌事務） **第十条**　成人矯正第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　同上］

三　刑務所等被収容者の処遇に関すること（成人矯正第二課（関東矯正管区及び近畿矯正管区にあっては、成人矯正第二課及び成人矯正第三課）の所掌に属するものを除く。）。

［四～六　略］

（成人矯正第二課の所掌事務）

第十一条　成人矯正第二課は、次に掲げる事務（関東矯正管区及び近畿矯正管区の成人矯正第二課においては、第三号及び第四号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

［一～五　略］

（成人矯正調整官の職務）

第十二条　成人矯正調整官は、命を受けて、成人矯正部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（少年矯正部に置く課等）

第十三条　少年矯正部に、次に掲げる課を置く。

少年矯正第一課

少年矯正第二課

2　前項に掲げる課のほか、関東矯正管区、中部矯正管区、近畿矯正管区、中国矯正管区及び九州矯正管区の少年矯正部に、それぞれ少年矯正調整官一人を置く。

（少年矯正調整官の職務）

第十六条　少年矯正調整官は、命を受けて、少年矯正部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（注　令和七年度本予算が年度内に成立しなかった場合には附則は次のようになる。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　刑務所等被収容者の処遇に関すること（成人矯正第二課（東京矯正管区及び大阪矯正管区にあっては、成人矯正第二課及び成人矯正第三課）の所掌に属するものを除く。）。

［四～六　同上］

（成人矯正第二課の所掌事務）

第十一条　成人矯正第二課は、次に掲げる事務（東京矯正管区及び大阪矯正管区の成人矯正第二課においては、第三号及び第四号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

［一～五　同上］

（成人矯正調整官の職務）

第十二条　成人矯正調整官は、命を受けて、第二部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（第三部に置く課等）

第十三条　第三部に、次に掲げる課を置く。

少年矯正第一課

少年矯正第二課

2　前項に掲げる課のほか、東京矯正管区、名古屋矯正管区、大阪矯正管区、広島矯正管区及び福岡矯正管区の第三部に、それぞれ少年矯正調整官一人を置く。

（少年矯正調整官の職務）

第十六条　少年矯正調整官は、命を受けて、第三部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

○法務省令第十四号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項及び第二項、第四百四十四条第一項並びに第六百十七条第一項及び第二項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

法務大臣　鈴木　馨祐

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 2　［略］ 3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五十五　略］	（定義） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ 3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五十五　同上］

五十六　使用権資産　リースの対象となる資産を使用する権利をいう。
五十七　ファイナンス・リース　契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第百八条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。
五十八　所有権移転ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。
五十九　所有権移転外ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。
［六十～六十九　略］
七十　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。

（資産の部の区分）

第七十四条　［略］

2　［略］

3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

［イ～ハ　略］

ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

［ヘ～タ　略］

二　次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産

［イ～ト　略］

チ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）

［リ・ヌ　略］

三　次に掲げる資産　無形固定資産

［イ～リ　略］

ヌ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで、ト、チ及びルに掲げるものである場合に限る。）

ル　［略］

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

［イ～ホ　略］

ヘ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

五十六　リース物件　リース契約により使用する物件をいう。
五十七　ファイナンス・リース取引　リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。
五十八　所有権移転ファイナンス・リース取引　ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。
五十九　所有権移転外ファイナンス・リース取引　ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。
［六十～六十九　同上］
七十　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

（資産の部の区分）

第七十四条　［同上］

2　［同上］

3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

［イ～ハ　同上］

ニ　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

［ヘ～タ　同上］

二　次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産

［イ～ト　同上］

チ　リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）

［リ・ヌ　同上］

三　次に掲げる資産　無形固定資産

［イ～リ　同上］

ヌ　リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。）

ル　［同上］

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

［イ～ホ　同上］

ヘ　所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

ト　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

チ　使用権資産（リースの対象となる資産がリ及びヌに掲げるものである場合に限る。）

リ・ヌ　［略］

五　［略］

4　［略］

（負債の部の区分）

第七十五条　［略］

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

［イ～ト　略］

チ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

［リ・ヌ　略］

二　次に掲げる負債　固定負債

［イ～ヘ　略］

ト　リース負債のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

［チ・リ　略］

（注記表の区分）

第九十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

［一～十　略］

十一　リースに関する注記

［十二～十九　略］

2　次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

［一～三　略］

四　連結注記表　前項第八号、第十号、第十四号、第十五号及び第十八号に掲げる項目

五　［略］

（リースに関する注記）

第百八条　リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、法第四百四十条第四項に規定する株式会社以外の株式会社は、これらの事項の注記を要しない。

一　借手である場合　次に掲げる事項

イ　会計方針に関する情報

ロ　リース特有の取引に関する情報

ハ　当該事業年度（連結計算書類にあっては、当該連結会計年度。次号ロにおいて同じ。）及び翌事業年度（連結計算書類にあっては、翌連結会計年度。同号ロにおいて同じ。）以降のリースの金額を理解するための情報

二　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する会社をいう。）である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報

ロ　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

ト　所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

［号の細分を加える。］

チ・リ　［同上］

五　［同上］

4　［同上］

（負債の部の区分）

第七十五条　［同上］

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

［イ～ト　同上］

チ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

［リ・ヌ　同上］

二　次に掲げる負債　固定負債

［イ～ヘ　同上］

ト　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

［チ・リ　同上］

（注記表の区分）

第九十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

［一～十　同上］

十一　リースにより使用する固定資産に関する注記

［十二～十九　同上］

2　次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。

［一～三　同上］

四　連結注記表　前項第八号、第十号、第十一号、第十四号、第十五号及び第十八号に掲げる項目

五　［同上］

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

第百八条　リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該事業年度の末日における取得原価相当額

二　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

三　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

四　前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

2　連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における前項（第一号イを除く。）の注記を要しない。

3　個別注記表に注記すべき事項（第一項第一号イに掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

4　第一項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である株式会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合の個別注記表におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一　当該事業年度の末日における取得原価相当額

二　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

三　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

四　前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項

（金融商品に関する注記）

第百九条　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、第三号に掲げる事項を省略することができる。

一　［略］

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項

三　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

2　［略］

（賃貸等不動産に関する注記）

第百十条　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この項において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、第一号に掲げるものとする。

［一・二　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（金融商品に関する注記）

第百九条　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、第三号に掲げる事項を省略することができる。

一　［同上］

二　金融商品の時価等に関する事項

三　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

2　［同上］

（賃貸等不動産に関する注記）

第百十条　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

［一・二　同上］

2　［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の会社計算規則（以下この条において「新会社計算規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により計算書類又は連結計算書類に初めて新会社計算規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新会社計算規則第百二条の二第一項第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新会社計算規則の規定を適用して計算書類又は連結計算書類を作成する最初の事業年度又は連結会計年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度又は前連結会計年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

○法務省令第十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項の規定に基づき、公証人定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

法務大臣　鈴木　馨祐

公証人定員規則の一部を改正する省令

公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 公証人定員表	**別表** 公証人定員表
法務局又は地方法務局 / 本局又は支局 / 定員	法務局又は地方法務局 / 本局又は支局 / 定員
東京 / 東京 / 一一〇	東京 / 東京 / 一〇四
［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］
大阪 / 大阪 / 三〇	大阪 / 大阪 / 二七
［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第十四号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（指名競争）	（指名競争）
第二十六条の三　［略］	**第二十六条の三**　［同上］
一　予定価格が八百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。	一　予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
二　予定価格が五百万円を超えない財産を買い入れるとき。	二　予定価格が三百万円を超えない財産を買入れるとき。
三　予定賃借料の年額又は総額が三百万円を超えない物件を借り入れるとき。	三　予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借入れるとき。

四　予定価格が二百万円を超えない財産を売り払うとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が百万円を超えない物件を貸し付けるとき。
六　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が三百五十万円を超えないものをするとき。
［２・３　略］

（随意契約）

第二十七条　［略］

一　予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
二　予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
三　予定賃貸料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。
四　予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
六　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。
［七～十一　略］
［２・３　略］

（契約書の作成を省略することができる場合）

第二十八条の二　［略］

一　指名競争又は随意契約で、契約金額が二百五十万円（外国で契約をするときは、三百五十万円）を超えない契約をするとき。
［二～四　略］
２　［略］

（育児休業手当金）

第百十一条の二　［略］

２　［略］

一　育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この条、次条及び第百十一条の四第二項第三号において同じ。）の申出に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育（以下この号及び次条第八項第八号において「保育」と総称する。）の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育の利用を希望しているものであると組合の代表者が認める場合に限る。）

二　［略］

［イ～ハ　略］

ニ　四十二日間（多胎妊娠の場合であつては、九十八日間）以内に出産する予定であるか又は産後五十六日間を経過しないとき。

四　予定価格が百万円を超えない財産を売払うとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸付けるとき。
六　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。
［２・３　同上］

（随意契約）

第二十七条　［同上］

一　予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
二　予定価格が百六十万円を超えない財産を買入れるとき。
三　予定賃貸料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借入れるとき。
四　予定価格が五十万円を超えない財産を売払うとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸付けるとき。
六　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
［七～十一　同上］
［２・３　同上］

（契約書の作成を省略することができる場合）

第二十八条の二　［同上］

一　指名競争又は随意契約で、契約金額が百五十万円（外国で契約をするときは、二百万円）を超えない契約をするとき。
［二～四　同上］
２　［同上］

（育児休業手当金）

第百十一条の二　［同上］

２　［同上］

一　育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この条において同じ。）の申出に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　六週間（多胎妊娠の場合であつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。

三　育児休業等の申出をした組合員について産前産後休業の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業の期間が終了する日（当該産前産後休業の期間の終了後に引き続き当該産前産後休業の期間中に出産した子に係る新たな育児休業等の期間が始まつた場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日）までに、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つたとき

［イ・ロ　略］

四　育児休業等の申出をした組合員が、法第六十八条の四第一項に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）を開始するため、当該申出に係る休業を終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つたとき

［イ・ロ　略］

五　育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つたとき

［イ～ハ　略］

［3～5　略］

（育児休業支援手当金）

第百十一条の二の二　法第六十八条の三第一項の規定により育児休業支援手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業支援手当金請求書を、人事担当者による当該育児休業等が承認された期間、当該育児休業等に係る子の生年月日及び配偶者が法第六十八条の三第一項第二号又は同条第二項に該当することを証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

二　請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

三　その他必要な事項

2　前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する育児休業手当金請求書と併せて前項に規定する育児休業支援手当金請求書を提出する場合は、当該育児休業手当金請求書に記載した事項と同一の事項については、当該育児休業支援手当金請求書への記載を省略することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、前項の場合には、第一項に規定する証拠書類のうち、前条第一項の規定により提出した証拠書類と同一の事実を証明する証拠書類の提出を省略することができる。

4　法第六十八条の三第二項第一号の財務省令で定める者は、次のとおりとする。

一　組合員がする育児休業等に係る子が、当該組合員の配偶者の子に該当しない者

二　その他前号に掲げる者に準ずる者として組合の代表者が定める者

三　育児休業等の申出をした組合員について法第四十条第十四項に規定する産前産後休業の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業の期間が終了する日（当該産前産後休業の期間の終了後に引き続き当該産前産後休業の期間中に出産した子に係る新たな育児休業等の期間が始まつた場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日）までに、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

［イ・ロ　同上］

四　育児休業等の申出をした組合員が、法第六十八条の三第一項に規定する介護休業を開始するため、当該申出に係る休業を終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合

［イ・ロ　同上］

五　育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

［イ～ハ　同上］

［3～5　同上］

［条を加える。］

5　法第六十八条の三第二項第三号の財務省令で定める休業は、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第七号及び人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第一項第十一号に掲げる場合における休暇その他これらに相当する休業とする。

6　法第六十八条の三第二項第四号の財務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　配偶者が日々雇用される者である場合

二　配偶者が期間を定めて雇用される者である場合であつて、その養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日）から起算して五十六日間を経過する日の翌日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかであるとき

三　配偶者が、その雇用する事業主と当該配偶者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、育児休業等をすることができないものとして定められた労働者に該当する場合であつて、その雇用する事業主にその育児休業等の申出を拒まれたとき

四　その他子の出生の日から起算して五十六日間を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができないことについてやむを得ない理由があると組合の代表者が認める場合

7　法第六十八条の三第三項第一号の財務省令で定める場合は、組合員が育児休業等であつて、育児休業手当金が支給されるものを合計二回以上する場合とする。

8　法第六十八条の三第三項第二号の財務省令で定める場合は、その養育する一歳に満たない子について、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　育児休業等の申出をした組合員について産前産後休業の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業の期間が終了する日（当該産前産後休業の期間の終了後に引き続き当該産前産後休業の期間中に出産した子に係る新たな育児休業等の期間が始まつた場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日）までに、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つたとき

イ　死亡したとき。

ロ　養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

二　育児休業等の申出をした組合員が、介護休業を開始するため、当該申出に係る休業を終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つたとき

イ　死亡したとき。

ロ　離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。

三　育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つたとき

イ　死亡したとき。

ロ　養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

ハ　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

四　育児休業等の申出に係る子の養育を行つている配偶者が死亡した場合
五　前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業等の申出に係る子を養育することが困難な状態になつた場合
六　婚姻の解消その他の事情により第四号に規定する配偶者が育児休業等の申出に係る子と同居しないこととなつた場合
七　育児休業等の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、十四日間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になつた場合
八　育児休業等の申出に係る子について、保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われない場合
九　育児休業等の申出をした組合員について出向をした日の前日において育児休業等をしている場合であつて、出向をした日以後も引き続き当該休業をするとき（出向をした日以後も引き続き組合員であるときに限る。）

（介護休業手当金）

第百十一条の三　法第六十八条の四の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を、人事担当者による介護休業の承認期間を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

［一～三　略］

（育児時短勤務手当金）

第百十一条の四　法第六十八条の五第一項の規定により育児時短勤務手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児時短勤務手当金請求書を、人事担当者による一週間の所定勤務時間が短縮されていることの事実及び当該育児時短勤務（法第六十八条の五第一項に規定する育児時短勤務をいう。次項及び第三項第一号において同じ。）に係る子の生年月日を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号
二　請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
　イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
　ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
三　その他必要な事項

2　法第六十八条の五第一項の財務省令で定める勤務は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務及び同法第二十六条第一項に規定する育児時間（その初日及び末日を明らかにして承認を請求したものに限る。）が承認された期間における勤務並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の十二第一項に規定する育児時短就業その他これらに相当する勤務とする。ただし、その期間の末日（その事業主に申し出ることによつて変更された場合にあつては、その変更後の日とし、第一号又は第二号に掲げる事由に該当する場合にあつては、その前日とする。）までに、次の各号に

（介護休業手当金）

第百十一条の三　法第六十八条の三の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を、人事担当者による同条第一項に規定する介護休業の承認期間を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［条を加える。］

掲げる事由に該当することとなつた場合には、当該事由に該当することとなつた日（第三号又は第四号に掲げる事由に該当する場合にあつては、その前日）後は、育児時短勤務手当金は、支給しない。

一　子の死亡その他の組合員が育児時短勤務に係る子を養育しないこととなつた事由として組合の代表者が認める事由が生じたこと。

二　育児時短勤務に係る子が二歳に達したこと。

三　育児時短勤務の申出をした組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業等をする期間が始まつたこと。

四　育児時短勤務の申出をした組合員について、新たな育児時短勤務をする期間が始まつたこと。

3　法第六十八条の五第四項第二号の財務省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額

二　法第六十八条の五第三項に規定する支給対象月に支払われた報酬の額

三　第一号に掲げる額に百分の一を乗じて得た額にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ　第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額

ロ　第一号に掲げる額に百分の十を乗じて得た額

（遺族の範囲の特例）

第百十五条の十三　［略］

2　前項に定めるもののほか、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。第二号において「派遣法」という。）第二条に規定する国際緊急援助活動を行う者（海上保安官及び前項に規定する者（以下この項において「海上保安官等」という。）を除く。）、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号。以下この項において「協力法」という。）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊の隊員（海上保安官等を除く。）及び協力法第二十一条の規定により国際平和協力本部長の委託を受けて実施される輸送の業務（第十号において「輸送業務」という。）に従事する者（海上保安官等を除く。）並びに化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（第十一号において「化学兵器禁止条約」という。）に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務に従事する者（海上保安官等を除く。）は、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める者に該当するものとし、次に掲げる職務は、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める職務に該当するものとする。

（遺族の範囲の特例）

第百十五条の十三　［同上］

2　前項に定めるもののほか、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。以下この項において「派遣法」という。）第二条に規定する国際緊急援助活動を行う者（海上保安官及び前項に規定する者（以下この項において「海上保安官等」という。）を除く。）、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号。以下この項において「協力法」という。）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊の隊員（海上保安官等を除く。）及び協力法第二十一条の規定により国際平和協力本部長の委託を受けて実施される輸送の業務（以下この項において「輸送業務」という。）に従事する者（海上保安官等を除く。）並びに化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下この項において「化学兵器禁止条約」という。）に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務に従事する者（海上保安官等を除く。）は、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める者に該当するものとし、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置及び同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送、派遣法第二条に規定する国際緊急援助活動、協力法第三条第五号に規定する国際平和協力業務及び当該国際平和協力業務が実施される国において行われる輸送業務、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動及び同項第三号に規定する捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第二項第一号に規定する海賊対処行動、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動及び同項第三号に規定する捜索救助活動、化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務であつて人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）第五条第一項第三号⑵に規定する化学砲弾等による被害の危険がある区域内において行われるもの並びに協力法第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官として協力法第二十八条において準

一　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十二条の規定による海上における警備行動、同法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置及び同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送	用する国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により公務とみなされる国際連合の業務は、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める職務に該当するものとする。
二　派遣法第二条に規定する国際緊急援助活動	［号を加える。］
三　協力法第三条第五号に規定する国際平和協力業務	［号を加える。］
四　協力法第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官として協力法第二十八条において準用する国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により公務とみなされる国際連合の業務	［号を加える。］
五　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動及び同項第三号に規定する捜索救助活動	［号を加える。］
六　重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動	［号を加える。］
七　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第二項第一号に規定する海賊対処行動	［号を加える。］
八　国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動及び同項第三号に規定する捜索救助活動	［号を加える。］
九　前各号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる区域において行う調整又は情報の収集	［号を加える。］
十　第三号に掲げる職務が実施される国において行われる輸送業務	［号を加える。］
十一　化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務であつて人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）第五条第一項第三号⑵に規定する化学砲弾等による被害の危険がある区域内において行われるもの	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に行われた契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則第二十八条の二第一項第一号に規定する指名競争又は随意契約で施行日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

2　この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下この条において「改正後規則」という。）第百十一条の二第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に国家公務員共済組合法第四十条第十二項に規定する育児休業等（次項において「育児休業等」という。）に係る子が一歳（改正後規則第百十一条の二第五項において同条第二項の規定を準用する場合にあっては一歳六か月とする。）に達する組合員について適用する。

3　施行日前に育児休業等を開始した組合員であって、施行日において現に当該育児休業等をしているものについては、施行日を当該組合員が育児休業等を開始した日とみなして、改正後規則第百十一条の二の二の規定を適用する。

4　施行日前に国家公務員共済組合法第六十八条の五第一項に規定する育児時短勤務（以下この項において「育児時短勤務」という。）に相当する勤務を開始した組合員であって、施行日において現に当該勤務をしているものについては、施行日を当該組合員が育児時短勤務を開始した日とみなして、改正後規則第百十一条の四の規定を適用する。

○財務省令第十五号

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八号）の施行に伴い、日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則及び財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則及び財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

（日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則の一部改正）

第一条　日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総則） **第一条**　日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）は、別に定めるものを除くほか、この省令の定めるところにより、財政融資資金に属する現金の出納、借用証書の受払い、有価証券の受払い及び登録、取引残高報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第九十八条第三号イに規定する取引残高報告書をいう。以下同じ。）の取扱い並びに財政投融資特別会計財政融資資金勘定歳入歳出の取扱いをするものとする。	（総則） **第一条**　日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）は、別に定めるものを除くほか、この省令の定めるところにより、財政融資資金に属する現金の出納、借用証書の受払い、有価証券の受払い及び登録、取引残高報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百八条に規定する取引残高報告書をいう。以下同じ。）の取扱い並びに財政投融資特別会計財政融資資金勘定歳入歳出の取扱いをするものとする。

（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部改正）

第二条　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国債の特例） **第四十九条**　［略］ 2　取扱金融商品取引業者等が、その取扱いに係る外国債を外国において有価証券の保管及び振替を行う保管振替機関に保管させる場合には、当該取扱金融商品取引業者等は外国債の提出に代えて、取引残高報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第九十八条第三号イに規定する取引残高報告書をいう。次項において同じ。）を日本銀行本店に提出することができる。 3　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（外国債の特例） **第四十九条**　［略］ 2　取扱金融商品取引業者等が、その取扱いに係る外国債を外国において有価証券の保管及び振替を行う保管振替機関に保管させる場合には、当該取扱金融商品取引業者等は外国債の提出に代えて、取引残高報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百八条に規定する取引残高報告書をいう。次項において同じ。）を日本銀行本店に提出することができる。 3　［略］

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部の施行に伴い、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び防衛力強化資金事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び防衛力強化資金事務取扱規則の一部を改正する省令

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第一条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（移換手続） **第二条**　［略］ 一～十六　［略］	（移換手続） **第二条**　［同上］ 一～十六　［同上］

改正後	改正前
十七　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五十五条の規定により、防衛力強化資金に属する現金を一般会計の歳入に繰り入れるとき 十八～三十九　［略］	十七　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第十一条の規定により、防衛力強化資金に属する現金を一般会計の歳入に繰り入れるとき 十八～三十九　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（防衛力強化資金事務取扱規則の一部改正）

第二条　防衛力強化資金事務取扱規則（令和五年財務省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通則） **第一条**　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（第四条において「法」という。）第五十条に規定する防衛力強化資金（以下「資金」という。）の経理に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 （計画表及び実績表） **第四条**　法第五十七条第一項に規定する計画表及び実績表の様式は、別紙第二号書式によるものとする。	（通則） **第一条**　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（第四条において「法」という。）第六条に規定する防衛力強化資金（以下「資金」という。）の経理に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 （計画表及び実績表） **第四条**　法第十三条第一項に規定する計画表及び実績表の様式は、別紙第二号書式によるものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第十七号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百五条、第百十四条及び第百四十三条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保管金の払込み） **第十条**　取扱官庁は、日本銀行（代理店又は歳入代理店（特別手続第一条に規定する歳入代理店をいう。第二十七条及び第二十七条の二において同じ。）に限る。第十条の二、第二十一条及び第二十一条の二において同じ。）に保管金（供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条の規定により保管する供託金、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十四条第一項の規定により保管する現金及び裁判所において保管する現金に限る。以下この条及び第二十一条において同じ。）の払込みをしようとするときは、保管金の払込みに関する手続において得られた納付情報により、現金を日本銀行に払い込むことができる。	（保管金の払込み） **第十条**　取扱官庁は、日本銀行（代理店又は歳入代理店（特別手続第一条に規定する歳入代理店をいう。第二十七条及び第二十七条の二において同じ。）に限る。第十条の二、第二十一条及び第二十一条の二において同じ。）に保管金（供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条の規定により保管する供託金及び裁判所において保管する現金に限る。以下この条及び第二十一条において同じ。）の払込みをしようとするときは、保管金の払込みに関する手続において得られた納付情報により、現金を日本銀行に払い込むことができる。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の四〇
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二〇
第四条第二号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三〇
	別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二五
	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の三〇
［略］	［略］	［略］

改正前

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の三〇
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五
第四条第二号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
	別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二〇
	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］	［略］

第四条第四号に規定する分別基準適合物	率
別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二〇
別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の四〇
［略］	［略］
別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の一五
第四条第五号に規定する分別基準適合物	［略］
別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
第四条第六号に規定する分別基準適合物	［略］
別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三〇

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
［略］	［略］
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三五

第四条第四号に規定する分別基準適合物	率
別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の二〇
［略］	［略］
別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一五
別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の三五
［略］	［略］
別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二〇
第四条第五号に規定する分別基準適合物	［略］
別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
［略］	［略］
第四条第六号に規定する分別基準適合物	［略］
別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三〇
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三五

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
［略］	［略］
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第七号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費の国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日　文部科学大臣　阿部　俊子

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		384,800
18年以上	19年未満	390,400
19年以上	20年未満	395,600
20年以上	21年未満	401,300
21年以上	22年未満	407,100
22年以上	23年未満	411,500
23年以上	24年未満	416,800
24年以上	25年未満	422,300
25年以上	26年未満	427,000
26年以上	27年未満	431,800
27年以上	28年未満	436,500
28年以上	29年未満	441,500
29年以上	30年未満	449,200
30年以上	31年未満	451,300
31年以上		454,400
暫定再任用		411,900

別表第二（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
８年未満		316,300
８年以上	９年未満	325,200
９年以上	10年未満	326,600
10年以上	11年未満	336,000
11年以上	12年未満	343,300
12年以上	13年未満	352,600
13年以上	14年未満	356,800
14年以上	15年未満	362,700
15年以上	16年未満	369,000
16年以上	17年未満	374,100
17年以上	18年未満	379,400
18年以上	19年未満	384,400
19年以上	20年未満	389,100
20年以上	21年未満	394,100
21年以上	22年未満	398,900
22年以上	23年未満	402,700
23年以上	24年未満	407,900
24年以上	25年未満	411,900
25年以上	26年未満	417,000
26年以上	27年未満	420,500
27年以上	28年未満	422,900
28年以上	29年未満	424,900
29年以上	30年未満	426,300
30年以上	32年未満	431,300
32年以上	33年未満	433,400
33年以上	34年未満	434,500
34年以上		436,400
暫定再任用		337,500

別表第三（第二条、第三条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
８年未満		300,100
８年以上	９年未満	308,300
９年以上	10年未満	309,400
10年以上	11年未満	318,400
11年以上	12年未満	326,000
12年以上	13年未満	335,500
13年以上	14年未満	341,000
14年以上	15年未満	347,200
15年以上	16年未満	353,600
16年以上	17年未満	359,500
17年以上	18年未満	364,400
18年以上	19年未満	369,300
19年以上	20年未満	374,100
20年以上	21年未満	378,700
21年以上	22年未満	382,800
22年以上	23年未満	386,400
23年以上	24年未満	390,800
24年以上	25年未満	394,400
25年以上	26年未満	398,800
26年以上	27年未満	402,200

27年以上	28年未満	404,700
28年以上	29年未満	407,100
29年以上	30年未満	409,000
30年以上	32年未満	413,800
32年以上	33年未満	414,900
33年以上	34年未満	416,200
34年以上	36年未満	417,600
36年以上	37年未満	418,300
37年以上		419,000
暫定再任用		303,400

別表第四（第二条、第三条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		250,300
１年以上	２年未満	255,700
２年以上	３年未満	258,800
３年以上	４年未満	266,300
４年以上	５年未満	272,200
５年以上	６年未満	282,200
６年以上	７年未満	291,200
７年以上	８年未満	291,400
８年以上	９年未満	298,900
９年以上	10年未満	299,700
10年以上	11年未満	308,300
11年以上	12年未満	316,100
12年以上	13年未満	325,800
13年以上	14年未満	332,600
14年以上	15年未満	339,100
15年以上	16年未満	345,700
16年以上	17年未満	352,400
17年以上	18年未満	356,900
18年以上	19年未満	361,600
19年以上	20年未満	366,500
20年以上	21年未満	370,800
21年以上	22年未満	374,200
22年以上	23年未満	377,600
23年以上	24年未満	381,200
24年以上	25年未満	384,400
25年以上	26年未満	388,100
26年以上	27年未満	391,300
27年以上	28年未満	394,000
28年以上	29年未満	396,700
29年以上	30年未満	399,100
30年以上	33年未満	403,800
33年以上	34年未満	405,300
34年以上	36年未満	406,300
36年以上	37年未満	407,700
37年以上		409,000
暫定再任用		276,000

別表第五（第二条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
１年未満		246,200
１年以上	２年未満	251,000
２年以上	３年未満	253,600
３年以上	４年未満	260,200
４年以上	５年未満	264,700
５年以上	６年未満	270,100
６年以上	７年未満	273,600
７年以上	８年未満	277,000
８年以上	９年未満	278,700
９年以上	10年未満	281,000
10年以上	11年未満	283,600
11年以上	12年未満	286,200
12年以上	13年未満	288,400
13年以上	14年未満	291,600
14年以上	15年未満	293,600
15年以上	16年未満	296,000
16年以上	17年未満	297,600
17年以上	18年未満	299,300
18年以上	19年未満	300,500
19年以上	20年未満	301,800
20年以上	21年未満	303,300
21年以上	22年未満	304,500
22年以上	23年未満	305,500
23年以上	24年未満	306,300
24年以上	25年未満	307,100
25年以上	26年未満	307,900

26年以上	27年未満	308,900
27年以上	28年未満	309,000
28年以上	32年未満	309,200
32年以上		309,300
暫定再任用		229,700

別表第六（第三条、第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		211,000
1年以上	2年未満	228,700
2年以上	3年未満	231,200
3年以上	4年未満	233,700
4年以上	5年未満	236,100
5年以上	6年未満	241,200
6年以上	7年未満	244,600
7年以上	8年未満	247,700
8年以上	9年未満	251,100
9年以上	10年未満	254,500
10年以上	11年未満	258,000
11年以上	12年未満	271,900
12年以上	13年未満	275,700
13年以上	14年未満	279,600
14年以上	15年未満	283,400
15年以上	16年未満	287,900
16年以上	17年未満	292,700
17年以上	18年未満	297,800
18年以上	19年未満	312,800
19年以上	20年未満	318,600
20年以上	21年未満	324,200
21年以上	22年未満	329,100
22年以上	23年未満	332,800
23年以上	24年未満	336,400
24年以上	25年未満	364,300
25年以上	26年未満	368,300
26年以上	27年未満	372,400
27年以上	28年未満	375,600
28年以上	29年未満	378,600
29年以上	30年未満	392,000
30年以上	31年未満	397,400
31年以上	32年未満	401,000
32年以上	33年未満	404,400
33年以上	34年未満	406,700
34年以上	35年未満	409,200
35年以上		410,700
暫定再任用		252,400

別表第七（第四条、第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		191,400
1年以上	2年未満	198,700
2年以上	3年未満	205,700
3年以上	4年未満	212,900
4年以上	5年未満	222,000
5年以上	6年未満	225,400
6年以上	7年未満	231,200
7年以上	8年未満	234,600
8年以上	9年未満	238,100
9年以上	10年未満	247,500
10年以上	11年未満	253,300
11年以上	12年未満	257,600
12年以上	13年未満	262,100
13年以上	14年未満	274,600
14年以上	15年未満	278,200
15年以上	16年未満	282,400
16年以上	17年未満	287,300
17年以上	18年未満	292,100
18年以上	19年未満	297,100
19年以上	20年未満	301,300
20年以上	21年未満	310,700
21年以上	22年未満	315,700
22年以上	23年未満	320,200
23年以上	24年未満	325,200
24年以上	25年未満	329,200
25年以上	26年未満	332,700
26年以上	27年未満	357,600
27年以上	28年未満	362,400
28年以上	29年未満	365,800
29年以上	30年未満	368,800
30年以上	31年未満	371,200
31年以上	32年未満	383,000
32年以上	33年未満	385,600
33年以上	34年未満	387,800

34年以上	35年未満	390,100
35年以上	36年未満	392,200
36年以上	37年未満	394,100
37年以上		408,300
暫定再任用		257,200

別表第八（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		390,500
18年以上	19年未満	397,300
19年以上	20年未満	403,700
20年以上	21年未満	410,900
21年以上	22年未満	417,300
22年以上	23年未満	423,000
23年以上	24年未満	429,100
24年以上	25年未満	435,600
25年以上	26年未満	442,400
26年以上	27年未満	447,900
27年以上	28年未満	455,800
28年以上	29年未満	465,900
29年以上	30年未満	471,600
30年以上		479,400
暫定再任用		421,900

別表第九（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
11年未満		337,200
11年以上	12年未満	344,500
12年以上	13年未満	353,700
13年以上	14年未満	357,900
14年以上	15年未満	363,900
15年以上	16年未満	370,200
16年以上	17年未満	376,500
17年以上	18年未満	381,800
18年以上	19年未満	388,400
19年以上	20年未満	394,000
20年以上	21年未満	400,200
21年以上	22年未満	406,300
22年以上	23年未満	411,100
23年以上	24年未満	416,700
24年以上	25年未満	422,300
25年以上	26年未満	427,400
26年以上	27年未満	433,400
27年以上	28年未満	439,200
28年以上	29年未満	445,100
29年以上	30年未満	454,100
30年以上	31年未満	457,900
31年以上	32年未満	463,500
32年以上		463,600
暫定再任用		344,300

別表第十（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
11年未満		319,400
11年以上	12年未満	326,900
12年以上	13年未満	336,400
13年以上	14年未満	341,900
14年以上	15年未満	348,300
15年以上	16年未満	354,500
16年以上	17年未満	361,000
17年以上	18年未満	366,600
18年以上	19年未満	373,100
19年以上	20年未満	378,900
20年以上	21年未満	384,700
21年以上	22年未満	390,200
22年以上	23年未満	394,600
23年以上	24年未満	400,000
24年以上	25年未満	404,700
25年以上	26年未満	409,200
26年以上	27年未満	413,800
27年以上	28年未満	417,700
28年以上	29年未満	421,600
29年以上	30年未満	426,900
30年以上	31年未満	431,300
31年以上	32年未満	434,100
32年以上	33年未満	434,200
33年以上	34年未満	435,000
34年以上	36年未満	435,500
36年以上	37年未満	436,000
37年以上		436,500
暫定再任用		308,200

別表第十一（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		251,200
1年以上	2年未満	256,400
2年以上	3年未満	259,300
3年以上	4年未満	266,900
4年以上	5年未満	272,900
5年以上	6年未満	283,000
6年以上	7年未満	292,000
7年以上	8年未満	292,300
8年以上	9年未満	299,800
9年以上	10年未満	300,700
10年以上	11年未満	309,300
11年以上	12年未満	317,000
12年以上	13年未満	326,700
13年以上	14年未満	333,600
14年以上	15年未満	340,300
15年以上	16年未満	346,400
16年以上	17年未満	353,200
17年以上	18年未満	359,100
18年以上	19年未満	365,500
19年以上	20年未満	371,500
20年以上	21年未満	376,900
21年以上	22年未満	381,700
22年以上	23年未満	385,700
23年以上	24年未満	390,900
24年以上	25年未満	394,700
25年以上	26年未満	398,600
26年以上	27年未満	401,900
27年以上	28年未満	403,800
28年以上	29年未満	405,700
29年以上	30年未満	407,300
30年以上	33年未満	412,400
33年以上	34年未満	414,000
34年以上	36年未満	415,000
36年以上	37年未満	416,100
37年以上		417,100
暫定再任用		279,100

別表第十二（第五条、附則第三条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		246,800
1年以上	2年未満	251,600
2年以上	3年未満	254,200
3年以上	4年未満	261,200
4年以上	5年未満	266,500
5年以上	6年未満	272,300
6年以上	7年未満	276,600
7年以上	8年未満	277,600
8年以上	9年未満	278,400
9年以上	10年未満	280,700
10年以上	11年未満	282,100
11年以上	12年未満	285,400
12年以上	13年未満	289,500
13年以上	14年未満	293,000
14年以上	15年未満	296,000
15年以上	16年未満	298,800
16年以上	17年未満	302,700
17年以上	18年未満	306,600
18年以上	19年未満	310,100
19年以上	20年未満	312,600
20年以上	21年未満	314,700
21年以上	22年未満	320,500
22年以上	23年未満	324,100
23年以上	24年未満	326,400
24年以上	25年未満	328,000
25年以上	26年未満	329,200
26年以上	27年未満	330,900
27年以上	28年未満	331,700
28年以上	29年未満	332,700
29年以上	30年未満	334,200
30年以上	31年未満	334,700
31年以上	32年未満	335,100
32年以上	33年未満	336,800
33年以上	36年未満	338,100
36年以上	37年未満	339,100
37年以上		339,900
暫定再任用		238,500

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和六年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

○文部科学省令第八号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

文部科学大臣　阿部　俊子

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務班、計画調整班、任用班、給与班及び栄典班） **第四条**　［略］ 2　総務班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［略］ 四　文部科学省の機構及び定員に関すること。 五　人事課の所掌事務に係る法令案の作成に関すること。 六　前各号に掲げるもののほか、人事課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 3　［略］ 4　計画調整班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　［略］ ［号を削る。］ 5～11　［略］ （総務班、文書管理班及び審議班） **第六条**　［略］ 2～5　［略］ 6　審議班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［略］ ［号を削る。］ 四～七　［略］ 7　［略］ （教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官） **第二十五条**　教育課程課に、教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官三人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十人を置く。 2～12　［略］ ［項を削る。］ 13・14　［略］ （高等教育政策室及び大学設置・評価室） **第三十六条**　高等教育企画課に、高等教育政策室及び大学設置・評価室を置く。 2　［略］	（総務班、計画調整班、任用班、給与班及び栄典班） **第四条**　［同上］ 2　総務班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 四　前三号に掲げるもののほか、人事課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 3　［同上］ 4　計画調整班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　［同上］ 七　人事課の所掌事務に係る法令案の作成に関すること。 5～11　［同上］ （総務班、文書管理班及び審議班） **第六条**　［同上］ 2～5　［同上］ 6　審議班は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　［同上］ 四　文部科学省の機構及び定員に関すること。 五～八　［同上］ 7　［同上］ （教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官、探究学習推進専門官及び教科調査官） **第二十五条**　教育課程課に、教育課程企画室、情報教育振興室及び外国語教育推進室並びに学校教育官三人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人、探究学習推進専門官一人及び教科調査官二十人を置く。 2～12　［同上］ 13　探究学習推進専門官は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）における探究の過程を通じた学習活動の充実に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 14・15　［同上］ （高等教育政策室） **第三十六条**　高等教育企画課に、高等教育政策室を置く。 2　［同上］

3　高等教育政策室に、室長を置く。

4　前項の室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

5　大学設置・評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大学における教育及び研究並びに高等専門学校における教育についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

三　大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

四　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の組織及び運営一般に関すること。

6　大学設置・評価室に、室長を置く。

（大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官）

第三十七条　大学振興課に、大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院振興専門官及び公立大学専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

2～4　［略］

5　大学教育システム専門官は、大学教育の質の保証に関する制度及び大学における授業の方法の改善に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6　大学院振興専門官は、大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な援助及び助言（総合教育政策局及び専門教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7　［略］

［項を削る。］

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

第三十八条　［略］

2～6　［略］

7　新技術教育推進専門官は、新技術に関する教育の振興に係る専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（医学教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（評価・研究開発法人支援室及び戦略研究推進室並びに企画官）

第四十八条　［略］

2　評価・研究開発法人支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

3　高等教育政策室に、室長並びに大学教育システム専門官及び大学院振興専門官それぞれ一人を置く。

4　室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

5　大学教育システム専門官は、大学教育の質の保証に関する制度及び大学における授業の方法の改善に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6　大学院振興専門官は、大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な援助及び助言に当たる。

（大学設置室及び大学入試室並びに公立大学専門官及び大学評価専門官）

第三十七条　大学教育・入試課に、大学設置室及び大学入試室並びに公立大学専門官及び大学評価専門官それぞれ一人を置く。

2　大学設置室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

二　大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

3　大学設置室に、室長及び大学設置専門官一人を置く。

4　大学設置専門官は、大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

5～7　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

8　［同上］

9　大学評価専門官は、大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案に当たる。

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

第三十八条　［同上］

2～6　［同上］

7　新技術教育推進専門官は、新技術に関する教育の振興に係る専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（大学教育・入試課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（評価・研究開発法人支援室及び戦略研究推進室並びに企画官）

第四十八条　［同上］

2　評価・研究開発法人支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うこと（研究振興局及び研究開発局並びに国際研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。
三・四　［略］
3～6　［略］
（企画官、国際研究専門官及び学術国際交流専門官）
第四十九条　国際研究開発政策課に、企画官、国際研究専門官及び学術国際交流専門官それぞれ一人を置く。
2　企画官は、命を受けて、国際研究開発政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。
3　国際研究専門官は、科学技術及び学術に係る国際的な研究活動に関する専門的事項についての企画及び立案（研究振興局及び研究開発局並びに国際統括官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
4　学術国際交流専門官は、学術の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
第五十条　［略］
2　人材政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　科学技術に関する研究者及び技術者に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国際研究開発政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
二　科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（国際研究開発政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
三　研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局並びに国際研究開発政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
四　［略］
3　［略］

［条を削る。］

二　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うこと（研究振興局及び研究開発局並びに参事官の所掌に属するものを除く。）。
三・四　［同上］
3～6　［同上］

［条を加える。］

第四十九条　［同上］
2　人材政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　科学技術に関する研究者及び技術者に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
二　科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
三　研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
四　［同上］
3　［同上］
（研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官）
第五十条　研究環境課に、研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官一人を置く。
2　研究公正推進室は、科学技術に関する研究開発の公正な実施の推進に関する事務をつかさどる。
3　研究公正推進室に、室長を置く。
4　競争的研究費調整室は、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関する事務をつかさどる。
5　競争的研究費調整室に、室長及び競争的研究費調査官三人を置く。
6　競争的研究費調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものに関する研究機関における管理体制の整備に関する調査、指導及び助言に当たる。
7　放射光施設推進専門官は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項に規定する特定放射光施設であって国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置するものの整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（拠点形成・地域振興室及び大学技術移転推進専門官）

第五十一条　産業連携・地域振興課に、拠点形成・地域振興室及び大学技術移転推進専門官一人を置く。

2～4　［略］

［項を削る。］

（研究公正推進企画官、競争的研究費調整企画官、放射光施設推進専門官及び競争的研究費調査官）

第五十二条　科学技術・学術政策局に、研究公正推進企画官、競争的研究費調整企画官及び放射光施設推進専門官それぞれ一人並びに競争的研究費調査官三人を置く。

2　研究公正推進企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち科学技術に関する研究開発における公正性の確保に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

3　競争的研究費調整企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

4　放射光施設推進専門官は、参事官のつかさどる職務のうち特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項に規定する特定放射光施設であって国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置するものの整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

5　競争的研究費調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものに関する研究機関における管理体制の整備に関する調査、指導及び助言に関するものを助ける。

（半導体エレクトロニクス推進室及び核融合開発室並びに地球観測推進専門官）

第六十六条の二　環境エネルギー課に、半導体エレクトロニクス推進室及び核融合開発室並びに地球観測推進専門官一人を置く。

2　半導体エレクトロニクス推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　エネルギー科学技術のうち半導体及び半導体に関する電子技術に関するもの（以下この項において「半導体エレクトロニクス」という。）に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　半導体エレクトロニクスに関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三　半導体エレクトロニクスに関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四　基盤的研究開発に関する事務のうち半導体エレクトロニクスに係ること。

3　半導体エレクトロニクス推進室に、室長を置く。

4　［略］

5　核融合開発室に、室長並びに核融合国際協力専門官及び核融合科学専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

6～8　［略］

（拠点形成・地域振興室並びに大学技術移転推進専門官及び研究交流管理官）

第五十一条　産業連携・地域振興課に、拠点形成・地域振興室並びに大学技術移転推進専門官及び研究交流管理官それぞれ一人を置く。

2～4　［同上］

5　研究交流管理官は、命を受けて、科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務のうち筑波研究学園都市に係るものに関する特定事項についての指導及び管理に関する事務をつかさどる。

（企画官、学術国際交流専門官及び国際研究専門官）

第五十二条　科学技術・学術政策局に、企画官、学術国際交流専門官及び国際研究専門官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

3　学術国際交流専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学術の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

4　国際研究専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち科学技術及び学術に係る国際的な研究活動に関する専門的事項に関するものについての企画及び立案に関するものを助ける。

（核融合開発室及び地球観測推進専門官）

第六十六条の二　環境エネルギー課に、核融合開発室及び地球観測推進専門官一人を置く。

［項を加える。］

2　［同上］

3　核融合開発室に、室長並びにＩＴＥＲ計画推進専門官、核融合国際協力専門官及び核融合科学専門官それぞれ一人を置く。

4　ＩＴＥＲ計画推進専門官は、国際熱核融合実験炉計画の推進に関する専門的事項（核融合国際協力専門官の所掌に属するものを除く。）についての企画及び立案に当たる。

5～7　［同上］

附　則

［条を削る。］

第四条～第七条　［略］

（文化庁美術工芸品公開促進調査官の設置期間の特例）

第八条　第八十六条第一項の美術工芸品公開促進調査官は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第九号

教育映像等審査規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

文部科学大臣　阿部　俊子

教育映像等審査規程の一部を改正する省令

教育映像等審査規程（昭和二十九年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（審査の結果） **第六条**　［略］ 2　前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従つて行う。 一　学校教育の教材とするものについては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園幼児向き、小学校低学年（義務教育学校の第一学年及び第二学年を含む。）児童向き、小学校中学年（義務教育学校の第三学年及び第四学年を含む。）児童向き、小学校高学年（義務教育学校の第五学年及び第六学年を含む。）児童向き、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第三号において同じ。）生徒向き又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次号及び第三号において同じ。）生徒向きの別 二　社会教育の教材とするものについては、幼児向き、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号において同じ。）児童向き、中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き又は成人向きの別 三　一般劇映画及び一般非劇映画については、幼児向き、小学校児童向き、中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き、成人向き又は家庭向きの別 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（審査の結果） **第六条**　［同上］ 2　前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従つて行う。 一　学校教育の教材とするものについては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園幼児向き、小学校低学年（義務教育学校の第一学年及び第二学年を含む。）児童向き、小学校中学年（義務教育学校の第三学年及び第四学年を含む。）児童向き、小学校高学年（義務教育学校の第五学年及び第六学年を含む。）児童向き、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）生徒向き又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）生徒向きの別 二　社会教育の教材とするものについては、幼児向き、少年向き、青年向き又は成人向きの別 三　一般劇映画及び一般非劇映画については、幼児向き、少年向き、青年向き、成人向き又は家庭向きの別

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

附　則

（初等中等教育局教育課程課探究学習推進専門官の設置期間の特例）

第四条　第二十五条第一項の探究学習推進専門官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

第五条～第八条　［同上］

（文化庁美術工芸品公開促進調査官の設置期間の特例）

第九条　第八十六条第一項の美術工芸品公開促進調査官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業） **第一条**　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。）第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。 一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援Ａ型に係る障害福祉サービス事業 二　（略）	（令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業） **第一条**　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。）第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。 一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十四項に規定する就労移行支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援Ａ型に係る障害福祉サービス事業 二　（略）

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第二条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～十二　（略） 十三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設 十三の二・十四　（略）	（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～十二　（略） 十三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設 十三の二・十四　（略）

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第三条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～十三　（略） 十四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） 十五　（略）	（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～十三　（略） 十四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。） 十五　（略）

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第四条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官） **第六十四条**　（略） ２～６　（略） ７　障害福祉監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。 一　（略） 二　障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。 ８・９　（略）	（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官） **第六十四条**　（略） ２～６　（略） ７　障害福祉監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。 一　（略） 二　障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。 ８・９　（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　地域相談支援給付決定障害者　法第五条第二十四項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。 六～十四　（略）	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　地域相談支援給付決定障害者　法第五条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。 六～十四　（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令の一部改正）

第六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（令和六年厚生労働省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第九条の規定は令和六年四月一日から施行する。	**附　則** この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第九条の規定は令和六年四月一日から施行する。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （施行期日） 1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一　第二条の規定　令和七年十月一日 二　（略）	**附　則** （施行期日） 1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一　第二条の規定　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 二　（略）

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十二号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項、第六条の四の二第一項、第十六条の二第一項、第三十条の三の二、第三十条の四第十二項、第三十条の十八の四第一項から第四項まで、同条第七項において準用する第三十条の十三第四項及び第三十条の十八の五第三項の規定に基づき、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行規則等の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第四章の二の二　（略） 第四章の二の三　地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十三） 第四章の二の四　地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の三十三の十四―第三十条の三十三の二十） 第四章の三　医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の三十三の二十一―第三十条の三十三の二十五） 第五章～第七章　（略） 附則 **第一条の八**　（略） **第一条の八の二**　法第六条の四の二に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条に規定する病院又は診療所の管理者が当該病院又は診療所において、法第三十条の十八の四第一項に規定する継続的な医療を要する者（以下この条及び別表第八において単に「継続的な医療を要する者」という。）に対して在宅医療を提供する場合その他外来医療を提供する場合であつて、おおむね四月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合とする。	目次 第一章～第四章の二の二　（略） 第四章の二の三　地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十四） （新設） 第四章の三　医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の三十三の十五―第三十条の三十三の十九） 第五章～第七章　（略） 附則 **第一条の八**　（略） （新設）

2　法第六条の四の二に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のいずれかに掲げるものとする。

一　法第六条の四の二に規定する病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機と継続的な医療を要する者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　法第六条の四の二に規定する病院又は診療所の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて継続的な医療を要する者又はその家族の閲覧に供し、当該継続的な医療を要する者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

三　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

四　書面を交付する方法

3　法第六条の四の二第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　継続的な医療を要する者に対して提供する医療に係る法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する機能並びに同項第二号に規定する機能及び当該機能の確保に係る同項第三号に規定する事項

二　病院又は診療所の管理者が継続的な医療を要する者への適切な医療の提供のために必要と判断する事項

第一条の八の三　妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の五まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の二第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の五において同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。

2　（略）

第一条の八の四・第一条の八の五　（略）

第九条の十六　地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の二第一項第一号から第六号に掲げる事項を行わなければならない。

一・二　（略）

三　地域におけるかかりつけ医機能（法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医機能をいう。別表第一及び別表第八において同じ。）の確保のための研修その他の地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。

四～六　（略）

（厚生労働大臣による情報提供の求め）

第三十条の二十七の二　厚生労働大臣は、法第三十条の三の二第一項又は第二項の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「外来機能報告対象病院等」という。）若しくは法第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「無床診療所」という。）の開設者若しくは管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項又は第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これらをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第二項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定するファイル等に記録する方法又は第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

第一条の八の二　妊婦又は産婦（以下この条から第一条の八の四まで及び第十五条の三において「妊婦等」という。）の助産を担当する助産師は、法第六条の四の二第一項の規定により、助産所の管理者（出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次条及び第一条の八の四において同じ。）が当該妊婦等の助産を行うことを約したときに、当該妊婦等又はその家族に対し同項に規定する書面を交付して適切な説明を行わなければならない。

2　（略）

第一条の八の三・第一条の八の四　（略）

第九条の十六　地域医療支援病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の二第一項第一号から第六号に掲げる事項を行わなければならない。

一・二　（略）

三　地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。

四～六　（略）

（厚生労働大臣による情報提供の求め）

第三十条の二十七の二　厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「外来機能報告対象病院等」という。）若しくは法第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「無床診療所」という。）の開設者若しくは管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項又は第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これらをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第二項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定するファイル等に記録する方法又は第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。

2　厚生労働大臣は、法第三十条の三の二第三項の規定により、法第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県知事を経由して、第三十条の三十三の十五第三項に規定する方法により都道府県知事に報告された情報の提供を求めるものとする。

第三十条の三十二の三　法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の二十四において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二～四　（略）

（法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十三の十三　（略）

第四章の二の四　地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

第三十条の三十三の十四　（略）

（かかりつけ医機能報告）

第三十条の三十三の十五　法第三十条の十八の四第一項に規定する厚生労働省令で定める病院又は診療所は、次に掲げるもの以外の病院又は診療所（以下「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）とする。

一　特定機能病院

二　歯科医業のみを行う病院又は診療所

三　刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所

四　皇室用財産である病院又は診療所

2　法第三十条の十八の四第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　慢性の疾患を有する高齢者

二　障害者

三　障害児

四　医療的ケア児

五　難病患者

六　前各号に掲げる者のほか継続的な医療を要する者

3　法第三十条の十八の四第一項の規定による都道府県知事への報告（以下「かかりつけ医機能報告」という。）は、当該都道府県知事が定める方法により、別表第八第二の項、第四の項及び第六の項に掲げる事項について、一年に一回、一月一日から三月三十一日までの間に行うものとする。

（新設）

第三十条の三十二の三　法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二～四　（略）

（法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十三の十三　（略）

（新設）

第三十条の三十三の十四　（略）

（新設）

4　法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるもの、同項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもの、同項第三号の厚生労働省令で定める相互の連携及び同項第四号の厚生労働省令で定める事項は別表第八のとおりとする。

（都道府県知事による確認）

第三十条の三十三の十六　法第三十条の十八の四第二項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める要件は、同条第一項第二号イからニまでに掲げる機能ごとに、別表第八第三の項各号に掲げる機能の確保に係る体制を有することとする。　（新設）

2　法第三十条の十八の四第二項に規定する確認は、同条第一項第二号イからニまでに掲げる機能ごとに、かかりつけ医機能報告により報告された別表第八第四の項各号に掲げる事項を確認することにより行うものとする。

（都道府県知事による確認結果の公表）

第三十条の三十三の十七　都道府県知事は、法第三十条の十八の四第三項の規定により、前条第二項に規定する確認を行つた結果についてインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。　（新設）

（報告事項の変更の報告）

第三十条の三十三の十八　法第三十条の十八の四第四項の規定による報告は、第三十条の三十三の十五第三項に規定する方法により、速やかに行うものとする。　（新設）

（かかりつけ医機能報告の公表）

第三十条の三十三の十九　都道府県知事は、法第三十条の十八の四第七項において準用する法第三十条の十三第四項の規定により、法第三十条の十八の四第一項及び第四項の規定により報告された事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。　（新設）

（法第三十条の十八の五第三項の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十三の二十　法第三十条の十八の五第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、在宅医療、介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者との連携その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして、都道府県が関係する市町村の参加が必要であると認めるものとする。　（新設）

第四章の三　（略）

第三十条の三十三の二十一～**第三十条の三十三の二十五**　（略）

別表第一　（第一条の二の二関係）

第一　管理、運営及びサービス等に関する事項

一・二　（略）

三　院内サービス等

イ　共通事項（1）については助産所を除く。）

（1）～（3）　（略）

（4）　車椅子、杖等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

（5）　（略）

ロ～ニ　（略）

四　（略）

第二　提供サービスや医療連携体制に関する事項

一　診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ　病院

（1）～（14）　（略）

第四章の三　（略）

第三十条の三十三の十五～**第三十条の三十三の十九**　（略）

別表第一　（第一条の二の二関係）

第一　管理、運営及びサービス等に関する事項

一・二　（略）

三　院内サービス等

イ　共通事項（1）については助産所を除く。）

（1）～（3）　（略）

（4）　車椅子等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

（5）　（略）

ロ～ニ　（略）

四　（略）

第二　提供サービスや医療連携体制に関する事項

一　診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ　病院

（1）～（14）　（略）

⑮　地域医療連携体制

（ⅰ）・（ⅱ）　（略）

（削る）

（ⅲ）　（略）

⑯　（略）

ロ　診療所

（1）～（14）　（略）

（15）　地域医療連携体制

（ⅰ）　（略）

（削る）

（ⅱ）　（略）

（16）　（略）

ハ・ニ　（略）

第三　（略）

第四　かかりつけ医機能に関する事項（かかりつけ医機能報告対象病院等に限る。）　別表第八第二の項、第四の項及び第六の項（同項第五号に掲げる事項を除く。）に掲げる事項

第五　（略）

別表第七（第三十条の三十関係）　（略）

別表第八（第三十条の三十三の十五関係）

第一　法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるもの　病院又は診療所が有する、継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、当該継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、当該継続的な医療を要する者の生活状況を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、また、当該病院又は診療所が有する専門性を超えるため適切な診療及び保健指導を行うことができない場合には、地域の医師、医療機関その他の関係者の協力を得て解決方法を提示する機能

第二　法第三十条の十八の四第一項第一号に規定する機能の有無及びその内容に関する事項

一　第一に規定する機能の有無及び次号から第六号までに掲げる事項の院内掲示による公表の有無

二　かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無

三　医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの有無

四　厚生労働大臣が定める診療領域ごとの一次診療の対応の有無

五　一次診療において対応することができる疾患等として厚生労働大臣が定めるもの

六　医療に関する患者からの相談（継続的な医療を要する者への継続的な相談を含む。）に応じることができること

七　医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数

八　情報基盤として厚生労働大臣が定めるものを活用する体制の有無

九　情報基盤として厚生労働大臣が定めるものを活用した服薬の一元的な管理の実施状況

第三　法第三十条の十八の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもの

一　法第三十条の十八の四第一項第二号イに規定する機能　通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

⑮　地域医療連携体制

（ⅰ）・（ⅱ）　（略）

（ⅲ）　身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能として厚生労働大臣が定めるもの（以下「かかりつけ医機能」という。）

（ⅳ）　（略）

⑯　（略）

ロ　診療所

（1）～（14）　（略）

（15）　地域医療連携体制

（ⅰ）　（略）

（ⅱ）　かかりつけ医機能

（ⅲ）　（略）

（16）　（略）

ハ・ニ　（略）

第三　（略）

（新設）

第四　（略）

別表第七（第三十条の三十関係）　（略）

（新設）

二　法第三十条の十八の四第一項第二号ロに規定する機能　在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床を確保し、地域における退院支援に関する取決めを行うとともに、地域連携クリティカルパスへ参加し、また、入院中の患者について、退院後の在宅医療を担当する医師等との情報の共有並びに当該医師等による退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を行う機能

三　法第三十条の十八の四第一項第二号ハに規定する機能　在宅医療を提供する機能（他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

四　法第三十条の十八の四第一項第二号ニに規定する機能　介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者と連携して医療を提供する機能

第四　法第三十条の十八の四第一項第二号に規定する機能の有無及びその内容に関する事項

一　法第三十条の十八の四第一項第二号イに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

イ　通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制の確保状況

ロ　通常の診療時間以外の時間の対応に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

二　法第三十条の十八の四第一項第二号ロに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

イ　在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床の確保状況

ロ　入院時の情報共有に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ハ　地域における退院支援に関する取決め又は地域連携クリティカルパスへの参加状況

ニ　退院時の情報共有又は共同での指導に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ホ　特定機能病院、地域医療支援病院又は紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者の数

三　法第三十条の十八の四第一項第二号ハに規定する機能に関する事項（イについては、他の病院又は診療所と相互に連携して確保する場合を含む。）

イ　在宅医療を提供する体制の確保状況

ロ　訪問診療、往診又は訪問看護に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ハ　訪問看護サービスの提供に際する指示に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

ニ　在宅における看取りに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

四　法第三十条の十八の四第一項第二号ニに規定する機能に関する事項

イ　介護サービスその他医療と密接に関連するサービスを提供する事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況

ロ　介護保険法第七条第五項に規定する介護支援専門員その他の医療と密接に関連するサービスを提供する者への情報の共有又は共同で指導を行った場合に係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況

八　介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保険施設その他の医療と密接に関連するサービスを提供する施設における医療の提供状況及びこれに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
二　地域の介護事業者及び医療機関その他の関係者とのネットワークへの参加又はその活用の状況
ホ　患者が望む人生の最終段階における医療の提供等に係る適切な意思決定支援の実施状況
五　第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる体制又は病床の確保を他の病院又は診療所と連携して行うときは、当該病院又は診療所の名称及びその連携の内容
第五　法第三十条の十八の四第一項第三号に規定する同項第二号の機能を確保するために行う相互の連携に関する事項
一　法第三十条の十八の四第一項第二号イに掲げる機能を確保するために、当該かかりつけ医機能報告対象病院等が単独で体制を確保した上で行う、地域の患者に対する通常の診療時間以外の時間における外来医療の提供に係る複数の医療機関による交代での医療の提供又は休日夜間急患センターへの参加その他の通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制を確保するための他の病院又は診療所との連携
二　法第三十条の十八の四第一項第二号ロに掲げる機能を確保するために行う、在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床を確保するための他の病院又は診療所との連携
三　法第三十条の十八の四第一項第二号ハに掲げる機能を確保するために、当該かかりつけ医機能報告対象病院等が単独で体制を確保した上で行う、在宅医療を提供する体制を確保するための他の病院又は診療所との連携
第六　法第三十条の十八の四第一項第四号に規定する機能に関する事項
一　健康診査の実施状況
二　予防接種の実施状況
三　学校医の業務、産業医の業務又は警察の活動への協力その他の地域活動の実施状況
四　大学の医学部において医学を専攻する学生若しくは臨床研修を受ける医師に対する教育又は医師の再教育その他の教育活動の実施状況
五　法第三十条の十八の四第一項第一号又は第二号の機能を担う意向の有無（当該機能を有しない場合に限る。）

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第二条　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一部負担金等の受領） **第五条**　（略） ２　（略） ３　保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の五第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。 一・二　（略）	（一部負担金等の受領） **第五条**　（略） ２　（略） ３　保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。 一・二　（略）

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　（略） ２　（略） ３　第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下この項において「新療担規則」という。）第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十八の五第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。）において、新療担規則第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があった日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。	**附　則** （経過措置） **第二条**　（略） ２　（略） ３　第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下この項において「新療担規則」という。）第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。）において、新療担規則第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があった日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十三号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（旅費の額） **第百三十二条の三**　令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。）の額に相当する額（第百三十二条の五第三項において「職員旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により計算した旅費の額とする。 ２　令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。）の額に相当する額（第百三十二条の五第四項において「機構職員旅費相当額」という。）は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。 ３　（略） （在勤官署の所在地） **第百三十二条の四**　令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定するものに限る。）の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。	（旅費の額） **第百三十二条の三**　令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。）の額に相当する額（第百三十二条の五第四項において「職員旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により計算した旅費の額とする。 ２　令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。）の額に相当する額（第百三十二条の五第五項において「機構職員旅費相当額」という。）は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。 ３　（略） （在勤官署の所在地） **第百三十二条の四**　令第四十一条の五第二項の旅費（同条第一項第一号に規定するものに限る。）の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第百三十二条の五　（削る）

法第二十三条の十六第二項第七号の検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

2　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

3　厚生労働大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、職員旅費相当額に算入しない。

4　機構が、旅費法第八条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、機構職員旅費相当額に算入しない。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（旅費の額） **第一条の八の二**　令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（次条及び第一条の八の四において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。第一条の八の四において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。 （在勤官署の所在地） **第一条の八の三**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第一条の八の四**　（削る） 2　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 3　厚生労働大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	（旅費の額） **第一条の八の二**　令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。 （在勤官署の所在地） **第一条の八の三**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第一条の八の四**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 2　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 4　厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。
（旅費の額の計算に係る細目） **第百三十二条の五**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 2　法第二十三条の十六第二項第七号の検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 4　厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、職員旅費相当額に算入しない。 5　機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、機構職員旅費相当額に算入しない。	

（労働安全衛生法に基づく製造時等検査及び型式検定の手数料の加算額の計算に関する省令の一部改正）

第三条　労働安全衛生法に基づく製造時等検査及び型式検定の手数料の加算額の計算に関する省令（昭和五十八年労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第一条**　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号。次項において「令」という。）第三条の二第一項第一号の検査旅費相当額（以下「検査旅費相当額」という。）を計算する場合において、同項の検査（以下「検査」という。）のため出張をする者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、当該検査の申請を受けた都道府県労働局の所在地とする。 ２　令第五条の二第一項の審査旅費相当額（以下「審査旅費相当額」という。）を計算する場合において、同項の審査（以下「審査」という。）のため出張をする者の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞ケ関一丁目二番二号とする。 （削る） （旅行日数） **第二条**　検査を実施する日数は次の表の上欄に掲げる特定機械等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第一項の特定機械等をいう。）の種類ごとに同表の下欄に掲げる日数として検査旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数に相当する数を計算する。 （表略） ２　（略） （渡航雑費） **第三条**　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として検査旅費相当額及び審査旅費相当額を計算する。 （調整） **第四条**　厚生労働大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しない場合は、当該部分に相当する金額は、検査旅費相当額及び審査旅費相当額に算入しない。 （出張する職員数） **第五条**　（略）	（在勤官署の所在地） **第一条**　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号。以下「令」という。）第三条の二第一項第一号の検査旅費相当額（以下「検査旅費相当額」という。）を計算する場合において、同項の検査（以下「検査」という。）のため出張をする者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、当該検査の申請を受けた都道府県労働局の所在地とする。 ２　令第五条の二第一項の審査旅費相当額（以下「審査旅費相当額」という。）を計算する場合において、同項の審査（以下「審査」という。）のため出張をする者の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞ケ関一丁目二番二号とする。 （支度料の不算入） **第二条**　旅費法第六条第一項の支度料の額に相当する金額は、検査旅費相当額及び審査旅費相当額に算入しない。 （旅行日数） **第三条**　検査を実施する日数は次の表の上欄に掲げる特定機械等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第一項の特定機械等をいう。以下同じ。）の種類ごとに同表の下欄に掲げる日数として検査旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数に相当する数を計算する。 （表略） ２　（略） （旅行雑費） **第四条**　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として検査旅費相当額及び審査旅費相当額を計算する。 （調整） **第五条**　厚生労働大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しない場合は、当該部分に相当する金額は、検査旅費相当額及び審査旅費相当額に算入しない。 （出張する職員数） **第六条**　（略）

附　則

この省令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第三十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第二条第五項並びに第五条第四項第二号及び第八項並びに同令第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号イの規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令
国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法） **第六条の二**　算定政令第二条第五項に規定する前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額は、各都道府県につき、次に掲げる額の合算額に百分の五十九を乗じて得た額とする。 一　イに掲げる額にロに掲げる割合を乗じて得た額 イ　（略） ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た割合 (1)　当該年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間における当該都道府県の前期高齢被保険者（算定政令第二条第五項に規定する前期高齢被保険者をいう。(2)において同じ。）に係る算定政令第二条第四項に規定する額に五十九分の百を乗じて得た額（次号ロ(1)において「前期高齢被保険者高額医療費負担対象合算額」という。） (2)　（略） 二　イに掲げる額にロに掲げる割合を乗じて得た額 イ　（略） ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た割合 (1)　当該年度の四月一日から十二月三十一日までの間における当該都道府県の前期高齢被保険者高額医療費負担対象合算額 (2)　（略） 2　（算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法） **第七条の五**　算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条及び第十三条第二項において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十一までにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。 一・二　（略） （組合普通調整補助金） **第十二条**　算定政令第五条第八項の規定により各組合（同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　次条第一項第一号の規定により算定した当該組合の調整対象需要額（以下「療養給付費等調整対象需要額」という。）から第十四条第一号の規定により算定した当該組合の調整対象収入額（以下「療養給付費等調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、療養給付費等調整対象収入額が療養給付費等調整対象需要額を超える場合は、零とする。） 二　次条第一項第二号の規定により算定した当該組合の調整対象需要額（以下「後期高齢者支援金等調整対象需要額」という。）から第十四条第二号の規定により算定した当該組合の調整対象収入額（以下「後期高齢者支援金等調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、後期高齢者支援金等調整対象収入額が後期高齢者支援金等調整対象需要額を超える場合は、零とする。）	（算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法） **第六条の二**　算定政令第二条第五項に規定する前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額は、各都道府県につき、次に掲げる額の合算額に百分の五十九を乗じて得た額とする。 一　イに掲げる額にロに掲げる割合を乗じて得た額 イ　（略） ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た割合 (1)　当該年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間における当該都道府県の前期高齢被保険者（算定政令第二条第五項に規定する前期高齢被保険者をいう。(2)において同じ。）に係る算定政令第二条第四項に規定する額に五十九分の百を乗じて得た額（次号ロ(1)において「前期高齢被保険者八十万円超合算額」という。） (2)　（略） 二　イに掲げる額にロに掲げる割合を乗じて得た額 イ　（略） ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た割合 (1)　当該年度の四月一日から十二月三十一日までの間における当該都道府県の前期高齢被保険者八十万円超合算額 (2)　（略） 2　（算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法） **第七条の五**　算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十一までにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。 一・二　（略） （組合普通調整補助金） **第十二条**　算定政令第五条第八項の規定により各組合（同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、当該組合の次条の規定により算定した組合調整対象需要額（以下「組合調整対象需要額」という。）から当該組合の第十四条の規定により算定した組合調整対象収入額（以下「組合調整対象収入額」という。）を控除した額とする。 （新設） （新設）

三　次条第一項第三号の規定により算定した当該組合の調整対象需要額（以下「介護納付金調整対象需要額」という。）から第十四条第三号の規定により算定した当該組合の調整対象収入額（以下「介護納付金調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、介護納付金調整対象収入額が介護納付金調整対象需要額を超える場合は、零とする。）

2　（略）

（組合調整対象需要額）

第十三条　組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　療養給付費等調整対象需要額　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額

イ　当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保険外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額とする。以下この条において同じ。）の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額

ロ　当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合（高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ⑴及び⑵に掲げる額の合計額に対する同号イ⑴に掲げる額の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に限る。）及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）の合算額

ハ　イに係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額

ニ　次項第一号の規定により算定した療養給付費等補助見込額

二　後期高齢者支援金等調整対象需要額　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金（当該前期高齢者納付金の額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を控除した額）

ロ　次項第二号の規定により算定した療養給付費等補助見込額

（新設）

2　（略）

（組合調整対象需要額）

第十三条　組合調整対象需要額は、次に掲げる額の合算額（当該額に係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額を控除した額）から療養給付費等補助見込額を控除した額とする。

一　当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保険外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額とする。以下この条において同じ。）の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額

二　当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

三　介護納付金調整対象需要額　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において介護納付金の納付に要する費用の額

ロ　次項第三号の規定により算定した療養給付費等補助見込額

2　次の各号に掲げる前項第一号ニ、第二号ロ及び第三号ロに掲げる療養給付費等補助見込額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

一　前項第一号ニの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（以下この項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）及びハに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、ハに掲げる額からニに掲げる額を控除した額）の合算額にホに掲げる割合を乗じて得た額、ヘに掲げる額にトに掲げる割合を乗じて得た額、チに掲げる額にリに掲げる割合を乗じて得た額、ヌに掲げる額に千分の百三十を乗じて得た額並びにルに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ルに掲げる額からヲに掲げる額を控除した額）にワに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ　前項第一号イに掲げる額から特定給付見込額を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額の三分の一に相当する額

ハ　前項第一号ロに掲げる額から特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）及び組合特定被保険者に係る流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を控除した額

ニ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合から算定政令付録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）（当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に給付費割合から算定政令付録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額を控除した額）

ホ　（略）

ヘ　特定給付見込額のうち組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。ル及びヲ並びに次号ニ及びホにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額の三分の一に相当する額

ト　算定政令第五条第四項第二号イ又はロに掲げる割合

チ　特定給付見込額のうちヘに掲げる額を控除した額

リ　算定政令第五条第四項第三号に掲げる割合

ヌ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第二号に規定する額

ル　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額に給付費割合から算定政令第五条第五項第二号イ又はロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ヲ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に給付費割合から算定政令第五条第五項第二号イ又はロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ワ　算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合　（新設）

2　前項の療養給付費等補助見込額は次に掲げる額の合算額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　前項第一号に掲げる額から特定給付見込額を控除した額

ロ　前項第二号に掲げる額から特定納付費用見込額を控除した額　（新設）

ハ　（略）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）

二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の見込額の合算額

ハ　前号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額及び算定政令第五条第五項第三号ロに規定する額の見込額の合算額

ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額

ヘ　前号ワに掲げる割合

三　前項第三号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額にホに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ　前項第三号イに掲げる額から特定納付費用見込額（介護納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の見込額

ハ　第一号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号ハに規定する額の見込額

ホ　第一号ワに掲げる割合

3　前項第一号イ、ヘ及びチの特定給付見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保険外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割

二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額

イ　特定給付見込額

ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第二号に規定する額

ハ　算定政令第五条第四項第二号に規定する額

（新設）

（新設）

三　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額

ロ　算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額

ハ　算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

（新設）

（新設）

3　前項第一号イ及び第二号イの特定給付見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保険外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割

し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額とする。

4～10　（略）

（組合調整対象収入額）

第十四条　組合調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　療養給付費等調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.4190 + 1{,}407.00\text{円}$$

ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.005805$$

二　後期高齢者支援金等調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万三千六百九十九円六十七銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一四二三に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　介護納付金調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万八千四百五十一円五十五銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一三〇七三に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額とする。

4～10　（略）

（組合調整対象収入額）

第十四条　組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.4323 + 1{,}858.00\text{円}$$

ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）}}{\text{当該組合の平均被保険者見込数}} \times 0.006102$$

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万三千五百七十一円九十九銭に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一三九二一に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　二万八千六百五十一円八十三銭に当該組合の当該年度の各月末における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数の合計数を十二で除して得た数の見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一二四五六に当該組合の当該年度の五月一日における介護保険法第九条第二号に規定する被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

附　則

（令和六年度における別表第二に定める率の特例）

第二条　令和六年度においては、特例措置対象被保険者（法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものをいう。次条において同じ。）に対する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

（令和六年度における別表第三に定める率の特例）

第二条の二　令和六年度においては、特例措置対象被保険者に対する別表第三の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9480」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「1.0000」及び「0.9295」とする。

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　令和八年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の十一まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十三条第一項第二号イ	（略）	（略）
第十三条第二項第一号ロ	高齢者医療確保法第三十四条第一項各号	高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項各号
第十三条第二項第一号ニ	給付費割合から算定政令付録第一の式により算定した割合を控除した割合（当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に給付費割合から算定政令付録第一の式により算定した割合を控除した割合	給付費割合に算定政令付録第二の式により算定した割合を加えた割合から一を控除した割合を乗じて得た額に限る。）（当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に給付費割合に算定政令付録第二の式により算定した割合を加えた割合から一を控除した割合
第十三条第二項第一号ヘ	高齢者医療確保法第三十四条第一項各号	高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項各号

附　則

（令和五年度における別表第二に定める率の特例）

第二条　令和五年度においては、特例措置対象被保険者（法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものをいう。次条において同じ。）に対する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

（令和五年度における別表第三に定める率の特例）

第二条の二　令和五年度においては、特例措置対象被保険者に対する別表第三の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9480」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「1.0000」及び「0.9295」とする。

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　令和八年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の十一まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十三条第一項第二号	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

第十三条第二項第一号ト	算定政令第五条第四項第二号イ又はロ	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号イ又はロ
第十三条第二項第一号リ	算定政令第五条第四項第三号	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第三号
第十三条第二項第一号ヌ	算定政令第五条第五項第二号	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号
第十三条第二項第一号ル	給付費割合から算定政令第五条第五項第二号イ又はロに掲げる割合	給付費割合に算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イ(1)又は(2)に掲げる割合を加えた割合から一
第十三条第二項第一号ヲ	給付費割合から算定政令第五条第五項第二号イ又はロに掲げる割合	給付費割合に算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イ(1)又は(2)に掲げる割合を加えた割合から一
第十三条第二項第一号ワ	算定政令第五条第五項第三号ホ	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホ
第十三条第二項第二号及び第三号	二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額　イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初	二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額、ニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額及びトに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、トに掲げる額からチに掲げる額を控除した額）にリに掲げる割合を乗じて得た額の合算額　イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
第十三条第二項	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）		

要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の見込額の合算額

ハ　前号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額の合算額

ホ　前号ワに掲げる割合

ヘ　特定納付費用見込額から前号ヌ及び同号ルに掲げる額、二に掲げる額並びに次号ニに掲げる額の合算額を控除した額

チ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額から前号ヲ及びホに掲げる額の合算額を控除した額

期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、これに一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額に限る。）及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の見込額の合算額

ハ　前号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額及び算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ロに規定する額の見込額の合算額

ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額

ヘ　前号ワに掲げる割合

ト　特定納付費用見込額から前号ヌ及び同号ルに掲げる額、二に掲げる額並びに次号ニに掲げる額の合算額を控除した額

チ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額から前号ヲ及びホに掲げる額の合算額を控除した額

除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額

ロ　算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額

ハ　算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

み替えられた算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額

ロ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額

ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

四　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合算額を控除した額

ロ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額

ハ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額及び算定政令第五条第五項第三号ロに規定する額の見込額の合算額	
ホ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金見込額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額	
ヘ　前号ワに掲げる割合	
三　前項第三号ロの療養給付費等補助見込額イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額にホに掲げる割合を乗じて得た額の合算額	
イ　前項第三号イに掲げる額から特定納付費用見込額（介護納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額	
ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の見込額	
ハ　第一号ホに掲げる割合	
リ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	
三　前項第三号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額にホに掲げる割合を乗じて得た額の合算額	
イ　前項第三号イに掲げる額から特定納付費用見込額（介護納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額	
ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の見込額	
ハ　第一号ホに掲げる割合	
ニ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハに規定する額の見込額	
ホ　第一号ワに掲げる割合	

二　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号ハに規定する額の見込額 ホ　第一号ワに掲げる割合	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第八条　令和六年度及び令和七年度の各年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四、第七条の五、第七条の六及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。）	附則第十三条	（略）
	同条第四項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	次条及び第十三条第二項において同じ。）	同条第四項第一号イ
		以下同じ。）並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ニ	に係る前期高齢者納付金	に係る前期高齢者納付金
		並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員に係る前期高齢者納付金
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ヘ		指定組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金
		並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員に係る前期高齢者交付金
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ト	附則第十三条	指定組合特定被保険者並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
		附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第八条　令和六年度及び令和七年度の各年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の四、第七条の五、第七条の六及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五（見出しを含む。）	附則第十三条	（略）
	同条第四項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
	次条において同じ。）	同条第四項第一号イ
		以下同じ。）並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号リ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ヌ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ル	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ヲ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第一号ワ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ロ	に係る前期高齢者納付金	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員に係る前期高齢者納付金
	及び	並びに
	に係る後期高齢者支援金	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員に係る後期高齢者支援金
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ニ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第三号ロ	に係る介護納付金	並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員に係る介護納付金
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ニ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
（略）	（略）	（略）

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ハ	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

被保険者数		基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
			地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 －	500	1,118,127	257,655	224,764	210,692	145,062	139,763	15,881	11,646	37,769	34,055	30,907	19,796
501 －	700	1,299,534	299,458	261,230	244,875	168,597	162,439	18,458	13,536	43,894	39,579	35,920	23,008
701 －	900	1,424,621	328,283	286,374	268,446	184,825	178,075	20,236	14,839	48,121	43,390	39,377	25,224
901 －	1,100	1,550,657	357,325	311,709	292,193	201,177	193,829	22,025	16,151	52,380	47,228	42,861	27,457
1,101 －	1,300	1,746,001	402,339	350,977	329,003	226,521	218,247	24,800	18,186	58,981	53,183	48,264	30,915
1,301 －	1,500	1,915,859	441,480	385,121	361,010	248,558	239,478	27,212	19,956	64,717	58,354	52,957	33,922
1,501 －	1,700	2,069,340	476,848	415,973	389,931	268,470	258,663	29,393	21,554	69,903	63,029	57,203	36,642
1,701 －	1,900	2,214,392	510,275	445,133	417,264	287,289	276,794	31,453	23,065	74,807	67,446	61,212	39,211
1,901 －	2,100	2,375,229	547,336	477,464	447,571	308,155	296,899	33,738	24,742	80,241	72,350	65,658	42,060
2,101 －	2,300	2,539,165	585,113	510,417	478,462	329,424	317,391	36,066	26,448	85,778	77,344	70,189	44,961
2,301 －	2,500	2,722,638	627,392	547,297	513,033	353,227	340,325	38,671	28,358	91,977	82,932	75,264	48,213
2,501 －	2,700	2,897,180	667,612	582,384	545,923	375,871	362,142	41,152	30,178	97,875	88,248	80,089	51,303
2,701 －	2,900	3,072,734	708,065	617,673	579,003	398,648	384,085	43,644	32,005	103,806	93,597	84,940	54,413
2,901 －	3,100	3,237,909	746,128	650,878	610,128	420,078	404,732	45,990	33,727	109,386	98,627	89,509	57,338
3,101 －	3,300	3,408,588	785,458	685,186	642,289	442,220	426,066	48,415	35,504	115,150	103,828	94,226	60,360
3,301 －	3,500	3,584,519	825,999	720,552	675,439	465,046	448,059	50,914	37,337	121,097	109,187	99,090	63,474
3,501 －	4,000	3,999,782	921,691	804,026	753,689	518,921	499,966	56,812	41,663	135,127	121,838	110,571	70,829
4,001 －	4,500	4,442,699	1,023,753	893,061	837,150	576,383	555,330	63,103	46,276	150,091	135,330	122,816	78,674
4,501 －	5,000	4,856,484	1,119,105	976,239	915,120	630,066	607,051	68,981	50,586	164,070	147,933	134,254	86,002
5,001 －	5,500	5,260,166	1,212,126	1,057,386	991,186	682,438	657,511	74,714	54,791	177,709	160,233	145,415	93,150
5,501 －	6,000	5,653,328	1,302,726	1,136,419	1,065,272	733,446	706,655	80,299	58,885	190,993	172,209	156,284	100,113
6,001 －	6,500	5,993,423	1,381,094	1,204,783	1,129,355	777,570	749,166	85,129	62,429	202,484	182,569	165,688	106,136
6,501 －	7,000	6,334,173	1,459,616	1,273,281	1,193,564	821,777	791,759	89,970	65,977	213,995	192,948	175,108	112,171
7,001 －	7,500	6,633,082	1,528,495	1,333,366	1,249,889	860,557	829,123	94,216	69,091	224,095	202,054	183,370	117,464
7,501 －	8,000	6,891,253	1,587,987	1,385,263	1,298,536	894,051	861,394	97,882	71,780	232,815	209,919	190,507	122,037
8,001 －	8,500	7,222,557	1,664,331	1,451,862	1,360,965	937,033	902,806	102,588	75,230	244,011	220,014	199,667	127,905
8,501 －	9,000	7,512,648	1,731,177	1,510,174	1,415,628	974,670	939,066	106,708	78,253	253,809	228,851	207,686	133,041
9,001 －	9,500	7,779,017	1,792,558	1,563,720	1,465,821	1,009,227	972,361	110,491	81,026	262,811	236,962	215,050	137,759
9,501 －	10,000	8,037,397	1,852,098	1,615,659	1,514,507	1,042,749	1,004,660	114,162	83,719	271,539	244,834	222,194	142,336
10,001 －	10,500	8,285,370	1,909,240	1,665,505	1,561,233	1,074,920	1,035,655	117,683	86,302	279,918	252,387	229,050	146,726

別表第一（第二条関係）

被保険者数		基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
			地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10,501 －	11,000	8,510,879	1,961,204	1,710,837	1,603,727	1,104,176	1,063,843	120,886	88,650	287,535	259,259	235,286	150,721
11,001 －	11,500	8,774,259	2,021,897	1,763,782	1,653,357	1,138,347	1,096,765	124,628	91,393	296,435	267,280	242,564	155,384
11,501 －	12,000	9,026,416	2,080,004	1,814,469	1,700,871	1,171,060	1,128,284	128,209	94,020	304,955	274,962	249,539	159,851
12,001 －	12,500	9,259,486	2,133,710	1,861,320	1,744,788	1,201,298	1,157,417	131,520	96,448	312,829	282,063	255,981	163,978
12,501 －	13,000	9,525,529	2,195,016	1,914,799	1,794,920	1,235,815	1,190,672	135,299	99,220	321,815	290,167	263,334	168,691
13,001 －	13,500	9,777,665	2,253,117	1,965,484	1,842,431	1,268,526	1,222,189	138,880	101,845	330,334	297,847	270,307	173,156
13,501 －	14,000	10,046,447	2,315,053	2,019,513	1,893,078	1,303,397	1,255,786	142,697	104,645	339,419	306,036	277,738	177,916
14,001 －	14,500	10,334,644	2,381,464	2,077,445	1,947,383	1,340,788	1,291,809	146,791	107,647	349,152	314,815	285,705	183,020
14,501 －	15,000	10,612,874	2,445,578	2,133,375	1,999,811	1,376,883	1,326,588	150,743	110,544	358,551	323,292	293,397	187,947
15,001 －	15,500	10,891,107	2,509,693	2,189,305	2,052,239	1,412,981	1,361,367	154,694	113,442	367,953	331,763	301,086	192,875
15,501 －	16,000	11,176,638	2,575,489	2,246,701	2,106,042	1,450,025	1,397,058	158,750	116,417	377,601	340,463	308,983	197,932
16,001 －	16,500	11,470,543	2,643,216	2,305,781	2,161,423	1,488,155	1,433,796	162,925	119,478	387,531	349,417	317,106	203,135
16,501 －	17,000	11,761,443	2,710,249	2,364,257	2,216,239	1,525,897	1,470,158	167,057	122,508	397,357	358,280	325,150	208,288
17,001 －	17,500	12,062,965	2,779,730	2,424,868	2,273,055	1,565,014	1,507,847	171,340	125,648	407,547	367,463	333,486	213,627
17,501 －	18,000	12,356,833	2,847,448	2,483,941	2,328,430	1,603,140	1,544,581	175,514	128,710	417,475	376,417	341,609	218,832
18,001 －	18,500	12,655,341	2,916,234	2,543,947	2,384,678	1,641,867	1,581,892	179,754	131,820	427,559	385,510	349,859	224,118
18,501 －	19,000	12,951,556	2,984,492	2,603,491	2,440,495	1,680,298	1,618,920	183,961	134,905	437,567	394,533	358,052	229,365
19,001 －	19,500	13,239,577	3,050,863	2,661,388	2,494,768	1,717,664	1,654,922	188,052	137,904	447,296	403,306	366,017	234,463
19,501 －	20,000	13,525,968	3,116,858	2,718,958	2,548,733	1,754,821	1,690,720	192,120	140,888	456,974	412,032	373,931	239,537
20,001 －	20,500	13,815,387	3,183,550	2,777,137	2,603,270	1,792,368	1,726,896	196,231	143,903	466,754	420,849	381,932	244,662
20,501 －	21,000	14,110,009	3,251,441	2,836,360	2,658,785	1,830,592	1,763,723	200,414	146,971	476,705	429,824	390,078	249,878
21,001 －	21,500	14,404,548	3,319,313	2,895,567	2,714,286	1,868,805	1,800,541	204,599	150,038	486,657	438,795	398,220	255,097
21,501 －	22,000	14,695,056	3,386,256	2,953,966	2,769,027	1,906,495	1,836,853	208,726	153,065	496,473	447,644	406,252	260,240
22,001 －	22,500	14,986,047	3,453,310	3,012,459	2,823,859	1,944,246	1,873,227	212,858	156,096	506,303	456,509	414,298	265,396
22,501 －	23,000	15,268,357	3,518,365	3,069,209	2,877,055	1,980,872	1,908,516	216,869	159,037	515,841	465,110	422,103	270,394
23,001 －	23,500	15,559,955	3,585,559	3,127,825	2,932,002	2,018,703	1,944,964	221,010	162,074	525,689	473,992	430,163	275,558
23,501 －	24,000	15,837,555	3,649,529	3,183,627	2,984,311	2,054,719	1,979,664	224,953	164,965	535,069	482,449	437,838	280,475
24,001 －	24,500	16,122,341	3,715,153	3,240,875	3,037,974	2,091,665	2,015,261	228,998	167,933	544,693	491,126	445,712	285,517
24,501 －	25,000	16,432,360	3,786,593	3,303,194	3,096,392	2,131,887	2,054,013	233,401	171,161	555,166	500,570	454,281	291,008
25,001 －	25,500	16,738,734	3,857,191	3,364,780	3,154,122	2,171,635	2,092,309	237,754	174,352	565,520	509,899	462,753	296,435

別表第一（第二条関係）

被保険者数		基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
			地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
25,501	26,000	17,058,178	3,930,803	3,428,994	3,214,317	2,213,079	2,132,239	242,291	177,680	576,313	519,634	471,583	302,091
26,001	26,500	17,378,414	4,004,595	3,493,367	3,274,659	2,254,625	2,172,267	246,839	181,015	587,129	529,388	480,434	307,763
26,501	27,000	17,698,102	4,078,263	3,557,631	3,334,899	2,296,100	2,212,228	251,380	184,345	597,932	539,126	489,274	313,424
27,001	27,500	18,016,085	4,151,538	3,621,551	3,394,818	2,337,354	2,251,975	255,896	187,657	608,675	548,813	498,065	319,057
27,501	28,000	18,343,800	4,227,055	3,687,427	3,456,569	2,379,872	2,292,940	260,551	191,071	619,746	558,796	507,126	324,859
28,001	28,500	18,670,703	4,302,384	3,753,141	3,518,169	2,422,283	2,333,802	265,194	194,477	630,790	568,753	516,167	330,647
28,501	29,000	18,997,370	4,377,660	3,818,807	3,579,724	2,464,664	2,374,635	269,834	197,878	641,827	578,707	525,193	336,435
29,001	29,500	19,323,493	4,452,811	3,884,363	3,641,175	2,506,974	2,415,400	274,468	201,276	652,846	588,640	534,210	342,210
29,501	30,000	19,652,846	4,528,705	3,950,568	3,703,236	2,549,704	2,456,567	279,145	204,706	663,973	598,674	543,313	348,041
30,001	30,500	19,976,276	4,603,234	4,015,584	3,764,181	2,591,665	2,496,996	283,739	208,075	674,898	608,526	552,258	353,769
30,501	31,000	20,301,355	4,678,145	4,080,931	3,825,436	2,633,839	2,537,630	288,355	211,460	685,879	618,429	561,244	359,526
31,001	31,500	20,628,833	4,753,608	4,146,759	3,887,144	2,676,325	2,578,564	293,008	214,872	696,946	628,403	570,297	365,327
31,501	32,000	20,954,444	4,828,639	4,212,213	3,948,500	2,718,569	2,619,264	297,632	218,263	707,951	638,321	579,300	371,094
32,001	32,500	21,280,178	4,903,700	4,277,691	4,009,878	2,760,829	2,659,981	302,258	221,656	718,950	648,246	588,305	376,863
32,501	33,000	21,608,701	4,979,403	4,343,730	4,071,783	2,803,450	2,701,046	306,925	225,078	730,052	658,254	597,385	382,679
33,001	33,500	21,941,130	5,056,005	4,410,554	4,134,423	2,846,579	2,742,599	311,646	228,541	741,282	668,380	606,574	388,567
33,501	34,000	22,273,561	5,132,610	4,477,378	4,197,064	2,889,707	2,784,152	316,368	232,003	752,512	678,507	615,769	394,453
34,001	34,500	22,605,991	5,209,212	4,544,204	4,259,705	2,932,836	2,825,705	321,090	235,466	763,744	688,634	624,959	400,342
34,501	35,000	22,938,422	5,285,817	4,611,028	4,322,347	2,975,965	2,867,259	325,812	238,930	774,975	698,759	634,149	406,231
35,001	35,500	23,270,855	5,362,421	4,677,853	4,384,987	3,019,093	2,908,812	330,534	242,392	786,208	708,888	643,339	412,115
35,501	36,000	23,603,285	5,439,025	4,744,677	4,447,628	3,062,222	2,950,365	335,256	245,854	797,439	719,014	652,531	418,004
36,001	36,500	23,935,718	5,515,629	4,811,501	4,510,268	3,105,351	2,991,919	339,978	249,317	808,670	729,144	661,719	423,892
36,501	37,000	24,268,150	5,592,233	4,878,326	4,572,910	3,148,480	3,033,472	344,699	252,780	819,904	739,269	670,909	429,780
37,001	37,500	24,600,578	5,668,837	4,945,151	4,635,550	3,191,608	3,075,025	349,421	256,242	831,136	749,391	680,098	435,668
37,501	38,000	24,933,013	5,745,441	5,011,976	4,698,192	3,234,738	3,116,578	354,143	259,705	842,364	759,521	689,290	441,553
38,001	38,500	25,265,445	5,822,045	5,078,801	4,760,833	3,277,866	3,158,131	358,865	263,167	853,596	769,646	698,480	447,441
38,501	39,000	25,597,878	5,898,648	5,145,625	4,823,474	3,320,994	3,199,685	363,587	266,630	864,829	779,774	707,671	453,327
39,001	39,500	25,930,307	5,975,252	5,212,449	4,886,114	3,364,124	3,241,238	368,309	270,094	876,058	789,901	716,860	459,215
39,501	40,000	26,262,742	6,051,857	5,279,274	4,948,756	3,407,253	3,282,792	373,030	273,556	887,292	800,028	726,050	465,102
40,001	40,500	26,595,167	6,128,460	5,346,099	5,011,396	3,450,381	3,324,344	377,752	277,018	898,521	810,153	735,241	470,991

別表第一（第二条関係）

被保険者数	基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
		地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人　人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
40,501 － 41,000	26,927,600	6,205,064	5,412,924	5,074,038	3,493,510	3,365,898	382,474	280,481	909,754	820,280	744,432	476,876
41,001 － 41,500	27,260,030	6,281,667	5,479,747	5,136,677	3,536,638	3,407,451	387,196	283,944	920,986	830,410	753,622	482,763
41,501 － 42,000	27,592,461	6,358,271	5,546,572	5,199,319	3,579,767	3,449,004	391,918	287,406	932,217	840,535	762,811	488,651
42,001 － 42,500	27,924,897	6,434,875	5,613,396	5,261,959	3,622,896	3,490,558	396,640	290,868	943,450	850,659	772,004	494,540
42,501 － 43,000	28,257,330	6,511,479	5,680,221	5,324,601	3,666,025	3,532,111	401,360	294,331	954,680	860,789	781,195	500,424
43,001 － 43,500	28,589,760	6,588,083	5,747,047	5,387,242	3,709,153	3,573,665	406,082	297,794	965,912	870,916	790,386	506,311
43,501 － 44,000	28,922,189	6,664,687	5,813,871	5,449,883	3,752,282	3,615,218	410,804	301,256	977,141	881,043	799,576	512,200
44,001 － 44,500	29,254,619	6,741,290	5,880,695	5,512,523	3,795,410	3,656,771	415,526	304,718	988,372	891,169	808,765	518,088
44,501 － 45,000	29,587,052	6,817,894	5,947,519	5,575,164	3,838,539	3,698,325	420,248	308,182	999,604	901,295	817,954	523,973
45,001 － 70,000	30,291,683	6,980,266	6,089,162	5,707,939	3,929,956	3,786,401	430,256	315,521	1,022,378	921,832	836,592	535,914
	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに
	344,962	79,491	69,344	65,002	44,754	43,120	4,900	3,593	11,646	10,501	9,529	6,102
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
70,001 － 200,000	47,539,681	10,954,811	9,556,315	8,958,025	6,167,661	5,942,368	675,242	495,178	1,606,140	1,448,183	1,314,273	841,912
	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに
	345,729	79,667	69,498	65,146	44,853	43,214	4,910	3,601	10,144	9,147	8,302	5,315
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
200,001 － 350,000	139,634,674	32,176,726	28,069,033	26,311,721	18,115,801	17,454,062	1,983,340	1,454,449	4,716,686	4,252,799	3,859,172	2,472,080
	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに	円に500人を超えるごとに
	325,669	75,047	65,466	61,368	42,251	40,708	4,626	3,392	10,990	9,909	8,992	5,755
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
350,001　人以上	89,459,053	20,611,106	17,979,883	16,854,220	11,604,247	11,180,364	1,270,447	931,661	4,332,655	4,130,872	4,002,108	3,064,850

備　考

1. 被保険者数の欄は、当該年度における平均被保険者数の区分をいうこと。
2. 当該年度における平均被保険者数は、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における被保険者数の合計数を前年度の1月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。
3. 地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。
4. 寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

別表第一の二（第二条関係）

介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「第2号被保険者」という。）数	基本額	地域差加算額							寒冷地加算額			
		地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	地域手当7級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人　人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 － 500	42,876	10,198	8,523	7,989	5,450	5,204	614	368	1,472	1,326	1,204	772
501 － 1,000	75,036	17,848	14,916	13,982	9,537	9,107	1,076	644	2,576	2,322	2,108	1,350
1,001 － 1,500	109,635	26,077	21,794	20,429	13,936	13,306	1,572	943	3,764	3,394	3,081	1,973
1,501 － 2,000	149,348	35,524	29,688	27,830	18,983	18,126	2,141	1,285	5,127	4,624	4,196	2,689
2,001 － 3,000	192,188	45,714	38,203	35,812	24,428	23,325	2,755	1,652	6,599	5,950	5,400	3,459
3,001 － 4,000	238,717	56,782	47,453	44,482	30,342	28,972	3,422	2,053	8,197	7,390	6,707	4,297
4,001 － 6,000	306,074	72,801	60,843	57,034	38,904	37,147	4,387	2,632	10,511	9,476	8,600	5,509
6,001 － 9,000	430,079	102,297	85,492	80,140	54,665	52,197	6,164	3,698	14,768	13,316	12,084	7,741
9,001 － 12,000	590,934	140,558	117,467	110,113	75,111	71,719	8,471	5,082	20,293	18,297	16,605	10,637
12,001 － 15,000	760,324	180,850	151,139	141,678	96,640	92,277	10,898	6,539	26,109	23,541	21,364	13,686
15,001 － 25,000	860,624 円に200人を超えるごとに 9,800 円を加算した額	204,706 円に200人を超えるごとに 2,331 円を加算した額	171,077 円に200人を超えるごとに 1,947 円を加算した額	160,367 円に200人を超えるごとに 1,826 円を加算した額	109,390 円に200人を超えるごとに 1,246 円を加算した額	104,451 円に200人を超えるごとに 1,190 円を加算した額	12,336 円に200人を超えるごとに 140 円を加算した額	7,402 円に200人を超えるごとに 84 円を加算した額	29,524 円に200人を超えるごとに 336 円を加算した額	26,620 円に200人を超えるごとに 303 円を加算した額	24,159 円に200人を超えるごとに 275 円を加算した額	15,476 円に200人を超えるごとに 175 円を加算した額
25,001 － 70,000	1,350,662 円に200人を超えるごとに 9,821 円を加算した額	321,266 円に200人を超えるごとに 2,335 円を加算した額	268,489 円に200人を超えるごとに 1,953 円を加算した額	251,680 円に200人を超えるごとに 1,830 円を加算した額	171,675 円に200人を超えるごとに 1,248 円を加算した額	163,925 円に200人を超えるごとに 1,192 円を加算した額	19,361 円に200人を超えるごとに 140 円を加算した額	11,616 円に200人を超えるごとに 84 円を加算した額	46,381 円に200人を超えるごとに 337 円を加算した額	41,821 円に200人を超えるごとに 303 円を加算した額	37,953 円に200人を超えるごとに 275 円を加算した額	24,313 円に200人を超えるごとに 176 円を加算した額
70,001 － 150,000	3,967,197 円に200人を超えるごとに 9,253 円を加算した額	943,628 円に200人を超えるごとに 2,201 円を加算した額	788,613 円に200人を超えるごとに 1,839 円を加算した額	739,241 円に200人を超えるごとに 1,724 円を加算した額	504,248 円に200人を超えるごとに 1,176 円を加算した額	481,483 円に200人を超えるごとに 1,123 円を加算した額	56,866 円に200人を超えるごとに 133 円を加算した額	34,120 円に200人を超えるごとに 80 円を加算した額	136,206 円に200人を超えるごとに 317 円を加算した額	122,810 円に200人を超えるごとに 286 円を加算した額	111,444 円に200人を超えるごとに 259 円を加算した額	71,388 円に200人を超えるごとに 167 円を加算した額
150,001　人以上	2,412,223	573,766	479,511	449,490	306,604	292,763	34,577	20,746	82,801	74,662	67,751	43,397

備　考

1. 第2号被保険者数の欄は、当該年度における平均第2号被保険者数の区分をいうこと。
2. 当該年度における平均第2号被保険者数は、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における第2号被保険者数の合計数を前年度の1月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。
3. 地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第3項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。
4. 寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和六年度の予算に係る補助金等から適用する。

○厚生労働省令第三十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（普通調整交付金の額の算定） **第三条**　普通調整交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　次条第一項第一号の規定により算定した当該都道府県の調整対象需要額（以下「療養給付費等調整対象需要額」という。）から第五条第一項第一号の規定により算定した当該都道府県の調整対象収入額（以下「療養給付費等調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、療養給付費等調整対象収入額が療養給付費等調整対象需要額を超える場合は、零とする。） 二　次条第一項第二号の規定により算定した当該都道府県の調整対象需要額（以下「後期高齢者支援金等調整対象需要額」という。）から第五条第一項第二号の規定により算定した当該都道府県の調整対象収入額（以下「後期高齢者支援金等調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、後期高齢者支援金等調整対象収入額が後期高齢者支援金等調整対象需要額を超える場合は、零とする。） 三　次条第一項第三号の規定により算定した当該都道府県の調整対象需要額（以下「介護納付金調整対象需要額」という。）から第五条第一項第三号の規定により算定した当該都道府県の調整対象収入額（以下「介護納付金調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、介護納付金調整対象収入額が介護納付金調整対象需要額を超える場合は、零とする。） （調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　療養給付費等調整対象需要額　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額）からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額 イ・ロ　（略） ハ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額 (1)・(2)　（略） ニ　（削る）	（普通調整交付金の額の算定） **第三条**　普通調整交付金の額は、当該都道府県の調整対象需要額から当該都道府県の調整対象収入額を控除した額とする。 （新設） （新設） （新設） （調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額）からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額 イ・ロ　（略） ハ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る(2)及び(3)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額 (1)・(2)　（略） (3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額に係る部分に限る。ニ(3)及び第七条第一項第一号ニ(3)において同じ。）に相当する額の総額

ニ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第一号ニ(3)において同じ。）に相当する額の総額

(4)・(5)　（略）

ニ　後期高齢者支援金等調整対象需要額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1)・(2)　（略）

（削る）

ハ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第二号ハ(3)において同じ。）に相当する額の総額

三　介護納付金調整対象需要額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ～ハ　（略）

2～7　（略）

8　第六条第一号ホからヌまで又はヲに掲げる場合に該当することにより特別調整交付金が交付される都道府県の療養給付費等調整対象需要額は、前各項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額から当該同号ホからヌまで又はヲに掲げる額（同号ヲに掲げる額については、第一項第一号イに掲げる費用の額を基礎として算定した額に限る。）を控除した額とする。

（調整対象収入額の算定方法）

第五条　調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　療養給付費等調整対象収入額　次に掲げる額の合算額

イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、五万千七百二十円六十八銭を超える場合は五万千七百二十円六十八銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}} \times 0.37023749$$

ニ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額の総額

(4)・(5)　（略）

ニ　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)及び(3)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る部分に限る。ハ(3)及び第七条第一項第二号ハ(3)において同じ。）に相当する額の総額

ハ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額の総額

三　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ～ハ　（略）

2～7　（略）

8　第六条第一号ホからヌまで又はヲに掲げる場合に該当することにより特別調整交付金が交付される都道府県の調整対象需要額は、前各項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した額から当該同号ホからヌまで又はヲに掲げる額（同号ヲに掲げる額については、第一項第一号イに掲げる費用の額を基礎として算定した額に限る。）を控除した額とする。

（調整対象収入額の算定方法）

第五条　調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、五万二千九百六円九十六銭を超える場合は五万二千九百六円九十六銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

$$\frac{\text{調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}} \times 0.37977622$$

ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九二一二三二七〇四六八二〇〇を超える場合は〇・〇九二一二三二七〇四六八二〇〇とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

$$0.000000659450\times\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}}$$

二　後期高齢者支援金等調整対象収入額　次に掲げる額の合算額

イ　一万四千百六十円五十二銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二五四四〇九三二九五〇に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　介護納付金調整対象収入額　次に掲げる額の合算額

イ　一万五千八百三十二円七十銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二一四三七〇七四五三一に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十五万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する被保険者に係る}\\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right)-\left(\begin{array}{l}650{,}000\text{円}-\\ \text{当該都道府県の基礎}\\ \text{賦課基準応益割額}\end{array}\times\left(\begin{array}{l}\text{賦課期日に当該世帯に}\\ \text{属する被保険者の数}\end{array}\right)\right)$$

$$\text{当該都道府県の基礎賦課基準応能割率}$$

3　一万四千百六十円五十二銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二五四四〇九三二九五〇を乗じて得た額との合計額が二十四万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する被保険者に係る}\\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right)-\left(\begin{array}{l}240{,}000\text{円}-14{,}160\text{円}52\text{銭}\times\\ \text{賦課期日に当該世帯に}\\ \text{属する被保険者の数}\end{array}\right)$$

$$0.025440932950$$

ロ　当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九六九五五四六九二五二を超える場合は〇・〇九六九五五四六九二五二とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

$$0.000000695692\times\frac{\text{調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}}$$

二　次に掲げる額の合算額

イ　一万三千二百九十一円六十五銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二四四三二六一二四七〇に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　次に掲げる額の合算額

イ　一万六千二十円二十三銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二二四二五〇六二一〇〇に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十五万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する被保険者に係る}\\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right)-\left(\begin{array}{l}650{,}000\text{円}-\\ \text{当該都道府県の基礎}\\ \text{賦課基準応益割額}\end{array}\times\left(\begin{array}{l}\text{賦課期日に当該世帯に}\\ \text{属する被保険者の数}\end{array}\right)\right)$$

$$\text{当該都道府県の基礎賦課基準応能割率}$$

3　一万三千二百九十一円六十五銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二四四三二六一二四七〇を乗じて得た額との合計額が二十四万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該世帯に属する被保険者に係る}\\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right)-\left(\begin{array}{l}240{,}000\text{円}-13{,}291\text{円}65\text{銭}\times\\ \text{賦課期日に当該世帯に}\\ \text{属する被保険者の数}\end{array}\right)$$

$$0.024432612470$$

4　一万五千八百三十二円七十銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二一四三七〇七四五三一を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$170{,}000\text{円}-15{,}832\text{円}70\text{銭}\times\frac{\left(\begin{array}{c}\text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者}\\\text{に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right)-\left(\begin{array}{c}\text{賦課期日に当該世帯に属する}\\\text{介護納付金賦課被保険者の数}\end{array}\right)}{0.021437074531}$$

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ・ロ　（略）

ハ　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、前期高齢者交付金按分額を控除した額）から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第一号ハ⑵に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ニ　（略）

二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第二号ロ⑵に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ　（略）

三　（略）

2～6　（略）

附　則

（令和六年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和六年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万千七百二十円六十八銭」とあるのは「五万二千二百十四円七十七銭」と、「0.370234749」とあるのは「0.382315733」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九二一一五〇九四五」と、「0.000000659450 6」とあるのは「0.000000682520 6」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万四千百六十円五十二銭」とあるのは「一万四千二百二十円二十二銭」と、「〇・〇二五四〇九三二九五〇」とあるのは「〇・〇二五三一五〇九八三四七」と「14,222円22銭」とあるのは「14,160円52銭」と、「0.025440932950」とあるのは「0.025315098347」と

4　一万六千二十円二十三銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二四二五〇六二一〇〇を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$170{,}000\text{円}-16{,}020\text{円}23\text{銭}\times\frac{\left(\begin{array}{c}\text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者}\\\text{に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額}\end{array}\right)-\left(\begin{array}{c}\text{賦課期日に当該世帯に属する}\\\text{介護納付金賦課被保険者の数}\end{array}\right)}{0.022425062100}$$

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ・ロ　（略）

ハ　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、前期高齢者交付金按分額を控除した額）から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第一号ハ⑵及び⑶に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ニ　（略）

二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第二号ロ⑵及び⑶に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ　（略）

三　（略）

2～6　（略）

附　則

（令和五年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和五年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万二千九百六円九十六銭」とあるのは「五万四千三百九円十四銭」と、「0.379778622」とあるのは「0.388911349」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九六九五四六九二五二一」とあるのは「〇・一〇〇一七三〇四九九二八」と、「0.000000695692」とあるのは「0.000000718062」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万三千二百九十一円六十五銭」とあるのは「一万三千二百四十二円五十銭」と、「〇・〇二四四三一六一二四七〇」とあるのは「〇・〇二四四一一七三四六八」と、「13,291円65銭」とあるのは「13,242円50銭」と、「0.024431261247 0」とあるのは「0.024411734 8」とし、同条第四項

し、同条第四項中「一万五千八百三十二円七十銭」とあるのは「一万五千六百五十五円九十七銭」と、「〇・〇二一四三七〇七四五三一」とあるのは「〇・〇二一〇九四六五九九七六」と、「15,832円70銭」とあるのは「15,655円97銭」と、「0.021437074531」とあるのは「0.022094659976」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和六年度分の調整交付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。）から適用する。

〇厚生労働省令第三十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新規適用事業所の届出） **第十九条**　初めて法第三条第三項に規定する適用事業所となった事業所の事業主は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣（初めて適用事業所となったと同時に当該適用事業所を健康保険組合の設立に係る適用事業所としようとするときは、健康保険組合）に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に厚生年金保険法第六条第一項の規定により初めて適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。 一・二　（略） 三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項 イ　法人番号（番号利用法第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。） ロ・ハ　（略） 四　（略） ２・３　（略）	（新規適用事業所の届出） **第十九条**　初めて法第三条第三項に規定する適用事業所となった事業所の事業主は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣（初めて適用事業所となったと同時に当該適用事業所を健康保険組合の設立に係る適用事業所としようとするときは、健康保険組合）に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に厚生年金保険法第六条第一項の規定により初めて適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。 一・二　（略） 三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項 イ　法人番号（番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。） ロ・ハ　（略） 四　（略） ２・３　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新規船舶所有者の届出） **第四条**　法第三条に規定する船舶所有者となった者は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する船舶が同時に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項第三号の規定により同項の適用事業所（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。以下同じ。）となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。 一～四　（略）	（新規船舶所有者の届出） **第四条**　法第三条に規定する船舶所有者となった者は、当該事実があった日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する船舶が同時に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項第三号の規定により同項の適用事業所（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。以下同じ。）となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。 一～四　（略）

五　船舶所有者が法人であるときは、次に掲げる事項

イ　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。）

ロ・ハ　（略）

六　（略）

2　（略）

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新規適用事業所の届出） **第十三条**　法第六条第一項の規定により初めて適用事業所（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）となつた事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下この項において同じ。）は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項 イ　法人番号（番号利用法第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。） ロ・ハ　（略） 四　（略） 2～6　（略） （情報の提供の求め） **第百三十条**　厚生労働大臣は、個人番号利用事務（番号利用法第二条第十一項に規定する個人番号利用事務をいう。）を適切かつ円滑に処理するため、事業主に対し、被保険者に係る個人番号その他の事項について情報の提供を求めることができる。	（新規適用事業所の届出） **第十三条**　法第六条第一項の規定により初めて適用事業所（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）となつた事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下この項において同じ。）は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項 イ　法人番号（番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。） ロ・ハ　（略） 四　（略） 2～6　（略） （情報の提供の求め） **第百三十条**　厚生労働大臣は、個人番号利用事務（番号利用法第二条第十項に規定する個人番号利用事務をいう。）を適切かつ円滑に処理するため、事業主に対し、被保険者に係る個人番号その他の事項について情報の提供を求めることができる。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第四条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（情報の提供の求め） **第百三十四条**　厚生労働大臣は、個人番号利用事務（番号利用法第二条第十一項に規定する個人番号利用事務をいう。）を適切かつ円滑に処理するため、厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主及び共済組合等に対し、第三号被保険者に係る個人番号その他の事項について情報の提供を求めることができる。	（情報の提供の求め） **第百三十四条**　厚生労働大臣は、個人番号利用事務（番号利用法第二条第十項に規定する個人番号利用事務をいう。）を適切かつ円滑に処理するため、厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主及び共済組合等に対し、第三号被保険者に係る個人番号その他の事項について情報の提供を求めることができる。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険関係の成立の届出） **第四条**　法第四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　事業主が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該事業主の法人番号 ２・３　（略）	（保険関係の成立の届出） **第四条**　法第四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　事業主が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該事業主の法人番号 ２・３　（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（匿名感染症関連情報の提供に係る手続等） **第三十一条の四十四**　法第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報（同項に規定する匿名感染症関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名感染症関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名感染症関連情報の提供の申出をしなければならない。 一　（略） 二　提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項 イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（番号利用法第二条第十六項に規定する法人番号をいう。） ロ　（略） 三～十二　（略） ２～７　（略）	（匿名感染症関連情報の提供に係る手続等） **第三十一条の四十四**　法第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報（同項に規定する匿名感染症関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名感染症関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名感染症関連情報の提供の申出をしなければならない。 一　（略） 二　提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項 イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。） ロ　（略） 三～十二　（略） ２～７　（略）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第七条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係） 一　事業所又は施設（以下この表及び次表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項 イ　法人等の名称、主たる事務所の所在地、番号利用法第二条第十六項に規定する法人番号（番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。）及び電話番号その他の連絡先 ロ～ホ　（略） 二～六　（略）	**別表第一**（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係） 一　事業所又は施設（以下この表及び次表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項 イ　法人等の名称、主たる事務所の所在地、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号（番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。）及び電話番号その他の連絡先 ロ～ホ　（略） 二～六　（略）

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一般拠出金申告書） **第二条の二**　法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する徴収法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） 六　労災保険適用事業主が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）を有する場合には、当該労災保険適用事業主の法人番号 2　（略）	（一般拠出金申告書） **第二条の二**　法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する徴収法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） 六　労災保険適用事業主が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）を有する場合には、当該労災保険適用事業主の法人番号 2　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等） **第五条の五**　法第十六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報（同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名医療保険等関連情報の提供の申出をしなければならない。 一　（略） 二　提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項 イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。） ロ　（略） 三～十二　（略） 2～7　（略）	（匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等） **第五条の五**　法第十六条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報（同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名医療保険等関連情報の提供の申出をしなければならない。 一　（略） 二　提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項 イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。） ロ　（略） 三～十二　（略） 2～7　（略）

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第三十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （船員保険の介護料の額に関する経過措置） **第一条の二**　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「整備政令」という。）第五十七条の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「旧船員保険法施行規則」という。）第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。 一　次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額 イ　（略） ロ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であって介護に要する費用として支出された費用の額が八万五千四百九十円に満たないとき　八万五千四百九十円（支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額とする。） ハ　その月（支給すべき事由が生じた月を除く。）において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき　八万五千四百九十円 二　（略） ２　前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「八万五千四百九十円」とあるのは「四万二千七百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。	附　則 （船員保険の介護料の額に関する経過措置） **第一条の二**　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「整備政令」という。）第五十七条の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「旧船員保険法施行規則」という。）第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。 一　次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額 イ　（略） ロ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であって介護に要する費用として支出された費用の額が八万千二百九十円に満たないとき　八万千二百九十円（支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額とする。） ハ　その月（支給すべき事由が生じた月を除く。）において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき　八万千二百九十円 二　（略） ２　前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「八万千二百九十円」とあるのは「四万六百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の二第一項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十八号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第八号）第十一条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高齢者医療制度関係特別会計） **第二条**　法第百四十三条の規定により支払基金が設けなければならない特別の会計は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる特別会計とする。 一　法第百三十九条第一項第一号に掲げる業務及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下この号において「令和五年健保法等改正法」という。）附則第五条第五項の規定により法第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとされた令和七年四月一日において現に令和五年健保法等改正法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた令和五年健保法等改正法第四条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下この号及び次項第一号において「令和五年改正前国保法」という。）附則第十九条において準用する令和五年健保法等改正法による改正前の法第百四十三条の規定の適用を受ける令和五年改正前国保法附則第十七条各号に掲げる業務　前期高齢者特別会計 二・三　（略） 2　支払基金は、前項各号に掲げる特別会計（以下「高齢者医療制度関係特別会計」という。）の経理を明確にするため、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより経理を区分し、それぞれの特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一　前期高齢者特別会計　保険者からの前期高齢者納付金等（法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。）及び令和四年度における被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）に係る療養給付費等拠出金（令和五年改正前国保法附則第十条第一項の療養給付費等拠出金をいう。）の徴収並びに保険者に対する前期高齢者交付金（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）の交付及び令和四年度における退職被保険者等所属都道府県（令和五年改正前国保法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県をいう。）に対する療養給付費等交付金（同項の療養給付費等交付金をいう。）の交付に係る経理並びに法第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事務の処理及び令和五年改正前国保法附則第十七条各号に掲げる業務に関する事務の処理に係る経理 二・三　（略） 3　（略）	（高齢者医療制度関係特別会計） **第二条**　法第百四十三条の規定により支払基金が設けなければならない特別の会計は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる特別会計とする。 一　法第百三十九条第一項第一号に掲げる業務　前期高齢者特別会計 二・三　（略） 2　支払基金は、前項各号に掲げる特別会計（以下「高齢者医療制度関係特別会計」という。）の経理を明確にするため、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより経理を区分し、それぞれの特別会計について貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一　前期高齢者特別会計　保険者からの前期高齢者納付金等（法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。）の徴収及び保険者に対する前期高齢者交付金（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）の交付に係る経理並びに法第百三十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事務の処理に係る経理 二・三　（略） 3　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五十九条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（広域求職活動費の額） **第九十八条**　（略） 2　宿泊料は、八千七百円（訪問事業所の所在地を管轄する公共職業安定所が次に掲げる地域以外の地域に所在する場合は、七千八百円）に、次の表の上欄に掲げる距離に応じ、同表の下欄に掲げる宿泊数を乗じて得た額とし、鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が四百キロメートル未満である場合には、支給しない。 一　東京都の特別区の存する地域並びに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第二項第一号から第四号までに規定する地域手当の級地（次号において「特定級地」という。）に該当する地域 二　前号に規定する地域以外の地域で、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市のうち、特定級地に該当する地域 （略） 3　（略）	（広域求職活動費の額） **第九十八条**　（略） 2　宿泊料は、八千七百円（訪問事業所の所在地を管轄する公共職業安定所が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一の地域区分による乙地方に該当する地域に所在する場合は、七千八百円）に、次の表の上欄に掲げる距離に応じ、同表の下欄に掲げる宿泊数を乗じて得た額とし、鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が四百キロメートル未満である場合には、支給しない。 （新設） （略） 3　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に開始した広域求職活動に係る広域求職活動費の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の八の規定に基づき、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十二条　（略） （第三者評価及び評価結果の公表） **第十二条の二**　基幹型臨床研修病院の管理者は、臨床研修の実施状況について、当該基幹型臨床研修病院の職員以外の者であって臨床研修に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受けるとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。	**第十二条**　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十一号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条第一項第一号の規定に基づき、医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和四年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医師法第十一条第一項第一号に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令 （この省令の趣旨） **第一条**　医師法（昭和二十三年法律第二百一号。以下「法」という。）第十一条第一項第一号に規定する、大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。 **附　則** （医師法の一部改正等に伴う経過措置） **第三条**　施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十一条第一項第一号の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。 2　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第一号の教育訓練を受けている者であって、施行日前に前項に規定する厚生労働大臣が定める試験に合格したものは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の二十六の規定の適用については、本則の規定にかかわらず、法第十一条第一項第一号の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。	医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令 （この省令の趣旨） **第一条**　医師法（昭和二十三年法律第二百一号。以下「法」という。）第十七条の二第一項に規定する、大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。 **附　則** （医師法の一部改正等に伴う経過措置） **第三条**　施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。 2　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第一号の教育訓練を受けている者であって、施行日前に前項に規定する厚生労働大臣が定める試験に合格したものは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の二十六の規定の適用については、本則の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の二第三項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号（一）第十一を次のように改める。

第11　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（単位：千円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）				
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				

ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額					
勘定間の振替分					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額					
フロア調整額					
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）					
自己資本比率					
自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	%		%		

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の２第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（付表１）信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項目	リスク・ウェイト（%）	当期末						前期末					
		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	

		A	B	C	D	E	F（＝E／（C＋D））	A’	B’	C’	D’	E’	F’（＝E’／（C’＋D’））
１　現金	0												
２　我が国の中央政府及び中央銀行向け	0												
３　外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150												
４　国際決済銀行等向け	0												
５　我が国の地方公共団体向け	0												
６　外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150												
７　国際開発銀行向け	0～150												
８　地方公共団体金融機構向け	10～20												
９　我が国の政府関係機関向け	10～20												
10　地方三公社向け	20												
11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150												
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150												
12　カバード・ボンド向け	10～100												
13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150												
（うち特定貸付債権向け）	20～150												
14　中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100												

	（うちトランザクター向け）	45												
15　不動産関連向け		20～150												
	（うち自己居住用不動産等向け）	20～75												
	（うち賃貸用不動産向け）	30～150												
	（うち事業用不動産関連向け）	70～150												
	（うちその他不動産関連向け）	60												
	（うちＡＤＣ向け）	100～150												
16　劣後債権及びその他資本性証券等		150												
17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		50～150												
18　自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		100												
19　取立未済手形		20												
20　信用保証協会等による保証付		０～10												
21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		10												
22　共済約款貸付		０												
23　株式等		250～400												
24　上記以外		100～1250												
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250												
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400												
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250												
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250												
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	250												
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	150												
	（うち右記以外のエクスポージャー）	100												
25　証券化		－												
	（うちＳＴＣ要件適用分）	－												
	（うち短期ＳＴＣ要件適用分）	－												
	（うち不良債権証券化適用分）	－												
	（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－												
26　再証券化		－												

27　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－												
28　未決済取引	－												
29　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－												
合計（信用リスク・アセットの額）	－												

（注）

標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：［　　］

（用いない＝０、簡便手法＝１、包括的手法＝２）

（記載上の留意事項）

１　本表は、信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

２　本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

３　本表における計数は、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

４　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出においてＳＡ－ＣＣＲ又は期待エクスポージャー方式を用いている場合には、「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前」の欄には金融機関が用いた手法で算出され、信用リスク・アセットの額の計測に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。

５　「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前　オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦ（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乗じる掛目）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。

６　保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する（保証人等の「項目」としては記載しない。）。

７　ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。

８　「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）。

９　項目１～27には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成25年３月８日金融庁・農林水産省告示第１号）附則第10条第２項の規定に係る額に限る。

10　「11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

11　「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14　中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85％のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。

12　「17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。

13　「20　信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。

14　「21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。

15　「24　上記以外」の「(うち右記以外のエクスポージャー)」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年３月28日金融庁・農林水産省告示第２号。以下「告示」という。）において「右記以外のエクスポージャー」として、リスク・ウェイトを100％と定めているエクスポージャーを記載する。

16　「25　証券化」の「ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「短期ＳＴＣ要件適用分」は適格短期ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「不良債権証券化適用分」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「ＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分」は適格ＳＴＣ、適格短期ＳＴＣ及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。

17　「27　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

18　「29　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」附則第10条第２項の規定に従いリスク・アセットの額に算入されなかった額（減算された額）を記載する。

（付表２）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

	当　期　末	前　期　末

リスク・ウェイトの区分	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1　40％未満								
2　40％～70％								
3　75％								
4　80％								
5　85％								
6　90％～100％								
7　105％～130％								
8　150％								
9　250％								
10　400％								
11　1250％								
12　その他								
合　　計								

（注）

1　本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

2　本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

3　本表には、「（付表１）信用リスク・アセット残高内訳表」の項番１「現金」から項番23「株式等」までに対応する計数を記載すること。

4　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。

5　「オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。

6　「ＣＣＦの加重平均値（％）」には、ＣＣＦを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。

7　項目１～12には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。

（付表３）オペレーショナル・リスク相当額内訳表

（単位：千円、件）

ＯＲ３	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	当期末
1	ＢＩＣ合計額　［２］+［３］+［４］	
2	告示第250条第１項第１号ＩＬＭ又は告示第250条第１項第２号イＩＬＭに対応するＢＩＣ	
3	告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭに対応するＢＩＣ	
4	告示第250条第１項第４号ＩＬＭ（保守的な見積値）に対応するＢＩＣ	
5	ＩＬＭ加重平均値　（［２］×［６］+［３］×［７］+［４］×［８］）／［１］	
6	告示第250条第１項第１号ＩＬＭ又は告示第250条第１項第２号イＩＬＭ	

7	告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭ	
8	告示第250条第１項第４号ＩＬＭ（保守的な見積値）	
9	オペレーショナル・リスク相当額［１］×［５］	
10	オペレーショナル・リスク・アセットの額　［９］×12.5	

ＯＲ２	ＢＩＣの構成要素	当期末	前期末	前々期末
1	ＩＬＤＣ　Ｍｉｎ[Ａｂｓ（[２]－[３]）；2.25％×[４]＋[５]			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	ＳＣ　Ｍａｘ[[７],[８]]＋Ｍａｘ[[９],[10]]			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	ＦＣ　Ａｂｓ[[12]]＋Ａｂｓ[[13]]			
12	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益			
13	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益			
14	ＢＩ　［１］＋［６］＋[11]			
15	ＢＩＣ　[14]×掛目（12％　ｏｒ　15％　ｏｒ　18％）			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むＢＩ			
17	除外特例によって除外したＢＩ　[16]－[14]			

ＯＲ１	オペレーショナル・リスク損失の推移	当期末（イ）	前期末（ロ）	前々期末（ハ）	ハの前期末（ニ）	ニの前期末（ホ）	ホの前期末（ヘ）	ヘの前期末（ト）	トの前期末（チ）	チの前期末（リ）	リの前期末（ヌ）	直近10年間の平均（ル）
200万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）											

その他	

（注）
１　ＩＬＭの値は、小数点以下４位未満の端数があるときはこれを切り捨て、小数点以下４位まで記載する。
２　使用している計測方式に該当する表（ＯＲ２、ＯＲ１）及びＯＲ３に記載する。

３　使用していない計測方式については記載を要しない（空欄）。
４　ＯＲ１において「損失の件数」が50件の場合は「50」と記載する（数字のみ。「特殊損失の件数」も同様。）。
５　ＯＲ１において直近５年以上10年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近10年間」を「直近５年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
６　ＯＲ２において、下線は直近３年間の平均値を示す。
７　ＯＲ３において、該当する値がない場合には空欄とする。なお、［７］告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭに該当する値は常に「１」とする。
８　「その他」は必要に応じて記載する。例えば、告示第256条に定めるＩＬＭ（行政庁指定ＩＬＭ）を利用する際には、その旨を記載する。

別紙様式第六号（二）第七を次のように改める。

第７　連結自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結自己資本比率の状況

（単位：千円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				

適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）				
自己資本				
自己資本の額　（（イ）―（ロ））　（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	％		％	

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の２第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第２号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第七号（一）第十を次のように改める。

第10　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（単位：百万円）

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）				
自己資本				
自己資本の額　（（イ）－（ロ））　（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額				

中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の２第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（付表１）信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：百万円）

項目	リスク・ウェイト（%）	当期末						前期末					
		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F（＝E／（C＋D））	A’	B’	C’	D’	E’	F’（＝E’／（C’＋D’））
1　現金	0												
2　我が国の中央政府及び中央銀行向け	0												
3　外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150												
4　国際決済銀行等向け	0												
5　我が国の地方公共団体向け	0												
6　外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150												
7　国際開発銀行向け	0～150												
8　地方公共団体金融機構向け	10～20												
9　我が国の政府関係機関向け	10～20												
10　地方三公社向け	20												
11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150												
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150												
12　カバード・ボンド向け	10～100												
13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150												
（うち特定貸付債権向け）	20～150												
14　中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100												
（うちトランザクター向け）	45												

15　不動産関連向け		20～150												
	（うち自己居住用不動産等向け）	20～75												
	（うち賃貸用不動産向け）	30～150												
	（うち事業用不動産関連向け）	70～150												
	（うちその他不動産関連向け）	60												
	（うちＡＤＣ向け）	100～150												
16　劣後債権及びその他資本性証券等		150												
17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		50～150												
18　自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		100												
19　取立未済手形		20												
20　信用保証協会等による保証付		0～10												
21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		10												
22　株式等		250～400												
23　上記以外		100～1250												
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250												
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400												
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250												
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250												
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	250												
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	150												
	（うち右記以外のエクスポージャー）	100												
24　証券化		－												
	（うちＳＴＣ要件適用分）	－												
	（うち短期ＳＴＣ要件適用分）	－												
	（うち不良債権証券化適用分）	－												
	（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－												
25　再証券化		－												
26　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		－												

27　未決済取引	－												
28　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－												
合計（信用リスク・アセットの額）	－												

（注）

標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：［　　］

（用いない＝０、簡便手法＝１、包括的手法＝２）

（記載上の留意事項）

１　本表は、信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

２　本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

３　本表における計数は、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

４　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出においてＳＡ－ＣＣＲ又は期待エクスポージャー方式を用いている場合には、「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前」の欄には金融機関が用いた手法で算出され、信用リスク・アセットの額の計測に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。

５　「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前　オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦ（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乗じる掛目）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。

６　保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する（保証人等の「項目」としては記載しない。）。

７　ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。

８　「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）。

９　項目１～26には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成25年３月８日金融庁・農林水産省告示第１号）附則第10条第２項の規定に係る額に限る。

10　「11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

11　「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14　中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85％のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。

12　「17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。

13　「20　信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。

14　「21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。

15　「23　上記以外」の「(うち右記以外のエクスポージャー)」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年３月28日金融庁・農林水産省告示第２号。以下「告示」という。）において「右記以外のエクスポージャー」として、リスク・ウェイトを100％と定めているエクスポージャーを記載する。

16　「24　証券化」の「ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「短期ＳＴＣ要件適用分」は適格短期ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「不良債権証券化適用分」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「ＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分」は適格ＳＴＣ、適格短期ＳＴＣ及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。

17　「26　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

18　「28　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」附則第10条第２項の規定に従いリスク・アセットの額に算入されなかった額（減算された額）を記載する。

（付表２）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

	当　期　末	前　期　末

リスク・ウェイトの区分	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1　40％未満								
2　40％～70％								
3　75％								
4　80％								
5　85％								
6　90％～100％								
7　105％～130％								
8　150％								
9　250％								
10　400％								
11　1250％								
12　その他								
合　　計								

（注）

１　本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

２　本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

３　本表には、「（付表１）信用リスク・アセット残高内訳表」の項番１「現金」から項番22「株式等」までに対応する計数を記載すること。

４　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。

５　「オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。

６　「ＣＣＦの加重平均値（％）」には、ＣＣＦを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。

７　項目１～12には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。

（付表３）オペレーショナル・リスク相当額内訳表

（単位：百万円、件）

ＯＲ３	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	当期末
1	ＢＩＣ合計額　［２］＋［３］＋［４］	
2	告示第250条第１項第１号ＩＬＭ又は告示第250条第１項第２号イＩＬＭに対応するＢＩＣ	
3	告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭに対応するＢＩＣ	
4	告示第250条第１項第４号ＩＬＭ（保守的な見積値）に対応するＢＩＣ	
5	ＩＬＭ加重平均値　（［２］×［６］＋［３］×［７］＋［４］×［８］）／［１］	
6	告示第250条第１項第１号ＩＬＭ又は告示第250条第１項第２号イＩＬＭ	

7	告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭ	
8	告示第250条第１項第４号ＩＬＭ（保守的な見積値）	
9	オペレーショナル・リスク相当額［１］×［５］	
10	オペレーショナル・リスク・アセットの額　［９］×12.5	

ＯＲ２	ＢＩＣの構成要素	当期末	前期末	前々期末
1	ＩＬＤＣ　Ｍｉｎ[Ａｂｓ（[２]－[３]）；2.25％×[４]＋[５]			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	ＳＣ　Ｍａｘ[[７],[８]]＋Ｍａｘ[[９],[10]]			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	ＦＣ　Ａｂｓ[[12]]＋Ａｂｓ[[13]]			
12	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益			
13	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益			
14	ＢＩ　［１］＋［６］＋[11]			
15	ＢＩＣ　[14]×掛目（12％　ｏｒ　15％　ｏｒ　18％）			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むＢＩ			
17	除外特例によって除外したＢＩ　[16]－[14]			

ＯＲ１	オペレーショナル・リスク損失の推移	当期末（イ）	前期末（ロ）	前々期末（ハ）	ハの前期末（ニ）	ニの前期末（ホ）	ホの前期末（ヘ）	ヘの前期末（ト）	トの前期末（チ）	チの前期末（リ）	リの前期末（ヌ）	直近10年間の平均（ル）
200万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）											

その他	

（注）
１　ＩＬＭの値は、小数点以下４位未満の端数があるときはこれを切り捨て、小数点以下４位まで記載する。
２　使用している計測方式に該当する表（ＯＲ２、ＯＲ１）及びＯＲ３に記載する。

３　使用していない計測方式については記載を要しない（空欄）。
４　ＯＲ１において「損失の件数」が50件の場合は「50」と記載する（数字のみ。「特殊損失の件数」も同様。）。
５　ＯＲ１において直近５年以上10年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近10年間」を「直近５年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
６　ＯＲ２において、下線は直近３年間の平均値を示す。
７　ＯＲ３において、該当する値がない場合には空欄とする。なお、［７］告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭに該当する値は常に「１」とする。
８　「その他」は必要に応じて記載する。例えば、告示第256条に定めるＩＬＭ（行政庁指定ＩＬＭ）を利用する際には、その旨を記載する。

別紙様式第七号（二）第七を次のように改める。

第７　連結自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結自己資本比率の状況

（単位：百万円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				

適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）				
自己資本				
自己資本の額　（（イ）－（ロ））　（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	％		％	

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の２第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第２号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第七号（一）第十を次のように改める。

第10　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（単位：千円）

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）				
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				

うち、上記以外に該当するものの額					
オフ・バランス項目					
ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額					
勘定間の振替分					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額					
フロア調整額					
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）					
自己資本比率					
自己資本比率　（（ハ）／（ニ））		%		%	

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の８第１項（法第96条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣が定める法第11条の８第１項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

単体自己資本比率（付表１）信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項目	リスク・ウェイト(%)	当期末						前期末					
		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
		オン・バランス資産	オフ・バランス資産	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	信用リスク・アセット		オン・バランス資産	オフ・バランス資産	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	信用リスク・アセット	

		項目	項目	項目	項目	の額		項目	項目	項目	項目	の額	
		A	B	C	D	E	F（＝E／（C＋D））	A’	B’	C’	D’	E’	F’（＝E’／（C’＋D’））
１　現金	0												
２　我が国の中央政府及び中央銀行向け	0												
３　外国の中央政府及び中央銀行向け	０～150												
４　国際決済銀行等向け	0												
５　我が国の地方公共団体向け	0												
６　外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150												
７　国際開発銀行向け	０～150												
８　地方公共団体金融機構向け	10～20												
９　我が国の政府関係機関向け	10～20												
10　地方三公社向け	20												
11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150												
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150												
12　カバード・ボンド向け	10～100												
13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150												
（うち特定貸付債権向け）	20～150												
14　中堅中小企業等向け及び個人向	45～100												

け													
（うちトランザクター向け）	45												
15　不動産関連向け	20～150												
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75												
（うち賃貸用不動産向け）	30～150												
（うち事業用不動産関連向け）	70～150												
（うちその他不動産関連向け）	60												
（うちＡＤＣ向け）	100～150												
16　劣後債権及びその他資本性証券等	150												
17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150												
18　自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100												
19　取立未済手形	20												
20　信用保証協会等による保証付	０～10												
21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10												
22　共済規程貸付	０												
23　株式等	250～400												
24　上記以外	100～1250												
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250												
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400												
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250												
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250												
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	250												
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	150												
（うち右記以外のエクスポージャー）	100												
25　証券化	－												
（うちＳＴＣ要件適用分）	－												
（うち短期ＳＴＣ要件適用分）	－												
（うち不良債権証券化適用分）	－												
（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－												
26　再証券化	－												
27　リスク・ウェイトのみなし計算	－												

が適用されるエクスポージャー													
28　未決済取引	－												
29　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－												
合計（信用リスク・アセットの額）	－												

（注）

標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：［　　］

（用いない＝０、簡便手法＝１、包括的手法＝２）

（記載上の留意事項）

１　本表は、信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

２　本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

３　本表における計数は、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

４　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出においてＳＡ－ＣＣＲ又は期待エクスポージャー方式を用いている場合には、「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前」の欄には金融機関が用いた手法で算出され、信用リスク・アセットの額の計測に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。

５　「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前　オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦ（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乗じる掛目）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。

６　保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。（保証人等の「項目」としては記載しない。）

７　ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。

８　「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）

９　項目１～27 には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成 25 年３月８日金融庁・農林水産省告示第１号）附則第 10 条第４項の規定に係る額に限る。

10　「11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

11　「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14　中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85％のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。

12　「17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。

13　「20　信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。

14　「21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。

15　「24　上記以外」の「（うち右記以外のエクスポージャー）」には、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年３月 28 日金融庁・農林水産省告示第３号。以下「告示」という。）において「右記以外のエクスポージャー」として、リスク・ウェイトを 100％と定めているエクスポージャーを記載する。

16　「25　証券化」の「ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「短期ＳＴＣ要件適用分」は適格短期ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「不良債権証券化適用分」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「ＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分」は適格ＳＴＣ、適格短期ＳＴＣ及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。

17　「27　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

18　「29　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」附則第 10 条第４項の規定に従いリスク・アセットの額に算入されなかった額（減算された額）を記載する。

単体自己資本比率（付表２）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

	当期末			前期末		
	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前	ＣＣＦの加	資産の額及び与信相当額の合計額	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前	ＣＣＦの加	資産の額及び与信相当額の合計額

リスク・ウェイトの区分	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	重平均値（%）	（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	重平均値（%）	（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）
1　40%未満								
2　40%～70%								
3　75%								
4　80%								
5　85%								
6　90%～100%								
7　105%～130%								
8　150%								
9　250%								
10　400%								
11　1250%								
12　その他								
合　　計								

（注）
1　本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
2　本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
3　本表には、「（付表１）信用リスク・アセット残高内訳表」の項番１「現金」から項番23「株式等」までに対応する計数を記載すること。
4　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。
5　「オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
6　「ＣＣＦの加重平均値（%）」には、ＣＣＦを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。
7　項目１～12 には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。

単体自己資本比率（付表３）オペレーショナル・リスク相当額内訳表

（単位：千円、件）

ＯＲ３	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	当期末
1	ＢＩＣ合計額　［２］＋［３］＋［４］	
2	告示第250条第１項第１号ＩＬＭ又は告示第250条第１項第２号イＩＬＭに対応するＢＩＣ	
3	告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭに対応するＢＩＣ	
4	告示第250条第１項第４号ＩＬＭ（保守的な見積値）に対応するＢＩＣ	
5	ＩＬＭ加重平均値　（［２］×［６］＋［３］×［７］＋［４］×［８］）／［１］	
6	告示第250条第１項第１号ＩＬＭ又は告示第250条第１項第２号イＩＬＭ	
7	告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭ	
8	告示第250条第１項第４号ＩＬＭ（保守的な見積値）	
9	オペレーショナル・リスク相当額　［１］×［５］	

10	オペレーショナル・リスク・アセットの額　［９］×12.5	

ＯＲ２	ＢＩＣの構成要素	当期末	前期末	前々期末
1	ＩＬＤＣ　Ｍｉｎ［Ａｂｓ（［２］－［３］）；2.25％×［４］＋［５］			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	ＳＣ　Ｍａｘ［［７］，［８］］＋Ｍａｘ［［９］，［10］］			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	ＦＣ　Ａｂｓ［［12］］＋Ａｂｓ［［13］］			
12	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益			
13	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益			
14	ＢＩ　［１］＋［６］＋［11］			
15	ＢＩＣ　［14］×掛目（12％　ｏｒ　15％　ｏｒ　18％）			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むＢＩ			
17	除外特例によって除外したＢＩ　［16］－［14］			

ＯＲ１	オペレーショナル・リスク損失の推	当期末	前期末	前々期	ハの前	ニの前	ホの前	への前	トの前	チの前	リの前	直近

	移	（イ）	（ロ）	末（ハ）	期末（ニ）	期末（ホ）	期末（ヘ）	期末（ト）	期末（チ）	期末（リ）	期末（ヌ）	10年間の平均（ル）
200万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）											

その他	

（注）
1　ＩＬＭの値は、小数点以下４位未満の端数があるときはこれを切り捨て、小数点以下４位まで記載する。
2　使用している計測方式に該当する表（ＯＲ２、ＯＲ１）及びＯＲ３に記載する。
3　使用していない計測方式については記載を要しない（空欄）。
4　ＯＲ１において「損失の件数」が50件の場合は「50」と記載する（数字のみ。「特殊損失の件数」も同様。）。
5　ＯＲ１において直近５年以上10年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近10年間」を「直近５年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
6　ＯＲ２において、下線は直近３年間の平均値を示す。
7　ＯＲ３において、該当する値がない場合には空欄とする。なお、［７］告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭに該当する値は常に「１」とする。
8　「その他」は必要に応じて記載する。例えば、告示第256条に定めるＩＬＭ（行政庁指定ＩＬＭ）を利用する際には、その旨を記載する。

別紙様式第七号（二）第二７を次のように改める。

７　連結自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結自己資本比率の状況

（単位：千円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）				
自己資本				
自己資本の額　（（イ）―（ロ））　（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				

			うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）			
			うち、上記以外に該当するものの額			
		オフ・バランス項目				
		ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額				
		中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額						
勘定間の振替分						
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額						
フロア調整額						
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）						
連結自己資本比率						
連結自己資本比率　（（ハ）／（ニ））				％		％

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の８第１項（法第96条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣が定める法第11条の８第１項第２号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第八号（一）第九を次のように改める。

第９　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（単位：千円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				

前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）				
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率　　（（ハ）／（ニ））	％		％	

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の８第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

単体自己資本比率（付表１）信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項目	リスク・ウェイト（％）	当期末						前期末					
		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	

		A	B	C	D	E	F（＝E／（C+D））	A’	B’	C’	D’	E’	F’（＝E’／（C’+D’））
1　現金	0												
2　我が国の中央政府及び中央銀行向け	0												
3　外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150												
4　国際決済銀行等向け	0												
5　我が国の地方公共団体向け	0												
6　外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150												
7　国際開発銀行向け	0～150												
8　地方公共団体金融機構向け	10～20												
9　我が国の政府関係機関向け	10～20												
10　地方三公社向け	20												
11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150												
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150												
12　カバード・ボンド向け	10～100												
13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150												
（うち特定貸付債権向け）	20～150												
14　中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100												
（うちトランザクター向け）	45												

15　不動産関連向け	20～150												
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75												
（うち賃貸用不動産向け）	30～150												
（うち事業用不動産関連向け）	70～150												
（うちその他不動産関連向け）	60												
（うちＡＤＣ向け）	100～150												
16　劣後債権及びその他資本性証券等	150												
17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150												
18　自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100												
19　取立未済手形	20												
20　信用保証協会等による保証付	0～10												
21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10												
22　株式等	250～400												
23　上記以外	100～1250												
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250												
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400												
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250												

（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250													
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	250													
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	150													
（うち右記以外のエクスポージャー）	100													
24　証券化	－													
（うちＳＴＣ要件適用分）	－													
（うち短期ＳＴＣ要件適用分）	－													
（うち不良債権証券化適用分）	－													
（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－													
25　再証券化	－													
26　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－													
27　未決済取引	－													
28　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－													
合計（信用リスク・アセットの額）	－													

（注）

標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：［　　］

（用いない＝０、簡便手法＝１、包括的手法＝２）

（記載上の留意事項）

１　本表は、信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

２　本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

３　本表における計数は、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

４　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出においてＳＡ－ＣＣＲ又は期待エクスポージャー方式を用いている場合には、「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前」の欄には金融機関が用いた手法で算出され、信用リスク・アセットの額の計測に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。

５　「ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前　オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦ（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乗じる掛目）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。

６　保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。（保証人等の「項目」としては記載しない。）

７　ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。

８　「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）

９　項目１～26 には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成 25 年３月８日金融庁・農林水産省告示第１号）附則第 10 条第４項の規定に係る額に限る。

10　「11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

11　「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14　中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85％のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。

12　「17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。

13　「20　信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。

14　「21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。

15　「23　上記以外」の「(うち右記以外のエクスポージャー)」には、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年３月28日金融庁・農林水産省告示第３号。以下「告示」という。）において「右記以外のエクスポージャー」として、リスク・ウェイトを100％と定めているエクスポージャーを記載する。

16　「24　証券化」の「ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「短期ＳＴＣ要件適用分」は適格短期ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「不良債権証券化適用分」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「ＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分」は適格ＳＴＣ、適格短期ＳＴＣ及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。

17　「26　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

18　「28　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」附則第10条第４項の規定に従いリスク・アセットの額に算入されなかった額（減算された額）を記載する。

単体自己資本比率（付表２）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイトの区分	当期末				前期末			
	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1　40％未満								
2　40％～70％								
3　75％								
4　80％								
5　85％								
6　90％～100％								
7　105％～130％								
8　150％								
9　250％								
10　400％								
11　1250％								
12　その他								
合　計								

（注）

1　本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

2　本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

3　本表には、「(付表１）信用リスク・アセット残高内訳表」の項番１「現金」から項番22「株式等」までに対応する計数を記載すること。

4　「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。

5　「オフ・バランス資産項目」の金額には、ＣＣＦを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。

6　「ＣＣＦの加重平均値（％）」には、ＣＣＦを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。

7　項目１～12には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。

単体自己資本比率（付表３）オペレーショナル・リスク相当額内訳表

（単位：千円、件）

ＯＲ３	オペレーショナル・リスクに対する	当期末

	所要自己資本額の概要	
1	ＢＩＣ合計額　［２］＋［３］＋［４］	
2	告示第250条第１項第１号ＩＬＭ又は告示第250条第１項第２号イＩＬＭに対応するＢＩＣ	
3	告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭに対応するＢＩＣ	
4	告示第250条第１項第４号ＩＬＭ（保守的な見積値）に対応するＢＩＣ	
5	ＩＬＭ加重平均値　（［２］×［６］＋［３］×［７］＋［４］×［８］）／［１］	
6	告示第250条第１項第１号ＩＬＭ又は告示第250条第１項第２号イＩＬＭ	
7	告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭ	
8	告示第250条第１項第４号ＩＬＭ（保守的な見積値）	
9	オペレーショナル・リスク相当額　［１］×［５］	
10	オペレーショナル・リスク・アセットの額　［９］×12.5	

ＯＲ２	ＢＩＣの構成要素	当期末	前期末	前々期末
1	ＩＬＤＣ　Ｍｉｎ[Ａｂｓ（［２］－［３］）；2.25%×［４］＋［５］			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	ＳＣ　Ｍａｘ[［７］,［８］]＋Ｍａｘ[［９］,［10］]			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	ＦＣ　Ａｂｓ[［12］]＋Ａｂｓ[［13］]			
12	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益			
13	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益			
14	ＢＩ　［１］＋［６］＋［11］			
15	ＢＩＣ　［14］×掛目（12%　ｏｒ　15%　ｏｒ　18%）			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むＢＩ			
17	除外特例によって除外したＢＩ　［16］－［14］			

ＯＲ１	オペレーショナル・リスク損失の推移	当期末（イ）	前期末（ロ）	前々期末（ハ）	ハの前期末（ニ）	ニの前期末（ホ）	ホの前期末（ヘ）	ヘの前期末（ト）	トの前期末（チ）	チの前期末（リ）	リの前期末（ヌ）	直近10年間の平均（ル）
200万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）											
2	損失の件数											

3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）											

その他	

（注）
1　ＩＬＭの値は、小数点以下４位未満の端数があるときはこれを切り捨て、小数点以下４位まで記載する。
2　使用している計測方式に該当する表（ＯＲ２、ＯＲ１）及びＯＲ３に記載する。
3　使用していない計測方式については記載を要しない（空欄）。
4　ＯＲ１において「損失の件数」が50件の場合は「50」と記載する（数字のみ。「特殊損失の件数」も同様。）。
5　ＯＲ１において直近５年以上10年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近10年間」を「直近５年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
6　ＯＲ２において、下線は直近３年間の平均値を示す。
7　ＯＲ３において、該当する値がない場合には空欄とする。なお、［７］告示第250条第１項第２号ロＩＬＭ又は告示第250条第１項第３号ＩＬＭに該当する値は常に「１」とする。
8　「その他」は必要に応じて記載する。例えば、告示第256条に定めるＩＬＭ（行政庁指定ＩＬＭ）を利用する際には、その旨を記載する。

別紙様式第八号（二）第二７を次のように改める。

7　連結自己資本比率の状況
第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結自己資本比率の状況

（単位：千円）

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				

繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）				
自己資本				
自己資本の額　（（イ）―（ロ））　（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	％		％	

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の８第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第２号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。

（農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第六号（一）、別紙様式第六号（二）、別紙様式第七号（一）及び別紙様式第七号（二）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則別紙様式第七号（一）、別紙様式第七号（二）、別紙様式第八号（一）及び別紙様式第八号（二）は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十四号

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第三条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（実施状況の報告） **第七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一　承認会社　次に掲げる書類 イ　定款の写し ロ　当該承認会社の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（事業報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次号ロにおいて同じ。）並びに剰余金の処分の決議に関する資料 ハ～ホ　（略） 二　（略） 別記様式第１号（第４条関係） 農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請書 年　月　日 農林水産大臣名　殿 申請者 住　所 商号又は名称 代表者の氏名 （略） （別紙） １～19　（略） 農林漁業法人等投資育成事業に関する計画	（実施状況の報告） **第七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 一　承認会社　次に掲げる書類 イ　定款の写し ロ　当該承認会社の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（事業報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次号ロにおいて同じ。） ハ～ホ　（略） 二　（略） 別記様式第１号（第４条関係） 農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の承認申請書 年　月　日 農林水産大臣名　殿 申請者 住　所 商号又は名称 代表者の氏名 （略） （別紙） １～19　（略） 農林漁業法人等投資育成事業に関する計画

改正後	改正前
20　農林漁業法人等投資育成事業以外の業務 農林漁業法人等投資育成事業の業務を行う場合にあっては、当該業務が農林漁業法人等投資育成事業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するため講ずる措置について記載すること。なお、農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人への出資を行う承認会社にあっては、農林漁業法人等投資育成事業及び当該事業に附帯する事業以外の事業を行うことはできない。	20　農林漁業法人等投資育成事業以外の業務 農林漁業法人等投資育成事業の業務を行う場合にあっては、当該業務が農林漁業法人等投資育成事業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するため講ずる措置について記載すること。
21　（略）	21　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条の六の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表八（第三十五条の十二関係）	別表八（第三十五条の十二関係）
第一　有害動物	第一　有害動物
(一)　節足動物	(一)　節足動物
Bactrocera cucurbitae（ウリミバエ）	*Bactrocera cucurbitae*（ウリミバエ）
Bactrocera dorsalis species complex（ミカンコミバエ種群）	*Bactrocera dorsalis species complex*（ミカンコミバエ種群） （新設）
Bactrocera tau（セグロウリミバエ）	
Bactrocera tryoni（クインスランドミバエ）	*Bactrocera tryoni*（クインスランドミバエ）
Ceratitis capitata（チチュウカイミバエ）	*Ceratitis capitata*（チチュウカイミバエ）
Cydia pomonella（コドリンガ）	*Cydia pomonella*（コドリンガ）
Cylas formicarius（アリモドキゾウムシ）	*Cylas formicarius*（アリモドキゾウムシ）
Euscepes postfasciatus（イモゾウムシ）	*Euscepes postfasciatus*（イモゾウムシ）
Leptinotarsa decemlineata（コロラドハムシ）	*Leptinotarsa decemlineata*（コロラドハムシ）
Mayetiola destructor（ヘシアンバエ）	*Mayetiola destructor*（ヘシアンバエ）
Tuta absoluta（トマトキバガ）	*Tuta absoluta*（トマトキバガ）
(二)～(四)　（略）	(二)～(四)　（略）
第二　有害植物	第二　有害植物
(一)～(四)　（略）	(一)～(四)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第一条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　（略）	第二章　（略）
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　料金の算定（第六条―第十九条）	第二節　料金の算定
（削る）	第一款　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る料金の算定（第六条―第十九条）
第三章　届出料金の算定（第二十条―第二十二条）	第二款　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る料金の算定（第二十条―第二十三条）
（削る）	第三章　届出料金の算定
（削る）	第一節　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（第三十四条―第三十六条）
第四章　燃料費調整制度（第二十三条・第二十四条）	第二節　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（第三十七条―第三十九条）
附則	第四章　燃料費調整制度（第四十条・第四十一条）
第一章　総則	附則
第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）及び電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）において使用する用語の例による。	**第一章**　総則
2　（略）	**第一条**　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）及び電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）において使用する用語の例による。
（営業費の算定）	2　（略）
第三条　事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）にあっては、その一般送配電事業等（一般送配電事業及び発電事業（その一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）をいう。以下同じ。）を行うために沖縄電力が使用する電気に係る費用に相当する額を除く。以下同じ。）、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る費用を除き、沖縄電力にあっては、自らが行う電気の供給に係る接続検討料（系統接続に係る検討に際して発生する検討料をいう。）、契約超過金及び違約金に相当する額を含む。以下同じ。）、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含む。以下この条及び第六条において同じ。）、非化石証書購入費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸	（営業費の算定） **第三条**　事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第十六条の規定により一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。）より調達する電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気に係るものを除く。以下この条、第六条、第八条及び第二十条において同じ。）、非化石証書購入費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振

方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。

2　次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一　役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費及び雑給　実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額

二～六　（略）

七　固定資産税、雑税及び事業税　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八～十　（略）

十一　法人税等　自己資本報酬の額（次条第二項第一号の規定により算定された事業者及び特別関係事業者（同号に定める特別関係事業者をいう。）のレートベースの額の合計額に、次条第四項第一号の規定により算定された自己資本報酬率の百分の三十を乗じて得た額から、法第十八条第一項又は第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）第九条第二項の規定により算定された事業者又は当該特別関係事業者のレートベースの額の合計額に、同条第四項第一号の規定により算定された自己資本報酬率の百分の三十を乗じて得た額を差し引いて得た額に、次条第二項第三号の規定により算定された割合を乗じて得た額をいう。）を基に法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

（事業報酬の算定）

第四条　事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定し、様式第一第二表並びに様式第二第二表及び第三表により事業報酬総括表及び事業報酬明細表を作成しなければならない。

2　電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一　事業者及び特別関係事業者（事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）及び当該者又は事業者を子会社とする会社であって、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。）の特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産（以下「レートベース」という。）の額の合計額に、第四項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。

2　次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一　役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給　実績値及び法第二十九条の規定による届出をした供給計画（以下単に「供給計画」という。）等を基に算定した額

二～六　（略）

七　固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八～十　（略）

十一　法人税等　発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

（事業報酬の算定）

第四条　事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定し、様式第一第二表又は第三表並びに様式第二第二表から第四表までにより事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表を作成しなければならない。

2　電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等（一般送配電事業及び発電事業（その一般送配電事業（最終保障供給を行う事業を除く。）の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る電気事業報酬の額を減じて得た額とする。

一　特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産（以下「レートベース」という。）の額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

二　法第十八条第一項又は第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、算定省令第九条第二項の規定により算定された電気事業報酬の額

三　事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合

（削る）

3　次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～五　（略）

六　運転資本　営業資本の額（前条第一項に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方）に限る。）、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、原子力廃止関連仮勘定償却費、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額

二　レートベースであって一般送配電事業等に係るものの額の合計額に第六項の規定により算定される一般送配電事業の報酬率を乗じて得た額

（新設）

3　前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡しがあり、又は事業者について分割（小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があった場合における電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額（事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。）がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額）を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一　事業者及び特別関係事業者（事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）及び当該者又は事業者を子会社とする会社であって、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。）のレートベースの額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

二　改正法附則第九条第一項又は法第十八条第一項若しくは第五項による事業者又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）の直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）第九条第二項又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第五条第二項の規定により算定された電気事業報酬の額

三　事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合

4　次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～五　（略）

六　運転資本　営業資本の額（前条第一項に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方）に限る。）、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額

4　報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一　（略）

二　他人資本報酬率　全てのみなし小売電気事業者たる法人及び事業の譲渡し又は分割により当該法人の営む発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）であって金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書を提出している者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績率を加重平均して算定した率

（削る）

（控除収益の算定）

第五条　事業者は、控除収益として、他社販売電源料、電気事業雑収益（沖縄電力にあっては、一般送配電事業等に係るものを除く。以下同じ。）、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第三表及び様式第二第四表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2　（略）

第二節　（略）

（削る）

（原価等の整理）

第六条　事業者は、第三条第一項に規定する営業費項目、第四条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担

5　報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一　（略）

二　他人資本報酬率　全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

6　一般送配電事業の報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一　自己資本報酬率　全ての一般送配電事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

二　他人資本報酬率　直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、過去の一定期間における全ての一般送配電事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率を控除して得た率を加重平均して算定した率を加えて得た率

（控除収益の算定）

第五条　事業者は、控除収益として、他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気の料金を除く。第六条、第八条及び第二十条において同じ。）、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2　（略）

第二節　（略）

第一款　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る料金の算定

（原価等の整理）

第六条　事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下この款において同じ。）は、第三条第一項に規定する営業費項目、第四条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、

額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。

一　水力発電費（沖縄電力にあっては、離島等供給に係る費用（以下「離島等供給費」という。）及び離島等供給費以外の費用（以下「非離島等供給費」という。）のうちの電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整並びに揚水式発電設備における揚水運転及び蓄電設備の運用（当該設備の建設及び維持管理に要する一切の費用を含む。）、電気の電圧の値の維持並びにその発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持であって離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る費用（以下「アンシラリーサービス費」という。）を除く。以下同じ。）

二　火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。ただし、沖縄電力にあっては、離島等供給費及びアンシラリーサービス費を除く。以下同じ。）

三　（略）

四　新エネルギー等発電等費（沖縄電力にあっては、離島等供給費及びアンシラリーサービス費を除く。以下同じ。）

五　販売費（沖縄電力にあっては、離島等供給費及び非離島等供給費のうちの一般送配電事業等に係るものを除く。以下同じ。）

六　一般管理費等（一般管理費、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬をいう。）

2～5　（略）

6　事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。第八条において同じ。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。第八条において同じ。）をいう。以下この節において同じ。）として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第三項の規定により水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電等費及び総原子力発電費に整理しなければならない。

第八条　事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなけれ

減価償却費、固定資産除却費、廃炉拠出金費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。

一　水力発電費

二　火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）

三　（略）

四　新エネルギー等発電等費

五　販売費

六　一般管理費等（一般管理費、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬をいう。以下同じ。）

2～5　（略）

6　事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。第八条において同じ。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。第八条において同じ。）をいう。以下この款において同じ。）として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第三項の規定により水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及びに整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電等費及び総原子力発電費に整理しなければならない。

第八条　事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなけれ

ばならない。ただし、火力発電費であって、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一～三　（略）

２・３　（略）

（需要等の算定）

第九条　事業者（沖縄電力を除く。以下この項から第六項までにおいて同じ。）は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）及び特定需要（以下「二需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一～五　（略）

２・３　（略）

４　事業者は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

一　二需要種別の最大電力を合計した値のうちに二需要種別ごとの最大電力の占める割合

二　二需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

三　二需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

四　二需要種別の発受電等量を合計した値のうちに二需要種別ごとの発受電等量の占める割合

５　事業者は、送配電非関連需要について、前項各号の規定により算定された割合を基に、二需要種別ごとに、同項第一号の割合に二を、同項第二号の割合に〇・五を、同項第三号の割合に〇・五を、同項第四号の割合に一を乗じて得た値の合計の値を、四で除して得た値を算定しなければならない。

６　事業者は、送配電非関連需要について、第一項第五号又は第二項の規定により算定された値を基に、二需要種別の口数を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合を算定しなければならない。

７　前六項の規定は、沖縄電力に準用する。この場合において、第一項中「事業者（沖縄電力を除く。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」とあるのは「沖縄電力」と、同項及び第二項中「当該事業者」とあるのは「沖縄電力」と、第一項中「高圧需要」とあるのは「高圧需要（特定需要を除く。）」と、「及び特定需要」とあるのは「、特定高圧需要（高圧需要である特定需要をいう。以下同じ。）及び特定低圧需要（低圧需要である特定需要をいう。以下同じ。）」と、同項及び第四項から第六項まで中「二需要種別」とあるのは「三需要種別」と、第二項から前項まで中「事業者」とあるのは「沖縄電力」と、第三項中「様式第六」を「様式第六の二」と読み替えるものとする。

（需要種別への配分等）

第十条　事業者は、第七条の規定により整理された需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、二需要種別又は三需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならない。

ばならない。ただし、火力発電費であって、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費（以下「環境対策費」という。）については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一～三　（略）

２・３　（略）

（需要等の算定）

第九条　事業者は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この款において同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。以下この款において同じ。）及び特定需要ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一～五　（略）

２・３　（略）

４　事業者は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

一　非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合

二　非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

三　非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

四　非特定需要及び特定需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電等量の占める割合

５　事業者は、送配電非関連需要について、前項各号の規定により算定された割合を基に、非特定需要及び特定需要ごとに、同項第一号の割合に二を、同項第二号の割合に〇・五を、同項第三号の割合に〇・五を、同項第四号の割合に一を乗じて得た値の合計の値を、四で除して得た値を算定しなければならない。

６　事業者は、送配電非関連需要について、第一項第五号又は第二項の規定により算定された値を基に、非特定需要及び特定需要の口数を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合を算定しなければならない。

（新設）

（需要種別への配分等）

第十条　事業者は、第七条の規定により整理された需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	前条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定された値
二　（略）	（略）	前条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号の規定により算定された割合
三　（略）	（略）	前条第六項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第六項の規定により算定された割合

第十一条　（略）

２　（略）

３　事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならない。

第十二条　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合
二　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合
三　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	前条第五項の規定により算定された値
二　（略）	（略）	前条第四項第四号の規定により算定された割合
三　（略）	（略）	前条第六項の規定により算定された割合

第十一条　（略）

２　（略）

３　事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九条第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならない。

第十二条　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合
二　（略）	（略）	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合
三　（略）	（略）	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合

第十三条　事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により電気事業雑収益及び預金利息として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
二　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
三　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）

第十四条　事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
二　（略）	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
三　（略）	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）

第十三条　事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により電気事業雑収益及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
二　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
三　（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）

第十四条　事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一～三　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	第十条から前条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	（略）
二　（略）	第十条から前条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	（略）
三　（略）	第十条から前条までの規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	（略）

第十五条　事業者は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、二需要種別又は三需要種別ごとに整理しなければならない。

第十六条　事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要又は特定二需要種別（特定高圧需要及び特定低圧需要をいう。以下同じ。）について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一～三　（略）

（供給区域別料金の決定等）

第十八条　料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費の合計額（以下それぞれ「特定需要原価等」又は「特定二需要種別原価等」という。）と原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入が一致するように設定されなければならない。

2　事業者は、特定需要原価等又は特定二需要種別原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定需要原価等又は特定二需要種別原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。なお、法第十七条の二第一項に規定する経済産業省令で定める期間（以下「算定期間」という。）内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

3～5　（略）

6　事業者は、原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

7　事業者は、第一項に規定する特定需要原価等又は特定二需要種別原価等と前項により算定した原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入を整理し、様式第八により特定需要原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第十九条　事業者は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第二十一条又は第二十二条の規定により第二十一条第一項各号又は第二十二条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算

第十五条　事業者は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、非特定需要及び特定需要ごとに整理しなければならない。

第十六条　事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一～三　（略）

（供給区域別料金の決定等）

第十八条　料金は、特定需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費の合計額（以下「特定需要原価等」という。）と原価算定期間における特定需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

2　事業者は、特定需要原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。なお、法第十七条の二第一項に規定する経済産業省令で定める期間（以下「算定期間」という。）内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

3～5　（略）

6　事業者は、原価算定期間における特定需要の料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

7　事業者は、第一項に規定する特定需要原価等と前項により算定した原価算定期間における特定需要の料金収入を整理し、様式第八第一表により特定需要原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第十九条　事業者は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定し

定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額（社会的経済的事情の変動による改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に起因する変動額（以下「外生的燃料費等変動相当額」という。）に限る。以下この条において同じ。）

二　使用済燃料再処理等拠出金費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

三　特定放射性廃棄物処分費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

四　他社購入電源費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

五　他社販売電源料の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

六　事業税の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

2　事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　事業者は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第二十一条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、第二十一条第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額（同条第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二　（略）

三　事業者は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第二十一条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、第二十一条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四　事業者は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第二十一条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、第二十一条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五　（略）

定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額（社会的経済的事情の変動による改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に起因する変動額（以下「外生的燃料費等変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

二　使用済燃料再処理等拠出金費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

三　特定放射性廃棄物処分費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

四　他社購入電源費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

五　他社販売電源料の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

六　事業税の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）

2　事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　事業者は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、第三十五条第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額（同条第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額をいう。以下この項及び第三十三条第二項において同じ。）を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二　（略）

三　事業者は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、第三十五条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四　事業者は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第三十五条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、第三十五条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五　（略）

3　（略）

4　事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5　事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、特定需要又は特定二需要種別ごとについて、様式第十一により特別送配電非関連費計算表を作成し、様式第十二により特別原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費、第二十一条第四項の規定により整理された特定変動可変費又は第二十二条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第二十一条第十項又は第二十二条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第六項に規定する特別変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第二十一条第十一項又は第二十二条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（削る）

（削る）

3　（略）

4　事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5　事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、特定需要について、様式第十一により特別送配電非関連費計算表を作成し、様式第十二により特別原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要の前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十条第五項（三十七条の二の規定により準用する場合を含む。第三十七条第六項において同じ。）又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費、第三十六条第四項の規定により整理された特殊変動費又は第三十五条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第三十六条第十項又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第六項に規定する特別変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第三十六条第十一項又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十三第一表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第二款　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る料金の算定

（原価等の整理）

第二十条　沖縄電力は、期間原価等項目のうち、基礎原価等項目として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。ただし、一の発電

所又は蓄電所内に存する発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る基礎原価等項目については、当該発電所又は当該蓄電所ごとの当該発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電等費、送電費、変電費及び配電費に配分することにより整理しなければならない。

一　水力発電費（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

二　火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいい、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

三　原子力発電費（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

四　新エネルギー等発電等費（新エネルギー等発電所又は蓄電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

五　送電費（発電所又は蓄電所内に存する送電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

六　変電費（発電所又は蓄電所内に存する変電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

七　配電費（発電所又は蓄電所内に存する配電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

八　販売費

九　一般管理費等

2　沖縄電力は、前項の規定により同項第九号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、同項第一号から第八号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

3　沖縄電力は、第一次整理原価として、第一項の規定により同項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び前項又は第五項の規定により第一項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された、同項第九号に整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により部門整理表を作成しなければならない。

4　沖縄電力は、前項の規定により各部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理し、様式第四の二により販売費整理表を作成しなければならない。

一　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電等費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給に係る第一次整理原価（以下「離島等供給費」という。）及び離島等供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島等供給費」という。）に整理し、非離島供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費の部門の第一次整理原価を、発生の主な原因に応じて、電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整並びに揚水式発電設備における揚水運転及び蓄電設備の運用（当該設備の建設及び維持管理に要する一切の費用を含む。）、電気の電圧の値の維持並びにその発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であって離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）及びアンシラリーサービス費以外の第一次整理原価（以下「非アンシラリーサービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

二　販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給費及び非離島等供給費に整理し、離島等供給費及び非離島等供給費に整理された販売費の部門の第一次整理原価を、給電費、需要家費及び一般販売費に配分することにより整理しなければならない。

三　前号の規定により非離島等供給費のうちの給電費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク給電費」という。）とネットワーク給電費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク給電費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

四　第二号の規定により非離島等供給費のうちの需要家費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク需要家費」という。）とネットワーク需要家費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク需要家費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

五　第二号の規定により非離島等供給費のうちの一般販売費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク一般販売費」という。）とネットワーク一般販売費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

5　第二項及び前項の規定において、沖縄電力の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であって、沖縄電力が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第二項及び前項の基準によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

6　沖縄電力は、期間原価等項目のうちの他社購入電源費、非化石証書購入費及び他社販売電源料（以下この款において「購入販売電源項目」という。）として第三条又は第五条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費のうちの離島供給費、火力発電費のうちの離島供給費、新エネルギー等発電等費のうちの離島供給費、アンシラリーサービス費、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサービス費及び原子力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサービス費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第四項第一号又は前項の規定により水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサービス費に整理された第一次整理原価並びに第三項の規定により原子力発電費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごと（水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費については、非アンシラリーサービス費及び購入販売電源項目ごと）に、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費及び総原子力発電費に整理しなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）

第二十一条　沖縄電力は、送配電非関連費として、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、前条第六項の規定により水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費及び総原子力発電費に整理された第二次整理原価、同条第四項第三号の規定により非ネットワーク給電費に整理された第一次整理原価、同項第四号の規定により非ネットワーク需要家費に整理された第一次整理原価並びに同項第五号の規定により非ネットワーク一般販売費として整理された第一次整理原価を整理しなければならない。ただし、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費に整理された第二次整理原価については、非アンシラリーサービス費及び購入販売電源項目ごとに整理しなければならない。

第二十二条　沖縄電力は、前条の規定により整理された送配電非関連費（非ネットワーク需要家費及び非ネットワーク一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、非アンシラリーサービス費、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第五の二により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、環境対策費については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一　第八条第一項第一号に掲げる基礎原価等項目にあっては、送配電非関連固定費

二　第八条第一項第二号に掲げる基礎原価等項目及び購入販売電源項目にあっては、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費

三　第八条第一項第三号に掲げる基礎原価等項目にあっては、送配電非関連可変費

2　沖縄電力は、前項第二号に掲げる基準について、沖縄電力の実情に応じた基準を定め、当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

3　第一項の規定において、沖縄電力の実情に応じた基準により算定することが適当である場合であって、沖縄電力が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、第一項第一号及び第三号の基準によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

（需要等の算定）

第二十三条　沖縄電力は、送配電非関連需要（沖縄電力が小売供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要（特定需要を除く。）及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）、特定高圧需要（高圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十条において同じ。）及び特定低圧需要（低圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十条において同じ。）（以下この款において「三需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一　最大電力

二　夏期尖頭時責任電力

三　冬期尖頭時責任電力

四　発受電等量

五　口数

（削る）

2　第四項及び第六項の規定において、沖縄電力の実情に応じた値により算定することが適当である場合であって、沖縄電力が当該値を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、前項各号の値によらないことができる。この場合においては、経済産業大臣は、当該値を公表しなければならない。

3　沖縄電力は、第一項又は前項の規定により算定された値を基に、様式第六の二により送配電非関連需要明細表を作成しなければならない。

4　沖縄電力は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

一　三需要種別の最大電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの最大電力の占める割合

二　三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

三　三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

四　三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

5　沖縄電力は、送配電非関連需要について、前項各号の規定により算定された割合を基に、三需要種別ごとに、前項第一号の割合に二を、同項第二号の割合に〇・五を、同項第三号の割合に〇・五を、同項第四号の割合に一を乗じて得た値の合計の値を、四で除して得た値を算定しなければならない。

6　沖縄電力は、送配電非関連需要について、第一項第五号又は第二項の規定により算定された値を基に、三需要種別の口数を合計した値のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合を算定しなければならない。

（需要種別への配分等）

第二十四条　沖縄電力は、第二十一条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額、第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、三需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2　沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額	前条第五項の規定により算定された値	固有固定費
二　第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービ	前条第四項第四号の規定により算定された割合	固有可変費

ス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額

三　第二十一条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額

前条第六項の規定により算定された割合

固有非ネットワーク需要家費

（削る）

第二十五条　沖縄電力は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費として、第二十条第四項第五号又は同条第五項の規定により整理された非ネットワーク一般販売費を、前条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額のこれらの合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

2　沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額	前条の規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額	前条の規定により整理された三需要種別の送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項の規定により整理された非ネットワーク需要家費の額	前条の規定により整理された三需要種別の非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費

（削る）

第二十六条　沖縄電力は、原価算定期間における接続検討料（期間原価等項目のうち電気事業雑収益として前節の規定により算定された額のうち、系統接続に係る検討に際し発生する検討料をいう。）に相当する額（以下「接続検討料相当額」という。）を算定し、送配電非関連固定費に加える額として整理しなければならない。

第二十七条　沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第一次追加項目として算定された額を、第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益として第三条又は第五条の規定により算定された額並びに総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2　沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第一次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連固定費

（削る）

二　第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　送配電非関連可変費

三　第二十四条及び第二十五条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　非ネットワーク需要家費

3　沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前条及び前項第一号の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額	第二十四条及び第二十五条の規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前条及び前項第二号の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額	第二十四条及び第二十五条の規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項第三号の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	第二十四条及び第二十五条の規定により整理された三需要種別ごとの非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費

第二十八条　沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第二次追加項目として算定された額を、第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに算定省令第十条第三項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2　沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第二次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連固定費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　送配電非関連固定費

二　第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　送配電非関連可変費

（削る）

三　第二十四条から前条までの規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第二十四条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合　非ネットワーク需要家費

沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項第一号の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額	第二十四条から前条までの規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前項第二号の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額	第二十四条から前条までの規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項第三号の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額	第二十四条から前条までの規定により整理された三需要種別ごとの非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費

第二十九条　沖縄電力は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費として、第二十五条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加非ネットワーク需要家費の合計額を、三需要種別ごとに整理しなければならない。

第三十条　沖縄電力は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、二需要種別（特定高圧需要及び特定低圧需要をいう。以下この款において同じ。）について、様式第七の二により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一　第二十四条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費　送配電非関連費

二　特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）を、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は一般送配電事業者が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額　送配電関連費

三　特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額として、配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があったときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額　配電関連費

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第三十一条　沖縄電力は、総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費として、第二十四条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費に、第二十九条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費をそれぞれ加えて得た額、前条第二号の規定により整理された送配電関連費並びに前条第三号の規定により整理された配電関連費を整理しなければならない。

2　沖縄電力の指定旧供給区域が複数の供給区域に分かれている場合、送配電関連費及び配電関連費の整理にあたっては、当該複数の供給区域ごとに整理しなければならない。

（供給区域別料金の決定等）

第三十二条　料金は、二需要種別ごとの前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費の合計額（以下「需要種別原価等」という。）と原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入が一致するように設定されなければならない。

2　沖縄電力は、需要種別原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による需要種別原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第三十条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

3　沖縄電力の指定旧供給区域が複数の供給区域に分かれている場合にあっては、当該複数の供給区域ごとの送配電関連費及び配電関連費の差異を勘案して当該複数の供給区域ごとに料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあっては沖縄電力の供給区域と同額の料金を設定することができる。

3　沖縄電力は、第二項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあっては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

5　沖縄電力は、第二項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

6　沖縄電力は、原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

7　沖縄電力は、第一項に規定する需要種別原価等と前項により算定した原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入を整理し、様式第八第二表により需要種別原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第三十三条　沖縄電力は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一

項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第二条から第五条まで及び第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額

二　使用済燃料再処理等拠出金費の変動額

三　特定放射性廃棄物処分費の変動額

四　他社購入電源費の変動額

五　他社販売電源料の変動額

六　事業税の変動額

2　沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一　沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第三十八条第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二　沖縄電力は、使用済燃料再処理等拠出金費の変動額及び特定放射性廃棄物処分費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第三号及びこの号の規定により算定された額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

三　沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第三十八条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四　沖縄電力は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第三十八条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、第三十八条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五　沖縄電力は、事業税の変動額として、前各号に掲げる方法により整理した変動額の合計額を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

3　沖縄電力は、前項の規定により算定された特別変動額を送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第十により、特別送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4　沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5　沖縄電力は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十一により特別送配電非関連費計算表を作成し、様式第十二の二により特別原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8　沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9　沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

10　沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　沖縄電力は、第六項に規定する特別変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三第二表により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第三章　届出料金の算定

（削る）

（届出料金に関する準用）

第二十条　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする事業者が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条第一項	第二表並びに様式第二第二表及び第三表	第二表
	事業報酬総括表及び事業報酬明細表	（略）
第四条第二項	（略）	（略）
第四条第三項	（略）	（略）
第五条第一項	様式第一第三表及び様式第二第四表	様式第一第三表
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条第一項及び第二項、第四条第三項第六号並びに第六条第一項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第三項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第十六条第二号及び第三号	（略）	（略）

第三章　届出料金の算定

第一節　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る届出料金の算定

（届出料金に関する準用）

第二十四条　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする事業者（沖縄電力を除く。次項において同じ。）が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条第一項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表
	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	（略）
第四条第二項及び第三項	（略）	（略）
第四条第四項	（略）	（略）
第五条第一項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条第一項及び第二項、第四条第四項第五号並びに第六条第一項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第四項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第十六条第二号及び第三号	（略）	（略）

第三条第二項第二号及び第四条第三項第二号	（略）	（略）
第三条第二項第五号及び第四条第二項第二号	（略）	（略）
第四条第一項	第二表並びに様式第二第二表及び第三表	第二表
	事業報酬総括表及び事業報酬明細表	（略）
第四条第二項	（略）	（略）
第四条第二項及び第三項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四条第三項	（略）	（略）
第四条第三項第六号	（略）	（略）
第四条第三項第六号、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項	（略）	（略）
第五条第一項	（略）	（略）
	様式第一第三表及び様式第二第五表	様式第一第三表
（略）	（略）	（略）
第六条第一項から第四項まで、同条第六項、第七条及び第八条第一項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第三条第二項第二号及び第四条第四項第二号	（略）	（略）
第三条第二項第五号及び第四条第三項第二号	（略）	（略）
第四条第一項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表
	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	（略）
第四条第二項及び第三項	（略）	（略）
第四条第二項から第四項まで	（略）	（略）
第四条第四項	（略）	（略）
第四条第四項第五号	（略）	（略）
第四条第四項第五号、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項	（略）	（略）
第五条第一項	（略）	（略）
	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
（略）	（略）	（略）
第六条第一項から第四項まで、同条第六項、第七条、第八条第一項、第十三条第一項並びに第十四条第一項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

第十二条第二項の表並びに第十三条第一項及び同条第二項の表	（略）	（略）
		改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第二十条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
第十四条第一項	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
		改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第二十条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条
第十四条	（略）	（略）
		改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第二十条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条
（略）	（略）	（略）

（変動額届出料金の算定）

第二十一条　事業者は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下この条において同じ。）

第十二条第二項の表並びに第十三条第一項及び同条第二項の表	（略）	（略）
		改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十四条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条
（略）	（略）	（略）
第十三条第一項	第一次追加項目	変分第一次追加項目
第十四条第一項	（略）	（略）
	第二次追加項目	変分第二次追加項目
第十四条	（略）	（略）
		改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十四条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第十条
（略）	（略）	（略）

（変動額届出料金の算定）

第三十五条　事業者（沖縄電力を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）

二　他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

三　他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

2　事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十四により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一～三　（略）

3　事業者は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十五により特定送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4　事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5　事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要又は特定二需要種別ごとについて、様式第十六により特定送配電非関連費計算表を作成し、様式第十七により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前項の規定により整理された特定変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第六項又は次条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費又は次条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十項又は次条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定した料金及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

二　他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）

三　他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十八条において同じ。）

2　事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十八により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一～三　（略）

3　事業者は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4　事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5　事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要について、様式第二十により特定送配電非関連費等計算表を作成し、様式第二十一により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要の前項の規定により整理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第六項又は次条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定された当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び次条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十項又は次条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は次条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十八により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（送配電関連費等の変動額届出料金の算定）

第二十二条　事業者は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一～三　（略）

四　他社購入電源費の変動額（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号。以下「託送料金算定規則」という。）第一条第二項第三号に規定する発電側託送供給料金に係るものであって、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）又は配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があったときは、当該届出がされたもの）で設定した料金の変更に起因する変動額（以下「発電側託送供給料金変動相当額」という。）に限る。以下この条において同じ。）

五　他社販売電源料の変動額（発電側託送供給料金変動相当額に限る。以下この条において同じ。）

2　事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ、第三号から第五号までに掲げる額を加えて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十九により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一～三　（略）

四　他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあっては、第十九条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含み、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、前条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

11　事業者は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は次条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第二十二第一表により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（送配電関連費等の変動額届出料金の算定）

第二十六条　事業者は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一～三　（略）

四　他社購入電源費の変動額（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号。以下「託送料金算定規則」という。）第一条第二項第三号に規定する発電側託送供給料金に係るものであって、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）又は配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があったときは、当該届出がされたもの）で設定した料金の変更に起因する変動額（以下「発電側託送供給料金変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第三十九条において同じ。）

五　他社販売電源料の変動額（発電側託送供給料金変動相当額に限る。以下この条及び第三十九条において同じ。）

2　事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ、第三号から第五号までに掲げる額を加えて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一～三　（略）

四　他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあっては、第十九条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含み、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、前条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

五　他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあっては、第十九条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含み、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、前条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

3　事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費及び配電関連費に配分し、並びに同項第三号から第五号までに係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変動額のうち同項第三号に係る部分を送配電非関連固定費に整理し、同項第四号及び第五号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第八条第二項において設定した基準（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費に整理し、様式第十九の二により特殊送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4　事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第三号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第四号及び第五号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した際に第九条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動固定費に整理し、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連可変費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動可変費に整理し、送配電関連費及び配電関連費に整理された特殊変動額並びに追加固定費、特殊変動固定費及び特殊変動可変費に整理された特殊変動額を、特殊変動費として整理しなければならない。

5　事業者は、送配電関連費、配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要又は特定二需要種別ごとについて、様式第二十により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第二十一により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二

五　他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあっては、第十九条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含み、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあっては、前条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

3　事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費及び配電関連費に配分し、並びに同項第三号から第五号までに係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変動額のうち同項第三号に係る部分を送配電非関連固定費に整理し、同項第四号及び第五号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第八条第二項において設定した基準（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費に整理し、様式第十四の二により特殊送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4　事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第三号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第四号及び第五号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により特殊変動固定費に整理し、非特定需要及び特定需要ごとに、前項の規定により送配電非関連可変費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号（第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により特殊変動可変費に整理し、送配電関連費及び配電関連費に整理された特殊変動額並びに追加固定費、特殊変動固定費及び特殊変動可変費に整理された特殊変動額を、特殊変動費として整理しなければならない。

5　事業者は、送配電関連費、配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要について、様式第十五により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第十六により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要の前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第六項又は第三十五条第六項の規定により算定した当該原価算

需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第六項又は前条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び前条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあっては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十項又は前条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は前条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第二十二により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（削る）

（削る）

定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第三十五条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあっては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十項又は第三十五条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は第三十五条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十七第一表により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第二節　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る届出料金の算定

（届出料金に関する準用）

第三十七条　第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十条から第三十二条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする沖縄電力が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	原価等	届出原価等
第二条第二項	四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに	前項で定める届出原価等は、
	額（以下「期間原価等」という。）	額

第三条第一項	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第三条第二項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ
第四条第一項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表
	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	事業報酬総括表
第四条第二項及び第三項	別表第一第一表により分類し、第一号	第一号
第四条第四項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ
第五条第一項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
	控除収益総括表及び控除収益明細表	控除収益総括表
第五条第二項	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値

2　沖縄電力は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目の変動額を基に変更しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

3　第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十条から第三十二条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	必要である	変動する
	原価等	届出原価等
第二条第二項	四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等	前項で定める届出原価等
	事業年度ごとに次条	次条
	額（以下「期間原価等」という。）	変分営業費項目
第三条第一項及び第二項並びに第四条第四項第五号	営業費項目	変分営業費項目

第三条第一項	法人税等	法人税等のうち額が変動するもの	
		様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
		営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第三条第二項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ	
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第三項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第三十条第二号及び第三号	算定した額	算定した変動額	
第三条第二項第二号及び第四条第四項第二号	得た額	得た変動額	
第三条第二項第五号及び第四条第三項第二号	額	変動額	
第四条第一項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表	
	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	事業報酬総括表	
第四条第二項及び第三項	別表第一第一表により分類し、第一号	第一号	
第四条第二項第一号	繰延償却資産	繰延償却資産のうち額が変動するもの	
第四条第二項から第四項まで	レートベース	変分レートベース	
第四条第四項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ	
第四条第四項第五号	法人税等	法人税等のうち額が変動するものの変動額	
第四条第四項第五号、第五条第一項及び第二項	控除収益項目	変分控除収益項目	

第五条第一項	廃炉円滑化負担金相当収益	廃炉円滑化負担金相当収益のうち額が変動するもの	控除した変動額			
		様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表	控除収益総括表	実績値	
		控除収益総括表及び控除収益明細表	別表第一第一表により分類し、実績値	期間原価等項目	第三十四条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分期間原価等項目	接続検討料相当額
第五条第二項						
第二十条第一項及び第六項、第二十七条第一項並びに第二十八条第一項	基礎原価等項目				第三十四条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分基礎原価等項目	
第二十条第一項から第四項まで及び第六項、第二十一条、第二十二条第一項（各号を除く。）、第二十七条第一項並びに第二十八条第一項	購入販売電源項目				第三十四条第三項において読み替えられた第六条第六項に規定する変分購入販売電源項目	一般販売費（額が変動する場合に限る。次項において同じ。）
第二十二条第一項（第二号を除く。）	基礎原価等項目	基礎原価等項目のうち額が変動するもの				
第二十二条第一項第一号及び第三号	購入販売電源項目	購入販売電源項目のうち額が変動するもの				
第二十二条第一項第二号	一般販売費					
第二十五条第一項	接続検討料相当額	接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額				
第二十六条	控除した額	控除した変動額				
第二十七条第一項及び第二十八条第一項						

第二十七条第一項、第二項及び第三項の表	第二十四条	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十七条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十四条
第二十七条第一項及び第二項	第一次追加項目	第三十四条第三項において読み替えられた変分第一次追加項
第二十八条第一項	追加事業報酬の額	追加事業報酬の変動額
第二十八条第一項及び第二項	第二次追加項目	第三十四条第三項において読み替えられた変分第二次追加項目
第二十八条	第二十四条	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十七条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十四条
第三十条第二号	含む。	含み、額が変動する場合に限る。）の変動額
第三十二条第一項、第六項及び第七項	料金収入	料金収入の変動分

（削る）

（変動額届出料金の算定）

第三十八条　沖縄電力は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十条から第三十二条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　燃料費の変動額

二　他社購入電源費の変動額

三　他社販売電源料の変動額

2　沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十八により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一　沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第三十三条第二項第一号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二　沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第三十三条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三　沖縄電力は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第三十三条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

3　沖縄電力は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非関連費等明細表を作成しなければならない。

4　沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5　沖縄電力は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、二需要種別ごとについて、様式第二十により特定送配電非関連費等計算表を作成し、様式第二十一の二により特定原価等集計表を作成しなければならない。

料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8　沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9　沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

10　沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　沖縄電力は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定された当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第二十二第二表により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（送配電関連費等の変動額届出料金の算定）

第三十九条　沖縄電力は、旧法第十九条第三項又は改正法附則第十八条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十条から第三十二条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一　第三十条第二号の規定により算定された送配電関連費の変動額

二　第三十条第三号の規定により算定された配電関連費の変動額

三　他社購入電源費の変動額

四　他社販売電源料の変動額

（削る）

2　沖縄電力は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ、第三号及び第四号に掲げる額を加えて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額を、一般送配電事業者が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額及び配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があったときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額

二　特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三十条第二号又は前号の規定により算定された送配電関連費の額及び同条第三号又は前号の規定により算定された配電関連費の額

三　他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第三十三条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含み、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、前条第二項第二号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

四　他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十三条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第三十三条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含み、前条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は改正法附則第十八条第四項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあっては、前条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した発電側託送供給料金変動相当額

3　沖縄電力は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費及び配電関連費に配分し、並びに同項第三号及び第四号に係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変動額を、第二十二条第二項において設定した基準により、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費に整理し、様式第十四の二により特殊送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4　沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連固定費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動固定費に整理し、三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連可変費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十三条第四項第四号（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動可変費に整理し、送配電関連費及び配電関連費に整理された特殊変動額並びに特殊変動固定費及び特殊変動可変費に整理された特殊変動額を、特殊変動費として整理しなければならない。

5　沖縄電力は、送配電関連費、配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十五により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第十六の二により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、二需要種別ごとの前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあっては、沖縄電力の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第三十条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8　沖縄電力は、前項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあっては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

9　沖縄電力は、第七項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組合せにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少ないと見込まれる需要に対する料金の設定の場合は、この限りでない。

10　沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

（燃料費調整制度）

第二十三条　事業者は、第十八条第二項及び第三項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第七項、第二十一条第七項又は前条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額（同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額）に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（以下「調整」という。）を行わなければならない。

2　基準平均燃料価格は、改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の認可の申請の日（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあっては、当該変更の認可を受ける前に定めていた特定小売供給約款の認可の申請の日）若しくは旧法第十九条第四項の規定により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている直近三月分（直近一月分を用いることができない合理的な理由があるときは、その前の直近三月分）の小売電気事業等の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て貿易統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあっては、一）に原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの（次項において「換算係数」という。）を乗じて得た額を合計した額とする。

3・4　（略）

（離島供給に係る燃料費調整制度）

第二十四条　事業者は、第十八条第二項及び第三項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第七項、第二十一条第七項又は第二十二条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、託送料金算定規則第三十二条第一項の規定に基づき算定された額により、増額又は減額を行うことができる。

11　沖縄電力は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十七第二表により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（燃料費調整制度）

第四十条　事業者は、第十八条第二項及び第三項（第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第七項、第三十六条第七項、第三十二条第二項（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第七項、前条第七項、第三十五条第七項又は前条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額（同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額）に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（以下「調整」という。）を行わなければならない。

2　基準平均燃料価格は、改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の認可の申請の日（第十九条又は第三十三条の規定により第十九条第一項各号に掲げる変動額又は第三十三条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた事業者にあっては、当該変更の認可を受ける前に定めていた特定小売供給約款の認可の申請の日）若しくは旧法第十九条第四項の規定により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている直近三月分（直近一月分を用いることができない合理的な理由があるときは、その前の直近三月分）の小売電気事業等の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て貿易統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあっては、一）に原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの（次項において「換算係数」という。）を乗じて得た額を合計した額とする。

3・4　（略）

（離島供給に係る燃料費調整制度）

第四十一条　事業者は、第十八条第二項及び第三項（第三十四条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第七項、第三十六条第七項、第三十二条第二項（第三十七条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第七項、第三十九条第七項、第三十五条第七項又は第三十八条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、託送料金算定規則第三十二条第一項の規定に基づき算定された額により、増額又は減額を行うことができる。

別表第１（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

期間原価等項目分類表

期間原価等項目	内訳及び明細項目	備　　考
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
賃借料	（略）	（略）
	（略）	
	（略）	
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	
	（削る）	（削る）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
委託費	（略）	設備（借入設備を含む。）の運転又は点検を他に委託する場合の費用（「厚生費」、「委託集金費」、「廃棄物処理費」、「修繕費」、「補償費」、「普及開発関係費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。「雑委託費」において同じ。）を整理する。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
貸倒損	（略）	「電灯料」、「電力料」、「他社販売電力料」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損引当を整理する。
	（略）	「電灯料」、「電力料」、「他社販売電力料」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損を整理する。
（略）	（略）	（略）

別表第１（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

期間原価等項目分類表

期間原価等項目	内訳及び明細項目	備　　考
（略）	（略）	（略）
委託検針費	委託検針費	従業員以外の者に検針を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるものを整理する。
（略）	（略）	（略）
賃借料	（略）	（略）
	（略）	
	（略）	
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	
	線下補償料	建物の移転等に関するものを除く。
	（略）	（略）
	（略）	（略）
委託費	（略）	設備（借入設備を含む。）の運転又は点検を他に委託する場合の費用（「厚生費」、「委託検針費」、「委託集金費」、「廃棄物処理費」、「修繕費」、「補償費」、「普及開発関係費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。「雑委託費」において同じ。）を整理する。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
貸倒損	（略）	「電灯料」、「電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損引当を整理する。
	（略）	「電灯料」、「電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損を整理する。
（略）	（略）	（略）

他社購入電源費	（略）	
	（削る）	
非化石証書購入費	非化石証書購入費	
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	
（略）	（略）	（略）
他社販売電源料	（略）	
（削る）	（削る）	
（略）	（略）	（略）
電気事業雑収益	（略）	
	（略）	
	（略）	
	（略）	
	（削る）	
	（略）	
	（略）	
	（略）	
	（略）	
（略）	（略）	

第２表

レートベース分類表

項　　目	内訳及び明細項目	備　　考
特定固定資産	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（略）	（略）

他社購入電力料	（略）	
	非化石証書購入費	
（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）
電源開発促進税	電源開発促進税	
（略）	（略）	（略）
他社販売電力料	（略）	
託送収益	その他託送収益	
（略）	（略）	（略）
電気事業雑収益	（略）	
	（略）	
	（略）	
	（略）	
	器具販売益	
	（略）	
	（略）	
	（略）	
	（略）	
（略）	（略）	

第２表

レートベース分類表

項　　目	内訳及び明細項目	備　　考
特定固定資産	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	送電設備	同上
	変電設備	同上
	配電設備	同上
	（略）	（略）

建設中の資産	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第２（第６条関係）

第１表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

１．一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の各部門（水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費）への整理の基準

⑴・⑵　（略）

（削る）

２．販売費の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準

⑴・⑵　（略）

（削る）

注　第20条第２項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第６条第２項及び第４項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

建設中の資産	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	送電設備	同上
	変電設備	同上
	配電設備	同上
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第２（第６条、第20条関係）

第１表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

１．一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の各部門（水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準

⑴・⑵　（略）

２．販売費の離島等供給費及び非離島等供給費への整理の基準（沖縄電力に限る。）

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第４表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

３．離島等供給費及び非離島等供給費へ整理された販売費（沖縄電力以外のみなし小売電気事業者にあっては販売費）の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準

⑴・⑵　（略）

４．給電費、需要家費及び一般販売費のネットワーク費用及び非ネットワーク費用への整理の基準（沖縄電力に限る。）

⑴　３．により給電費、需要家費及び一般販売費へ整理された基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、それぞれ、ネットワーク給電費、ネットワーク需要家費若しくはネットワーク一般販売費又は非ネットワーク給電費、非ネットワーク需要家費若しくは非ネットワーク一般販売費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第２表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

注　第34条第２項及び第37条第２項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第６条第２項及び第４項並びに第20条第２項及び第４項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

第２表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費等（第１表１．⑵関係）		販売費（第１表２．⑵関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
普及開発関係費	―	各部門原価比又は直課された各部門普及開発関係費比		

第２表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費等（第１表１．⑵関係）		販売費並びに給電費、需要家費及び一般販売費（第１表３．⑵及び４．⑵関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
普及開発関係費	―	各部門原価比（当該各部門原価のうち電気事業報酬の額については、特別関係事業者（一般送配電事業者である者ものに限る。）がいる場合を除き、第四条第二項第二号又は同条第三項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を内容ごとに一般送配電事業等に係る各部門設備別帳簿価額比で整理し、総電気事業報酬額から当該一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を控除した額を内容ごとに各部門設備別帳簿価額比（各部門設備については、一般送配電事業等に係る各部門設備を除く。）で整理して得た額を用いるものとする。「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）」及び「法人税等」において同じ。）又は直課された各部門普及開発関係費比		

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
電気事業報酬	―	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比	―	同　上

（削る）

（削る）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
電気事業報酬	―	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比（送電部門、変電部門及び配電部門の設備の帳簿価額は、零とする。）	―	同　上

第３表

水力・火力・新エネルギー等発電等費の整理の基準

１．水力・火力・新エネルギー等発電等費の離島等供給費及び非離島等供給費への整理の基準

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第４表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

２．非離島等供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費のアンシラリーサービス費及び非アンシラリーサービス費への整理の基準

非離島等供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

第４表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	水力・火力・新エネルギー等発電等費（第３表１．⑵関係）		販売費（第１表２．⑵関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	―	直課された人員数比	直課された人員数比	―
給料手当	―	同　上	同　上	―

給料手当振替額（貸方）	一	同　上	同　上	一
退職給与金	一	同　上	同　上	一
委託集金費			契約口数比	一
厚生費	一	同　上	直課された人員数比	一
雑給	一	同　上	同　上	一
消耗品費	一	同　上	同　上	一
修繕費	一	同　上	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	修繕費
水利使用料	一	発電等設備の認可出力比		
補償費	一	発電等設備の箇所数比	一	直課された人員数比
賃借料	一	発電等設備の認可出力比	業務用建物床面積比（建物については、賃借建物に限る。）	一
委託費	一	発電等設備の認可出力比	一	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

損害保険料	一	発電等設備の箇所数比	一	直課された人員数比
普及開発関係費	一	発電等設備の帳簿原価比	契約口数比	一
養成費	一	同　上	直課された人員数比	一
研究費	一	同　上	一	直課された人員数比
諸費	一	同　上	一	同　上
貸倒損			契約口数比	一
固定資産税	発電等設備の帳簿価額比	一	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	一
雑税	一	発電等設備の帳簿原価比	一	直課された人員数比
減価償却費	発電等設備の帳簿価額比	一	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	一
固定資産除却費	同　上	一	同　上	一
共有設備費等分担額	一	発電等設備の帳簿原価比		
共有設備費等分担額（貸方）	一	同　上		

建設分担関連費振替額（貸方）	発電等設備の帳簿原価比	一	一	直課された人員数比
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	一	発電等設備の帳簿原価比	一	同　上
開発費	一	同　上	一	研究費比
開発費償却	一	同　上	一	同　上
株式交付費	発電等設備の帳簿原価比	一	一	直課された人員数比
株式交付費償却	同　上	一	一	同　上
社債発行費	同　上	一	一	同　上
社債発行費償却	同　上	一	一	同　上
法人税等	一	発電等設備の帳簿原価比	一	同　上
電気事業報酬	一	発電等設備の帳簿価額比	一	同　上

様式第一から様式第四までを次のように改める。

様式第１（第３条、第４条、第５条、第20条関係）

第１表

営業費総括表　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
役員給与		
給料手当		
給料手当振替額（貸方）		
退職給与金		
厚生費		
委託集金費		
雑給		
燃料費		
使用済燃料再処理等拠出金費		
廃棄物処理費		
特定放射性廃棄物処分費		
消耗品費		
修繕費		
水利使用料		
補償費		
賃借料		
委託費		
損害保険料		
原子力損害賠償資金補助法一般負担金		
原賠・廃炉等支援機構一般負担金		
普及開発関係費		
養成費		
研究費		
諸費	＜　　＞ ＜　　＞	
貸倒損		
固定資産税		
雑税		
減価償却費		
固定資産除却費		
廃炉拠出金費		
共有設備費等分担額		
共有設備費等分担額(貸方)		
他社購入電源費	（　　）	
非化石証書購入費		
建設分担関連費振替額（貸方）		
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)		
原子力廃止関連仮勘定償却費		
事業税		
開発費		
開発費償却		
電力費振替勘定（貸方）		
株式交付費		
株式交付費償却		
社債発行費		
社債発行費償却		
法人税等		
合　　計		

原価算定期間を、　年　月から　　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）
１　給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を、備考欄に記載すること。
２　他社購入電源費の購入電力量（10^6kWh）を，備考欄に記載すること。
３　諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を、下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
４　他社購入電源費の（　）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費　（単位：千円）

項　目		金　額	備　考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
	小　計		
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））		
	濃縮関連費		
	小　計		
新エネルギー等燃料費			
合　計			
火力燃料重油換算消費量（10^3kl）			
火力燃料重油換算単価（円／kl）			
火力発電電力量（発電端10^6kWh）			
火力燃料kWh当たり単価（発電端 円／kWh）			
原子力発電電力量（発電端10^6kWh）			
核燃料kWh当たり単価（発電端 円／kWh）			
新エネルギー等燃料重油換算消費量（10^3kl）			
新エネルギー等燃料重油換算単価（円／kl）			
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10^6kWh）			
新エネルギー等燃料kWh当たり単価（発電端 円/kWh）			

（参考）主要燃料消費数量、消費価格

項　目		数量・価格	備　考
消費数量	石炭（10^3ｔ）		
	重油（10^3kl）		
	原油（10^3kl）		
	ＬＮＧ（10^3ｔ）		
平均消費価格	石炭（円／ｔ）		
	重油（円／kl）		
	原油（円／kl）		
	ＬＮＧ（円／ｔ）		

(2) 修繕費　（単位：千円）

項　目	金　額	備　考
普通修繕費		
取替修繕費		
合　計		

(3) 減価償却費　（単位：千円）

項　目	金　額	備　考
水力発電設備		
火力発電設備		
原子力発電設備		
新エネルギー等発電等設備		
業務設備		
合　計		

第２表

事 業 報 酬 総 括 表　　（単位：千円）

項　　目			金　　額（第４条第２項第１号関係）	金　　額（第４条第２項第２号関係）	金　　額（第４条第２項第３号のうち事業者のレートベースの額）	備　　考
レートベース	特定固定資産					
	建設中の資産					
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定					
	核燃料資産					
	特定投資					
	運転資本	営業資本				
		貯蔵品				
		小　　計				
	繰延償却資産					
（A）：レートベースの額の合計額			①	②	③	
（B）：報酬率（％）					電気事業報酬額※	※（④－⑤）×（③／（①－②））
（C）：（A）×（B）			④	⑤		

原価算定期間を、　年　月から　　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

第４条第２項第２号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第９条第２項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ（A）、（B）、（C）に記載すること。

第３表

控 除 収 益 総 括 表　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
他社販売電源料		
電気事業雑収益		
預金利息		
賠償負担金相当収益		
廃炉円滑化負担金相当収益		
合　　計		

原価算定期間を、　年　月から　　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

他社販売電源料の販売電力量（10^6kWh）を，備考欄に記載すること。

注　１　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

２　記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

３　火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第２（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

営業費明細表　（単位：千円）

項　目	年　度	原価算定期間計	備考
役員給与			
給料手当			
給料手当振替額（貸方）			
退職給与金			
厚生費			
委託集金費			
雑給			
燃料費			
使用済燃料再処理等拠出金費			
廃棄物処理費			
特定放射性廃棄物処分費			
消耗品費			
修繕費			
水利使用料			
補償費			
賃借料			
委託費			
損害保険料			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金			
普及開発関係費			
養成費			
研究費			
諸費	＜　＞ ＜　＞	＜　＞ ＜　＞	
貸倒損			
固定資産税			
雑税			
減価償却費			
固定資産除却費			
廃炉拠出金費			
共有設備費等分担額			
共有設備費等分担額(貸方)			
他社購入電源費	（　）	（　）	
非化石証書購入費			
建設分担関連費振替額（貸方）			
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定（貸方）			
株式交付費			
株式交付費償却			
社債発行費			
社債発行費償却			
法人税等			
合　計			

原価算定期間を、　年　月から　　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

１　原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月１日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること(以下この様式において同じ。)。

２　諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を、下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

３　他社購入電源費の（　）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

（１）第３条第２項第１号関係

［役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費及び雑給］

（単位：千円）

項　　目		前年度実績	年度	原価算定期間計	備　考
役員給与					
給料手当	基準賃金				
	基準外賃金				
	諸給与金				
	控除口（貸方）				
	附帯事業等振替額				
	小計				
給料手当振替額（貸方）					
退職給与金	引当金増加額				
	実払額				
	年金保険料				
	小計				
厚生費	法定厚生費				
	一般厚生費				
	小計				
委託集金費					
雑給					
合　計					
平均経費人員（人）					
平均基準賃金（円／月）					

（２）第３条第２項第２号関係

［燃料費］　（単位：千円）

項目		年度			原価算定期間計			備考
		消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	
		10^3kl（10^3t，10^6Nm^3）	円／kl（円／t，円／10^2Nm^3）	千円	10^3kl（10^3t，10^6Nm^3）	円／kl（円／t，円／10^3Nm^3）	千円	
火力燃料費	火力発電電力量（発電端10^6kWh）		－	－		－	－	
	火力燃料重油換算消費量（発電端10^3kl）		－	－		－	－	
	石炭費（10^3t，円/t）							
	燃料油費（10^3kl，円/kl）							
	ガス費（10^3t，円/t）							
	歴青質混合物質							
	助燃費（10^3kl，円/kl）							
	蒸気料							
	運炭費（円/t）							
	小計（重油換算）							
核燃料費	原子力発電電力量（発電端10^6kWh）		－	－		－	－	
	核燃料減損額							
	核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））							
	濃縮関連費							
	小計							
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10^6kWh）		－	－		－	－	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量（10^3kl）		－	－		－	－	
	バイオマス燃料費							
	廃棄物燃料費							
	助燃費							
	蒸気料							
	運搬費							
	小計（重油換算）							
合計								

（３）第３条第２項第３号関係

［使用済燃料再処理等拠出金費］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
使用済燃料再処理等拠出金費						

［廃棄物処理費］　（単位：千円）

項　目		至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
		年度	年度	年度			
火力廃棄物処理費							
原子力廃棄物処理費	放射性廃棄物処理費						
	雑廃棄物処理費						
新エネルギー等廃棄物処理費							
合　計							

［特定放射性廃棄物処分費］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
特定放射性廃棄物処分費拠出金（各年の発電対応分）						
合　計						

［消耗品費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
潤滑油脂費							
雑消耗品費							
合　計							

［補償費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
定期的補償費							
臨時的補償費							
損害賠償費							
合　計							

［賃借料］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
借地借家料							
道路占用料							
水面使用料							
線路使用料							
設備賃借料							
電柱敷地料							
機械賃借料							
雑賃借料							
合　計							

［委託費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
委託運転費							
雑委託費							
合　計							

［損害保険料］　（単位：千円）

項　目		至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
		年度	年度	年度	平均			
水力関係								
火力関係								
原子力関係	法定保険料							
	その他保険料							
新エネルギー等関係								
その他								
合　計								

［原子力損害賠償資金補助法一般負担金］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金							

［原賠・廃炉等支援機構一般負担金］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金							

［普及開発関係費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
販売関係普及開発関係費							
一般普及開発関係費							
合　計							

［養成費］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
研修施設運営費						
その他養成費						
合　計						

［研究費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
社内研究費							
委託研究費							
合　計							

［諸費］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
通信運搬費							
旅費							
寄付金							
団体費							
その他諸費							
合　計							

［貸倒損］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
貸倒損引当額							
貸倒損発生額							
合　計							

［固定資産除却費］　（単位：千円）

項　目		至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
		年度	年度	年度	平均			
水力発電設備	除却損							
	除却費用							
火力発電設備	除却損							
	除却費用							
原子力発電設備	除却損							
	除却費用							
新エネルギー等発電等設備	除却損							
	除却費用							
業務設備	除却損							
	除却費用							
合計	除却損							
	除却費用							

［廃炉拠出金費］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
廃炉拠出金費						

［共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）］　（単位：千円）

項　目		至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
		年度	年度	年度			
共有設備費等分担額	（何）						
	小　計						
共有設備費等分担額（貸方）	（何）						
	小　計						
合　計							

（記載注意）

（何）の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

［開発費、開発費償却］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
開発費						
開発費償却						
合　計						

［電力費振替勘定(貸方)］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
建設工事用						
附帯事業用						
合　計						

［株式交付費、社債発行費］　（単位：千円）

項　目	至近実績			年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度			
株式交付費						
社債発行費						
合　計						

（4）第３条第２項第４号関係

［修繕費］　（単位：千円）

項　目		至近実績				年度	原価算定期間計		備　考
		年度	年度	年度	平均修繕費率(%)			平均修繕費率(%)	
水力発電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
火力発電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
原子力発電設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
新エネルギー等発電等設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費								
業務設備	平均帳簿原価								
	普通修繕費	（　）	（　）	（　）		（　）	（　）		
合　計	平均帳簿原価								
	普通修繕費								

（記載注意）

業務設備の普通修繕費の（ ）内には、取替修繕費を内数として記載すること。

（５）第３条第２項第５号関係

［水利使用料］　（単位：千円）

項　目	年度	原価算定期間計	備　考
水利使用料			

（６）第３条第２項第６号関係

［減価償却費］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備　考
水力発電設備	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			
火力発電設備	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			
原子力発電設備	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			
新エネルギー等発電等設備	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			
業務設備	普通償却費			
	特別償却費			
合　計	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			

（７）第３条第２項第７号関係

［固定資産税、雑税及び事業税］　（単位：千円）

項　目	年度	原価算定期間計	備　考
固定資産税			
雑税			
事業税			
合計			

（8）第３条第２項第８号関係

［他社購入電源費、非化石証書購入費］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備　考
他社購入電源費	料金計	（　　）	（　　）	
他社購入電源費に係る電力量(10^6kWh)				
非化石証書購入費	料金計			
非化石証書購入費に係る電力量(10^6kWh)				

（記載注意）

他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

（9）第３条第２項第９号関係

［建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)］　（単位：千円）

項　目		至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
		年度	年度	年度	平均振替率(%)			
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金							
	振替額							
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用							
	振替額							

(10)第３条第２項第10号関係

［株式交付費償却、社債発行費償却］　（単位：千円）

項　目	対象交付(発行)費用	年度	原価算定期間計	備　考
株式交付費償却				
社債発行費償却				
合計				

(11)第３条第２項第11号関係

［法人税等］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備　考
法人税等	法人税			
	法人税割			
合　計				

第２表

事業報酬明細表

（第４条第２項第１号関係）　　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備考
電気事業報酬	特定固定資産			
	建設中の資産			
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定			
	核燃料資産			
	特定投資			
	運転資本　営業資本			
	運転資本　貯蔵品			
	運転資本　小　計			
	繰延償却資産			
	合　計			
	報酬率（％）			
	電気事業報酬額			

第３表

事業報酬明細表

（第４条第２項第３号のうち事業者のレートベースの額）　　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備考
電気事業報酬	特定固定資産			
	建設中の資産			
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定			
	核燃料資産			
	特定投資			
	運転資本　営業資本			
	運転資本　貯蔵品			
	運転資本　小　計			
	繰延償却資産			
	合　計			

《項目別明細表》
（１）第４条第３項関係
［特定固定資産］　（単位：千円）

項　目			年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価			
		工事費負担金等			
		減価償却累計額			
		差引帳簿価額			
	期中増減額	帳簿原価増加額			
		工事費負担金等増加額			
		減価償却累計額増加額			
		帳簿原価減少額			
		工事費負担金等減少額			
		減価償却累計額減少額			
	期末残高	帳簿原価			
		工事費負担金等			
		減価償却累計額			
		差引帳簿価額			
	平均帳簿価額				
火力発電設備	期首残高	帳簿原価			
		工事費負担金等			
		減価償却累計額			
		差引帳簿価額			
	期中増減額	帳簿原価増加額			
		工事費負担金等増加額			
		減価償却累計額増加額			
		帳簿原価減少額			
		工事費負担金等減少額			
		減価償却累計額減少額			
	期末残高	帳簿原価			
		工事費負担金等			
		減価償却累計額			
		差引帳簿価額			
	平均帳簿価額				

（単位：千円）

項　目			年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価			
		工事費負担金等			
		減価償却累計額			
		差引帳簿価額			
	期中増減額	帳簿原価増加額			
		工事費負担金等増加額			
		減価償却累計額増加額			
		帳簿原価減少額			
		工事費負担金等減少額			
		減価償却累計額減少額			
	期末残高	帳簿原価			
		工事費負担金等			
		減価償却累計額			
		差引帳簿価額			
	平均帳簿価額				
新エネルギー等発電等設備	期首残高	帳簿原価			
		工事費負担金等			
		減価償却累計額			
		差引帳簿価額			
	期中増減額	帳簿原価増加額			
		工事費負担金等増加額			
		減価償却累計額増加額			
		帳簿原価減少額			
		工事費負担金等減少額			
		減価償却累計額減少額			
	期末残高	帳簿原価			
		工事費負担金等			
		減価償却累計額			
		差引帳簿価額			
	平均帳簿価額				
業務設備	期首残高	帳簿原価			
		工事費負担金等			
		減価償却累計額			
		差引帳簿価額			
	期中増減額	帳簿原価増加額			
		工事費負担金等増加額			
		減価償却累計額増加額			
		帳簿原価減少額			
		工事費負担金等減少額			
		減価償却累計額減少額			
	期末残高	帳簿原価			
		工事費負担金等			
		減価償却累計額			
		差引帳簿価額			
	平均帳簿価額				
レートベース					

［建設中の資産］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
火力発電設備	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
原子力発電設備	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
新エネルギー等発電等設備	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
業務設備	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

［使用済燃料再処理関連加工仮勘定］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

［核燃料資産］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期中減少額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

［特定投資］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備考
（何）	期首帳簿価額			
	期中増加額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

（記載注意）

（何）の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

［運転資本（営業資本）］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	（何）			
	小　計			
控除収益項目	（何）			
	小　計			
合　計				
レートベース				

（記載注意）

（何）の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

［運転資本（貯蔵品）］　（単位：千円）

項　目			年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	（何）	消費金額			
		平均月数			
		計			
	小　計				
新エネルギー等貯蔵品	（何）	消費金額			
		平均月数			
		計			
	小　計				
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価				
	一般貯蔵品払出率				
	一般貯蔵品在庫率				
	小　計				
合　計					
レートベース					

（記載注意）

（何）の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

［繰延償却資産］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額			
	増加額			
	償却額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
社債発行費	期首帳簿価額			
	増加額			
	償却額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
開発費	期首帳簿価額			
	増加額			
	償却額			
	期末帳簿価額			
	平均帳簿価額			
レートベース				

（２）第４条第４項関係

［報酬率］　（単位：％）

項　目		年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値			
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率			
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人及び事業の譲渡し又は分割により当該法人の営む発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者であって有価証券報告書を提出している者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率			
事業報酬率				

（記載注意）

・報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

・項目別明細表のうち、第４条第３項関係については、第４条第２項第１号、同条第２項第３号のうち事業者のレートベースの額に係るものの別に作成すること。

第４表

控除収益明細表　（単位：千円）

項　目	年度	原価算定期間計	備　考
他社販売電源料			
電気事業雑収益			
預金利息			
賠償負担金相当収益			
廃炉円滑化負担金相当収益			
合計			

《項目別明細表》

第５条第２項関係

［他社販売電源料］　（単位：千円）

項　目		年度	原価算定期間計	備　考
他社販売電源料	料金計			
電力量(10^6kWh)				

［電気事業雑収益］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
契約超過金							
違約金							
諸貸付料							
受託運転益							
受託工事益							
広告料							
供給雑収							
雑口							
合　計							

［預金利息］　（単位：千円）

項　目	至近実績				適用金利（％）	年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均残高率（％）				
（何）								
合　計								
電灯・電力料収入								

（記載注意）

（何）の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

［賠償負担金相当収益］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
賠償負担金相当収益							

［廃炉円滑化負担金相当収益］　（単位：千円）

項　目	至近実績				年度	原価算定期間計	備　考
	年度	年度	年度	平均			
廃炉円滑化負担金相当収益							

注　様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第３（第６条第３項関係）

部門整理表　　（単位：千円）

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電等費			販売費			合計
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	
役員給与																
給料手当																
給料手当振替額（貸方）																
退職給与金																
厚生費																
委託集金費																
雑給																
燃料費																
使用済燃料再処理等拠出金費																
廃棄物処理費																
特定放射性廃棄物処分費																
消耗品費																
修繕費																
水利使用料																
補償費																
賃借料																
委託費																
損害保険料																
原子力損害賠償資金補助法一般負担金																
原賠・廃炉等支援機構一般負担金																
普及開発関係費																
養成費																
研究費																
諸費																
貸倒損																
固定資産税																
雑税																
減価償却費																
固定資産除却費																
廃炉拠出金費																
共有設備費等分担額																
共有設備費等分担額（貸方）																
建設分担関連費振替額（貸方）																
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）																
開発費																
開発費償却																
株式交付費																
株式交付費償却																
社債発行費																
社債発行費償却																
法人税等																
電気事業報酬																
合計																

（記載注意）

１　固有の欄には第６条第１項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第６条第２項又は第５項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

２　その他は、様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第４（第６条第４項関係）

販売費整理表　単位：千円）

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与				
給料手当				
給料手当振替額（貸方）				
退職給与金				
厚生費				
委託集金費				
雑給				
燃料費				
使用済燃料再処理等拠出金費				
廃棄物処理費				
特定放射性廃棄物処分費				
消耗品費				
修繕費				
水利使用料				
補償費				
賃借料				
委託費				
損害保険料				
原子力損害賠償資金補助法 一般負担金				
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金				
普及開発関係費				
養成費				
研究費				
諸費				
貸倒損				
固定資産税				
雑税				
減価償却費				
固定資産除却費				
廃炉拠出金費				
共有設備費等分担額				
共有設備費等分担額（貸方）				
建設分担関連費振替額（貸方）				
附帯事業営業費用分担関連費振替額 （貸方）				
開発費				
開発費償却				
株式交付費				
株式交付費償却				
社債発行費				
社債発行費償却				
法人税等				
電気事業報酬				
合計				

（記載注意）　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第５（第８条第１項関係）

送配電非関連費明細表　　（単位：千円）

	総水力発電費			総火力発電費			総新エネルギー等発電等費			総原子力発電費			給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与																		
給料手当																		
給料手当振替額（貸方）																		
退職給与金																		
厚生費																		
委託集金費																		
雑給																		
燃料費																		
使用済燃料再処理等拠出金費																		
廃棄物処理費																		
特定放射性廃棄物処分費																		
消耗品費																		
修繕費																		
水利使用料																		
補償費																		
賃借料																		
委託費																		
損害保険料																		
原子力損害賠償資金補助法一般負担金																		
原賠・廃炉等支援機構一般負担金																		
普及開発関係費																		
養成費																		
研究費																		
諸費																		
貸倒損																		
固定資産税																		
雑税																		
減価償却費																		
固定資産除却費																		
廃炉拠出金費																		
共有設備費等分担額																		
共有設備費等分担額（貸方）																		
他社購入電源費																		
非化石証書購入費																		
建設分担関連費振替額（貸方）																		
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)																		
開発費																		
開発費償却																		
株式交付費																		
株式交付費償却																		
社債発行費																		
社債発行費償却																		
法人税等																		
電気事業報酬										()	()	()						
他社販売電源料																		
合計																		

（記載注意）
様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第四の二を削る。
様式第五を次のように改める。

様式第五の二を削る。
様式第六から様式第七までを次のように改める。

様式第６（第９条第３項関係）

送配電非関連需要明細表

	最大電力（10^3kW）	尖頭時責任電力（10^3kW）		発受電量（10^6kWh）	口数
		夏期	冬期		
非特定需要					
特定需要					
合計					

様式第６の２（第９条第７項関係）

送配電非関連需要明細表

	最大電力（10^3kW）	尖頭時責任電力（10^3kW）		発受電量（10^6kWh）	口数
		夏期	冬期		
非特定需要					
特定高圧需要					
特定低圧需要					
合計					

様式第７（第16条関係）

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表　（単位：千円）

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費	合計				
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用相当額	託送供給費用相当額					
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
特定需要	初年度																
	二年度																
	三年度																
原価算定期間計																	

（記載注意）

1　固有の欄には第10条第２項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。

2　法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

3　沖縄電力にあっては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第七の二を削る。

様式第八から様式第十二までを次のように改める。

様式第８（第18条第７項関係）

特定需要原価等と料金収入の比較表　（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
特定需要	初年度									
	二年度									
	三年度									
原価算定期間計										

（記載注意）

1　法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。

2　沖縄電力にあっては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第９（第19条第２項関係）

特別変動額総括表　（単位：千円）

項　目	変動金額	備　考
燃料費		
使用済燃料再処理等拠出金費		
特定放射性廃棄物処分費		
他社購入電源費		
他社販売電源料		
事業税		
合　計		

原価算定期間を、　年 月から　年 月までの　年として算定した。

（記載注意）

変動金額の欄は、外生的燃料費等変動相当額を整理すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費　（単位：千円）

項　目		変動金額	備　考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
	小　計		
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））		
	濃縮関連費		
	小　計		
新エネルギー等燃料費			
合　計			
火力燃料重油換算消費量（10^3kl）			
火力発電電力量（発電端10^6kWh）			
原子力発電電力量（発電端10^6kWh）			
新エネルギー等燃料重油換算消費量（10^3kl）			
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10^6kWh）			

（参考）主要燃料消費数量、消費価格

項　目		変動数量	備　考
消費数量	石炭（10^3ｔ）		
	重油（10^3kl）		
	原油（10^3kl）		
	ＬＮＧ（10^3ｔ）		

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第10（第19条第３項関係）

特別送配電非関連費明細表

（単位：千円）

項　　目	可　変　費
燃料費	
使用済燃料再処理等拠出金費	
特定放射性廃棄物処分費	
廃炉拠出金費	
他社購入電源費	
他社販売電源料	
事業税	
合　　計	

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第11（第19条第５項関係）

特別送配電非関連費計算表

（単位：千円）

	可　変　費
特別送配電非関連費	

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第12（第19条第５項関係）

特別原価等集計表

（単位：千円）

	可　変　費
特定需要	

（記載注意）

沖縄電力にあっては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第十三及び様式第十四を次のように改める。

様式第13（第19条第11項関係）

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表　（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
特定需要	初年度								（　）	
	二年度		（　）				（　）		（　）	（　）
	三年度								（　）	
原価算定期間計			（　）				（　）		（　）	（　）

（記載注意）
1　特定需要の（　）内には、特別変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。
2　法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。
3　沖縄電力にあっては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。この場合において、特定高圧需要及び特定低圧需要の（　）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第14（第21条第２項関係）

特定変動額総括表　（単位：千円）

項　　目	変　動　金　額	備　　考
燃料費		
他社購入電源費		
他社販売電源料		
合　　計		

原価算定期間を、　　年　　月から　　年　　月までの　年として算定した。

（記載注意）

変動金額の欄は、石油石炭税相当額の変動に係るものを整理すること。

〔主な項目の内訳〕

燃料費　（単位：千円）

項　　目		変　動　金　額	備　　考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
合　計			

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第十四の二を削る。

様式第十五及び第十六を次のように改める。

様式第15（第21条第３項関係）

特定送配電非関連費明細表

（単位：千円）

項　　目	可　変　費
燃料費	
他社購入電源費	
他社販売電源料	
合　　計	

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第16（第21条第５項関係）

特定送配電非関連費計算表

（単位：千円）

	可　変　費
特定送配電非関連費	

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第十六の二を削る。
様式第十七から様式第十九までを次のように改める。

様式第17（第21条第５項関係）

特定原価等集計表

（単位：千円）

	可　変　費
特定需要	

（記載注意）

沖縄電力にあっては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第18（第21条第11項関係）

特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10^6kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金収　入
特定需要		（　）				（　）		（　）	（　）

（記載注意）

１　特定需要の（　）内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

２　沖縄電力にあっては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。この場合において、特定高圧需要及び特定低圧需要の（　）内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第19（第22条第２項関係）

特殊変動額総括表

（単位：千円）

	項　　目	変　動　金　額	備　　考
初年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
二年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
三年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
原価算定期間計	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		

原価算定期間を、　　年 月から　　年 月までの　年として算定した。

（記載注意）

法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間期間内において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第十九の次に次の一様式を加える。

様式第19の２（第22条第３項関係）

特殊送配電非関連費明細表

（単位：千円）

項　　目	固　定　費	可　変　費
原子力廃止関連仮勘定償却費		
他社購入電源費		
他社販売電源料		
合　　計		

注 様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第二十及び様式第二十一を次のように改める。

様式第20（第22条第５項）

特殊送配電関連費等計算表

（単位：千円）

		変　動　費
初年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
二年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
三年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
原価算定期間計	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	

注 様式第１の注１及び２と同様とすること。

法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間期間内において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

様式第21（第22条第５項関係）

特殊原価等集計表

（単位：千円）

	変　動　費
特定需要	

（記載注意）

沖縄電力にあっては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。

注 様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第[十]の[]を削る。

様式第[十][]を次のように改める。

様式第22（第22条第11項関係）

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
特定需要	初年度				（　）	（　）	（　）		（　）	（　）
	二年度				（　）	（　）			（　）	
	三年度				（　）	（　）			（　）	
原価算定期間計					（　）	（　）	（　）		（　）	（　）

（記載注意）

１　特定需要の（　）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。

２　法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。

３　沖縄電力にあっては、特定需要の欄に代えて、特定高圧需要の欄及び特定低圧需要の欄を設け記載すること。この場合において、特定高圧需要及び特定低圧需要の（　）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

（みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正）

第二条　みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　みなし小売電気事業者に係る部門別収支の整理等（第二条―第五条）	第二章　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）に係る部門別収支の整理等（第二条―第五条）
（削る）	第三章　沖縄電力株式会社に係る部門別収支の整理等（第六条）
附則	附則
第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。別表第一において「会計規則」という。）及びみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「小売料金算定規則」という。）において使用する用語の例による。	**第一条**　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。別表第一において「会計規則」という。）、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「小売料金算定規則」という。）及び電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）において使用する用語の例による。
第二章　みなし小売電気事業者に係る部門別収支の整理等	**第二章**　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）に係る部門別収支の整理等
（部門別収支の整理等）	（部門別収支の整理等）
第二条　みなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う全ての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。	**第二条**　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下「事業者」という。）は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う全ての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。
2　（略）	2　（略）
（証明書）	（証明書）
第三条　事業者は、様式が別表第一に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人による証明書を得なければならない。	**第三条**　事業者は、様式が別表第一に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人による証明書を得なければならない。
（削る）	**第三章**　沖縄電力株式会社に係る部門別収支の整理等
（削る）	**第六条**　沖縄電力は、旧法第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、全ての事業に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる基準に基づき、様式に整理しなければならない。
（削る）	2　沖縄電力は、別表第二6.(8)に規定された他社販売送電料に係る基準について、沖縄電力の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

別表第１（第２条関係）

事業者に係る部門別収支配分基準

１．　（略）

２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等及び国際最低課税額に対する法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。）、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）にあっては、非特定需要、特定高圧需要及び特定低圧需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。）を含む。）及びその他に整理すること。

３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

（略）

法人税等

法人税等

事業税　特定需要・一般需要外部門

国際最低課税額に対する法人税等　特定需要・一般需要外部門

３　第二条第二項及び第三条から前条までの規定は、第一項の規定により様式を整理する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第二項	前項	第六条第一項
第三条	別表第一	別表第二
	前条第二項	第六条第三項において読み替えて準用する前条第二項
第四条	第二条	第六条第一項及び同条第三項において読み替えて準用する第二条第二項
	及び前条	並びに第六条第三項において読み替えて準用する前条
前条	前条	次条第三項において読み替えて準用する前条

別表第１（第２条関係）

事業者に係る部門別収支配分基準

１．　（略）

２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。以下同じ。）、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。

３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

（略）

法人税等

法人税等

事業税　特定需要・一般需要外部門

（新設）

⑵　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益
　電気事業営業収益
　　（削る）
　　電気事業雑収益　料金収入比
営業費用
　電気事業営業費用
　　廃炉等負担金　料金収入比
　　接続供給託送料（インバランスに係る費用（事業者が一般送配電事業を営む他の者又は配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該事業者の小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該事業者に対する電気の供給に係る料金として当該事業者が負担する費用であって、当該事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。）に限る。）　発受電等量比
　　事業税　料金収入比
　　開発費　料金収入比
　　開発費償却　料金収入比
　　電力費振替勘定（貸方）　料金収入比
営業外収益
　　財務収益　料金収入比

４．　（略）

５．２．により各欄に整理された額のうち、３．及び４．に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴　（略）

⑵　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑵において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費（以下「５部門」という。）に配分することにより整理すること。

①　（略）

②　①の整理により難い費用を、別表第２に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑶　販売費（⑵により整理されたものを含む。以下この⑶において同じ。）を、次の方法により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　（略）

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第２に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

⑵　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益
　電気事業営業収益
　　使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分　発受電量比
　　電気事業雑収益　料金収入比
営業費用
　電気事業営業費用
　　廃炉等負担金　料金収入比
　　接続供給託送料（インバランスに係る費用（みなし小売電気事業者が一般送配電事業を営む他の者又は配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該みなし小売電気事業者の小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電気の供給に係る料金として当該みなし小売電気事業者が負担する費用であって、当該みなし小売電気事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。）に限る。）　発受電等量比
　　事業税　料金収入比
　　開発費　料金収入比
　　開発費償却　料金収入比
　　電力費振替勘定（貸方）　料金収入比
営業外収益
　　財務収益　料金収入比

４．　（略）

５．２．により各欄に整理された額のうち、３．及び４．に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴　（略）

⑵　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑵において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費（以下「５部門」という。）に配分することにより整理すること。

①　（略）

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑶　販売費（⑵により整理されたものを含む。以下この⑶において同じ。）を、次の方法により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　（略）

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

⑷　２．により整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費及び販売費（⑴から⑶までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を含む。）を合計したもの（以下「送配電非関連費用」という。）を整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

⑸　⑷により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この⑸において同じ。）を、改正法附則第18条第１項若しくは第20条第１項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第３項の規定により同条第１項の認可を受けたとみなされる改正法第１条の規定による改正前の法第19条第１項若しくは第４項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第４項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のものに当たり、小売料金算定規則第８条又は小売料金算定規則附則第２項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号）第８条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑸及び⑹において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（⑻において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第８条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

⑹　⑸により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、二需要種別又は三需要種別に配分することにより整理すること。

①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

１）　二需要種別又は三需要種別の最大電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの最大電力の占める割合

２）　二需要種別又は三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

３）　二需要種別又は三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

４）　二需要種別又は三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

５）　二需要種別又は三需要種別ごとに、１）の割合に２を、２）の割合に0.5を、３）の割合に0.5を、４）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値

②　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値により、二需要種別又は三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑷　⑴から⑶までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの（以下この⑷、⑸及び⑽において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

⑸　⑷により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この⑸において同じ。）を、改正法附則第18条第１項若しくは第20条第１項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第３項の規定により同条第１項の認可を受けたとみなされる改正法第１条の規定による改正前の法第19条第１項若しくは第４項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第４項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第８条又は小売料金算定規則附則第２項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第８条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑸及び⑹において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この⑸及び⑻において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第８条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

⑹　⑸により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び特定需要に配分することにより整理すること。

①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

１）　非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合

２）　非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

３）　非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

４）　非特定需要及び特定需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電等量の占める割合

５）　非特定需要及び特定需要ごとに、１）の割合に２を、２）の割合に0.5を、３）の割合に0.5を、４）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値

②　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑺　⑶により整理された販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る二需要種別又は三需要種別の口数の合計のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの口数の占める割合により、二需要種別又は三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑻　⑸により整理された送配電非関連可変費用を、⑹①４）の値により、二需要種別又は三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

⑼　⑹から⑻までにより整理された二需要種別又は三需要種別ごとの費用のうち、特定需要又は特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⑽　⑶により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑹から⑻までにより整理された送配電非関連費用（一般販売費用を除く。以下この⑽において同じ。）の合計額のうちに、⑹から⑻までで整理された特定需要又は特定高圧需要及び特定低圧需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　（略）

６．　（略）

７．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、６．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を、６．により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

８．　（略）

（削る）

⑺　⑶により整理された販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑻　⑸により整理された送配電非関連可変費用を、⑹①４）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに配分することにより整理すること。

⑼　⑹から⑻までにより整理された非特定需要及び特定需要ごとの費用のうち、特定需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⑽　⑶により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑹から⑻までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑹から⑻までで整理された特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　（略）

６．　（略）

７．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、６．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

８．　（略）

別表第２（第６条関係）

沖縄電力に係る部門別収支配分基準

１．事業に係る収益及び費用を、次の方法により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門に配分することにより整理すること。

２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、他社購入電力料、送電費、変電費、配電費、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。この際、一の発電所又は蓄電所内に存する発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所又は当該蓄電所ごとの当該発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電等費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。

３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島等供給に係るものに限る。）　一般需要部門

電力料（非特定需要に係るもの、離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。）　一般需要部門

他社販売電力料

他社販売電源料（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

託送収益

接続供給託送収益　一般需要部門

貸付設備収益　特定需要・一般需要外部門

附帯事業営業収益　特定需要・一般需要外部門

営業費用

電気事業営業費用

原子力発電費

原子力損害賠償資金補助法特別負担金　特定需要・一般需要外部門

原賠・廃炉等支援機構特別負担金　特定需要・一般需要外部門

他社購入電力料

他社購入電源費（再生可能エネルギー電気特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものに限る。）　特定需要・一般需要外部門

休止設備費　特定需要・一般需要外部門

貸付設備費　特定需要・一般需要外部門

附帯事業営業費用　特定需要・一般需要外部門

営業外収益

事業外収益　特定需要・一般需要外部門

営業外費用

財務費用

附帯事業財務費用　特定需要・一般需要外部門

事業外費用　特定需要・一般需要外部門

渇水準備金引当又は取崩し

渇水準備金引当　特定需要部門

渇水準備引当金取崩し（貸方）　特定需要部門

原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し

原子力発電工事償却準備金引当　特定需要・一般需要外部門

原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）　特定需要・一般需要外部門

特別利益　特定需要・一般需要外部門
特別損失　特定需要・一般需要外部門
法人税等
法人税等
事業税　特定需要・一般需要外部門

⑵　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益
電気事業営業収益
託送収益
その他託送収益　料金収入比
電気事業雑収益　料金収入比
営業費用
電気事業営業費用
接続供給託送料（インバランスに係る費用に限る。）　発受電等量比
電源開発促進税　販売電力量比
事業税　料金収入比
開発費　料金収入比
開発費償却　料金収入比
電力費振替勘定（貸方）　料金収入比
営業外収益
財務収益　料金収入比

４．２．により整理された接続供給託送料に係る額から、３．により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高圧需要に係るものに限る。以下この５．において「特定高圧需要電灯料」という。）、電灯料（特定低圧需要に係るものに限る。以下この５．において「特定低圧需要電灯料」という。）、電力料（特定高圧需要に係るものに限る。以下この５．において「特定高圧需要電力料」という。）及び電力料（特定低圧需要に係るものに限る。以下この５．において「特定低圧需要電力料」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

⑴　次の額及び値を算定すること。

①　改正法附則第９条第１項又は法第18条第１項若しくは第５項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出（以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。）に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第９条第１項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第９条第３項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号。以下「託送料金算定規則」という。）第９条第３項において算定した総離島等供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第９条第１項第５号において算定した離島等供給費に係

る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和４年経済産業省令第61号。以下「算定省令」という。）第５条第１項において算定した離島等供給に係る収益を控除したもののうち高圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該高圧需要に係る電力量で除した額

② 直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島等供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第９条第１項第５号において算定した離島等供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は算定省令第５条第１項において算定した離島等供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

③ 当該特定高圧需要電灯料及び当該特定高圧需要電力料について、小売料金算定規則第41条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

④ 当該特定低圧需要電灯料及び当該特定低圧需要電力料について、小売料金算定規則第41条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

⑤ 当該事業年度における特定高圧需要に係る販売電力量

⑥ 当該事業年度における特定低圧需要に係る販売電力量

⑵ 特定高圧需要電灯料及び特定高圧需要電力料のうち、⑴①の額に⑴⑤の値を乗じて得た額に相当する額及び⑴③の額を一般需要部門の欄に、それ以外の額を特定需要部門の欄に整理し、特定低圧需要電灯料及び特定低圧需要電力料のうち、⑴②の額に⑴⑥の値を乗じて得た額に相当する額及び⑴④の額を一般需要部門の欄に、それ以外の額を特定需要部門の欄に整理すること。

６．２．により各欄に整理された額のうち、３．から５．までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴ 電気事業財務費用の整理

① 電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

１） 発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、送電設備、変電設備、配電設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産を算定し、これらの固定資産合計額を算定すること。

この際、一の発電所又は蓄電所内に存する発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備の固定資産帳簿価額については、当該発電所又は当該蓄電所ごとの当該発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の固定資産帳簿価額に整理して算定すること。

２） 電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　水力発電費

火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　火力発電費

原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　原子力発電費

新エネルギー等発電等設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　新エネルギー等発電等費
送電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　送電費
変電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　変電費
配電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　配電費
業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　一般管理費
休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　休止設備費
貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　貸付設備費
事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　営業外費用

②　①により整理された休止設備費、貸付設備費及び営業外費用を特定需要・一般需要外部門の欄に整理すること。

⑵　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑵において同じ。）を、次の方法により、８部門に配分することにより整理すること。

①　一般管理費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り８部門に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑶　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑶において「水力・火力・新エネルギー等発電等費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島等供給に係る費用（以下「離島等供給費用」という。）又は離島等供給費用以外の費用（以下「非離島等供給費用」という。）に整理し、非離島等供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費を、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に配分することにより整理すること。

①　水力・火力・新エネルギー等発電等費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島等供給費用又は非離島等供給費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理すること。

③　①及び②により整理された非離島等供給費用を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

⑷　変電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑷において同じ。）を、次の方法により、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要のいずれにも応じて使用される変電設備に係る費用（以下「受電用変電サービス費用」という。）及び受電用変電サービス費用以外の費用（以下「配電用変電サービス費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　変電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に配分することにより整理すること。

⑸　配電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑸において同じ。）を、次の方法により、引込線、計器、電流制限器、屋内配線の調査及び測定並びに検針に係る費用（以下「配電需要家費用」という。）又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理し、配電需要家費用以外の費用を、低圧需要のみに応じて使用される配電設備に係る費用（以下「低圧配電費用」という。）及び低圧配電費用以外の費用（以下「高圧配電費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　配電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、配電需要家費用又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理すること。

②　①により整理された配電需要家費用以外の費用を、営業費用項目ごとに、低圧配電設備の建設費及び高圧配電設備の建設費の比率により、低圧配電費用又は高圧配電費用に配分することにより整理すること。

⑹　販売費（⑵により整理されたものを含む。以下この⑹において同じ。）を、次の方法により、離島等供給費用及び非離島等供給費用に整理し、非離島等供給費用に整理された販売費を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配分することにより整理し、給電費用を、ネットワーク給電費用及び非ネットワーク給電費用に配分することにより整理し、販売需要家費用を、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理し、一般販売費用を、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

①　販売費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島等供給費用又は非離島等供給費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理すること。

③　①及び②により整理された非離島等供給費用を、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理すること。

１）　①及び②により整理された非離島等供給費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課すること。

２）　１）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

３）　１）及び２）により整理された給電費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り、ネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に直課すること。

４）　３）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に配分することにより整理すること。

５）　１）及び２）により整理された販売需要家費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に直課すること。

６）　５）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理すること。

７）　１）及び２）により整理された一般販売費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に直課すること。

８）　７）の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

⑺　⑴から⑹までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑺、⑻及び⑭において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑺、⑻及び⑮において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）（以下この⑺において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理し、非離島等供給費用に整理された他社購入電源費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電等費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、他社購入送電費及び他社販売送電料を、送電費に整理すること。

⑻　⑺により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑻において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この⑻及び⑼において「送配電関連固定費用」という。）、販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この⑻及び⑿において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、⑺により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑻において同じ。）を、直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第22条又は旧小売料金算定規則第19条の５において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑻及び⑽において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この⑻及び

⑿において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第22条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第６条第２項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

⑼　⑻により整理された送配電関連固定費用を、次の①から④までに掲げる基準により、三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

①　送配電関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

１）　三需要種別の最大電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの最大電力の占める割合

２）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要の延契約電力を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとの延契約電力の占める割合

３）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要の延契約電力を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの延契約電力の占める割合

４）　三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

５）　三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

６）　三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

７）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとの発受電等量の占める割合

８）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要の発受電等量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの発受電等量の占める割合

９）　三需要種別ごとに、１）の割合に２を、４）の割合に0.5を、５）の割合に0.5を、６）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値

10）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとに、２）の割合に２を、７）の割合に１を乗じて得た合計の値を３で除して得た値

11）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、３）の割合に２を、８）の割合に１を乗じて得た合計の値を３で除して得た値

②　送配電関連固定費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、送配電関連需要についての①９）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

③　送配電関連固定費用のうち、配電用変電サービス費用及び高圧配電費用を、送配電関連需要についての①10）の値により、非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

④　送配電関連固定費用のうち、低圧配電費用を、送配電関連需要についての①11）の値により、非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑽　⑻により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

１）　三需要種別の最大電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの最大電力の占める割合

２）　三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

３）　三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

４）　三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

５）　三需要種別ごとに、１）の割合に２を、２）の割合に0.5を、３）の割合に0.5を、４）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値

②　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑾　⑸及び⑹により整理された配電需要家費用及びネットワーク販売需要家費用を、送配電関連需要に係る三需要種別の口数の合計のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合により、三需要種別ごとに、配分することにより整理し、⑹により整理された非ネットワーク販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る三需要種別の口数の合計のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑿　⑻により整理された送配電関連可変費用及び送配電非関連可変費用を、次に掲げる基準により、三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

①　送配電関連可変費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、⑼①６）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

②　送配電関連可変費用のうち、配電用変電サービス費用及び高圧配電費用を、⑼①７）の値により、非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

③　送配電関連可変費用のうち、低圧配電費用を、⑼①８）の値により、非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

④　送配電非関連可変費用を、⑽①４）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑬　(9)から⑫までにより整理された三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの費用のうち、特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⑭　(6)により整理されたネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　(9)、⑪及び⑫により整理された送配電関連費用の合計額のうちに、(9)、⑪及び⑫により整理された特定低圧需要及び特定高圧需要に係る送配電関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　(9)、⑪及び⑫により整理された送配電関連費用の合計額のうちに、(9)、⑪及び⑫により整理された非特定需要に係る送配電関連費用の額の占める割合　一般需要部門

⑮　(6)により整理された非ネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑩から⑫までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑩から⑫までで整理された特定低圧需要及び特定高圧需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　⑩から⑫までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑩から⑫までで整理された非特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　一般需要部門

⑯　(3)、(6)及び(7)により整理された離島等供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

７．上記までにより各部門に整理された電気事業収益、電気事業費用、電気事業外収益及び電気事業外費用を、次の式により税引前当期純利益又は純損失に整理すること。

電気事業収益－電気事業費用＋電気事業外収益－電気事業外費用

８．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、５．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

９．７．により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、８．により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。

別表第２

費用等の項目	一般管理費		（削る）		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	（削る）	（削る）	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	直課された各部門人員数比	—	（削る）	（削る）	直課された人員数比	—
給料手当	同上	—	（削る）	（削る）	同上	—

別表第３

費用等の項目	一般管理費		変電費		販売費並びに給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	直課された各部門人員数比	—	二	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	直課された人員数比	—
給料手当	同上	—	二	同上	同上	—

給料手当振替額（貸方）	同上	—	（削る）	（削る）	同上	—
退職給与金	同上	—	（削る）	（削る）	同上	—
厚生費	同上	—	（削る）	（削る）	同上	—
雑給	同上	—	（削る）	（削る）	同上	—
消耗品費	同上	—	（削る）	（削る）	同上	—
修繕費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—	（削る）	（削る）	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—
補償費	—	直課された各部門補償費比	（削る）	（削る）	—	直課された人員数比
賃借料	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—	（削る）	（削る）	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	（削る）	（削る）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

給料手当振替額（貸方）	同上	—	〃	同上	同上	—
退職給与金	同上	—	〃	同上	同上	—
厚生費	同上	—	〃	同上	同上	—
雑給	同上	—	〃	同上	同上	—
消耗品費	同上	—	〃	同上	同上	—
修繕費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の変圧器容量比	〃	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—
補償費	—	直課された各部門補償費比	〃	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比	—	直課された人員数比
賃借料	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—	〃	受電用変電設備及び配電用変電設備の変圧器容量比	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	〃	同上	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

損害保険料	—	直課された各部門損害保険料比	（削る）	（削る）	—	直課された人員数比
普及開発関係費	—	各部門費用比又は直課された各部門普及開発関係費比	（削る）	（削る）		
養成費	直課された各部門人員数比	—	（削る）	（削る）	直課された人員数比	—
研究費	—	直課された研究費比	（削る）	（削る）	—	直課された人員数比
諸費	—	直課された各部門人員数比	（削る）	（削る）	—	同上
貸倒損	—	—	（削る）	（削る）	直課された貸倒損比	—
固定資産税	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	（削る）	（削る）	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
雑税	—	直課された各部門雑税支出額比	（削る）	（削る）	—	直課された人員数比

損害保険料	—	直課された各部門損害保険料比	二	受電用変電設備及び配電用変電設備の箇所数比	—	直課された人員数比
普及開発関係費	—	各部門費用比又は直課された各部門普及開発関係費比	二	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比		
養成費	直課された各部門人員数比	—	二	同上	直課された人員数比	—
研究費	—	直課された研究費比	二	同上	—	直課された人員数比
諸費	—	直課された各部門人員数比	二	同上	—	同上
貸倒損	—	—	二	二	直課された貸倒損比	—
固定資産税	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比	二	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
雑税	—	直課された各部門雑税支出額比	二	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—	直課された人員数比

減価償却費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	（削る）	（削る）	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
固定資産除却費	同上	—	（削る）	（削る）	同上	—
（削る）			（削る）	（削る）		
（削る）			（削る）	（削る）		
建設分担関連費振替額（貸方）	直課された各部門設備別帳簿原価比	—	（削る）	（削る）	—	直課された人員数比
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	各部門費用比	（削る）	（削る）	—	同上
電気事業財務費用	—	直課された各部門設備別帳簿価額比	（削る）	（削る）	—	同上

減価償却費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比	二	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—
固定資産除却費	同上	—	同上	二	同上	—
共有設備費等分担額			二	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比		
共有設備費等分担額(貸方)			二	同上		
建設分担関連費振替額（貸方）	直課された各部門設備別帳簿原価比	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	二	—	直課された人員数比
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	各部門費用比	二	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—	同上
電気事業財務費用	—	直課された各部門設備別帳簿価額比	二	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比	—	同上

（削る）

別表第４

費用等の項目	水力・火力・新エネルギー等発電等費		販売費	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	—	直課された人員数比	直課された人員数比	—
給料手当	—	同上	同上	—
給料手当振替額（貸方）	—	同上	同上	—
退職給与金	—	同上	同上	—
委託集金費			契約口数比	—
厚生費	—	同上	直課された人員数比	—
雑給	—	同上	同上	—
消耗品費	—	同上	同上	—
修繕費	発電等設備の認可出力比	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—
水利使用料	—	発電設備の認可出力比		
補償費	—	発電等設備の箇所数比	—	直課された人員数比
賃借料	—	発電等設備の認可出力比	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—
委託費	—	発電等設備の認可出力比	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

損害保険料	一	発電等設備の箇所数比	一	直課された人員数比
普及開発関係費	一	発電等設備の帳簿原価比	契約口数比	一
養成費	一	同上	直課された人員数比	一
研究費	一	同上	一	直課された人員数比
諸費	一	同上	一	同上
貸倒損			契約口数比	一
固定資産税	発電等設備の帳簿価額比	一	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	一
雑税	一	発電等設備の帳簿原価比	一	直課された人員数比
減価償却費	発電等設備の帳簿価額比	一	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	一
固定資産除却費	同上	一	同上	一
共有設備費等分担額	一	発電等設備の帳簿原価比		
共有設備費等分担額(貸方)	一	同上		
建設分担関連費振替額（貸方）	発電等設備の帳簿原価比	一	一	直課された人員数比

様式中「様式（第２条、第６条関係）」を「様式（第２条関係）」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第三条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	同上
電気事業財務費用	同上

（特定小売供給約款において定めるべき事項）

第二十条　平成二十六年改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三　（略）

四　料金、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）第二十三条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価

五～十四　（略）

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第四条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基礎原価等項目の整理等） **第八条**　（略） ２　一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等並びに電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として整理された額を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて、次の各号に掲げる部門に配分することにより整理しなければならない。 一～三　（略） 四　送電費（発電所又は蓄電所内に存する送電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。） 五　変電費（発電所又は蓄電所内に存する変電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。） 六　配電費（発電所又は蓄電所内に存する配電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。） 七・八　（略） ３～５　（略）	（基礎原価等項目の整理等） **第八条**　（略） ２　一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等並びに電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として整理された額を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて、次の各号に掲げる部門に配分することにより整理しなければならない。 一～三　（略） 四　送電費（特定小売料金算定規則第二十条第一項第五号に規定する送電費をいう。以下同じ。） 五　変電費（特定小売料金算定規則第二十条第一項第六号に規定する変電費をいう。以下同じ。） 六　配電費（特定小売料金算定規則第二十条第一項第七号に規定する配電費をいう。以下同じ。） 七・八　（略） ３～５　（略）

（基準託送供給料金に係る原価等の整理）

第九条　一般送配電事業者は、前条第五項の規定により七部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理しなければならない。

一　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電等費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第三表に規定する基準により、離島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給費」という。）及び指定区域供給に係る第一次整理原価（以下「指定区域供給費」という。）に整理しなければならない。

二　沖縄電力にあっては、水力・火力・新エネルギー等発電等費の基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、離島等供給に係る第一次整理原価（以下「離島等供給費」という。）及び離島等供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島等供給費」という。）に直接整理（以下「直課」という。）し、直課により難い基礎原価等項目ごとの額を別表第二第三表に規定する基準により、離島等供給費及び非離島等供給費に整理し、離島等供給費ごとに、別表第二第一表及び第三表に規定する基準により、離島供給費及び指定区域供給費に整理しなければならない。

三～五　（略）

六　販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及び第三表に規定する基準により、離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費に整理し、それぞれに整理された販売費の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、離島等供給費及び非離島等供給費のうち基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに一般送配電事業等に係る給電設備に係るものに直課された額及び直課により難い基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに一般送配電事業等に係る調定及び集金に係るものに直課された額及び直課により難い基礎原価等項目ごとの額を別表第二第二表に規定する基準により一般送配電事業等に係る給電設備に係るものに整理された額をいう。以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、離島等供給費及び非離島等供給費のうち基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに一般送配電事業等に係る調定及び集金に係るものに直課された額及び直課により難い基礎原価等項目ごとの額を別表第二第二表に規定する基準により一般送配電事業等に係る調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、離島等供給費及び非離島等供給費のうち基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに一般送配電事業等に係るその他販売費に直課された額及び直課により難い基礎原価等項目ごとの額を別表第二第二表に規定する基準により一般送配電事業等に係るその他販売費に整理された額をいう。以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

2～4　（略）

第二十条　一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により総送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第三号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気

（基準託送供給料金に係る原価等の整理）

第九条　一般送配電事業者は、前条第五項の規定により七部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理しなければならない。

一　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費の部門の第一次整理原価（沖縄電力にあっては、特定小売料金算定規則第二十条第四項第一号の規定により、離島等供給費に整理されたものをいう。）を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第三表に規定する基準により、離島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給費」という。）及び指定区域供給に係る第一次整理原価（以下「指定区域供給費」という。）に整理しなければならない。

（新設）

二～四　（略）

五　販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費に整理し、それぞれに整理された販売費の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、特定小売料金算定規則第二十条第四項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第三号の規定により、ネットワーク給電費に整理されたものをいう。以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第四号の規定により、ネットワーク需要家費に整理されたものをいう。以下「販売需要家費」という。）並びにその他販売費（沖縄電力にあっては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第五号の規定により、ネットワーク一般販売費に整理されたものをいう。以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

2～4　（略）

第二十条　一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により総送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気

事業報酬の額、同条第一項第五号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第六号又は第二項の規定により給電費に整理された電気事業報酬の額の合計額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連費として整理しなければならない。

２・３　（略）

４　一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第一項第四号及び第六号又は第二項の規定により需要家費に整理された電気事業報酬の額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、需要家費として整理しなければならない。

５　（略）

６　一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第一項第六号又は第二項の規定により一般販売費に整理された電気事業報酬の額の第八条第一項の規定により整理された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連費として整理しなければならない。

７・８　（略）

別表第２（第８条、第９条関係）

第１表

一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

１．一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の７部門（水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準
(1)　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各７部門に直課すること。
(2)　（略）
２．～５．　（略）

（電源線に係る費用に関する省令の一部改正）

第五条　電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（削る）	（料金の整理）
（電源線及び電源線に係る費用の特定に係る特例）	**第三条**　電気事業法第十八条第一項の認可の申請又は同条第五項の規定による届出をしようとする託送供給等約款で設定する料金を算定するに当たっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に定めるもののほか、この省令の定めるところにより、電源線に係る費用を水力発電費、火力発電費又は新エネルギー等発電等費に整理するものとする。
第三条　（略）	（電源線及び電源線に係る費用の特定に係る特例）
２　前条の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者は電源線に係る費用の範囲を特定することが困難である場合においては、当該特定困難な範囲を電源線に係る費用とみなす。	**第四条**　（略）
	２　第二条の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者は電源線に係る費用の範囲を特定することが困難である場合においては、当該特定困難な範囲を電源線に係る費用とみなして託送供給等約款で設定する料金を定めることができる。

（電気関係報告規則の一部改正）

第六条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

（定期報告）

第二条　次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二　設備資金報	一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	様式第三	毎事業年度の最終月の末日から三月を経過する日	経済産業大臣
三・四　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
五　自家用発電所等運転半期報	法第二十八条の三第一項の接続に係る発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（出力千キロワット未満の発電等用電気工作物を除く。）を設置する者	様式第九	四月末日及び十月末日	経済産業大臣
六～十三　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

（定期報告）

第二条　次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二　設備資金報	一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	様式第三	毎事業年度の最終月の末日から三月（法第三十八条第四項第一号、第二号及び第五号に掲げる事業を営む者にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月）を経過する日	経済産業大臣
三・四　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
五　自家用発電所等運転半期報	法第二十八条の三第一項の接続に係る発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（出力千キロワット未満の発電等用電気工作物を除く。）を設置する者	様式第九	四月末日及び十月末日	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。）
六～十三　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

様式第３（第２条関係）

様式第三を次のように改める。

経済産業大臣　殿

住　　所	
電気事業者の名称及び代表者の氏名	
連絡先担当者氏名	
電　話　番　号	
電子メールアドレス	

【電気事業者区分】	○を記入
一般送配電事業者	
送　電　事　業　者	
配　電　事　業　者	
特定送配電事業者	
発　電　事　業　者	

設備資金報（設備別工事資金実績）

（単位：百万円　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事費	拡充工事	発電所等	水力	一般	
				揚水	
			火力	石炭	
				ＬＮＧ	
				石油	
				ＬＰＧ	
				その他ガス	
				歴青質混合物	
			原子力		
			新エネルギー等	風力	
				太陽光	
				地熱	
				バイオマス	
				廃棄物	
				蓄電池	
				その他	
			小計		
		変電所			
		送電線路			
		配電線路			
		給電設備その他			
		計			
	改良工事	発電所等	水力	一般	
				揚水	
			火力	石炭	
				ＬＮＧ	
				石油	
				ＬＰＧ	
				その他ガス	
				歴青質混合物	
			原子力		
			新エネルギー等	風力	
				太陽光	
				地熱	
				バイオマス	
				廃棄物	
				蓄電池	
				その他	
			小計		
		変電所			
		送電線路			
		配電線路			
		給電設備その他			
		計			
調査費					
合計					
核燃料					
総計					

備考　１　２種類以上の燃料を混焼している発電所の場合は、発電機ごとに主要な燃料を定め、主要な燃料の欄に計上すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（電気事業会計規則の一部改正）

第七条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第１（第３条関係）

⑴　固　定　資　産

科　目	項	備　考
(I)電気事業固定資産		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
（略）	（略）	（略）
業務設備		
	（略）	（略）
	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項の規定による算定割当量をいう。以下同じ。）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
㈥投資その他の資産		
長期投資		「株式」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないものを整理し、「社債」、「公社債」、「国債」、「地方債」、「諸有価証券」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないもので、決算期後１年を超えて償還期限の到来するものを整理し、「長期貸付金」、「社内貸付金」及び「雑口」には、契約期間が１年を超えるものを整理する。関係会社（会社計算規則第二条第三項第二十五号の規定による関係会社をいう。以下同じ。）に対するものを除く。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第３条関係）

⑴　固　定　資　産

科　目	項	備　考
(I)電気事業固定資産		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
（略）	（略）	（略）
業務設備		
	（略）	（略）
	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第２条第６項の規定による算定割当量をいう。以下同じ。）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
㈥投資その他の資産		
長期投資		「株式」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないものを整理し、「社債」、「公社債」、「国債」、「地方債」、「諸有価証券」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないもので、決算期後１年を超えて償還期限の到来するものを整理し、「長期貸付金」、「社内貸付金」及び「雑口」には、契約期間が１年を超えるものを整理する。関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号の規定による関係会社をいう。以下同じ。）に対するものを除く。
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

⑵　流　　動　　資　　産

科　目	項	備　　考
（略）	（略）	（略）
雑流動資産		上記の各科目に該当しない流動資産を整理する。
	（略）	（略）
	非化石証書	非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の取得額及び非化石証書関連振替額として、営業費用から振り替えた金額を整理する。
	（略）	（略）
（略）		

⑷　固　　定　　負　　債

科　目	項	備　　考
（略）		（略）
長期未払債務		物品代の延払い、下流増負担金の未払分その他営業取引又は建設に係る金銭債務（社債、借入金及び買掛金を除く。）で期限が１年を超えた後に到来するものを種類別に整理する。関係会社に対するものを除く。
長期未払法人税等		期限が１年を超えた後に到来する法人税等（国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）を含む。）で未納付のものを整理する。
未払使用済燃料再処理等拠出金		原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第七条第一項の規定による拠出金の未払分を整理する。
（略）	（略）	（略）

⑵　流　　動　　資　　産

科　目	項	備　　考
（略）	（略）	（略）
雑流動資産		上記の各科目に該当しない流動資産を整理する。
	（略）	（略）
	非化石証書	非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の取得額及び非化石証書関連振替額として、営業費用から振り替えた金額を整理する。
	（略）	（略）
（略）		

⑷　固　　定　　負　　債

科　目	項	備　　考
（略）		（略）
長期未払債務		物品代の延払い、下流増負担金の未払分その他営業取引又は建設に係る金銭債務（社債、借入金及び買掛金を除く。）で期限が１年を超えた後に到来するものを種類別に整理する。関係会社に対するものを除く。
（新設）		（新設）
未払使用済燃料再処理等拠出金		原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第40号）附則第７条第１項の規定による拠出金の未払分を整理する。
（略）	（略）	（略）

⑸　流　　動　　負　　債

科　目	項	備　　考
１年以内に期限到来の固定負債		契約期間又は支払期限が１年を超える負債のうち、１年以内に期限が到来するもの及び既に到来したものを整理する。関係会社に対するものを除く。
	（略）	（略）
	長期未払債務	同上
	長期未払法人税等	同上
	未払使用済燃料再処理等拠出金	同上
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

⑸　流　　動　　負　　債

科　目	項	備　　考
１年以内に期限到来の固定負債		契約期間又は支払期限が１年を超える負債のうち、１年以内に期限が到来するもの及び既に到来したものを整理する。関係会社に対するものを除く。
	（略）	（略）
	長期未払債務	同上
	（新設）	（新設）
	未払使用済燃料再処理等拠出金	同上
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

⑮　法　　人　　税　　等

科　目	項	備　　考
法人税等		
	（略）	（略）
国際最低課税額に対する法人税等		法人税等に含めて整理することができる。
（何）		前事業年度以前の事業年度に係る法人税等（国際最低課税額に対する法人税等を含む。）の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合は、その内容を示す名称を付した科目を設けて整理する。ただし、金額の重要性が乏しい場合は、法人税等又は国際最低課税額に対する法人税等に含めることができる。
（略）		

⑮　法　　人　　税　　等

科　目	項	備　　考
法人税等		
	（略）	（略）
（新設）		（新設）
（何）		法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合は、その内容を示す名称を付した科目を設けて整理する。ただし、金額の重要性が乏しい場合は、上記科目に含めることができる。
（略）		

別表第２（第３条関係）
第１表

貸　借　対　照　表

年　月　日現在

事業者名　　（単位　千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産		固定負債	
電気事業固定資産		社債	
水力発電設備		長期借入金	
汽力発電設備		長期未払債務	
原子力発電設備		長期未払法人税等	
内燃力発電設備		未払使用済燃料再処理等拠出金	
新エネルギー等発電等設備		未払廃炉拠出金	
送電設備		リース債務	
変電設備		関係会社長期債務	
配電設備		退職給付引当金	
業務設備		特定原子力施設炉心等除去準備引当金	
休止設備		特定原子力施設炉心等除去引当金	
貸付設備		（何）引当金	
附帯事業固定資産		資産除去債務	
事業外固定資産		繰延税金負債	
固定資産仮勘定		雑固定負債	
建設仮勘定		流動負債	
除却仮勘定		１年以内に期限到来の固定負債	
原子力廃止関連仮勘定		短期借入金	
使用済燃料再処理関連加工仮勘定		コマーシャル・ペーパー	
核燃料		支払手形	
装荷核燃料		買掛金	
加工中等核燃料		未払金	
投資その他の資産		未払費用	
長期投資		未払税金	
関係会社長期投資		預り金	
親会社株式		関係会社短期債務	
未収原子力損害賠償資金補助金		諸前受金	
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金		修繕準備引当金	
廃炉等積立金		（何）引当金	
長期前払費用		資産除去債務	
前払年金費用		雑流動負債	
繰延税金資産		引当金	
貸倒引当金（貸方）	△	渇水準備引当金	
流動資産		原子力発電工事償却準備引当金	
現金及び預金		（何）引当金	
受取手形		負債合計	
売掛金		株主資本	
諸未収入金		資本金	
短期投資		新株式申込証拠金	
貯蔵品		資本剰余金	
前払金		資本準備金	
前払費用		その他資本剰余金	
関係会社短期債権		利益剰余金	
親会社株式		利益準備金	
雑流動資産		その他利益剰余金	
貸倒引当金（貸方）	△	（何）積立金	
繰延資産		繰越利益剰余金	
創立費		自己株式	△
開業費		自己株式申込証拠金	
株式交付費		評価・換算差額等	
社債発行費		その他有価証券評価差額金	
開発費		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産合計	
合計		合計	

別表第二の第一表、第二表及び第四表を次のように改める。

第２表

損益計算書

年　月　日から
年　月　日まで

事業者名　（単位　千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用		営業収益	
電気事業営業費用		電気事業営業収益	
水力発電費		電灯料	
汽力発電費		電力料	
原子力発電費		地帯間販売電力料	
内燃力発電費		他社販売電力料	
新エネルギー等発電等費		託送収益	
地帯間購入電力料		賠償負担金相当収益	
他社購入電力料		廃炉円滑化負担金相当収益	
送電費		廃炉等負担金収益	
変電費		事業者間精算収益	
配電費		電気事業雑収益	
販売費		貸付設備収益	
休止設備費			
貸付設備費			
一般管理費			
接続供給託送料			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
賠償負担金相当金			
廃炉円滑化負担金相当金			
廃炉等負担金			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定（貸方）	△		
附帯事業営業費用		附帯事業営業収益	
（何）事業営業費用		（何）事業営業収益	
営業利益（又は営業損失）	（　）		
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
支払利息		受取配当金	
株式交付費		受取利息	
株式交付費償却			
社債発行費			
社債発行費償却			
事業外費用		事業外収益	
固定資産売却損		固定資産売却益	
（何）		（何）	
雑損失		雑収益	
当期経常費用合計		当期経常収益合計	
当期経常利益（又は当期経常損失）			
渇水準備金引当又は取崩し			
渇水準備金引当			
（又は渇水準備引当金取崩し（貸方））	（△）		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し			
原子力発電工事償却準備金引当			
（又は原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方））	（△）		
特別損失		特別利益	
財産偶発損		原子力損害賠償資金補助金	
（何）		原賠・廃炉等支援機構資金交付金	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		（何）	
法人税等			
法人税等			
国際最低課税額に対する法人税等			
（何）			
法人税等調整額			
当期純利益（又は当期純損失）			

（記載注意）

附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の内訳科目のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の１００分の１０以下である場合は、当該附帯事業については「その他附帯事業営業費用」及び「その他附帯事業営業収益」の科目を用いて一括して記載することができる。また、附帯事業のすべての内訳科目の費用又は収益のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の１００分の１０以下である場合は、附帯事業営業費用及び附帯事業営業収益の内訳科目の記載を省略することができる。

第４表

個　　別　　注　　記　　表

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

事業者名

１　継続企業の前提に関する注記
２　重要な会計方針に係る事項に関する注記
３　会計方針の変更に関する注記
４　表示方法の変更に関する注記
４の２　会計上の見積りに関する注記
５　会計上の見積りの変更に関する注記
６　誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記
７　貸借対照表に関する注記
８　損益計算書に関する注記
９　株主資本等変動計算書に関する注記
10　税効果会計に関する注記
11　リースにより使用する固定資産に関する注記
12　金融商品に関する注記
13　賃貸等不動産に関する注記
14　持分法損益等に関する注記
15　関連当事者との取引に関する注記
16　一株当たり情報に関する注記
17　重要な後発事象に関する注記
18　連結配当規制適用会社に関する注記
18の２　収益認識に関する注記
18の３　国際最低課税額に対する法人税等に関する注記
19　その他の注記

（記載注意）

１　会計監査人設置会社（会社法第２条第１１号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の会社（公開会社（会社法第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表には、１、４の２、５、７、８及び10から18までに掲げる項目、会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表には、１、４の２、５、14及び18に掲げる項目、会計監査人設置会社であつて、会社法第４４４条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表には、14に掲げる項目、持分会社（会社法第５７５条第１項に規定する会社をいう。以下同じ。）の個別注記表には、１、４の２、５及び７から18までに掲げる項目を表示することを要しない。

２　貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の科目に関連する注記については、その関連を明らかにすること。

３　継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該事業者が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

(1)　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
(2)　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
(3)　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
(4)　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（以下「貸借対照表等」という。）に反映しているか否かの別

４　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、貸借対照表等の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、(4)に掲げる事項には、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。なお、重要な会計方針（顧客との契約から生じる収益に関するものを除く。）については、代替的な会計基準が認められていない場

(1)　資産の評価基準及び評価方法
(2)　固定資産の減価償却の方法
(3)　引当金の計上基準
(4)　収益及び費用の計上基準
(5)　その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

5　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)②及び③に掲げる事項を省略することができる。また、個別注記表に記載すべき事項（(3)並びに(4)②及び③に掲げる事項に限る。）が連結注記表（会社計算規則第６１条第１号ニに規定する連結注記表をいう。以下同じ。）に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記す

(1)　当該会計方針の変更の内容

(2)　当該会計方針の変更の理由

(3)　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

(4)　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積り（貸借対照表等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）の変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。以下同じ。）と区分することが困難なときは、②に掲げる事項を除

①　貸借対照表等の主な項目に対する影響額

②　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

③　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

6　表示方法（貸借対照表等の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（(2)に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

(1)　当該表示方法の変更の内容

(2)　当該表示方法の変更の理由

7　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項((3)に掲げる事項に限る。)が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

(1)　会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る貸借対照表等に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

(2)　当該事業年度に係る貸借対照表等の(1)に掲げる項目に計上した額

(3)　(2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

8　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1)　当該会計上の見積りの変更の内容

(2)　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表等の項目に対する影響額

(3)　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

ごびゅう

9　誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等における誤謬を訂正したと仮定して貸借対照表等を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

ごびゅう　ごびゅう　ごびゅう

(1)　当該誤謬の内容

(2)　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

10　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。
(1)　資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
①　資産が担保に供されていること。
②　①の資産の内容及びその金額
③　担保に係る債務の金額
(2)　資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産科目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累
(3)　資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
(4)　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
(5)　関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとの金額又は２以上の科目について一括した金額
(6)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
(7)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
(8)　附帯事業固定資産及び第２１条第２項の規定により電気事業の勘定に整理されている固定資産のうち、第２表の損益計算書に記載されている附帯事業（以下「重要な事業」という。）に係る固定資産がある場合には、重要な事業の区分ごとに、専ら重要な事業の用に供する固定資産の金額及び他の事業とに共用される固定資産のうち固定資産の使用形態に応じた合理的な配賦基準によつて重要な事業に配賦した場合の金額並びにその合計額
(9)　会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（②の区別をすることが困難である場合にあつては、①に掲げる事項）
①　当該法令の条項
②　当該準備金又は引当金が１年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
(10)　金融商品取引法第２４条第１項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあつては、次に掲げる事項
①　契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
②　申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本準備金に繰り入れられることが予定されている金額
③　株式会社日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた場合には、電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和２５年法律第１４５号)第２条第２項に規定する当該借入先及び借入金額、又は沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第６４条第４項に規定する当該借入先及び借入金額

11　損益計算書に関する注記は、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額とする。

12　株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する事業者は、(2)に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。
(1)　当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第２条第１３号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
(2)　当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
(3)　当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第１２４条第１項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
①　配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
②　配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価
(4)　当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
(5)　当該事業年度の末日における当該事業者が発行している新株予約権（会社法第２３６条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

13　税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因と
(1)　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
(2)　繰延税金負債

14　リースにより使用する固定資産に関する注記は、会社計算規則第１０８条に規定するファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物
(1)　当該事業年度の末日における取得原価相当額
(2)　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
(3)　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

15　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第４４４条第３項に規定するもの以外の株式会社にあつては、(3)に掲げる事項を省略することができる。なお、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
(1)　金融商品の状況に関する事項
(2)　金融商品の時価等に関する事項
(3)　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

16　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
(1)　賃貸等不動産の状況に関する事項
(2)　賃貸等不動産の時価に関する事項

17　持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて定める事項とし、（１）に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（会社計算規則第２条第３項第１９号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）を除外することができる。ただし、会社計算規則第６１条に規定する連結計算書類（以下「連結計算書類」という。）を作成する事業者は、
(1)　関連会社がある場合は、関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
(2)　開示対象特別目的会社（会社法施行規則(平成１８年法務省令第１２号）第４条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

18　関連当事者（会社計算規則第１１２条第４項に規定する者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。この場合において、次に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。ただし、一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引、取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付及び当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当
(1)　当該関連当事者が会社等（会社計算規則第２条第３項第１６号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項
　① その名称
　② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める事業者が有する議決権の数の割合
　③ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
(2)　当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
　① その氏名
　② 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
(3)　当該事業者と当該関連当事者との関係
(4)　取引の内容
(5)　取引の種類別の取引金額
(6)　取引条件及び取引条件の決定方針
(7)　取引により発生した債権又は債務に係る主な科目別の当該事業年度の末日における残高
(8)　取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が貸借対照表等に与えている影響の内容

19　一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。
(1)　一株当たりの純資産額
(2)　一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
(3)　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨

20　重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

21　連結配当規制適用会社（会社計算規則第２条第３項第５５号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

22　収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第４４４条第３項に規定するもの以外の株式会社にあっては、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が記載注意４に掲げる注記すべき事項と同一である場合においては、次に掲げる事項の注記を要しない。

(1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）

(2)　収益を理解するための基礎となる情報（ただし、個別注記表に注記すべき事項が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。）

23　国際最低課税額に対する法人税等に関する注記は、法人税等の金額に当該事業年度に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額（重要性の乏しいものを除く。）を含めて表示する場合における当該金額とする。

24　その他の注記は、３から23までに掲げるもののほか、貸借対照表等により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

別表第３（第３条の２関係）
第１表

別表第三を次のように改める。

発電事業営業費用明細表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名　（単位　千円）

区分	水力発電費	汽力発電費	原子力発電費	内燃力発電費	新エネルギー等発電等費	他社購入電力料	販売費	休止設備費	貸付設備費	一般管理費	その他	発電事業営業費用合計
役員給与												
給料手当												
給料手当振替額（貸方）	△	△	△	△	△		△	△	△	△		△
建設費への振替額（貸方）	△	△	△	△	△		△	△	△	△		△
その他への振替額（貸方）	△	△	△	△	△		△	△	△	△		△
退職給与金												
厚生費												
法定厚生費												
一般厚生費												
雑給												
燃料費												
石炭費												
燃料油費												
核燃料減損額												
ガス費												
歴青質混合物費												
バイオマス燃料費												
廃棄物燃料費												
助燃費及び蒸気料												
運炭費及び運搬費												
核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））			(△)									(△)
濃縮関連費												
使用済燃料再処理等拠出金費												
廃棄物処理費												
特定放射性廃棄物処分費												
消耗品費												
修繕費												
水利使用料												
補償費												
賃借料												
委託費												
損害保険料												
原子力損害賠償資金補助法負担金												
原子力損害賠償資金補助法一般負担金												
原子力損害賠償資金補助法特別負担金												
原賠・廃炉等支援機構負担金												
原賠・廃炉等支援機構一般負担金												
原賠・廃炉等支援機構特別負担金												
普及開発関係費												
養成費												
研究費												
諸費												
貸倒損												
諸税												
固定資産税												
雑税												
減価償却費												
普通償却費												
特別償却費												
試運転償却費												
固定資産除却費												
除却損												
除却費用												
廃炉拠出金費												
共有設備費等分担額												
共有設備費等分担額（貸方）	△	△	△		△			△	△			△
非化石証書関連振替額												
他社購入電源費												
新エネルギー等電源費												
その他の電源費												

建設分担関連費振替額（貸方）	△	△	△	△	△		△	△	△	△		△
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△	△	△	△	△		△	△	△	△		△
接続供給託送料												
原子力廃止関連仮勘定償却費												
事業税												
開発費												
開発費償却												
電力費振替勘定（貸方）											△	△
合計												

（記載注意）

１　小売電気事業を営む発電事業者は、次の方法により電気事業営業費用（電気事業営業費用に一般送配電事業、送電事業又は配電事業に係る営業費用を含む場合にあつては、電気事業託送供給等収支計算規則第２条、第６条又は第１０条により整理される様式第１第２表、様式第２第１表又は様式第３第１表における各営業費用（離島発電費用及び社内取引費用を除く。）を控除した後の金額）を発電事業と小売電気事業のそれぞれの事業に区分し、発電事業の営業費用を記載すること。また、その他の事業に係る費用を含む場合にあつても、次の方法に準じて区分すること。

販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費及びその他の費用項目を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じてそれぞれの事業に直課する。なお、原則として、休止設備費、貸付設備費、原子力廃止関連仮勘定償却費及び電力費振替勘定（貸方）については発電事業の費用とし、接続供給託送料のうち、発電側託送供給料金に相当する額を発電事業の費用とし、それ以外を小売電気事業の費用として整理する。

直課により難い費用を、原則として次の方法によりそれぞれの事業に整理する。

一般管理費を、２に定める基準により、発電事業及び小売電気事業に配賦する。

販売費を、３に定める基準により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)、その他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に配分することにより整理したうえで、給電費用は発電事業に直課、販売需要家費用及び一般販売費用は小売電気事業に直課する。

その他費用のうち直課により難い費用を、４に定める基準により、発電事業及び小売電気事業に配賦する。

２　一般管理費を、発電事業及び小売電気事業に配賦する基準は以下の通りとする。

役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、養成費、諸費　直課された各事業人員数比

修繕費、委託費　各事業業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

補償費　直課された各事業補償費比

賃借料　各事業業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）

損害保険料　直課された各事業損害保険料比

普及開発関係費　各事業費用比又は直課された各事業普及開発関係費比

研究費　直課された研究費比

固定資産税、減価償却費、固定資産除却費　各事業業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）

雑税　直課された各事業雑税支出額比

建設分担関連費振替額（貸方）　直課された各事業設備別帳簿原価比

附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）　各事業費用比

３　販売費を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配賦する基準は以下の通りとする。

役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、補償費、損害保険料、養成費、研究費、諸費、雑税、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）　直課された人員数比

修繕費、委託費　業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

賃借料　業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）

貸倒損　直課された貸倒損比

固定資産税、減価償却費、固定資産除却費　業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）

４　その他費用のうち直課により難い費用を、発電事業及び小売電気事業に配賦する基準は以下の通りとする。

他社購入電力料　他社購入電力量×揚水動力に相当する量／（自社発電電力量＋他社購入電力量）により算出される電力量相当額を発電事業、それ以外を小売電気事業に配分

開発費、開発費償却、事業税　２及び３の基準による費用配賦後の各事業営業費用総額比

５　他社購入電力料の配賦を行つた場合においては、配分額を算出する際に用いた各電力量（ＭＷｈ）及び発電事業への配賦額に対応する電力量（ＭＷｈ）を脚注として記載すること。また、他社購入電力料以外の費用について、１～４に定める基準以外の方法により配賦等を行つた場合においては、配賦等の方法を脚注として記載すること。なお、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第２条第２項の規定により届け出た基準により配賦を行つた場合においては、配賦等の方法の記載に代えて、その旨を記載することができる。

６　当該事業年度における自社発電電力量（ＭＷｈ）を脚注として記載すること。なお、その際には、自社発電電力量のうち、揚水動力に相当する量を除いて記載すること。

７　補償費については、原子力損害の賠償に関する法律第３条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち以下に掲げる受入金等があった場合には、脚注として記載すること。

(1)賠償措置額及びその受入保険金又は受入補償金

(2)除染求償関連資金交付金の金額及びその受入除染求償関連資金交付金

８　当該事業年度における容量確保金収益(推進機関が行う法第２８条の４０第１項第５号に規定する業務の実施のために得た対価をいう。)（百万円）を脚注として記載すること。

第２表

小売電気事業営業費用明細表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名　（単位　千円）

区分	他社購入電力料	販売費	一般管理費	その他	小売電気事業営業費用合計
役員給与					
給料手当					
給料手当振替額（貸方）		△	△		△
建設費への振替額（貸方）		△	△		△
その他への振替額（貸方）		△	△		△
退職給与金					
厚生費					
法定厚生費					
一般厚生費					
委託集金費					
雑給					
消耗品費					
修繕費					
補償費					
賃借料					
委託費					
損害保険料					
普及開発関係費					
養成費					
研究費					
諸費					
貸倒損					
諸税					
固定資産税					
雑税					
減価償却費					
普通償却費					
特別償却費					
試運転償却費					
固定資産除却費					
除却損					
除却費用					
他社購入電源費					
新エネルギー等電源費					
その他の電源費					
他社購入送電費					
非化石証書購入費					
建設分担関連費振替額（貸方）		△	△		△
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		△	△		△
接続供給託送料					
廃炉等負担金					
事業税					
開発費					
開発費償却					
合計					

（記載注意）

１　小売電気事業を営む発電事業者は、次の方法により電気事業営業費用（電気事業営業費用に一般送配電事業、送電事業又は配電事業に係る営業費用を含む場合にあつては、電気事業託送供給等収支計算規則第２条、第６条又は第１０条により整理される様式第１第２表、様式第２第１表又は様式第３第１表における各営業費用（離島発電費用及び社内取引費用を除く。）を控除した後の金額）を発電事業と小売電気事業のそれぞれの事業に区分し、小売電気事業の営業費用を記載すること。また、その他の事業に係る費用を含む場合にあつても、次の方法に準じて区分すること。

販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費及びその他の費用項目を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じてそれぞれの事業に直課する。なお、原則として、休止設備費、貸付設備費、原子力廃止関連仮勘定償却費及び電力費振替勘定（貸方）については発電事業の費用とし、接続供給託送料のうち発電側託送供給料金に相当する額を発電事業の費用とし、それ以外を小売電気事業の費用として整理する。

直課により難い費用を、原則として次の方法によりそれぞれの事業に整理する。

一般管理費を、２に定める基準により、発電事業及び小売電気事業に配賦する。

販売費を、３に定める基準により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)、その他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に配分することにより整理したうえで、給電費用は発電事業に直課、販売需要家費用及び一般販売費用は小売電気事業に直課する。

その他費用のうち直課により難い費用を、４に定める基準により、発電事業及び小売電気事業に配賦する。

２　一般管理費を、発電事業及び小売電気事業に配賦する基準は以下の通りとする。

役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、養成費、諸費　直課された各事業人員数比

修繕費、委託費　各事業業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

補償費　直課された各事業補償費比

賃借料　各事業業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）

損害保険料　直課された各事業損害保険料比

普及開発関係費　各事業費用比又は直課された各事業普及開発関係費比

研究費　直課された研究費比

固定資産税、減価償却費、固定資産除却費　各事業業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）

雑税　直課された各事業雑税支出額比

建設分担関連費振替額（貸方）　直課された各事業設備別帳簿原価比

附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）　各事業費用比

３　販売費を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配賦する基準は以下の通りとする。

役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、補償費、損害保険料、養成費、研究費、諸費、雑税、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）　直課された人員数比

修繕費、委託費　業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）

賃借料　業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）

貸倒損　直課された貸倒損比

固定資産税、減価償却費、固定資産除却費　業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）

４　その他費用のうち直課により難い費用を、発電事業及び小売電気事業に配賦する基準は以下の通りとする。

他社購入電力料　他社購入電力量×揚水動力に相当する量／（自社発電電力量＋他社購入電力量）により算出される電力量相当額を発電事業、それ以外を小売電気事業に配分

開発費、開発費償却、事業税　２及び３の基準による費用配賦後の各事業営業費用総額比

５　他社購入電力料の配賦を行つた場合においては、配分額を算出する際に用いた各電力量（MWｈ）及び小売電気事業への配賦額に対応する電力量（MWｈ）を脚注として記載すること。また、他社購入電力料以外の費用について、１～４に定める基準以外の方法により配賦等を行つた場合においては、配賦等の方法を脚注として記載すること。なお、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第２条第２項の規定により届け出た基準により配賦を行つた場合においては、配賦等の方法の記載に代えて、その旨を記載することができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　第七条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、令和六年四月一日以後開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十二号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　定義（第一条）	第一章　定義（第一条）
第二章　再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置（第二条―第十九条）	第二章　再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置（第二条―第十九条）
第三章　再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置（第二十条―第二十四条）	第三章　再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置（第二十条―第二十三条）
第四章　納付金の納付等（第二十五条―第三十四条の四）	第四章　納付金の納付等（第二十五条―第三十四条の三）
第五章　雑則（第三十五条・第三十六条）	第五章　雑則（第三十五条・第三十六条）
附則	附則
（再生可能エネルギー発電設備の区分等）	（再生可能エネルギー発電設備の区分等）
第三条　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。	**第三条**　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。
一～四の二　（略）	一～四の二　（略）
四の三　建築物の屋根に設ける太陽光発電設備（以下「屋根設置太陽光発電設備」という。）であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの	四の三の二　屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの
四の四～三十の四　（略）	四の四～三十の四　（略）
（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置）	（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置）
第四条の二の三　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。	**第四条の二の三**　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。
一　次に掲げる場合のうちいずれかに該当する場合　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催	一　次に掲げる場合のうちいずれかに該当する場合　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催
（削る）	（新設）
イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所が次の(1)から(3)までに掲げる区域（ロにおいて「特定区域」という。）のいずれかに属する場合	イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上である場合
(1)～(3)　（略）	ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所が次の(1)から(3)までに掲げる区域のいずれかに属する場合
ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所が特定区域に属しない場合であって、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる場合（認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとする場合（当該再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備である場合に限る。）であって、当該認定事業者又は当該認定事業者の資	(1)～(3)　（略）
	ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であって、申請者又は資本関係等において当該申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が百メートル以内の範囲に設置

本関係等において密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が、太陽光発電設備を用いて電気を発電する事業（以下「太陽光発電事業」という。）を特に長期的かつ安定的に実施することが見込まれる者（以下「長期安定適格太陽光発電事業者」という。）として経済産業大臣の認定を受けている者である場合を除く。）

(1)　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上である場合

(2)　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であって、申請者又は当該申請者の密接関係者が当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が百メートル以内の範囲に設置し、又は設置しようとする他の再生可能エネルギー発電設備（法第九条第一項の申請又は同条第四項の認定に係るものであって、前条に規定する要件に該当するものに限る。）の出力と、当該再生可能エネルギー発電設備の出力との合計が五十キロワット以上の場合

二　（略）

2　説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一～六　（略）

七　次のイからホまでに掲げる場合に応じて、それぞれイからホまでに定める時期に開催すること。ただし、認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときは、ホに定める時期に開催すること。

イ・ロ　（略）

ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について条例に基づく環境影響評価の対象となる場合　ロ(1)から(3)まで（次号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める時期にそれぞれ準ずる全ての時期

ニ・ホ　（略）

八　説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合における前号の規定の適用については、同号イ(2)、ロ(2)、ニ(1)及びホ中「申請の日の三月前」とあるのは、「申請」とする。

3・4　（略）

（長期安定適格太陽光発電事業者の認定）

第四条の二の四　長期安定適格太陽光発電事業者の認定（以下この条において「適格認定」という。）の申請は、様式第二の三による申請書を提出して行わなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による申請があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも適合し、かつ、申請者を密接関係者とする者が第一号及び第四号に適合するものであると認めるときは、その適格認定をするものとする。

一　再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を発電する事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。

二　太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施するために必要な能力、経験及び管理に係る体制を有すること。

三　太陽光発電事業を特に長期的かつ安定的に実施することに関する目標を定めていること。

四　次のいずれにも該当しないこと。

イ　法第十三条の規定による命令を受けた者であって、当該命令に係る違反の改善に必要な措置をとっていないもの

し、又は設置しようとする他の再生可能エネルギー発電設備（法第九条第一項の申請又は同条第四項の認定に係るものに限る。）の出力と、当該再生可能エネルギー発電設備の出力との合計が五十キロワット以上の場合（ロに掲げる場合を除く。）

（新設）

二　（略）

2　説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一～六　（略）

七　次のイからホまでに掲げる場合に応じて、それぞれイからホまでに定める時期に開催すること。ただし、認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときは、ホに定める時期に開催すること。

イ・ロ　（略）

ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について条例に基づく環境影響評価の対象となる場合　ロ(1)から(3)までに定める時期にそれぞれ準ずる全ての時期

ニ・ホ　（略）

（新設）

3・4　（略）

（新設）

ロ　法第十五条の規定により法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。）を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　法第十五条の六第一項の規定による命令を受けている者

3　経済産業大臣は、適格認定をしたときは、その旨を速やかに公表するものとする。

4　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、適格認定を取り消すことができる。

一　適格認定を受けた者が第二項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二　適格認定を受けた者を密接関係者とする者が第二項第一号又は第四号に適合しなくなったとき。

三　適格認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該適格認定を受けたことが判明したとき。

5　第三項の規定は、前項の規定による適格認定の取消しについて準用する。

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

二の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、交付期間又は調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。

二の三～十の二　（略）

十の三　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二　当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四　当該認定の申請に係る発電が水力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して七年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十一　当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該認定を受けた日から起算して四年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣

ロ　法第十五条の規定により法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。）を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　法第十五条の六第一項の規定による命令を受けている者

3　経済産業大臣は、適格認定をしたときは、その旨を速やかに公表するものとする。

4　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、適格認定を取り消すことができる。

一　適格認定を受けた者が第二項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二　適格認定を受けた者を密接関係者とする者が第二項第一号又は第四号に適合しなくなったとき。

三　適格認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該適格認定を受けたことが判明したとき。

5　第三項の規定は、前項の規定による適格認定の取消しについて準用する。

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

二の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。

二の三～十の二　（略）

十の三　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二　当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四　当該認定の申請に係る発電が水力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して七年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十一　当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該認定を受けた日から起算して四年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣

が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

ホ・ヘ　（略）

十二　当該認定の申請に係る発電が地熱発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　（略）

ロ　当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十二の二～十五　（略）

２・３　（略）

（入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項の変更）

第六条　法第九条第四項第五号ロの経済産業省令で定める重要な事項は、次の各号（法第七条第五項の規定により再生可能エネルギー発電設備の出力の一部について落札がなかったものとされた落札者が、その落札がなかったものとされたことに起因して法第六条の規定により提出した再生可能エネルギー発電事業計画を変更する場合にあっては、第一号に限る。）に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の出力

四～七　（略）

が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

ホ・ヘ　（略）

十二　当該認定の申請に係る発電が地熱発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　（略）

ロ　当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十二の二～十五　（略）

２・３　（略）

（入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項の変更）

第六条　法第九条第四項第五号ロの経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の出力（法第七条第五項の規定により、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力の一部について落札がなかったものとされた落札者による認定の申請に係るものを除く。）

四～七　（略）

２　法第十条第四項の規定により法第九条第四項第五号ロの規定を準用する場合における同号ロの経済産業省令で定める重要な事項については、前項の規定にかかわらず、同項第二号、第三号（認定発電設備の出力の減少（その減少が、法第九条第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係るものから二十パーセント未満の範囲内である場合に限る。）に伴う法第十条第一項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る認定の申請である場合を除く。）及び第七号（認定発電設備に係るバイオマス比率考慮後出力の減少（その減少が、法第九条第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係るものから二十パーセント未満の範囲内である場合に限る。）に伴う法第十条第一項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る認定の申請である場合を除く。）に掲げるものとする。

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る交付期間又は調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一～十四　（略）

十五　認定発電設備が太陽光発電設備（第三条第三号、第三号の二及び第四号に掲げる設備（当該設備に係る交付期間又は調達期間の起算日前のものに限る。）であって、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）第二条の規定による改正前の法第六条第一項の規定による認定をいう。）を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該認定発電設備と電気事業者

（新設）

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一～十四　（略）

十五　認定発電設備が太陽光発電設備（第三条第三号、第三号の二及び第四号に掲げる設備（当該設備に係る調達期間の起算日前のものに限る。）であって、平成二十九年三月三十一日以前に旧認定（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）第二条の規定による改正前の法第六条第一項の規定による認定をいう。）を受け、平成二十八年七月三十一日以前に当該認定発電設備と電気事業者が維持し、及び

が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約が締結されたものに限る。）である場合にあっては、当該認定発電設備の運転開始予定日の変更

十五の二～十九　（略）

2　法第十条第二項の軽微な変更の届出は、様式第五による届出書（認定発電設備に係る交付期間又は調達期間が終了したものである場合にあっては、様式第五の二による届出書）を提出して行わなければならない。

（交付金相当額積立金の取戻し）

第十三条の三の九　（略）

2　法第十五条の九の規定により経済産業大臣の確認を受けようとする者は、様式第七の二の二による申請書を推進機関を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

3・4　（略）

（解体等積立金の積立期間）

第十三条の四　法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間とする。

一・二　（略）

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約において、当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容としていないこと。

イ～ハ　（略）

運用する電線路との電気的な接続に係る契約が締結されたものに限る。）である場合にあっては、当該認定発電設備の運転開始予定日の変更

十五の二～十九　（略）

2　法第十条第二項の軽微な変更の届出は、様式第五による届出書（認定発電設備に係る調達期間が終了したものである場合にあっては、様式第五の二による届出書）を提出して行わなければならない。

（交付金相当額積立金の取戻し）

第十三条の三の九　（略）

2　法第十五条の九の規定により経済産業大臣の確認を受けようとする者は、様式第七の二の二による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3・4　（略）

（解体等積立金の積立期間）

第十三条の四　法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から調達期間が終了する日までの期間とする。

一・二　（略）

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約において、当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容としていないこと。

イ～ハ　（略）

ニ　特定契約電気事業者が回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、特定契約申込者（地域資源バイオマス発電設備（第三条第二十三号から第三十号の四までに掲げる設備（地域に存するバイオマスの有効活用に資するものに限る。）をいう。）を用いる者に限る。以下この二において同じ。）は、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約により、緊急時を除き出力の抑制の指示に応じることが困難である場合を除き、特定契約電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（特定契約電気事業者が特定契約申込者に書面等により、回避措置並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったこと、回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ホ～チ　（略）

九・十　（略）

2～4　（略）

備考　表中の（　）は注記である。

ニ　特定契約電気事業者が回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、特定契約申込者（地域資源バイオマス発電設備（第三条第二十三号から第二十九号までに掲げる設備（地域に存するバイオマスの有効活用に資するものに限る。）をいう。）を用いる者に限る。以下この二において同じ。）は、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約により、緊急時を除き出力の抑制の指示に応じることが困難である場合を除き、特定契約電気事業者の指示に従い、出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われている場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（特定契約電気事業者が特定契約申込者に書面等により、回避措置並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったこと、回避措置を講じ、並びにロ及びハに掲げる出力の抑制を行ったとしてもなお特定契約電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由並びに当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ホ～チ　（略）

九・十　（略）

2～4　（略）

様式第１及び第１の１を次のように改める。

様式第１（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書

（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）

（１０ｋＷ未満、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電及び市場取引等による供給事業を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）　殿

申請者（提出者）　　住　所　（〒　　－　　）

（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容					備考
事業者名（注３）					□地方税法第七十二条の四に規定する法人
課税事業者の該否（注４）	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納付されている方）	□インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日			
	□課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）				
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注５）					
法人の代表者氏名（注３）	役職				
	氏名				
法人の役員氏名（注６）	役職				□別紙あり
	氏名				
	役職				
	氏名				
	役職				
	氏名				
密接関係者（注７）					
事業者の住所（注３）	（〒　　－　　）				
発電設備の区分（注８）					
既設設備の更新（注９）	□　有	既設設備ＩＤ			
		既設設備の出力（ｋＷ）			
		既設設備の名称			
		既設設備の設置場所			
	□　無				
発電設備の出力（ｋＷ）（注１０）					□環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中 □条例に基づく環境影響評価の手続を実施中

<table>
<tr><td>最大受電電力（ｋＷ）
（注１１）</td><td colspan="5">□　発電側託送供給料金の支払者</td><td></td></tr>
<tr><td>発電設備の名称</td><td colspan="5"></td><td></td></tr>
<tr><td>発電設備の設置場所
（注１２）</td><td colspan="5">（〒　　－　　）</td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>事業区域の面積（㎡）</td><td colspan="5"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">太陽光発電設備の設置形態</td><td rowspan="2">□屋根設置
（□既設の建物等
□建設中・予定の建物等）</td><td>建物の所有</td><td colspan="3">□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>建物の種類</td><td colspan="3">□　共同住宅
□　事務所、工場、店舗
□　学校、公共施設
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>□地上設置
（□野立て
□営農型
□水上）</td><td>土地の所有</td><td colspan="3">□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">太陽電池に係る事項
（注１３）</td><td>製造事業者名</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>変換効率</td><td colspan="4"></td><td>□除外事項該当性</td></tr>
<tr><td>型式番号</td><td colspan="4"></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>枚数（枚）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>合計出力
（ｋＷ）</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">風車に係る事項
（注１４）</td><td>製造事業者名</td><td colspan="4"></td><td></td></tr>
<tr><td>型式番号</td><td colspan="4"></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>配線方法（注１５）</td><td colspan="5"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">自家発電設備等の設置の有無
（注１６）</td><td rowspan="2">□　有</td><td rowspan="2">自家発電設備等の種類</td><td rowspan="2">□　蓄電池</td><td rowspan="2">蓄電池の位置</td><td>□　PCSより発電設備側</td><td>区分計量の可否　□可　□不可</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">□　PCSより系統側</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>□　その他（　　）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">□　無</td><td></td></tr>
<tr><td>電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">系統接続に係る事項
（注１８）</td><td>接続契約締結日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>接続契約締結先</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>工事費負担金（円[税抜き]）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">更新に係る事項（注１９）</td><td>接続枠の継承（注２０）</td><td colspan="2">□　有　□　無</td><td></td></tr>
<tr><td>電源線の継承</td><td colspan="2">□　有　□　無</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業実施工程
（注２１）</td><td>設置工事開始予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>系統連系予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>運転開始予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>□運転開始済み</td></tr>
<tr><td>設備廃止予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">保守点検責任者</td><td>法人名（法人の場合）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>責任者氏名</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>所属・役職（法人の場合）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>法人番号（法人の場合）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>保守点検及び維持管理計画
（注２２）</td><td colspan="3">別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>解体等に要する費用
（注２４）</td><td colspan="3">□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）
□内部積立て（法第１５条の１７に基づき、内部積立金を積み立てる場合等をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）</td><td>□「内部積立てに係る事項」の添付あり</td></tr>
<tr><td rowspan="4">廃棄等費用（注２５）</td><td>総額（円[税抜き]）</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>算定方法</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>積立開始時期</td><td colspan="2">年　月</td><td></td></tr>
<tr><td>積立終了時期</td><td colspan="2">年　月</td><td></td></tr>
</table>

	毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円） （注２６）			
選択する地域活用要件 （地域活用要件が求められる場合のみ記入） （（１）自家消費型・地域消費型の①～③又は（２）地域一体型の①～③の６つのうちいずれか１つを選択。）	（１）自家消費型・地域消費型		
	□ ①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□ ②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	□ ③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。		
	（２）地域一体型		
	□ ①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。		
	□ ②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。		
	□ ③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。		
自家消費・地域消費等計画 （注２７）	当該発電設備における 発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途		
	自家消費等の比率	％	
	特定供給の有無 （注２８）	□ 有　□ 無	

遵守事項（注２９）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注３０）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】（注３１）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３２）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書の写し（対象となる規模に限る。）を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３３）		
	②印鑑証明書（注３３）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３３）		
	④土地の取得を証する書類等（注３４）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）（注３７）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根		

設置太陽光発電設備のみ）（注３８）			
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていること を示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３９）			
⑩発電設備の内容を証する書類（注４０）			
⑪構造図（注３１）（注３２）（注４１）			
⑫配線図（単線結線図）（注４０）（注４２）			
⑬接続の同意を証する書類の写し			
⑭最大受電電力を証する書類（注４３）			
⑮事業実施体制図（注４４）			
⑯関係法令手続状況報告書（注４５）			
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）			
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）			
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４５）			
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）			
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４５）			
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４６）			
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４６）			
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報誌へ掲載した書類（注４６）（注４７）			
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４６）			
㉖説明会における配布資料（注４６）			
㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４６）（注４７）			
㉘説明会の議事録（注４６）			
㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４６）（注４７）			
㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４６）（注４７）			
㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４８）			
㉜再生可能エネルギー発電事業におけるエネルギー源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４９）			
㉝補助金確定通知書（注５０）			
㉞発電設備の所在する都道府県内に小売供給の５割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの			
㉟再生可能エネルギー電気特定卸供給の電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証するもの			
㊱当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、			

	災害その他の非常の場合を含む電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証するもの		
	㊱地方公共団体の出資を証するもの		
	㊲その他１		
	㊳その他２		
	㊴その他３（注５１）		

第２表　申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注５２）	燃料名（注５３）	バイオマス比率（％）（注５４）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注５５）	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス計			

ライフサイクルＧＨＧ算定値（注５６）	g-CO2eq/MJ-電力 （　燃料名　：　）
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５７）	km （　燃料名　：　）

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注５）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注６）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注７）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注８）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
６，８	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
２	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上

3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注９）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、地熱発電設備又は水力発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第９条第４項の認定を受けている発電設備又はＲＰＳ設備（法附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第３条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第９条第１項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備ＩＤを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。

（注１０）発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が１０ｋＷ未満となる場合は様式第２、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合は様式第１の２により申請すること。

（注１１）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１２）全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注１３）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１４）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。

（注１５）配線方法は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１６）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。

（注１７）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。

（注１８）当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１９）風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。

（注２０）接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。

（注２１）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。

（注２２）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。

（注２３）調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。

（注２４）太陽光発電設備の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てを行うものとして認定される。

（注２５）風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又は、バイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。

（注２６）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。

（注２７）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。

（注２８）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。

（注２９）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注３０）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注３１）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。

（注３２）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。

（注３３）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。

（注３４）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。

（注３５）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。

（注３６）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注３７）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注３８）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３９）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注４０）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。

（注４１）当該申請（提出）に係る発電設備から産出された熱を利用する場合は、熱を供給する導管等を構造図内で指し示すこと。また、熱の量を計量する熱量計をフロー図内で指し示し、計量法に基づく温度計であることを示すこと。

（注４２）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。

（注４３）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。

（注４４）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。

（注４５）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。

（注４６）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。

（注４７）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に

添付すること。
（注４８）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
（注４９）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注５０）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注５１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注５２）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注５３）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注５４）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注５５）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５６）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５７）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第２の２（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年　　月　　日

経済産業大臣（広域的運営推進機関）　殿

申請者（提出者）　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注２）　＿＿＿

第１表　再生可能エネルギー発電事業計画

事業計画内容				備考
事業者名（注３）				□地方税法第七十二条の四に規定する法人
法人番号（注４）				
法人の代表者氏名（注３）	役職			
	氏名			
法人の役員氏名（注５）	役職			□別紙あり
	氏名			
	役職			
	氏名			
	役職			
	氏名			
密接関係者（注６）				
事業者の住所（注３）	（〒　－　）			
発電設備の区分（注７）				
既設設備の更新（注８）	□　有	既設設備ＩＤ		
		既設設備の出力（ｋＷ）		
		既設設備の名称		
		既設設備の設置場所		
	□　無			
発電設備の出力（ｋＷ）（注９）				□環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続を実施中 □条例に基づく環境影響評価の手続を実施中
最大受電電力（ｋＷ）（注１０）	□　発電側託送供給料金の支払者			
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有　（　　ｋＷ）（自立運転機能　　ｋＷ）			１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
	□　無			

給電用コンセントの有無	□　有			
	□　無			
発電設備の名称				
発電設備の設置場所（注１１）	（〒　－　）			□別紙あり
事業区域の面積（㎡）				
複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注１２）	□　該当する	□　第一種複数太陽光発電設備設置事業 □　第二種複数太陽光発電設備設置事業		
	□　該当しない			
太陽光発電設備の設置形態	□屋根設置（□既設の建物等　□建設中・予定の建物等）	建物の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	
		建物の種類	□　一戸建ての住宅 □　共同住宅 □　事務所、工場、店舗 □　学校、公共施設 □　その他（　　）	
	□地上設置（□野立て　□営農型　□水上）	土地の所有	□　事業者が所有 □　事業者以外が所有 □　事業者が事業者以外と共有	
太陽電池に係る事項（注１３）	製造事業者名			
	種類			
	変換効率			□除外事項該当性
	型式番号			□別紙あり
	枚数（枚）			
	合計出力（ｋＷ）			
風車に係る事項（注１４）	製造事業者名			
	型式番号			□別紙あり
配線方法（注１５）				

自家発電設備等の設置の有無（注１６）	□　有	自家発電設備等の種類	□　蓄電池	蓄電池の位置	□PCSより発電設備側	区分計量の可否	□可 □不可	
					□PCSより系統側	系統からの充電	□有 □無	
			□　その他（　　）					
	□　無							
電気事業者への電気供給量の計測方法（注１７）								
系統接続に係る事項（注１８）	契約締結日		年　月　日					
	契約締結先							
	工事費負担金（円[税抜き]）							
更新に係る事項（注１９）	接続枠の継承（注２０）		□　有　□　無					
	電源線の継承		□　有　□　無					
事業実施工程（注２１）	設置工事開始予定日		年　月　日					
	系統連系予定日		年　月　日					
	運転開始予定日		年　月　日					□運転開始済み
	設備廃止予定日		年　月　日					
保守点検責任者	法人名（法人の場合）							
	責任者氏名							
	所属・役職（法人の場合）							
	電話番号							
	法人番号（法人の場合）							
保守点検及び維持管理計画（注２２）	別紙のとおり							
保守点検及び維持管理費用総額（円[税抜き]）（注２３）								

解体等に要する費用（注２４）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、内部積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）（詳細は、別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり。）		□「内部積立てに係る事項」の添付あり
廃棄等費用（注２５）	総額（円[税抜き]）		
	算定方法		
	積立開始時期	年　月	
	積立終了時期	年　月	
	毎月積立金額（円[税抜き]）		
補助金の受給額（円）（注２６）			
需給管理の方法			
電気の取引方法			
セキュリティ管理責任者	移行前設備ＩＤ		
	セキュリティ管理責任者　法人名（法人の場合）		
	セキュリティ管理責任者　責任者氏名		
	セキュリティ管理責任者　所属・役職（法人の場合）		
	セキュリティ管理責任者　電話番号		
	セキュリティ管理責任者　法人番号（法人の場合）		
供給エリア（注２７）			

遵守事項（注２８）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン及び説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２９）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。（注３０）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□

	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３１）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。（太陽光発電設備及び風力発電設備については原則、出力規模の大きい特別高圧連系等は専用回線、出力規模が小さい高圧以下連系はインターネット回線を活用したシステムを構築すること。）	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３２）		
	②印鑑証明書（注３２）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３２）		
	④土地の取得を証する書類等（注３３）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３４）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）（注３６）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３７）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３８）		
	⑩発電設備の内容を証する書類（注３９）		
	⑪構造図（注３０）（注３１）（注４０）		
	⑫配線図（注４１）		
	⑬接続の同意を証する書類の写し		
	⑭最大受電電力を証する書類（注４２）		
	⑮事業実施体制図（注４３）		
	⑯関係法令手続状況報告書（注４４）		
	⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４４）		
	⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４４）		
	㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４５）		
	㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４５）		
	㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４５）（注４６）		
	㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４５）		

	㉖説明会における配布資料（注４５）		
	㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注４５）（注４６）		
	㉘説明会の議事録（注４５）		
	㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４５）（注４６）		
	㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４５）（注４６）		
	㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４７）		
	㉜再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４８）		
	㉝補助金確定通知書（注４９）		
	㉞発電量調整供給契約申込書の写し（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
	㉟市場取引等により供給する方法を証する書類（特定契約により供給する事業からの移行のみ）		
	㊱自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電設備の場合又は第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）		
	㊲その他１		
	㊳その他２		
	㊴その他３（注５０）		

第２表　申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合に記載）

燃料区分（注５１）	燃料名（注５２）	バイオマス比率（%）（注５３）	バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注５４）	備考
A				
	計			
B				
	計			
C				
	計			
D				
	計			
E				
	計			
G				
	計			
バイオマス合計				
F				
	非バイオマス合計			
ライフサイクルGHG算定値（注５５）	g-CO2eq/MJ-電力 （　燃料名　：　）			
ライフサイクルＧＨＧ燃料輸送距離（注５６）	km （　燃料名　：　）			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
（注４）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。

（注５）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注６）　事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注７）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
６，８	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
２	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

なお、複数の発電設備を設置する場合は、それぞれの発電設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において基準価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注８）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）、水力発電設備又は地熱発電設備について、既設設備を更新し、更新後の発電設備（以下「リプレース発電設備」という。）について認定申請を行う場合は「有」、新設設備について認定申請を行う場合は「無」のボックスにチェックを付すこと。また、既に法第９条第４項の認定を受けている発電設備又はＲＰＳ設備（法附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される法附則第３条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第９条第１項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備をいう。）を更新するリプレース発電設備について認定申請する場合には、既設設備（更新前の発電設備）の設備ＩＤを記載すること。上記以外の発電設備に関しては発電設備の名称を記載すること。

（注９）　発電設備の出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

（注１０）　発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１１）　全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注１２）　第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。

（注１３）　太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池

変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１４）　一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。

（注１５）　配線方法は、次の記号にて記載すること。

太陽光発電設備の場合

Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線

太陽光発電設備以外の場合

Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１６）　自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否、系統からの充電の有無も該当するボックスにチェックを付すこと。

（注１７）　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。

（注１８）　当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１９）　風力発電設備（洋上風力発電設備を除く。）又は地熱発電設備であって、リプレース発電設備であるものは、「接続枠の継承」及び「電源線の継承」の項目におけるボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。

（注２０）　接続枠とは、電力系統において確保されている送電に係る容量のことをいう。

（注２１）　運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。

（注２２）　保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。

（注２３）　交付期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。

（注２４）　太陽光発電設備の場合は、外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てを行うことを希望する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。なお、内部積立てを選択した場合でも、内部積立ての要件を満たさない場合には、外部積立てとして認定される。

（注２５）　風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備又はバイオマス発電設備の場合は、事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。

（注２６）　発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。

（注２７）　供給エリアは、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄から選択すること。

（注２８）　右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２９）　事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注３０）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注３１）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注３２）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
（注３３）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３４）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３５）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３６）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３７）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３８）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３９）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
（注４０）PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。
（注４１）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。
（注４２）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注４３）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４４）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４５）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４６）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４７）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
（注４８）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注４９）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注５０）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注５１）燃料区分名は次の記号のとおり。
　Ａ：メタン発酵ガス
　Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
　Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
　Ｄ：建設資材廃棄物
　Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
　Ｆ：その他（助燃剤等）
　Ｇ：バイオマス液体燃料
（注５２）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注５３）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注５４）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５５）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５６）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第１１の１１の次に次の様式を加える。

様式第２の３（第４条の２の４関係）

長期安定適格太陽光発電事業者認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）及び代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第４条の２の４第１項の規定に基づき、長期安定適格太陽光発電事業者の認定（以下「適格認定」という。）を受けたいので、次のとおり申請します。

申　請　情　報（注２）	
認定基準⑴	□申請者及び申請者を密接関係者とする者が、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を発電する事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守していること。
認定基準⑵の１	□申請者及び申請者を密接関係者とする者が、太陽光発電設備を用いて電気を発電する事業（以下「太陽光発電事業」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（運転開始済みのものに限る。）について、合計して５０，０００ｋW以上の実績を有すること。（注３） 認定を受けていない事業　ｋW 新規認定の日が平成２９年度以降に属する事業　ｋW 合計　ｋW
認定基準⑵の２	□申請者が次のいずれかに該当し、かつ、太陽光発電事業における地域との共生及び保安の確保に関する取組方針について、申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載していること。（注４） □その株式を金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所において上場している株式会社（以下「上場企業」という。）（注５） □地方公共団体の出資を受けている者 □毎年度、長期安定適格太陽光発電事業者としての活動状況等について、経済産業大臣に報告すること。
認定基準⑶	□申請者の中期経営計画等において、一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって太陽光発電事業を継続する旨のコミットメントを行っていること。（注６） □当該コミットメントにおいて、集約する太陽光発電事業の容量及び事業継続する期間に係る定量的な目標を定めていること。（注６） □毎年度、当該目標とその進捗状況に対する評価を行い、評価結果について、申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載すること。
認定基準⑷	□申請者及び申請者を密接関係者とする者が、次のいずれにも該当しないこと。 （ｉ）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第１３条の規定による命令を受けた者であって、当該命令に係る違反の改善に必要な措置をとっていないもの （ii）法第１５条の規定により法第９条第４項の認定（法第１０条第１項の変更又は追加の認定を含む。）を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 （iii）法第１５条の６第１項の規定による命令を受けている者

添付書類	書類の種類	書　類　名	備　考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注７）		
	②印鑑証明書（注７）		
	③申請者を密接関係者とする者及び事業実績の一覧表（注８）		
	④申請者と申請者を密接関係者とする者の資本関係等を証する書類		
	⑤認定基準⑵の１の事業実績を証する書類		
	⑥申請者が上場企業又は地方公共団体の出資を受けている者であることを証する書類		
	⑦認定基準⑵の２の取組方針が掲載されている申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページの写し		
	⑧認定基準⑶のコミットメントが掲載されている申請者の中期経営計画等の写し		
	⑨その他（注９）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
（注２）　各事項に適合する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注３）　小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合

は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値とする。

（注４）　説明会及び事前周知措置実施ガイドラインや事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）等も参考にしながら、地域の住民とのコミュニケーションや周辺環境への配慮に関する取組や、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）に基づく各種の保安規制を遵守するための取組等について、申請者の取組方針（申請者を密接関係者とする者のうち当該取組方針の対象となる者の一覧を含む。）を公表すること。

（注５）　申請者に対する議決権の全てを保有する株主が上場企業に該当し、かつ、当該株主が認定基準⑴及び認定基準⑷を満たす場合、当該申請者が上場企業に該当するものとして取り扱う（ただし、当該株主が議決権を保有する者の中に、適格認定を受けている者又は申請している者が他にいる場合を除く。）。

（注６）　少なくとも低圧電源についてのコミットメントを行うこと。集約する太陽光発電事業の容量は、集約する低圧電源、高圧電源、特別高圧電源の規模別の容量（ｋW）とすること。

（注７）　公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注８）　申請者を密接関係者とする者の一覧表並びに申請者及び申請者を密接関係者とする者に係る認定基準⑵の１の事業実績の一覧表を添付すること。

（注９）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第三の四の二の五から第七まで及び第七の二の二を次のように改める。

様式第３（第８条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書

（１０ｋW未満、１０ｋW以上５０ｋW未満の太陽光発電及び市場取引等により供給する事業を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）

□変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）

□追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）

□　認定計画情報

□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名（注６）		□有 □無			□地方税法第七十二条の四第七条の規定する法人
課税事業者の該否（注７）	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方） □インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日 □課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）	□有 □無	□課税事業者に該当する（消費税を申告・納税されている方） □インボイス発行事業者に該当する（登録年月日）　年　月　日 □課税事業者に該当しない（消費税を申告・納付されていない方）（インボイス登録取消又は失効年月日）　年　月　日		
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号（注８）（注９）		□有 □無			
法人の代表者氏名（注９）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
法人の役員氏名（注９）	役職 氏名	□有 □無	役職 氏名		
密接関係者（注１０）		□有 □無			
事業者の住所（注９）	（〒　－　）	□有 □無	（〒　－　）		
発電設備の区分（注１１）		□有 □無			
発電設備の出力（ｋＷ）（注１２）		□有 □無		□電力会社都合 □上記以外	
最大受電電力（ｋＷ）（注１３）	□　発電側託送供給料金の支払者	□有 □無	□　発電側託送供給料金の支払者		

パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有（　ｋＷ） （自立運転機能　ｋＷ） □　無	□有 □無	□　有（　ｋＷ） （自立運転機能　ｋＷ） □　無		
給電用コンセントの有無	□有　□　無	□有 □無	□有　□　無		
発電設備の名称（注９）		□有 □無			
発電設備の設置場所（注１４）	（〒　－　）	□有 □無	（〒　－　）		□別紙あり
事業区域の面積（㎡）		□有 □無			
太陽光発電設備の設置形態（注１５）	□屋根設置（□既設の建物等　□建設中・予定の建物等） 建物の所有：□事業者が所有　□事業者以外が所有　□事業者が事業者以外と共有 建物の種類：□一戸建ての住宅　□共同住宅　□事務所、工場、店舗　□学校、公共施設　□その他（　）	□有 □無	□屋根設置（□既設の建物等　□建設中・予定の建物等） 建物の所有：□事業者が所有　□事業者以外が所有　□事業者が事業者以外と共有 建物の種類：□一戸建ての住宅　□共同住宅　□事務所、工場、店舗　□学校、公共施設　□その他（　）		
	□地上設置（□野立て　□営農型　□水上） 土地の所有：□事業者が所有　□事業者以外が所有　□事業者が事業者以外と共有		□地上設置（□野立て　□営農型　□水上） 土地の所有：□事業者が所有　□事業者以外が所有　□事業者が事業者以外と共有		
農地一時転用許可申請予定の有無	□有 一時転用許可期間（見込み）　年 □　法第９条第４項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。 □　無	□有 □無	□　有 一時転用許可期間（見込み）　年 □　法第９条第４項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。 □　無		

| | | |

つを選択。）

□	業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
□	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	（２）地域一体型	
□	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。	□
□	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。	□
□	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。	□

□	録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０％を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
□	③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０％について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	（２）地域一体型	
□	①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得らえる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。	□
□	②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。	□
□	③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。	□

26（遵守事項）注	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２７）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類（注２８）	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２９）	□有 □無			
	②印鑑証明書（注２９）	□有 □無			
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２９）	□有 □無			
	④土地の取得を証する書類等（注３０）	□有 □無			
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備の	□有 □無			

みなし）（注31）				
⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注32）（注33）	□有 □無			
⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注32）	□有 □無			
⑧工事計画届出書又は使用前自己確認届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注34）	□有 □無			
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注35）	□有 □無			
⑩発電設備の内容を証する書類（注36）	□有 □無			
⑪構造図	□有 □無			
⑫配線図	□有 □無			
⑬接続の同意を証する書類の写し（注37）	□有 □無			
⑭最大受電電力を証する書類（注38）	□有 □無			

⑮事業実施体制図（注39）	□有 □無			
⑯関係法令手続状況報告書（注40）	□有 □無			
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注40）	□有 □無			
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注40）	□有 □無			
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注40）	□有 □無			
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注40）	□有 □無			
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注40）	□有 □無			

㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注41）	□有 □無			
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注41）	□有 □無			
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報紙若しくは自治体広報へ掲載した書類（注41）（注42）	□有 □無			
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注41）	□有 □無			
㉖説明会における配布資料（注41）	□有 □無			
㉗出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分かる書類（注41）（注42）	□有 □無			

㉘説明会の議事録（注41）	□有 □無			
㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注41）（注42）	□有 □無			
㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注41）（注42）	□有 □無			
㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）	□有 □無			
㉜補助金を返還したことを証する書類（注2）	□有 □無			
㉝受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注3）	□有 □無			
㉞発電設備の所在する都道府県内に小売供給の5割を供給する小売電気	□有 □無			

事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの				
㉟再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証するもの	□有 □無			
㊱当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、災害その他の非常の場合を含むその電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証するもの	□有 □無			
㊲地方公共団体の出資を証するもの	□有 □無			
㊳その他１	□有 □無			
㊴その他２	□有 □無			
㊵その他３（注４３）	□有 □無			

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分（注４４）	変更前			変更の有無（注４８）	変更後			備考
	燃料名（注４５）	バイオマス比率（%）（注４６）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注４７）		燃料名（注４５）	バイオマス比率（%）（注４６）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注４７）	
A				□有 □無				
	計							
B				□有 □無				
	計				計			
C				□有 □無				
	計				計			
D				□有 □無				
	計				計			
E				□有 □無				
	計				計			
G				□有 □無				
	計				計			
バイオマス合計				バイオマス合計				

調達上限比率（注４９）				調達上限比率（注４９）				□特定契約において新たに調達上限比率を設定する（　%）（注５０）
F				□有 □無				
	非バイオマス計				非バイオマス計			
ライフサイクルGHG算定値（注５１）	g-CO2eq/MJ電力（燃料名　：　）			□有 □無	g-CO2eq/MJ電力（燃料名　：　）			
ライフサイクルGHG燃料輸送距離（注５２）	km（　燃料名　：　）			□有 □無	km（　燃料名　：　）			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　変更前の認定計画を記載すること。

（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。

（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注８）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注９）　本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。

（注１０）事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。

（注１１）発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
６，８	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

（注１２）発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、１０ｋW未満になる場合は様式第４、１０ｋW以上５０ｋW未満になる場合は様式第３の２により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１３）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１４）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。

（注１５）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
（注１６）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１７）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。
（注１８）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数引込の配線とする。
（注１９）同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注２０）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
（注２１）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。
（注２２）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
（注２３）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
（注２４）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給により供給されたことをいう。
（注２５）外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。
（注２６）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２７）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２８）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。
（注２９）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注３０）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３１）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注３２）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３３）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３４）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３５）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３６）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名及び型式番号が分かる書類を添付すること。
（注３７）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注３８）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注３９）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４０）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４１）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４２）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４３）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注４４）燃料区分名は次の記号のとおり。
Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料
（注４５）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注４６）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注４７）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注４８）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
（注４９）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載すること。
（注５０）２０１９年３月３１日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調達上限比率を設定する場合、又は２０１９年３月３１日以前の認定であって、２０１９年４月１日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合は、ボックスにチェックを付した上で、括弧内に調達上限比率を記載すること。
（注５１）燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５２）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物・産業廃棄物・その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。